令和3年 第4回定例会

摂津市議会会議録

令和3年11月30日 開会 令和3年12月15日 閉会

摂 津 市 議 会

○11月30日(第1日)		
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、		
出席した議会事務局職員		
議事日程、本日の会議に付した事件	1-	2
開会の宣告	1-	3
市長挨拶		
開議の宣告	1 - -	3
会議録署名議員の指名		
日程1 会期の決定		
日程2 認定第1号~認定第8号	1 - -	3
委員長報告(総務建設・文教上下水道・民生常任委員長、議会運営委員	長、	
駅前等再開発特別委員長)		
討論(森西正議員、嶋野浩一朗議員、増永和起議員、福住礼子議員)		
採決		
日程3 議案第69号	1 1	23
提案理由の説明(市長)		
採決		
日程4 議案第64号~議案第68号、議案第70号~議案第75号、		
議案第77号	1 1	23
提案理由の説明(上下水道部長、保健福祉部長、保健福祉部理事、総務	部長、	
生活環境部長、次世代育成部長)		
質疑(森西正議員)		
委員会付託		
日程5 議案第76号	1	33
提案理由の説明(総務部長)		
質疑(弘豊議員)		
採決		
日程 6 議案 第 7 8 号、議案 第 7 9 号	1 3	35
提案理由の説明(市長公室長)		
採決		
休会の決定		
散会の宣告	1 — ¹	37

○12月14日(第2日)	
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、	
出席した議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2 — 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 一般質問	
出口こうじ議員	2 - 3
村上英明議員	2 10
香川良平議員	2 16
水谷毅議員	2 - 27
光好博幸議員	2 - 3 4
塚本崇議員	2 - 4 3
福住礼子議員	2 50
三好義治議員	2 56
西谷知美議員	
延会の宣告	2 69
○12月15日 (第3日)	
出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、	0 1
出席した議会事務局職員	
議事日程、本日の会議に付した事件	
開議の宣告	
会議録署名議員の指名	3 3
日程1 一般質問	0 0
嶋野浩一朗議員	
弘豊議員	
松本暁彦議員	
森西正議員	
環水和起議員	
	3 49
日程2 議案第64号~議案第68号、議案第70号~議案第75号、 議案第77号	2 62
	3 63
委員長報告(総務建設・文教上下水道・民生常任委員長)	
採決	0 C.4
日程3 議案第80号	3 64
提案理由の説明(総務部長)	
質疑(弘豊議員)	

討論(福住礼子議員)	
採決	
日程4 議会議案第10号、議会議案第11号	3-66
討論(野口博議員)	
採決	
閉会の宣告	3-67
☆添付資料	
審議日程	資料- 1
議案付託表	資料- 2
一般質問要旨	資料- 3
議決結果一覧	資料- 7

摂 津 市 議 会 会 議 録

令和3年11月30日

(第1日)

令和3年第4回摂津市議会定例会会議録

令和3年11月30日(火曜日) 午前10時 開 会 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

福 住 子 1 番 礼 藤 薫 3 番 安 5 番 上 英 明 村 7 番 野 直 計 南 弘 豊 9 三 11番 好 義 治 崇 1 3 塚 本 番 15番 三 好 俊 範 本 暁 彦 1 7 番 松 19番 嶋 野 浩一朗

浦 2 番 藤 雅 彦 博 4 番 野 \Box 6 番 水 谷 毅 8 番 西 TE. 森 10番 起 増 永 和 12番 西 谷 知 美 こうじ 14番 \mathbb{H} П 亚 16番 香 Ш 良

光

18番

好

博

幸

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 Ш — TF. 市 渡 副 長 福 隆 之 市長公室長 大 橋 徹 総務部理事 辰 巳 裕 志 保健福祉部長 野 村 眞 孝 建 設 部 武 井 義 長 教育委員会 小 林 寿 弘 教育総務部長 監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 池 上 彰 会・固定資産評価審

副 市 長 村 良 夫 教 育 長 箸尾谷 知也 総 務 部 長 Щ П 猛 生活環境部長 方 和 彦 松 保健福祉部理事 平 井 貴 志 上下水道部長 永 利 彦 末 教育委員会 橋 本 英 樹 次世代育成部長

消 防 長 明 原 修

1 出席した議会事務局職員

查委員会事務局長 会 計 管 理 者

事務局長牛渡長子

岩見賢一郎

事務局次長大西健一

1 議 事 日 程

1,				会期決定の件
2,	認	定 第	1号	令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
	認	定 第	2号	令和2年度摂津市水道事業会計決算認定の件
	認	定 第	3号	令和2年度摂津市下水道事業会計決算認定の件
	認	定 第	4号	令和2年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
	認	定 第	7号	令和2年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
	認	定 第	8号	令和2年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
	認	定 第	5号	令和2年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
	認	定第	6号	令和2年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出 決算認定の件
3,	議	案 第	69号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
4,	議	案 第	6 4 号	令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)
	議	案 第	6 5 号	令和3年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)
	議	案 第	66号	令和3年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	議	案 第	6 7 号	令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
	議	案 第	6 8 号	令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
	議	案 第	70号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	7 1 号	摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	7 2 号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	73号	摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	7 4 号	財産の無償譲渡の件
	議	案 第	75号	指定管理者指定の件(摂津市立味舌体育館)
	議	案 第	77号	令和3年度摂津市一般会計補正予算(第10号)
5,	議	案 第	76号	令和3年度摂津市一般会計補正予算(第9号)
6,	議	案 第	78号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	議	案 第	79号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬 及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程6まで (午前10時 開会)

○南野直司議長 ただいまから令和3年第4 回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けま す。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、令和3年第4回摂津市議会定例会 を招集させていただきましたところ、議員 各位には公私何かとお忙しい中、ご参集を 賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回お願いいたします案件は、予算案件 といたしまして、令和3年度摂津市水道事 業会計補正予算(第2号)ほか6件、人事 案件といたしまして、固定資産評価審査委 員会委員の選任について同意を求める件、 条例案件といたしまして、摂津市税条例の 一部を改正する条例制定の件ほか5件、そ の他の案件といたしまして、財産の無償譲 渡の件ほか1件、合計16件のご審議をお 願いいたすものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご 可決賜りますよう、よろしくお願いを申し 上げます。

簡単でございますが、開会に当たりまし てのご挨拶といたします。

○南野直司議長 挨拶が終わり、本日の会議 を開きます。

本日の会議録署名議員は、西谷議員及び 塚本議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。 お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月1 5日までの16日間とすることに異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう ○南野直司議長 民生常任委員長。 に決定しました。

日程2、認定第1号など8件を議題とし ます。

委員長の報告を求めます。総務建設常任 委員長。

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

○三好義治総務建設常任委員長 ただいまか ら総務建設常任委員会の審査報告を行いま

10月12日の本会議において、本委員 会に付託されました認定第1号、令和2年 度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所 管分及び認定第5号、令和2年度摂津市財 産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件、 以上2件について、11月5日、9日及び 10日の3日間にわたり、委員1名欠席の 下に委員会を開催し、審査しました結果、 認定第1号所管分については賛成多数、認 定第5号については全員賛成をもって認定 すべきものと決定しましたので報告しま す。

- ○南野直司議長 文教上下水道常任委員長。
 - (弘豊文教上下水道常任委員長 登壇)
- ○弘豊文教上下水道常任委員長 ただいまか ら、文教上下水道常任委員会の審査報告を 行います。

10月12日の本会議において、本委員 会に付託されました認定第1号、令和2年 度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所 管分、認定第2号、令和2年度摂津市水道 事業会計決算認定の件及び認定第3号、令 和2年度摂津市下水道事業会計決算認定の 件、以上3件について、11月4日、5日 の2日間にわたり、委員全員出席の下、委 員会を開催し、審査しました結果、いずれ も全員賛成をもって認定すべきものと決定 しましたので報告します。

(香川良平民生常任委員長 登壇)

○香川良平民生常任委員長 ただいまから、 民生常任委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員 会に付託されました認定第1号、令和2年 度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所 管分、認定第4号、令和2年度摂津市国民 健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、 認定第6号、令和2年度摂津市パートタイ マー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認 定の件、認定第7号、令和2年度摂津市介 護保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び 認定第8号、令和2年度摂津市後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上 5件について、11月4日、8日及び9日 の3日間にわたり、委員全員出席の下に委 員会を開催し、審査しました結果、認定第 6号については全員賛成、その他の案件に ついては賛成多数をもって認定すべきもの と決定しましたので報告します。

○南野直司議長 議会運営委員長。

(村上英明議会運営委員長 登壇)

○村上英明議会運営委員長 ただいまから、 議会運営委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、11月25日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので報告します。

- ○南野直司議長 駅前等再開発特別委員長。 (野口博駅前等再開発特別委員長 登壇)
- ○野口博駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

10月12日の本会議において、本委員 会に付託されました認定第1号、令和2年 度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所 管分について、11月12日、委員全員出 席の下に委員会を開催し、審査しました結 果、全員賛成をもって認定すべきものと決 定いたしましたので報告いたします。

○南野直司議長 委員長の報告が終わり、質 疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。森西 議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 認定第1号について、反対討 論を行います。

2019年末、中国武漢市から報告された原因不明肺炎は、新たなコロナウイルスが原因であることが判明しましたが、世界各地に拡大。2020年1月30日、WHOは、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を、3月11日にはパンデミックの宣言を出されました。

令和2年2月に感染症法上の指定感染症に指定されました新型コロナウイルス感染症は、日本国内で感染が広がり、文部科学省は、2月28日、都道府県教育委員会や知事らに、小・中学校や高校などを3月2日から春休みまで一斉休校とするよう求める通知を出され、長期休校が余儀なくされ、授業時間確保策が取られました。その後、世界的な感染の広がりを受け、3月24日には東京オリンピック・パラリンピックの開催延期が発表されました。

新型コロナウイルスの感染者急増を受け、政府は、4月7日、東京都や大阪府など7都府県を対象に緊急事態宣言を発令し、16日には全国に拡大をされました。身体的距離の確保、すなわちソーシャルデ

ィスタンスやマスク着用といった新しい生活様式や、在宅勤務などの感染防止策が呼びかけられました。宣言は5月25日に全面解除されましたが、その後も各地でクラスター、すなわち感染集団が発生し、国内の感染者は10月に10万人を突破しました。

11月には、7月から始まった政府の需要喚起策GoToキャンペーンの運用も見直しをされました。首都圏や関西圏の都市部中心に感染が拡大し、令和3年1月8日には2回目となる緊急事態宣言が発出され、1月13日には、政府は、各府県からの要請に応じ、緊急事態宣言の範囲に2府5県が追加されました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染 症の感染拡大に大きな影響を受けた1年で ありました。

その状況の中、令和2年度の一般会計、特別会計の決算は、歳入決算額648億7,596万8,000円、歳出決算額628億4,299万7,000円、形式収支が20億3,297万2,000円、実質収支が18億8,455万4,000円となっております。前年度と比べると、歳入決算額は124億4,723万7,000円、歳出決算額は122億401万4,000円、未れぞれ増加しております。

形式収支は20億3,297万2,00 0円の黒字となっており、前年度に比べ2 億4,322万3,000円増加しており ます。形式収支から翌年度へ繰り越すべき 財源1億4,841万8,000円を控除 した実質収支は18億8,455万4,0 00円の黒字となっており、前年度に比べ 2億5,839万7,000円増加しております。

一般会計では、歳入461億4,674

万9,000円、歳出456億7,953 万3,000円で、形式収支は4億6,7 21万7,000円の黒字となっておりま す。また、翌年度へ繰り越すべき財源1億 4,841万8,000円を控除した実質 収支は3億1,879万9,000円の黒 字で、前年度の実質収支の黒字額1億9,783万3,000円を控除した単年度収 支は1億2,096万6,000円の黒字 となっております。

一般会計は、前年度は、実質収支では黒字、単年度収支では赤字となっておりましたが、令和2年度は、実質収支、単年度収支ともに黒字となっております。財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金の主要3基金の現在高を合計すると、前年度に続き増加となり、本年度末では140億2,802万4,000円となっております。

また、市債については、元金償還額は22億6,427万3,000円、利子償還額は1億701万9,000円で、歳出総額に占める割合は5.2%となっております。新規発行額を元金償還金以内に抑制していることから、本年度末現在高は177億1,530万6,000円となっており、年々減少をしております。このことについては大いに評価をいたしたいと思います。

歳入の状況は、前年度に比べ122億 9,995万4,000円の増加となって おり、これは、主に国庫支出金で105億 5,828万5,000円、府支出金で1 1億8,515万円増加したものの、市税 で2億9,536万3,000円、地方特 例交付金で1億1,716万円、地方交付 税で1億1,696万6,000円減少し たことによるものであります。

本市の根幹的な歳入である市税決算額

は、主に個人市民税で2億2,308万9,000円増加したものの、法人市民税で6億6,512万円減少し、市税全体で2億9,536万3,000円の減収となっております。また、市税収入率は、前年度に比べ2.7ポイント低下し、95.3%となっており、なお、歳入総額に占める自主財源の割合は45.1%で、前年度に比べ17.9ポイント低下をしております。

前年度比169.8%の国庫支出金の主なものは総務費国庫補助金で、主に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金事業補助金で86億4,960万円増加をしております。

歳出状況は、前年度と比べ121億9, 416万2,000円の増加となっており、これは、主に総務費で90億8,25 7万8,000円、土木費で11億1,7 72万2,000円、教育費で6億2,9 73万4,000円、衛生費で5億6,1 37万1,000円増加したものの、消防費で5,088万6,000円の減少となっております。

前年度比141.3%の総務費の主なものは総務管理費で、主に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付費の負担金補助及び交付金などの増により92億7,361万5,000円増加をしております。

普通会計での財政分析の結果を見ますと、財政構造の弾力性を示す指標である経済収支比率は、前年度に比べ3.3ポイント改善し、95.8%となり、2年連続で100%を下回りました。これは、主に比率計算で分母となる経常一般財源等が地方消費税交付金で増加した結果であります。

また、国の地方財政対策債である臨時財

政対策債等を除いて算出した経常収支比率 は97.1%で、100%を下回ったもの の、硬直的な財政構造が続いております。

財政力指数は、3か年平均で0.018 ポイント悪化し、0.988となり、3年 ぶりに1を下回っております。単年度にお きましては、3年連続で1を下回っている 状況であります。

実質公債費比率は、前年度に比べ0.9 ポイント改善し、マイナス0.7%、公債費負担比率は、0.1ポイント改善し、8.3%となっております。市債現在高は減少傾向で、実質公債費比率は、前年度において府内都市平均3.3%よりも低い水準の0.2%となり、本年度はマイナスの0.7%と、さらに改善をしております。これは、市債発行額を元金償還金以内に抑制してきたことによる効果であり、評価をいたしたいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、歳入では、企業業績の悪化による税収の落ち込みが見られました。歳出では、新型コロナウイルス感染症関連の対策や補助などにより大幅な増となりました。新型コロナウイルス感染拡大の影響の中、市政運営に取り組まれてきたことには評価をいたしたいと思います。

しかしながら、総務費、総務管理費、一般管理費、事務執行適正化第三者委員会委員報酬で206万8,000円、総務費、 徴税費、税務総務費、訴訟等委託料90万 5,590円が執行されております。合わせて約300万円で、全体会計からすると 僅かな金額でありますが、私は執行に異論があります。

令和2年9月16日付で3案件、平成3 0年4月、総務部市民税課が担った平成3 0年度当初課税事務において、課税処理シ ステム端末への入力誤りに端を発する1, 500万円余りの市民税誤還付を生じ、現 在に至るまで対象市民からの返還を受けら れない事案が発生したという事案、そし て、平成29年4月以降、当時の総務部防 災管財課職員による私的な親睦会において 集金された親睦会費の盗難が疑われる案件 が発生したという案件、令和元年12月以 降、当時の市民生活部市民課、現在は生活 環境部市民課において、交付前のマイナン バーカードを複数回にわたって亡失し、か つ職員による不適切な事後処理が疑われる 案件が発生したという案件が摂津市事務執 行適正化第三者委員会に諮問され、令和3 年3月30日に答申が行われ、報告書が提 出をされました。

平成30年4月6日、吹田税務署に提出 された所得税確定申告書に不備があったた め、摂津市の税務システムに自動的に反映 をされなかった市民の株式等譲渡所得割額 控除額等のデータについて、総務部市民税 課市民税係の係員が入力作業を行った。こ のとき、株式等譲渡所得割額控除額の金額 を、申告書に記載されていた166万81 0円と入力すべきところを、職員は1,6 68万810円と誤って入力し、本来還付 すべき金額を165万5,577円とすべ きところを1,667万5,577円とす る誤った内容の還付通知書が作成され、還 付金が入金をされ、令和元年10月18 日、大阪府より前年の還付金総額と比較し て乖離幅が大きいとの指摘を受け、そし て、その後、面談及び電話により市民と複 数回にわたり接触が行われ、令和2年1月 に、令和6年3月31日までの履行期限延 長と、令和2年12月31日まで毎月5、 000円を返還する旨の申出書の提出を受 けましたが、市民税誤還付を受けた全額を 支払う意思は示されなかったため、8月2 0日、誤還付金の返還を求めて大阪地方裁 判所に提訴されました。

第三者委員会においては、通常、吹田税 務署へ提出された所得税確定申告書に記載 されたデータが摂津市の税務システムへ自 動的に反映されるべきところ、例外的に吹 田税務署に保管されている資料を摂津市職 員が確認した上で手入力を要するものであ ったため、職員による手入力時に入力誤り が生じた、データ入力後、端末の画面上及 びプリントアウトされた紙媒体でチェック 作業が行われる手順となっていたが、これ らのチェックが機能しなかった、また、事 後の決済においても誤りが発見できなかっ た、高額の市民税誤還付が生じた場合、対 象者に対して速やかに説明をして回収を図 るとともに、報道発表や再発防止策の策定 等が必要であったが、いずれも緩慢な事後 対応となった、特に、環付金の返還を実質 的に拒絶する市民に対して返還請求訴訟を 提起したのが令和2年8月のことであり、 平成30年7月の還付金送金から2年以上 も経過しているため回収を一段と困難なも のとしていると、委員会は問題づけをされ ておりました。

他会派からも要望書が市長に提出をされております。摂津市事務執行適正化第三者委員会調査報告書には隠蔽体質という記述が散見され、単純な事務執行上の問題ということではなく、本市組織の根幹に関わる非常に重大な問題が露呈したものである、議会への報告の在り方も含めた隠蔽の問題については責任の所在が明らかにされていない等、当時、厳しく要望をされております。

市長へのミスの報告は令和2年3月23 日であり、議会への報告が令和2年5月で ありました。この点については、私が当時 議長として、そして、副議長とともに強く 抗議をいたしました。私は、一議員とし て、議会に報告が遅くなったことについて は賛成をできかねます。一連の不祥事の責 任として、令和2年7月から令和2年9月 まで3か月、市長と副市長ともに10%の 報酬カットをされましたが、いまだ責任は 取り終えていないと私は思っております。

令和3年10月13日、大阪地方裁判所は、正当な還付金と認識したとする説明は不合理として全額返還を命ぜられましたが、市のコメントとしては、市の主張が認められたものと考えている、相手方の控訴の有無を確認してから必要な対応を行っていくと申されていますが、誤って還付した約1,500万円はいまだ返還をされておりません。

ミスはあってはいけないと思いますけれ ども、どんな人でもミスを起こしてしまう ことはあるだろうと思います。その際、ま ず、市民の自宅に出向いて謝罪をすべきで あると私は思っておりますし、私を含めて 多くの議員からそのような指摘があったと 思っております。私が議長のときに、一連 のミスや不祥事が生じた後、職員のささい な業務ミスについても議長並びに議会への 報告が頻繁になされるようになりました。 その際、私は、市民の自宅に出向き、謝罪 をしてきなさいと指示を出させていただき ました。すると、処理報告では、電話をし て自宅にお伺いをしたい旨を伝えると、そ の市民のわざわざお越しいただかなくても この電話だけで結構ですという声に甘え、 自宅に伺わなかったという報告を受けてお りました。自宅に謝罪に伺うと言えば、結 構ですと言うのが当たり前であると思いま す。結構ですと言われても自宅に謝罪に伺 いなさいと強く注意をしたこともあります。目の前にある仕事も大事だと思いますけれども、一人一人の市民に誠意を持って 誠実に対応することのほうが私は優先だと 思います。

職員は市の顔であります。以前、ある市民より、こんな声を聞いたことがあります。摂津市に引っ越してきて転居届を出そうとしたら、そのときの窓口の職員の対応がよかったから、これから先ずっと他の市に行かずに、この摂津市で一生住もうと思ったという市民の方がおられました。私は、その職員は職員の鑑だと思います。

私は、今の本市における市政運営は、摂 津市事務執行適正化第三者委員会調査報告 書での再発防止に向けた提言が全てだと思 います。職場風土の問題、事務マニュアル 等の作成、責任追及の在り方と提言をいた だいております。働きやすい庁内の体質に することが摂津市の発展と摂津市民の安心 と安全につながっていきます。一連のミス や不祥事を猛省していただいて、二度と同 じことを繰り返さないよう、隠蔽体質と言 われないよう強く求めて認定第1号に対す る反対討論といたします。

- ○南野直司議長 次に、嶋野議員。
 - (嶋野浩一朗議員 登壇)
- ○嶋野浩一朗議員 自民党・市民の会を代表 いたしまして、認定第1号から認定第8号 までの令和2年度の各会計決算について、 賛成の立場から討論を行います。

令和2年度は、まさに新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年でありました。 4月7日には大阪府を含む7都府県に緊急事態宣言が発令され、16日には全国へと拡大をされました。東京オリンピック・パラリンピックは開催が令和3年に延期され、全国的に3密回避が叫ばれる中、我が 市でも、イベントの休止や公共施設の利用 制限等、人流を抑制する対策が行われ、市 民生活に大きく影響することとなりまし た。経済については、人流抑制による飲食 業や観光業などへの影響が大きく、雇用悪 化や倒産などリーマンショック時をしのぐ 悪影響が現れ、今もなおその影響が吹っ切 れているとは言い難い状況にあります。

誰もが先行きに不安を抱える中、我が市においては、いち早くひとり親家庭や小規模事業者等に対し激励給付金を支給し、その後も新型コロナウイルス感染症対策を実施してきたことは、市民の安心感につながる取り組みであり、我が会派といたしましても高く評価をしております。引き続き、感染症対策に努めていただくとともに、アフターコロナを見据えた新たな日常を形づくるための取り組みに期待をしております。

さて、我が市の財政状況についてでございますけれども、令和2年度では、経常収支比率は95.8%、前年度に比べ3.3ポイント改善しており、コロナ禍にあっても、様々な市民ニーズに対応しながらも安定的に財政運営がなされていることは評価に値するものであります。

しかしながら、市税収入の落ち込みは令和3年度以降に本格化することが予想されます。コロナ禍からの復興をいち早く成し遂げるため、積極果敢に取り組むべきところは取り組むとともに、見直すべきところはしっかりと見直し、引き続き財政健全化に努めていただくよう期待をするものでございます。

それでは、具体的な施策や実施事業について申し上げてまいります。

初めに、市民が元気に活動するまちづく りについては、シティプロモーションサイ トの開設やコミュニティ施設の在り方の検 討と併せてニーズ調査が実施されたことを 評価するものであります。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりでは、鳥飼まちづくりグランドデザインの策定に向け基礎調査等が実施されました。コロナ禍により当初の予定からずれ込みながらも、計3回にわたって地元懇談会が実施され、併せてアンケート調査、各種団体へのヒアリング調査がなされたことを評価するものであります。

また、千里丘駅西地区まちづくり事業では、事業計画書が策定され、阪急京都線連続立体交差事業では、建物等調査及び不動産の鑑定、また、順調に用地取得も進められてまいりました。両事業ともに我が市の発展に欠かせない大規模事業でございますので、着実な実施を期待しております。

また、自転車通行空間整備事業や多世代での同居及び近居を開始する世帯の住宅取得等の支援、未就学児移動経路対策として、園児等が集団で日常的に通行する危険箇所に交通安全対策工事が実施されたこと、高齢者の運転免許証自主返納を促すため、全国初となる人生100年ドライブ事業を評価するものであります。

公共交通の安全対策として、モノレール 南摂津駅に可動式のホーム柵が設置された ことを評価いたします。また、来月にはモ ノレール摂津駅に同様のホーム柵が設置さ れる予定とお聞きをしておりますけれど も、JR千里丘駅、阪急正雀駅及び阪急摂 津市駅には具体的な計画が策定されていな いとお伺いをしております。誠に難しい取 り組みであると認識しておりますが、関係 機関への働きかけを期待するものでありま す。

また、防災施策として、全小・中学校に

鍵ボックスを設置し、迅速な避難所開設を 図るとともに、避難所に設置するマンホー ル用トイレ及びテント6セットを追加配備 されたことを評価するものであります。

次に、みどりうるおう環境を大切にする まちについてでは、広域処理施設となる茨 木市環境衛生センターの整備費用等の一部 を負担するとともに、摂津市一般廃棄物処 理基本計画が策定されました。令和5年度 の広域処理施設開設を見据え、さらなる連 携を深めるとともに、市民の環境負荷軽減 への意識をより一層高めるための取り組み に期待をしております。

続いて、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちにつきましては、国立循環器病研究センターと協働した脳卒中予防の取り組みであるFASTの実施、摂津市障害者施策に関する長期行動計画(第4次)の前期中間見直し、第6期摂津市障害福祉計画及び第2期摂津市障害児福祉計画の策定、また、障害者支援施設入所者の移動支援サービスが拡充されたことを評価するものであります。

次に、子育て支援でございますけれども、本年8月には、本市で3歳児が虐待され亡くなるという大変痛ましい事件が発生いたしました。亡くなられたお子様には謹んでご冥福をお祈り申し上げます。本件につきましては、市長以下市職員には、この事実を重く受け止めていただき、再びこのような事件が起こらないよう対策に努め、その教訓を全国に対し発信していただきたいと強く要望いたします。

今回、このような大変痛ましい事件を受け、子育て支援策の充実が不可欠であると感じておりますけれども、令和2年4月には子育て世代包括支援センターが設置をされ、出産育児課においても、産前産後サポ

ート事業など新たな事業がスタートしたことは大きな前進であると評価するものでございます。今後、虐待防止の取り組み強化に努めていただくとともに、子育て世代包括支援センターの理念を形にすべく、孤立しがちな子育て世代に対する包括的な支援策の実施を期待いたします。

母子保健の取り組みでは、産後4か月未満の産婦に対し、医療機関での宿泊、日帰りによるケア及び育児指導が実施されたこと、産後鬱等の早期発見・支援に向け、産後2週間及び1か月に産婦健診が実施されたことなど、きめの細かいケアが実施されたことを評価するものであります。

また、待機児童対策として、民間事業所による保育所等の施設整備等の補助、学童保育室の開室時間が拡大し、午後5時30分から午後7時までの延長保育が実施されたことを評価するものであります。

人権施策につきましては、第4期摂津市 男女共同参画推進計画策定に向け、市民意 識調査が実施をされました。人としての尊 厳が大切にされる我が市の構築に向けて期 待するものであります。

次に、誰もが学び、成長できるまちについては、市独自のスクールロイヤーを配置、法的側面から学校でのいじめ事案等の予防の強化、摂津SUNSUN塾の受講者を拡充し、受講科目に国語が新たに追加されたこと、ICT教育の推進に向け、全小・中学校の校内LAN環境を整備するとともに、児童・生徒一人につき1台のタブレット型パソコンが配置をされたこと、英語教育推進事業として、実用英語技能検定料の負担軽減が図られるとともに、生徒の英語への学習意欲の向上が見られたことを評価するものであります。

また、旧味舌スポーツセンター跡地にお

ける体育館の建設工事への着手、東京オリンピック・パラリンピック記念事業として、元オリンピック選手及び現役アスリート等によるスポーツ教室が開催されたことを評価するものであります。

次に、活力ある産業のまちにつきましては、創業支援事業として、空き店舗等に入居する創業者に対する賃料の一部が補助されたこと、新型コロナウイルス感染症対策として、セッピィスクラッチカードの当選確率を20%から40%に拡充されたことを評価するものであります。産業を取り巻く環境は依然として厳しいものがございますが、産業のまちならではの的を射た取り組みに期待をしております。

水道事業会計では、施設改修事業として、中央送水所1号配水池の建て替え工事が順調に進められ、鳥飼送水所の送水管の2系統化に向けての配管工事が実施されたことを評価するものであります。

国民健康保険特別会計については、コロナ禍による保険料の減免、また、人間ドック費用の助成額の引き上げを実施されたことを評価するものであります。

公共下水道事業特別会計につきましては、下水道ストックマネジメント計画が策定され、また、長年の課題である安威川以南の雨水対策として、三箇牧鳥飼雨水幹線が供用開始されたことを評価するものであります。供用開始に至るまでに厳しい状況に直面してまいりましたけれども、地域の方々の安心にもつながる取り組みであり、今後もさらなる取り組みに期待をしております。

介護保険特別会計では、第8期せっつ高齢者かがやきプランが策定され、また、介護の日イベントとして、これまでのコミプラでのイベントに代わり、事業所の作品展

示コーナーや新型コロナウイルス感染症対策の具体的な取り組みの紹介、介護現場で働く方々へのインタビューなどを盛り込んだせっつ動画 de健康フェス!がオンラインで実施されたことを評価するものであります。今後も、つどい場の拡充をはじめ、令和4年度に移転予定の国立健康・栄養研究所のノウハウを市民の健康増進に結びつける取り組みに期待するものであります。

続いて、行政経営全般については、第4 次摂津市総合計画と摂津市まち・ひと・し ごと創生総合戦略を一体化した摂津市行政 経営戦略が策定され、各計画との整合性が 図られたこと、また、摂津市公共施設等総 合管理計画の改正、事務の効率化に向けた RPAの導入を評価するものであります。 今後ますます高度化する職務の遂行に当た り、人材の育成とともに、将来を見据え、 思い切った取り組みがなされることを期待 しております。

以上、令和2年度決算を総括しての賛成 討論でございますけれども、最後に一言申 し上げたいと思います。

現在、新型コロナウイルスの新規感染者数は全国的に減少しており、市民生活も徐々に平常時に戻りつつあると感じております。しかし、依然として経済面では厳しい状況にあり、税収の落ち込みを想定した行財政運営を断行せざるを得ないと認識をしております。このような状況は、行政の努力だけで乗り切れるものではございません。多くの耳目を集め、英知を結集しなくてはなりません。

我が市の市政運営の大きな柱は、協働によるまちづくりであります。この協働によるまちづくりを進めるには、このまちをつくっている主体が誰であるのかをいま一度見詰め直し、全ての者が現状を我が事と思

って主体的に取り組むことが不可欠であると私は考えております。今のこの暮らしがあるのは、あの時代のあの先輩たちの努力のおかげなのだと後人が感じることができるように、私たちはたゆまぬ努力を続けていかなくてはなりません。市民が思いやりと優しさの心を持ち、夢と希望と志を持って、そして未来の発展を願い行動に移す、そんな魅力あるまち摂津を創造していくことを願い、以上で賛成討論といたします。

○南野直司議長 次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 日本共産党議員団を代表して、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第7号及び認定第8号に対する反対討論を行います。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による未曽有の社会的危機の下、自治体の役割が強く求められました。年度当初から緊急事態宣言が発出され、小規模事業者やひとり親家庭に対する激励給付金、新型コロナウイルス感染症対応で奮闘する医療・介護サービス、障害福祉サービス、保育・学童保育従事者への応援給付金など、市独自に支援策を講じられたことは評価するものです。

しかし、国は、専門家が求める検査拡大や医療体制強化には消極的な一方で、効果の薄いアベノマスクの一斉配布やGoToキャンペーン、オリンピック・パラリンピックなど感染防止に逆行する政策を強行したことで、断続的に感染爆発の波が押し寄せ、深刻な医療崩壊を起こし、市民生活や非正規労働者、フリーランス、中小事業者の営業にはかつてない大きな打撃を与えました。

こうした市民の窮状を前に、摂津市として取ってきた対策は決して十分なものとは

言えません。第2、第3の応援給付金給付、感染不安が広がるエッセンシャルワーカーに対する定期的検査の実施、市民に対するPCR検査の抜本的な拡大、公衆衛生や医療体制強化への取り組み、医療崩壊時に頻発した自宅療養者への生活支援など、日本共産党議員団は、市民から寄せられた様々な要望を8回にわたり市長に申し入れしてきましたが、実施に至っていません。

財源がなかったわけでは決してありませ ん。国の新型コロナウイルス感染症対応地 方創生臨時交付金が約7億4,200万円 交付されたことで、市独自の新型コロナウ イルス感染症対策の財源は一定確保され、 摂津市の持ち出し一般財源は、交付金実績 報告によれば僅か3,800万円、交付金 事業計画に含まれない独自事業を合わせて も1億4、300万円でしかありません。 令和2年度の主要基金残高は約12億円ふ やし、市債残高は逆に1億7,000万円 も減らしています。自然災害や新型コロナ ウイルス感染症の危機など、未曽有の社会 的危機の際、基金を取り崩してでも市民生 活や地域経済を守り支えることが身近な自 治体として求められる責任ではないでしょ うか。

現在、感染者数が急激に減少し、緊急事態が解除されていますが、第6の波の到来が危惧されています。今からでも、国や大阪府に対して、病床削減など逆行する政策を改め、抜本的な対策強化を行うよう強く求めるとともに、住民の福祉の増進という自治体本来の役割、責任をもっと果たしていくべきであると申し上げ、以下、反対理由を述べていきます。

まず、情報公開、市民参加についてです。

摂津市の重要な計画策定時における情報

公開と市民参加をもっと拡大すべきです。 鳥飼まちづくりグランドデザイン策定に向けた意見聴取先は限定的で、グランドデザインの知名度そのものはとても低いと言わなければなりません。また、第4期男女共同参画計画の策定に向けた市民意識調査の回答率は20%台、前回調査を大幅に下回っています。どちらもコロナ禍という悪条件があったとしても、摂津市と市民にとって重要な計画を生きたものにするためには、市民参加は欠かせません。情報公開と市民の意見を聴く場と回数をさらに広げ、計画に反映することを求めます。

次に、第三者委員会の報告についてで す。

相次いだ不祥事を受けて取りまとめられ た事務執行適正化第三者委員会の報告で、 ミスの背景に、市役所内の事なかれ主義、 隠蔽体質とともに、職員の情報共有やコミ ュニケーション不全があると指摘されまし た。また、その報告書の内容が事前に外部 に流出していたと指摘されるなど、市役所 の中にどろどろとした疑心暗鬼が渦巻いて いるとも受け止められかねない事態が生じ ています。事務上のミスの再発防止につい ては、チェック体制の強化や人事異動の工 夫など対応が取られ始めていますが、職場 内における情報共有やコミュニケーション の問題は簡単ではありません。まず、今の 職場の現状、問題点を幹部が認識し、共有 し、職員全体に見える形で範を示すべきで す。職員が全体の奉仕者として仕事に誇り を持ち、生き生きと働ける市役所にするよ う、幹部職員自らがその環境改善に取り組 んでいくよう強く求めます。

次に、市民の暮らしを守る施策について 3点述べます。

1点目は、国民健康保険についてです。

2020年度は、国保都道府県化の3年 目、大阪府国保運営方針の見直しの年でした。保険料は、自然増分だけでなく、統一 化へ向けての値上げ分を含め、一人当たり 年間11万207円、前年より5,260 円の値上げでした。所得200万円、40 歳代夫婦と子ども二人の世帯では、ついに 年間40万円を超え、所得の約5分の1以 上が保険料で消えることになりました。

摂津市は、予算のときは、大阪府の示す 保険料よりも引き下げるため、国保基金を 5,000万円取り崩し、一般会計からも 1,000万円繰り入れると言いました が、決算を見ると、保険料抑制のための繰 り入れはゼロ円、基金は、取り崩しどころ か、さらに積み上げて4億円を超えまし た。前年度同様、値上げを繰り返す一方、 市民のお金を吸い上げて国保基金をどんど んふやしています。国保会計は黒字、基金 は増加という現象は、摂津市だけではな く、府内市町村が皆同じ状態です。何が原 因なのでしょうか。今回の運営方針見直し の中で、右肩上がりだとされていた医療費 総額が、実は2015年度以降下がってい たことが明らかになり、それを基に医療費 推計も下方修正されました。そもそも大阪 府の示してきた保険料率が実態に沿ったも のではなかったということではないでしょ うか。

大阪府は、この秋の国政選挙の期間、府議会が止まり、市町村の決算審査の時点で決算を公表していません。しかし、国保会計は30億円ほどの黒字だそうです。決算もきちんと示さないで、国保財政の大本を預かる保険者として大変無責任だと言わざるを得ません。方針見直しのための市町村の意見聴取では、これ以上の値上げは市民に説明がつかない、統一化を遅らせるべき

だという声が幾つも出ました。摂津市も、 一方的に値上げを押しつけてくる府内統一 化にきっぱり反対し、これ以上の値上げを やめ、市民が払える保険料に引き下げるこ とを求めます。

2点目に、介護保険についてです。

2020年度は、介護保険第7期の最終 年であり、第8期の計画を立てる年でし た。第6期の最終年度の基金積み上げ額は 次の期の保険料の財源にしないとの対応で したが、今回は、最終年度も含め、基金は 全額保険料引き下げに入れるとのことで す。しかし、そういった対応をしても、第 8期の計画は保険料値上げとなり、本人非 課税の基準額で月額6,280円、年間7 万5,360円となりました。高齢者人口 の増加に伴い、介護給付が増加するのは当 たり前のことですが、それを保険料の値上 げで賄うことは限界を迎えています。必要 な給付を抑えれば、重症化を招き、さらに 給付費が上がることになります。予防事業 に取り組み、認定審査をしつかり行い、簡 易なサービスではなく、必要な人を必ず専 門的なサービスにつなぐことをしつつ、保 険料以外の財源を確保することが必要で す。法的に何も問題のない一般会計からの 繰り入れを行うことを強く求めます。

3点目に、環境を汚染するPFOAの問題です。

発がん性、低体重児出生、発達毒性などが指摘される有機フッ素化合物(PFOA)の汚染が摂津市内に広がり、市民の不安が高まっています。水環境における国の暫定目標値は1リットル当たり50ナノグラムですが、2020年度の大阪府の調査で、一津屋地域の地下水から最高2万2,000ナノグラムが検出されました。排出源からの広がりを調べる国の調査では、安

威川以北の地点からも170ナノグラムが 検出され、ダイキン工業株式会社淀川製作 所の周囲で広範囲に汚染が広がっているこ とが明らかになりました。市は、いまだに 飲み水は大丈夫だと言うばかりですが、市 民が独自に研究者に依頼した調査では、水 だけではなく、土壌や農作物、人体からも 高濃度のPFOAが検出されています。

国会でも、我が党の山下芳生参議院議員の質問に、当時の小泉環境大臣が、ダイキン工業株式会社淀川製作所における対策について、大阪府、関係自治体と連携、注視し、土壌や健康についても研究していくとの答弁を行い、大阪府は国に対し、今年7月、土壌や農作物、健康についても調査し、指針をつくるよう求める要望書を提出いたしました。

摂津市は、市民の不安に応え、市民の命と健康を守る立場に立ち、まだ調査が行われていない地域の水質調査を始め、水質汚染の広がる地域で土壌、農作物、市民の健康についても独自調査を行うべきです。そして、国、大阪府、ダイキン工業株式会社淀川製作所に対し、解決のための対策を求めることを強く要望します。

次に、JR千里丘駅西地区再開発事業と 阪急京都線連続立体交差事業についてで す。

まず、JR千里丘駅西地区再開発についてです。

昨年度は、一昨年10月の都市計画案に 対する105件の意見書提出や、最初の行 政手続である都市計画決定を受け、事業計 画策定に向けた取り組みが行われ、昨年6 月30日に事業計画が決定されました。私 ども日本共産党は、この間、関係権利者に とって、これからの将来の生活が成り立つ ように、都市計画法第74条の生活再建措 置の規定を生かし、市独自の対策を強く求めてきました。同時に多額の予算が投入される計画に対して、情報公開と、住民合意を基本に身の丈に合った内容にすべきだと申し上げてきました。これから、権利変換計画の策定作業の中で、関係権利者の様々な要望を受け止め、きちんと市独自の生活再建策を実行することを求めます。

阪急京都線連続立体交差事業については、改めて、地権に関わることで担当職員にとっても大変な苦労もあると思いますが、それぞれの様々な人生と、そして今後に責任を持っているという自覚を持って、寄り添った対応をされることを求めます。

次に、上下水道事業について述べます。

かねてより、北摂で一番高い上下水道料 金の引き下げ、負担の軽減を求めてきたと ころですが、新型コロナウイルス感染症の 緊急対策として、7月から10月分の4か 月、水道基本料金の減額が行われたことに ついては評価をしています。摂津市は、一 般会計からの繰り入れについて、非常事態 における例外的なことだと、1回限りの対 策とされましたが、多くの自治体で取り組 まれ、大阪広域水道企業団においても料金 引き下げが行われています。また、大阪市 では、新型コロナウイルス感染症の影響で 休業を余儀なくされ、売り上げの減少が大 きい飲食店などにも減免が行われました。 施設の老朽化対策、耐震化や管路の更新 等、必要な対策は進めつつも、一般会計の 繰り入れで料金引き下げを再度取り組まれ るように求めます。

次に、子育で・教育分野において 5 点述 べます。

1点目は、子どもの貧困対策についてで す。

新型コロナウイルス感染症の影響による

約1か月半に及ぶ臨時休校や、保育所等でも度重なる休園が余儀なくされ、子育て世帯での収入減少は、子どもの生活、成長を脅かすものと言えます。国の制度としても、繰り返し臨時特別給付金が実施されたことからも、子育てを社会全体で支えていく仕組みがさらに求められていると考えます。

市の独自支援として、1万円の商品券発行や、6月から8月の小学校給食費の無償化、中学校給食の10食分補助などが取り組まれましたが、一方で、子ども食堂や子どもが参加する地域の行事もなかなか行えない中で、子育てに困難を抱えていると言わなければなりません。摂津市で起きた3歳児虐待死事件への真摯な検証が現在行われているさなかだと思いますが、コロナ禍で虐待等がふえているとも言われます。子育て世代包括支援センターが立ち上がる中で、支援が必要な家庭に、さらに親身な相談や情報提供と制度の活用につながるような体制を求めておきます。

また、小・中学校で一人1台のタブレットパソコンの貸与が行われる中、家庭でのインターネット環境の整備なども行われましたが、通信費については今年度から保護者負担となっています。就学援助の対象にする等、教育格差を招くことにならないような対応を求めます。

2点目は、待機児童解消と公的責任の在 り方についてです。

就学前教育と保育の無償化の影響もあり、保育需要も増大しています。そうした下で、摂津市では、子育て総合支援センターとべふこども園、鳥飼保育所の3か所を認定こども園化で集約し、せっつ幼稚園の民営化、認定こども園化を決定してしまい

ました。この決定は、幼稚園を希望するな ら民間へ、そして、公立施設はたったの3 か所に集約してしまうというもので、これ で公立園のイニシアチブや公的責任が果た されるかといえば、甚だ疑問に感じざるを 得ません。また、待機児童解消に向けて施 設を造り、定員をふやしても、保育士不足 で施設定員を下回る受け入れしかできない 状況が続いています。民間園での保育士採 用に一人10万円の支援金が用意されるな どの取り組みが行われたものの、保育士不 足は続いています。コロナ禍による職場環 境の実態等を踏まえ、待機児童解消、保育 の質の確保・向上、保育士の処遇改善、保 護者の保育ニーズなど、民間任せにせず、 公的役割を改めて重視するとともに、保 育、子育てに対する責任を果たす方向へ転 換するよう求めます。

3点目は、学童保育の課題についてです。

2020年度より、市内三つの小学校の 学童保育室が委託に切り替わりました。実施前は議会でも議論を重ねてきましたが、 切り替えの時期と新型コロナウイルス感染症による臨時休校が重なり、その後の検証 等は十分にやれていないというのが実態ではないでしょうか。また、土曜日保育や高学年学童の実施などの課題も棚上げになっています。学童保育事業は生活の一部であり、家庭に代わる重要な居場所で、年々ニーズも高まっています。子ども・子育て支援計画にも掲げられたさらなる制度の確保と拡充を求めます。

4点目は、中学校給食についてです。

デリバリー方式選択制給食の委託契約が 行われ、現行方式ではとても継続していけ ないという矛盾も明らかになり、教育委員 会の方針としても全員喫食が出されたことについて、一歩前進したと評価しています。しかし、センター方式で行うと言いながら、現状では建設用地も定まらず、土地が決まってから5年後の実施というスケジュールはあまりにも遅過ぎます。摂津市立学校給食実施方式等の検討に係る調査業務の調査結果では、現状の教育環境に手を加えずにという前提で、自校方式は無理と結論づけていますが、それをもって不可能だとは言えません。小学校給食で培ったおいしい給食のノウハウを生かすという点からも、自校方式もしくは親子方式との組み合わせでの早期の実現を検討するように求めます。

5点目は、教育環境と少人数学級についてです。

年度当初の新型コロナウイルス感染症に よる臨時休校とその後の分散登校における 実践が、文部科学省を35人以下の少人数 学級実施に動かす引き金となりました。し かし、毎年1学年ずつ引き上げていくとい うのでは遅過ぎます。密を避け、子どもの 健康を守ることはもちろん、学習面でも生 活面でもメリットの大きい少人数学級を直 ちに全学年でというのは緊急の課題です。 一人一人の子どもの成長や発達を保障する 教育環境をつくるため、また、抜本的に教 職員の超多忙化を解消するためには、教員 定数増が欠かせません。摂津市として、補 助職員など独自の人員保障を行われている ことは評価しますが、国・府に対してその 実現を強く求めると同時に、市独自でも教 職員を採用し、ダブルカウントによる学級 編制など、少人数学級を広げるよう強く求 めます。

最後に、憲法を守り、平和を守る自治体 としての在り方についてです。 まず、マイナンバー制度の問題についてです。

摂津市が、市民のマイナンバーカードを 紛失し、それを隠蔽、議会にも虚偽の報 告、答弁をしていたことが明らかになりま した。あってはならないことです。全国で も個人情報の不適切な管理や漏えい事案等 が多々発生していることが度々報道されて います。政府は、デジタル庁の要はマイナ ンバーカードの普及だと、マイナンバーカ ード申請や、保険証、銀行口座のひもづけ で一人2万円のポイントなど、多額の税金 をつぎ込み誘導策を行っていますが、個人 情報が本当に守られるのか、市民のマイナ ンバーカードに対する不安や抵抗感は拭え ません。自己情報コントロール権は憲法1 3条に保障されています。国民に対し、強 制的にマイナンバーカードを持たせること はできません。市として、マイナンバーを はじめ、個人情報の取り扱いに万全を期す と同時に、制度に反対し、マイナンバーカ ードの無理やりな普及策を取らないよう求 めます。

次に、摂津市が、自衛隊の求めに応じて、本人にも知らせず若者の名簿を提出している問題です。

摂津市は、市民の個人情報を保護し、若 者の名簿を自衛隊に提出することを即刻や めるよう強く求めます。個人情報を出さな いでほしいという市民に除外申請の制度を つくる自治体がふえてきました。摂津市は 除外申請の制度をつくる考えはないと言っ できましたが、今後は、市の個人情報保護 審議会に諮られるとのことです。除外申請 制度をつくるのであれば、ホームページに 載せるだけでなく、一人一人に自衛隊に名 簿を提供する対象者になっていることを求め らせ、除外申請用紙を送付することを求め ておきます。

自衛隊は、現在、安保法制により、米国の戦争に参戦、武力行使することが可能になっていますが、岸田政権は、さらに敵基地攻撃能力の保有など、新たな大軍拡、憲法破壊を進めようとしています。名簿提供は若者を戦場に駆り出すことにつながります。摂津市は、憲法を守り、平和都市宣言をしている自治体として、自衛隊への名簿提供をやめることを最後に強く要望して反対討論といたします。

- ○南野直司議長 次に、福住議員。 (福住礼子議員 登壇)
- ○福住礼子議員 それでは、公明党議員団を 代表いたしまして、市長が提案されました 認定第1号から認定第8号について、賛成 の立場から一括して討論をさせていただき ます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染 症が日本に上陸し、緊急事態宣言の下、飲 食店が休業に追い込まれ、公立学校等も臨 時休業となるなど、市民生活に大きな影響 が現れた年となり、暮らしを守るために1 1度にわたる補正予算が組まれ、臨時議会 に追われた年でもありました。

市独自で行った新型コロナウイルス感染 症対策として主なものを挙げますと、令和 2年4月に、ひとり親家庭激励給付金とし て1世帯当たり5万円を支給、市内事業者 に小規模事業者等激励金10万円を支給、 小学校給食費6月から8月まで全額免除、 中学生に給食10食分無料配布、水道基本 料金を7月から4か月分減免、子ども一人 1万円分のセッピィ子育て応援商品券を8 月に配布するなど、多くの支援策を実施されたことを高く評価いたします。

また、国民全員が対象の特別定額給付金は、大変大きな給付事業であったと思いま

すが、トラブルも少なく、スムーズに進めていただいたことに感謝申し上げます。

また、小・中学校におきましては、3か月間の休校で遅れた学習計画を1年で修めるために、教職員をはじめ関係者の皆さんが知恵を絞り、夏季休暇を削るなど、取り組まれたことに感謝申し上げ、何より当該児童・生徒たちが頑張ったことを褒めたたえたいと思います。

一方では、全世帯型社会保障が本格的に始まり、高齢者だけではなく、就学前教育無償化が通年実施となり、切れ目のない子育て支援の実現として子育て世代包括支援センターが開設され、産後ケア事業の創設などの多くのサービスが導入されました。

そして、国土強靱化の下にインフラ等の 戦略的な改修が実施され、新味舌体育館の 着工、千里丘駅西地区再開発事業や阪急京 都線連続立体交差事業の本格化、シティプ ロモーションの戦略の本格的な実施など、 非常に戦略的な予算配分となりました。

令和2年度の重点テーマの「安全・安心」、「健康」、「こども」にバランスよくめり張りを利かせた予算を執行する一方で、新型コロナウイルス感染症対策にも全力で立ち向かったことに対して高く評価したいと思います。

さて、令和元年10月試算値では、財政的には8億2,100万円の財源不足でしたが、決算は11億1,000万円の基金増加になり、基金は140億2,800万円となりました。その理由として、法人市民税の落ち込みが少なかったこと、地方交付税交付団体となったこと、減収補てん債の新型コロナウイルス感染症特別枠が適用されたこと、不用額が多額だったことによりますが、結果について高く評価します。

また、経常収支比率は95.8%と、

3. 3ポイント改善しました。実質収支は約3億1,900万円の黒字、単年度収支は約1億2,100万円の黒字となりました。地方債の令和2年度末残高は、一般会計で約177億1,500万円、下水道会計約254億4,100万円、水道会計約39億8,000万円、合計約471億3,600万円となり、ピーク時の約45%になりました。これらを総じて高く評価します。

しかし、今後の中期財政見通しの精度を 上げていただくことを要望しておきます。 それでは、個々の施策について申し上げ

まず、未来を見据えた魅力あるまちづく りについてです。

ます。

シティプロモーション戦略を策定され、 「ちっちゃな摂津のでっかな野望」をキャ ッチコピーに展開され、シティプロモーシ ョン専用サイトの開設、阪急電車SDGs トレインの中づりを使ったアピール、医療 関係者に感謝の意味を込めたブルーエール の開催、鳥飼まちづくりグランドデザイン の策定に向けた取り組みを開始されたこ と、また、SDGsと連動した摂津市行政 経営戦略を策定され、それぞれ一連の取り 組みを高く評価します。これからも、キャ ッチコピーに負けないで、でっかい施策が 継続的に展開できるよう、職員の意識変革 と、市民や市内事業者も交えたワンチーム で取り組む体制づくりをお願いし、要望と します。

千里丘駅西地区まちづくりでは、事業協力者の決定と事業計画の策定など、令和8年度の完成を目指して進められ、阪急京都線連続立体交差事業も、令和15年度の完成を目指して本格的に用地交渉が進められました。共に本市の魅力を高めるまちづく

りの取り組みとして高く評価いたします。 今後も、地権者など関係者には親切丁寧な 対応で理解が得られるよう、最大努力をお 願いし、要望といたします。

市道千里丘三島線の道路改良事業を推進 されたことを評価いたします。JR千里丘 駅南交差点から三島幼稚園までの完成は令 和5年度ですが、できるだけ早期の完成を お願いします。

また、香露園1号線の大型車両規制問題は、千里丘三島線拡幅とは別問題であると 決算審査に係る委員会で示されましたが、 地域の重大課題として実現できますよう に、警察に働きかけていただくことを強く 要望いたします。

モノレール南摂津駅にホームドアを設置 されたことを評価いたします。令和3年度 にはモノレール摂津駅にも設置をされます が、JR千里丘駅、阪急正雀駅、阪急摂津 市駅についても早期設置を要望いたしま す。

摂津優品(せっつすぐれもん)の認定4年目の実施や、セッピィスクラッチカードの第5弾の実施を高く評価いたします。

次に、安全・安心のまちづくりについて です。

防災危機管理課を創設されたことを高く 評価いたします。

新型コロナウイルス感染禍での水害避難としてSOS避難メソッドが発表され、併せて、国、大阪府、三島4市1町で、三島地域の広域避難場所等について検討会議をされたことを評価いたします。これからは、広域避難計画策定についてもできるだけ早く検討されることを要望いたします。

マイタイムラインの作成の浸透と要援護 者個別計画の策定で、一人も犠牲を出さな い摂津市の防災の構築をお願いします。ま た、多くの市職員が災害支援訓練を積み重ねることで受援力を高め、市民と協働での浸透でまちごと・丸ごと防災体制の強化を強く要望いたします。

青少年運動広場のリニューアルオープン に伴い、マンホール用トイレ及びテントを 6セット設置されたことや、鍵ボックスを 全小・中学校に設置し、迅速な避難所開設 を目指されることを評価いたします。

しかし、女性はテントで囲ったトイレが 使いづらい点から、今後は、避難所でのト イレ環境の改善を考えていただきたいと思 います。

また、鍵ボックスは、令和3年度で学校 以外の避難所にも設置をされますが、自主 防災会でも解錠し、市民ボランティアによ る安全点検、自主開設ができる体制を整え ることを強く要望いたします。

防災士の資格取得支援制度及び防災サポーター育成の継続実施を高く評価いたします。認定された防災サポーターは、組織化し、自主運営されて自主的にスキルアップの取り組みを図れるように要望いたします。

防災文化の構築を目指し、防災教育の手引きに基づき、全小・中学校で実践授業の展開が4年目となり、評価いたします。持続は力です。これからもよろしくお願いいたします。

住宅・建築物耐震改修促進計画は、粛々と継続実施されることを評価し、令和7年度に耐震化率95%達成を目指して、さらに取り組んでいただきますよう要望いたします。

ゲリラ豪雨などの内水浸水対策として、 令和3年度末の完成を目指し、東別府雨水 幹線工事を実施されたことを高く評価いた します。安威川以南の過去の内水浸水災害 を教訓に、水害に強いまちづくりをお願いいたします。

また、未就学園児等が集団で日常的に利用する通路の危険箇所の交通安全対策工事を実施され、高く評価いたします。令和3年度では、千葉県での小学生の列にトラックが突っ込んだ事故を契機として、小学生の通学路の総点検が行われましたが、どこまでも子どもたちの安全を第一に取り組まれることを要望します。

次に、健康づくりで市民の健康寿命を延 ばすことについてです。

国立循環器病研究センターと協働で、脳卒中予防(FAST)キャンペーンの実施や循環器病予防・制圧モデル事業STOP MIキャンペーンを継続実施されたことを高く評価いたします。今後も、市民公開講座の充実で市民の健康意識を高めるとともに、本市の心筋梗塞の死亡率府内ワースト2位を返上する力強い取り組みをお願いし、要望といたします。

40歳以上の国民健康保険加入者の人間 ドック受診費用の助成金を2万6,000 円に引き上げ、乳がん検診が他市医療機関 で実施できるよう依頼され、検診率向上を 目指されたことを高く評価いたします。

受動喫煙防止については、令和2年4月 より、コミュニティプラザ、コミュニティ センター、公民館など、市内公共施設が敷 地内禁煙になりました。受動喫煙防止が前 進したことを評価します。しかしながら、 千里丘新町、いわゆる健都は、いまだに受 動喫煙防止が進んでおりません。どうか早 期に実現いただきますようお願いし、要望 といたします。

まちごと元気! ヘルシーポイント事業やいきいき体操の会の支援、ロコモ予防体操、せっつはつらつ脳トレ体操の普及は、

コロナ禍では集まれないことから、自宅で 実践できるよう様々工夫いただいたことを 高く評価いたします。今後は、アフターコ ロナの取り組みとして、健康のまち摂津ら しい健康づくりの施策の展開で、市民の心 と体の健康の復興をお願いし、要望といた します。

次に、子どもや若者の健やかな成長についてです。

出産育児課を創設し、子育て世代包括支援センターを開設され、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を実現されたことを高く評価します。

そして、産後ケア事業、産前産後サポート事業、産婦健診費用の助成事業などの新たな創設と、妊産婦への支援体制強化に向け、母子保健コーディネーターの増員などを実施されましたことを高く評価いたします。今後も、母子ともに寄り添うように、ネウボラ摂津市版として、各制度の拡充に取り組まれるようお願いをいたします。また、多胎児産婦支援の強化も併せて要望いたします。

保育所待機児童解消の取り組みにつきましては、令和2年度では民間保育園の増設に支援されたことを一定評価いたします。しかし、令和3年度においても待機児童は解消されておりません。一刻も早く待機児童を解消できるよう、最大努力をお願いいたします。

学童保育室の保育時間を午後7時までに延長されたことを高く評価いたします。今後、学年延長や土曜日の完全保育の実施も早期に達成できるよう、年次計画を作成・公表の上、取り組んでいただきますよう、最大努力をお願いいたします。

子どもの貧困対策の取り組みを子ども・ 子育て支援事業計画に盛り込み、様々に推 進していただいたことを評価いたします。 また、地域子ども安全安心事業を継続し、 子ども見守りボランティアに反射ベスト及 び横断旗を配布されたことも評価いたしま す。

次に、地域包括ケアシステムの構築についてです。

福祉の上位計画として位置付けされた第 4期地域福祉計画と、その行動計画となる 社会福祉協議会の第2期地域ささえあいプ ランが実施される初年度に当たりました。 第7期せっつ高齢者かがやきプランの実践 として、つどい場を市民団体委託の7か所 に加え、補助型つどい場11か所、18団 体の実施に支援されたことを高く評価いた します。コロナ禍であまり開催できなかっ たと思いますので、今後の取り組みに期待 をしております。

また、認知症総合支援事業の継続実施として、サポート医、保健師、社会福祉士から成る認知症初期集中支援チームの活動や、認知症になっても生涯暮らせるまちを目指す目的で、認知症地域支援推進員の活動を高く評価いたします。

そして、高齢者生活支援のために、共同体及び生活支援コーディネーターの継続活動で、高齢者が集い、助け合う地域づくりを行ってこられました。地域包括ケアシステムの構築に重要な在宅医療・介護連携の推進については、せっつ医療・介護つながりネットを構築し、市ホームページのトップページに掲載をされ、サービス向上を図られています。また、医療、介護、福祉の多職種による企画会議を適宜開催し、効果的な連携を実施されました。こうした取り組みを総じて高く評価いたします。

ただ、コロナ禍で思う存分展開できなかったのではないでしょうか。アフターコロ

ナでの取り組みを期待しております。

第8期せっつ高齢者かがやきプランが策 定されたことを評価しております。さらに 地域包括ケアシステムの構築が進むよう、 最大努力をお願いし、要望といたします。

障害者施策については、障害者支援施設 入所者の移動支援サービスを拡充され、新 たに障害者地域生活支援拠点の整備を支援 されたことを高く評価いたします。これか らも障害者の方々が共に暮らしやすい施策 の充実をお願いし、要望といたします。

次に、教育・生涯学習・スポーツ推進に ついてです。

小・中学校の施設環境の整備については、令和6年度までに全小・中学校のトイレの全面改修を目指し、5校の改修工事実施と1校の実施計画をされました。また、令和7年度までの全学校照明灯LED化計画では、3校の実施設計を行われたことをそれぞれ高く評価いたします。

夏場の熱中症対策として、体育館のエアコン設置に向けた調査・研究を行われましたが、どうか予定どおりの設置を要望いたします。

GIGAスクール構想の導入として、全小・中学校の校内LAN環境を整備し、全児童・生徒にタブレットPCを令和2年12月までに前倒しをして配備されたことを大変高く評価いたします。併せて、小学校の教室に電子黒板機能つき大型モニターを設置されたことも評価いたします。今後は、高度なオンライン授業を確立し、次世代の授業展開で学力向上に結びつけていただくことを要望いたします。

学力向上につきましては、摂津SUNS UN塾を大幅拡充し、受講者を小学6年 生、中学1年生に加えて、中学2年生、中 学3年生まで拡充し、受講科目も国語を追 加されたことを評価しております。令和3 年度の全国学力・学習状況調査では過去最高の結果が得られたと伺いましたが、結果 にとらわれ過ぎないように、摂津市の子どもたちが伸び伸びと学べる環境で学力が向上するように、引き続き実践をお願いし、要望といたします。

新味舌体育館の建設の着手や安威川公民館のリニューアル工事の実施を評価いたします。

次に、環境、産業振興、その他について であります。

環境においては、リサイクルプラザから 茨木市環境衛生センターに通じる専用橋梁 の実施設計を行い、令和5年度を目途に茨 木市と広域連携開始のために整備を進めら れたことを高く評価します。また、次期摂 津市一般廃棄物処理基本計画を策定された ことも評価いたします。

食品ロス削減の取り組みについては、全 庁的な展開で、ごみ減量、温室効果ガス削 減、貧困対策などの複合的な目的達成を目 指して、さらに活発な取り組みを要望いた します。

産業振興においては、空き店舗等に入居する創業者に対して賃料の一部を補助することや、テイクアウト・デリバリー導入支援に補助されたことを評価いたします。

特定空き家対策については、粛々と進め ていただいていることを高く評価しており ます。

男女共同参画の取り組みでは、第3期ウィズプランの下、女性人材登録メンバーを各審議会へ送り込むことにより、女性の割合35%の目標に対して37.6%を達成され、また、防災サポーターの育成を通して、防災会議に3割の女性委員の参加を目指されたことを高く評価いたします。各審

議会を所管する担当部長は、審議会等への 女性委員の登録指針に従って最大努力され ることを要請いたします。

摂津市公共施設等総合管理計画改訂版の 完成を評価いたします。今後、個別施設管 理計画を策定されますが、いずれも本市に とって大変重要な計画となることから、あ らゆる英知を結集し、最大努力をお願いし ておきます。

SDGsの推進につきましては、摂津市 行政経営戦略に関連づけられたことを高く 評価いたします。全庁的に進めていかれま すが、庁内にSDGs推進本部を設置し て、市民への周知・普及に向け、積極的に 進めていただきますようお願いし、要望と いたします。

事務の効率化に向けRPAを導入されたことを高く評価いたします。AIの導入により、さらなる効率化と市民サービスの向上に努められるよう強く要望いたします。

水道事業会計、下水道事業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましては、将来を見据えた計画的な財政運営をされていることを評価いたします。これからも先見性を持った運営を期待し、賛成理由といたします。

最後に、現在、令和4年度の予算編成に 取りかかられている時期だと思いますが、 アフターコロナに向けて本格的に進めてい く段階にあります。令和2年度決算では、 財政面では基金を積み増す結果となりまし たことも考慮して、思い切ったアフターコ ロナ対策を実施されることを切に願いまし て、公明党を代表して賛成討論とさせてい ただきます。ありがとうございました。

- ○南野直司議長 ほかにありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○南野直司議長 以上で討論を終わります。

認定第1号を採決します。

本件について、認定することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本件は認定されました。

認定第2号、認定第3号、認定第4号、 認定第7号及び認定第8号を一括採決しま す。

本5件について、認定することに賛成の 方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本5件は認定されました。 認定第5号及び認定第6号を一括採決し す

本2件について、認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本2件は 認定されました。

日程3、議案第69号を議題とします。 提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第69号、固定資産評価審 査委員会委員の選任について同意を求める 件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきまして、岩田敏江氏が令和3年12月19日をもって任期満了となりますことから、引き続き岩田敏江氏を摂津市固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会のご同意を求めるものでございます。

委員の任期につきましては、令和3年1 2月20日から令和6年12月19日まで を予定いたしております。

なお、議案参考資料の1ページに履歴書

を添付いたしておりますので、ご参照をお 願いいたします。

以上、議案第69号の提案理由の説明と いたします。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入り ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終 わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終 わります。

議案第69号を採決します。

本件について、同意することに異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

日程4、議案第64号など12件を議題 とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部 長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 議案第64号、令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容に つきましては、人事異動などに伴う人件費 関係の予算の補正、令和2年度決算確定に 伴う減価償却費及び企業債関係などの予算 の補正並びに債務負担行為の追加による補 正でございます。

補正予算書1ページをお開きください。 まず、第1条は、総則を定めたものでご ざいます。

第2条は、収益的支出の予定額の補正を 定めるもので、支出の第1款水道事業費用 は、既決額19億4,644万8,000 円から1,319万6,000円を減額 し、補正後の額を19億3,325万2, 000円とするものでございます。

第1項営業費用は、既決額18億8,8 97万2,000円から972万9,00 0円を減額し、補正後の額を18億7,9 24万3,000円とするものです。

第2項営業外費用は、既決額4,747万6,000円から346万7,000円を減額し、補正後の額を4,400万9,00円とするもので、その内容につきましては、19ページから20ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を 定めるもので、第1款資本的支出は、既決 額17億9,126万2,000円から5 27万8,000円を減額し、補正後の額 を17億8,598万4,000円とする ものでございます。

第1項建設改良費は、既決額14億2, 186万2,000円から319万円を減額し、補正後の額を14億1,867万 2,000円とするものです。

第2項企業債償還金は、既決額3億6, 400万3,000円から208万8,0 00円を減額し、補正後の額を3億6,1 91万5,000円とするもので、その内容につきましては、20ページの補正予算 実施計画説明書に記載いたしております。 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額9億2,682万7,000円を9億2,154万9,000円に改めるとともに、補てん財源は、過年度分損益勘定留保資金について、既決額8億274万3,000円を7億9,746万5,000円に改めるものでございます。

第4条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、給配水管維持管理事業の修繕業務委託料は、令和4年度までの期間、1,327万1,000円を限度額として、配水管整備事業の正雀本町二丁目11番地内配水管布設工事は、令和4年度までの期間、1億2,070万円を限度額として、配水管整備事業の鳥飼本町四丁目5番地内配水管布設工事は、令和4年度までの期間、9,760万円を限度額として、それぞれ追加するもので、その内容につきましては、18ページの債務負担行為に関する調書に記載しております。

補正予算書2ページをお開きください。 第5条は、議会の議決を経なければ流用 することができない経費の補正を定めるも ので、職員給与費は、既決額3億8,53 1万3,000円から1,199万9,0 00円を減額し、補正後の額を3億7,3 31万4,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、 予定貸借対照表は4ページから5ページ に、予定キャッシュ・フロー計算書は6ペ ージに、給与費明細書は8ページから17ページにそれぞれ記載いたしておりますの で、ご参照賜りますようお願い申し上げま す。

以上、議案第64号、令和3年度摂津市

水道事業会計補正予算(第2号)の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第65号、令和3年度 摂津市下水道事業会計補正予算(第1号) につきまして、提案内容をご説明申し上げ ます。

今回お願いいたします補正予算の内容に つきましては、人事異動などに伴う人件費 関係の予算の補正、令和2年度決算確定に 伴う減価償却費などの予算の補正並びに債 務負担行為を定めるものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。 まず、第1条は、総則を定めたものでご ざいます。

第2条は、収益的支出の予定額の補正を 定めるもので、支出の第1款下水道事業費 用は、既決額35億3,546万5,00 0円から67万円を減額し、補正後の額を 35億3,479万5,000円とするも のでございます。

第1項営業費用は、既決額30億8,5 46万3,000円から67万円を減額 し、補正後の額を30億8,479万3, 000円とするもので、その内容につきま しては、15ページの補正予算実施計画説 明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を 定めるもので、第1款資本的支出は、既決 額40億4,352万6,000円から2 50万円を減額し、補正後の額を40億 4,102万6,000円とするものでご ざいます。

第1項建設改良費は、既決額5億8,3 39万1,000円から250万円を減額 し、補正後の額を5億8,089万1,0 00円とするもので、その内容につきましては、15ページの補正予算実施計画説明 書に記載いたしております。 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額12億2,799万6,000円を12億2,549万6,000円に改め、補てん財源は、過年度分損益勘定留保資金について、既決額1億9,705万4,000円を1億7,739万円に、当年度分損益勘定留保資金について、既決額10億3,094万2,000円を10億4,810万6,000円に改めるものでございます。

補正予算書2ページをお開きください。 第4条は、債務負担行為をすることがで きる事項、期間及び限度額を定めるもの で、公共下水道整備事業の東別府一丁目4 番地内雨水管布設工事は、令和4年度から 令和5年度までの期間、4億1,079万 2,000円を限度額として、公共下水道 管理事業の正雀本町二丁目11番地内配水 管布設工事に伴う下水道管マンホール蓋取 替工事は、令和4年度までの期間、235 万2,000円を限度額として、鳥飼本町 四丁目5番地内配水管布設工事に伴う下水 道管マンホール蓋取替工事は、令和4年度 までの期間、350万1,000円を限度 額として、それぞれ定めるもので、その内 容につきましては、14ページの債務負担 行為に関する調書に記載いたしておりま

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正を定めるもので、職員給与費は、既決額1億806万4,000円から231万2,000円を減額し、補正後の額を1億575万2,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画は3ページに、 予定貸借対照表は4ページから5ページ に、予定キャッシュ・フロー計算書は6ペ ージに、給与費明細書は8ページから13 ページにそれぞれ記載いたしておりますの で、ご参照賜りますようお願い申し上げま す。

以上、議案第65号、令和3年度摂津市 下水道事業会計補正予算(第1号)の提案 内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第73号、摂津市下水 道条例の一部を改正する条例制定の件につ きまして、提案内容をご説明申し上げま す。

議案参考資料(条例関係)12ページの 新旧対照表も併せてご参照賜りますようお 願い申し上げます。

本条例は、下水道法の改正に伴い、関連 する引用箇所の変更が生じましたことから 整備を行うものでございます。

主な内容といたしましては、第14条の 条文のうち、「第25条の18」を「第2 5条の30」とするものでございます。

なお、附則でございますが、本条例は公 布の日から施行することとしております。

以上、議案第73号、摂津市下水道条例 の一部を改正する条例制定の件の提案内容 の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(野村保健福祉部長 登壇)

○野村保健福祉部長 議案第66号、令和3 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) につきまして、提案内容をご説 明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、歳入におきましては、保険基盤安定繰入金などの確定による保険料、繰入金の減及び繰越金の増によるものでございます。

歳出におきましては、人事異動等に伴う 人件費の減を計上いたしております。

それでは、補正予算書の1ページをご覧 いただきたいと存じます。 第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ531万円を減額し、歳入歳出予算の総額を96億9,212万8,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料255万9,000円の減額は、保険基盤安定繰入金などの確定に伴うものでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金1,2 49万9,000円の減額は、保険基盤安 定繰入金などの確定による増額のほか、職 員給与費等繰入金の減額に伴うものでござ います。

款7繰越金、項1繰越金974万8,000円の増額は、今回の補正財源とさせていただくものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1 総務費、項1総務管理費531万円の減額 は、職員の人事異動等に伴うものでござい ます

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分は、財源内訳の変更に伴うものでございます。

なお、給与費全体の内訳につきましては、10ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第68号、令和3年度 摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) につきまして、提案内容をご説 明申し上げます。 今回補正をお願いいたします予算の内容 は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う一般 会計繰入金の増でございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧 いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億6,274万2,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3繰入 金、項1一般会計繰入金41万3,000 円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定に 伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、款 2後期高齢者医療広域連合納付金、項 1後期高齢者 医療広域連合納付金41万3,000円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上いたしております。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第72号、摂津市国民 健康保険条例の一部を改正する条例制定の 件につきまして、その内容をご説明申し上 げます。

本件は、産科医療補償制度の見直しに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料(条例関係)11ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明 申し上げます。 第7条第1項につきまして、出産育児一時金について、「404, 000円」を「408, 000円」に改めるとともに、同項ただし書の「16, 000円」を「12, 000円」に改めるものでございます。

改正内容としましては、令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることになる一方、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額については42万円を維持すべきとされたことから、当該制度に係る規定の金額について改正を行うものでございます。

次に、今回の改正条例の附則といたしまして、この条例は令和4年1月1日から施行するものでございます。

また、経過措置につきましては、本条例の施行の目前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、改正後の摂津市国民健康保険条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第72号の提案内容の説明と させていただきます。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
 - (平井保健福祉部理事 登壇)
- ○平井保健福祉部理事 それでは、議案第6 7号、令和3年度摂津市介護保険特別会計 補正予算(第2号)につきまして、その内 容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容 といたしましては、人事異動に伴う人件費 の補正額となっております。

それでは、補正予算書の1ページをご覧 いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ24万5,000円 を追加し、歳入歳出予算の総額を70億 7,389万3,000円とするものでご ざいます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額につきましては、2ページの第1表歳入 歳出予算補正に記載のとおりでございま す。

まず、歳入でございますが、款6繰入 金、項1一般会計繰入金24万5,000 円は、人件費の補正に伴う職員給与費等繰 入金の増額でございます。

次に、歳出でございますが、款 1 総務 費、項 1 総務管理費 2 4 万 5,000円の 増額は、介護保険制度運営に係る人件費 で、人事異動に伴う人件費の補正額を計上 いたしております。

給与費全体の比較につきましては、8ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第67号、令和3年度摂津市 介護保険特別会計補正予算(第2号)の内 容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1 時 再開)

○南野直司議長 再開します。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 それでは、議案第70号、 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の 件につきまして、その内容をご説明いたし ます。

本件は、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料(条例関係)の1ページから6ページの新旧対照表も併せてご参照願います。

それでは、各条文に沿って改正内容をご 説明申し上げます。

まず、第15条、個人の市民税の非課税の範囲及び第19条、個人の均等割の税率の軽減につきましては、均等割の非課税限度額における扶養親族を年齢が16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとするものでございます。

第29条、市民税の申告等につきまして は、地方税法施行規則の改正に伴う項ずれ による条文の整備を行うものでございま す。

第30条の3、個人の市民税に係る公的 年金等受給者の扶養親族申告書につきまし ては、扶養親族を、控除対象扶養親族を除 くとしていたものを年齢16歳未満の者に 限るとするものでございます。

第46条、法人市民税の申告納付につきましては、地方税法施行規則の改正に伴う項ずれによる条文の整備を行うものでございます。

第55条、分離課税に係る所得割の特別 徴収税額の納入の義務につきましては、地 方税法施行規則の改正に伴う項ずれによる 条文の整備を行うものでございます。

附則第5条、個人の市民税の所得割の非 課税の範囲等につきましては、所得割の非 課税限度額における扶養親族を、年齢が1 6歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る とするものでございます。

附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきましては、令和4年までとしていた期限を令和9年度まで5年間延長するものでございます。

附則第12条の2、法附則第15条等の 条例で定める割合につきましては、法附則 第15条第46項に規定する条例で定める 割合を3分の1と定めるとともに、地方税 法改正に伴う項ずれによる条文の整備を行 うものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項施 行期日につきましては、本条例は令和6年 1月1日から施行するものでございます。

ただし、同項第1号、第46条及び附則 第12条の2の改正規定については、公布 の日から施行するものでございます。

また、第2号、附則第6条の改正規定については、令和4年1月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項、適用区分につきまして、改正後の第15条第2項、第19条第1号及び第30条の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用するものでございます。

以上、議案第70号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第77号、令和3年度 摂津市一般会計補正予算(第10号)につ きまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容 といたしまして、歳入につきましては、正 雀南千里丘線外2路線道路改良事業に係る 社会資本整備総合交付金のほか、障害福祉 サービス費等給付費に係る障害者自立支援 給付費等負担金などを計上いたしておりま す。

歳出につきましては、人事異動などに伴 う人件費に係る補正のほか、障害福祉サー ビス費等給付費の増額や正雀南千里丘線外 2路線道路改良事業における土地購入費、 移転補償費などを計上いたしております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,160万5,000円を追加し、その総額を428億6,005万6,000円とするものでございます

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 3ページからの第1表歳入歳出予算補正に 記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款 15国庫支出金、項1国庫負担金4,83 2万8,000円の増額は、障害者自立支 援給付費等負担金などでございます。

項2国庫補助金5,722万7,000 円の増額は、正雀南千里丘線外2路線道路 改良事業に係る社会資本整備総合交付金な どでございます。

項3委託金33万円の増額は、国民年金 事務委託金でございます。

款16府支出金、項1府負担金3,25 6万6,000円の増額は、障害者自立支 援給付費等負担金などでございます。

款19繰入金、項2基金繰入金2億41 5万4,000円の増額は、今回の補正財源を調整するための財政調整基金繰入金で ございます。

款21市債、項1市債3,900万円の 増額は、正雀南千里丘線外2路線道路改良 事業債でございます。

なお、人件費の比較につきましては、4 0ページからの給与費明細書に記載いたしております。 続きまして、人件費を除いた増減といた しましては、款3民生費、項1社会福祉費 8,822万5,000円の増額は、障害 福祉サービス費等給付費などでございま す。

項2児童福祉費2億4,706万円の増額は、過年度分国庫府費返還金などでございます。

項3生活保護費2,633万8,000 円の増額は、過年度分国庫府費返還金でご ざいます。

款4衛生費、項1保健衛生費371万円 の増額は、夜間休日応急診療所負担金でご ざいます。

款7土木費、項2道路橋りょう費9,6 46万6,000円の増額は、正雀南千里 丘線外2路線道路改良事業に係る土地購入 費及び移転補償費でございます。

款 9 教育費、項 2 小学校費 5 , 9 9 5 万 円の減額は、債務負担行為の設定を行うこ とに伴い、小学校校舎増築等基本設計委託 料を減額するものでございます。

次に、第2条繰越明許費につきましては、6ページ、第2表繰越明許費に記載のとおり、中学校給食事業を翌年度にわたり 実施するため、繰越明許するものでございます。

次に、第3条債務負担行為の補正につきましては、7ページ、第3表債務負担行為の補正に記載のとおりでございます。

追加分といたしまして、体育施設指定管理事業につきましては、味舌体育館の指定管理業務を令和4年度から令和5年度までの期間、8,340万円を限度額として設定するものでございます。

衛生害虫等駆除事業、動物死体収集・運 搬事業、交通指導業務事業及び消防寝具借 上事業につきまして、契約期間終了に伴 い、新たに令和4年度から令和6年度まで の期間、それぞれ記載の限度分で設定する ものでございます。

学校校務員委託事業につきましては、令和4年度から令和6年度までの期間、4,764万円を限度額として設定するものでございます。

学校トイレ清掃業務事業につきまして、 令和4年度までの期間、1,091万6, 000円を限度額として設定するものでご ざいます。

千里丘小学校増改築事業につきましては、令和4年度から令和5年度までの期間、2億3,095万円を限度額として設定するものでございます。

変更分といたしまして、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業につきまして、期間を令和4年度から令和5年度とし、限度額を1,464万円に変更するものでございます。

次に、第4条、地方債の補正につきましては、8ページから9ページ、第4表地方債の補正に記載のとおり、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業に係る起債の限度額を変更するものでございます。

以上、議案第77号、令和3年度摂津市 一般会計補正予算(第10号)の内容説明 とさせていただきます。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
 - (松方生活環境部長 登壇)
- ○松方生活環境部長 議案第71号、摂津市 立体育館条例の一部を改正する条例制定の 件につきまして、提案内容をご説明申し上 げます。

なお、議案参考資料(条例関係)の7ページから10ページまでの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

このたびの改正は、味舌地区の体育館新設に伴いまして、その名称、位置及び使用料を定めるものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、新設体育館の名称としまして 摂津市立味舌体育館、位置としまして摂津 市正雀一丁目1番6号と定め、加えるもの でございます。

別表(第9条関係)中、施設占用使用料及び施設共用使用料の表に新設の味舌体育館の使用料を加えるものでございます。味 舌体育館の第1体育室、第2体育室及びトレーニングルームの使用料につきましては、既存の体育館と同一料金とするものでございます。また、冷暖房設備使用料を追加し、1時間当たりの使用料として、全面については500円、半面については250円と定めるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令 和4年4月1日から施行する旨を規定する ものでございます。

以上、議案第71号、摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第75号、指定管理者指定の件(摂津市立味舌体育館)につきまして、 提案内容をご説明申し上げます。

本件は、摂津市立味舌体育館の指定管理者として、株式会社エスエスケイを指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、株式会社エスエスケイの主たる事務所は、大阪市中央区上本町西一丁目2番19号で、代表者は、代表取締役、佐々木恭一氏でございます。

指定の期間につきましては、令和4年4

月1日から令和6年3月31日までの2年 間とするものでございます。

以上、議案第75号、指定管理者指定の件(摂津市立味舌体育館)の内容の説明と させていただきます。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 議案第74号、財産 の無償譲渡の件につきまして、提案内容を ご説明申し上げます。

摂津市立せつつ幼稚園を幼保連携型認定 こども園として令和4年4月から民営化す るため、建物並びに附帯設備及び備品を社 会福祉法人桃林会に無償で譲渡するに当た り、地方自治法の規定により議会の議決を 求めるものでございます。

せっつ幼稚園の民営化の経過につきましては、令和元年に策定いたしました「公立就学前施設のあり方について」に基づき、令和2年度に摂津市民間保育所等設置運営事業者選定委員会における審議を経て、運営事業者の募集要項をまとめました。令和2年7月1日から7月31日まで運営事業者の募集を行い、応募は1者でございました。

同年8月、選定委員会にて書類及びヒア リング審査を実施していただき、市立せっ つ幼稚園の民営化に係る運営事業者に社会 福祉法人桃林会を推奨するとの選考結果を 市として尊重し、同園の民営化に係る運営 事業者を社会福祉法人桃林会と決定いたし ました。

せっつ幼稚園の民営化におきましては、 現施設のまま移譲し、園舎の改修または建 て替えをしていただくこととしており、令 和4年4月からの認定こども園の安定運営 に向けまして、社会福祉法人桃林会に現建 物等を無償で譲渡するものでございます。 以上、財産の無償譲渡の件の内容説明とさせていただきます。

- ○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。森西議員。
- ○森西正議員 議案第74号について質疑を したいと思います。委員会付託をされます ので、そちらのほうで審査をされますけれ ども、私はそちらに入っていませんので、 お聞かせをいただきたいと思います。

今回、建物の財産の無償譲渡ということ でありますけれども、まず、下の土地に関 して、今後どういうふうな方向性で向かわ れていくのかをお尋ねしたいと思います。

例えば、現在無償でありますから、摂津 市の土地で同じような状況のところという のは何か所あるのか、お尋ねしたいと思い ます。

以上です。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 まず、土地の使用に 関してでございます。社会福祉法人桃林会 への土地の使用に関しては、民営化後10 年無償貸与として、その後、有償として対 応していくというのを募集要項で既にうた っております。その対応の中でまた貸借契 約をしてまいります。

あと、保育所等におきまして、現在無償貸与しております保育所等がございます。 最近の民営化した施設等におきましても、 一定無償貸与として現在対応しておりますが、1年ごとの貸借契約の中で、今後の有 償化については協議を進めておるところで ございます。

また、現在、無償貸与しております施設 数については6園でございます。

- ○南野直司議長 森西議員。
- ○森西正議員 今、市内の中で、土地を摂津

市も含めて公のところから無償で貸与され ているところと、そしてまた、自前で持っ ておられるところがあります。自前のとこ ろで購入をされて持っておられるところ は、それに対しての借り入れが生じて、そ れの返還等があり、保育所運営に最終的な 余剰金というところで法人によって差が生 じているというのが現状だと思うんですけ れども、全ての保育所の安定運営を考える と、そこのところは、全ての保育所が全て 同じような余剰になるというのがやはり理 想だと思いますので、以前に、有償譲渡、 そして有償貸与というところで今後進めら れていくという方向で伺っておったんです けれども、その点は市としてどういうふう な方向で進まれるのか、お聞かせをいただ きたいと思います。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 引き続き無償貸与しております6園につきましては、当初の昭和の時代の園もございます。また、最近民営化した園もございます。その中で、先の必要な普通財産を無償で貸し付けることも規定はございますけれども、一定の有償化へ向けた取り組みというのは、鋭意団体と協議し、継続しておるのが現状でございます。
- ○南野直司議長 森西議員。
- ○森西正議員 ぜひとも評価に応じた有償貸与をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。要望とします。
- ○南野直司議長 ほかにないでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本12件については、議案付託表のとおり常任委員会に付託します。

日程5、議案第76号を議題とします。 提案理由の説明を求めます。総務部長。 (山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 それでは、議案第76号、 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第9号)につきまして、提案内容をご説明いた します。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の支援を行う観点から、給付金を支給するものでございます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,380万8,000円を追加し、その総額を424億7,845万1,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款 15国庫支出金、項2国庫補助金6億7, 380万8,000円の増額は、子育て世 帯臨時特別給付金事業費補助金及び事務費 補助金でございます。

次に、歳出についてでございますが、款 3民生費、項2児童福祉費6億7,380 万8,000円の増額は、子育て世帯臨時 特別給付金の給付に要する費用でございま す。

以上、議案第76号、令和3年度摂津市 一般会計補正予算(第9号)の内容説明と させていただきます。

- ○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入り ます。弘議員。
- ○弘豊議員 それでは、議案第76号について質疑させていただきたいと思います。

子育て世帯への臨時特別給付金の制度を 実施していくということで今回の補正が上 がっているわけですけれども、この制度の 中身について、まず最初に対象者、それか ら支給額、それと支給に当たっての手続を お聞きしておきたいと思います。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 今回の制度につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中、子育て世帯を支援する観点から、18歳以下の子どもを育てる世帯への支給として10万円相当の給付が閣議等で決定されております。

所得制限につきましては、児童を養育している者の年収が児童手当の所得制限限度額で、960万円以上の収入世帯を除くものでございます。

今回の補正につきましては、10万円相当のうち5万円の現金支給を先行して取り扱うものでございます。

また、対象者といたしましては、ゼロ歳から高校3年生の世代までの対象でございます。併せて、新生児といたしまして、令和4年3月31日までに生まれた新生児も対象としております。

予算の対象児童数の見込みでございます。予算計上といたしましては、対象児童数を1万3,350人と見込みまして、一律子ども一人につき5万円が支給されるものです。現在、年内の支給に向けて、中学生を対象とした案内から先行させていただく予定でございます。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 今回の臨時特別給付金ですけれ ども、岸田政権に替わっての経済対策の閣 議決定が19日に行われて、それで、今 回、急遽補正で上がってきているわけです

けれども、当初10万円の給付と言われて いた分で、5万円が今回支給になりますよ と、後で追ってクーポンで年度内にという ことも言われていますけれども、様々報道 の中でも、二度手間になるでありますと か、自治体の手間がまたふえていくとか、 そういったことも言われて、問題はあると 思っているところであるんですけれども、 国の制度である中では、なかなかここで言 っても仕方のないこともあるんですが、た だ、コロナ禍の中で様々収入が減ってしま った、そういう世帯に対する手当という点 では、今回、9月30日の基準日時点での 判断になって、それ以後、今、もう11月 も末、12月に入っていくわけですけれど も、そこの時点で収入が減っている、児童 手当の対象になっていくような世帯もある んじゃないかと思うんですけれども、そう いったところに対しては対象にならないと は伺っているんですけれども、どれぐらい そういう世帯があるのかということを、も し分かるようだったら教えていただけたら と思います。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 まず、先ほど説明させていただきました所得制限の960万円は、子ども二人がいらっしゃって、配偶者につきましては103万円以下の収入の場合の基本例でございます。各扶養人数によって所得制限の金額は変わりますけれども、その中で、現在児童手当を受給されている世帯のうち、この所得制限にかかる率で申し上げますと、4%弱がこの所得制限にかかると見ております。

それで、従前の児童扶養手当による給付で家計急変等もございました。今回は、そういった児童手当に沿って運用されることが通知されておりまして、家計急変等の取

り扱いはないことを事前の通知等でも確認 しているところでございます。

以上です。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 これまで、新型コロナウイルス 感染症対策に関わって様々給付金があった かと思うんです。ひとり親家庭の給付金も 繰り返しありますけれども、そういった制 度の中では、後からやっぱり家計急変があって、その期間内に対象になっている多い。 から申請をされるケースというのは多ります。 から申請をされるケースというのは多ります。 かたのかと思うわけで、今回それはありませんよというのはちょっとあんまりかとという気がしています。 もしています。市が独自でそこのところの手当をしていくことも、もしできるなら考えていただきたいと思いますしままた、 国なりにそういうことに対する意見を 上げていくということも求めておきたいと思います。

それと、最初にも申し上げましたけれど も、今後、また年が明けていったらクーポ ン云々ということにもなってくるかと思う んですけれども、所管していく子育て支援 課のほうでは、この年度内にも、様々制度 の変更でありますとか、今回の給付金であ りますとか、そういったことを対応されて いっていると思うんですけれども、そこへ の人的な手当みたいなことでいいました ら、今回の補正でも十分にはされていない のかと思う中で、また年明けのクーポン云 々ということを、体制がない中で次から次 にということになりましたら、また事務的 なミスを誘発していくようなことにつなが っていくんじゃないかと考えられますの で、そこら辺りについてはしっかりと手を 打っていただきたいということを求めてお きたいと思います。

以上です。

- ○南野直司議長 ほかにないでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○南野直司議長 以上で質疑を終わります。 お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終 わります。

議案第76号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程6、議案第78号及び議案第79号 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長公室 長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 議案第78号、一般職の 職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例制定の件につきまして、提案内容をご 説明申し上げます。

なお、議案参考資料(議案第78号・議 案第79号)の1ページから2ページも併 せてご覧いただきますようお願いいたしま す。

このたびの一部改正は、人事院から、給与勧告制度に基づき、令和3年度の期末手当の支給月数を、民間給与との較差の観点から年間0.15月分引き下げる旨が示されるとともに、一般職の国家公務員について、この勧告どおりとする方針が決定され

たことから、所要の改正を行うものでござ います。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、令和3年12月期の職員の期末手当の支給月数を0.15月分引き下げるための一部改正となっており、第23条第2項は、再任用職員以外の職員の期末手当の支給月数を1.275月分から1.125月分に改正し、同条第3項は、再任用職員の期末手当の支給月数を0.725月分から0.625月分に改正し、同条第4項は、特定任期付職員の期末手当の支給月数を1.675月分から1.575月分に改正するものでございます。

第2条は、令和4年度以降の職員の期末 手当の支給月数について、6月期と12月 期を同一にするための一部改正となってお り、第23条第2項は、再任用職員以外の 職員の期末手当の支給月数を1.125月 分から1.2月分に改正し、同条第3項 は、再任用職員の期末手当の支給月数を 0.625月分から0.675月分に改正 し、同条第4項は、特定任期付職員の期末 手当の支給月数を1.575月分から1. 625月分に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は 令和3年12月1日から施行し、第2条の 規定は令和4年4月1日に施行する旨を規 定しております。

以上、議案第78号の提案内容の説明と させていただきます。

続きまして、議案第79号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(議案第78号・議

案第79号)の3ページから6ページも併 せてご覧いただきますようお願いいたしま

このたびの一部改正は、議案第78号で ご説明いたしました令和3年人事院勧告に 基づく一般職の国家公務員の給与改定の方 針を踏まえ、特別職の国家公務員について も同様の取り扱いとされていることから、 本市特別職の職員の給与及び議会議員の議 員報酬について、いずれも期末手当の支給 月数を年間0.15月分引き下げるために 所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文についてご説明申し上げ ます。

第1条は、令和3年12月期の特別職の 職員の期末手当の支給月数を0.15月分 引き下げるための一部改正となっており、 第7条第2項に規定する支給月数を2.0 月分から1.85月分に改正し、第2条 は、令和4年度以降の特別職の職員の期末 手当の支給月数について、6月期と12月 期を同一にするための一部改正となってお り、第7条第2項に規定する支給月数を 1.85月分から1.925月分に改正す るものでございます。

第3条は、令和3年12月期の議会議員 の期末手当の支給月数を0.15月分引き 下げるための一部改正となっており、第6 条第2項に規定する支給月数を2.0月分 から1.85月分に改正し、第4条は、令 和4年度以降の議会議員の期末手当の支給 月数について、6月期と12月期を同一に するための一部改正となっており、第6条 第2項に規定する支給月数を1.85月分 から1.925月分に改正するものでござ います。

令和3年12月1日から施行し、第2条及

び第4条の規定は令和4年4月1日に施行 する旨を規定しております。

以上、議案第79号の提案内容の説明と させていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入り ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終 わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略す ることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終 わります。

議案第78号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。 よって、本件は可決されました。

議案第79号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。 よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

12月1日から12月13日まで休会す ることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

なお、附則といたしまして、この条例は ○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

本日はこれで散会します。 (午後1時40分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南野直司

摂津市議会議員 西谷知美

摂津市議会議員 塚本 崇

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

令和3年12月14日

(第2日)

令和3年第4回摂津市議会定例会会議録

令和3年12月14日(火曜日) 午前10時 開 会 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

福 住 礼 子 1 番 藤 薫 3 番 安 上 英 明 5 村 7 野 直 計 番 南 弘 豊 9 三 11番 好 義 治 崇 1 3 塚 本 番 15番 三 好 俊 範 1 7 本 暁 彦 番 松 19番 嶋 野 浩一朗

2 番 浦 藤 雅 彦 博 4 番 野 \Box 6 番 水 谷 毅 8 番 西 TE. 森 10番 増 起 永 和 12番 西 谷 知 美 こうじ 14番 \mathbb{H} \Box 亚 16番 香 Ш 良

光

18番

好

博

幸

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 Ш 正 市 渡 隆 副 長 福 之 市長公室 長 大 橋 徹 務部理事 辰 巳 裕 志 保健福祉部長 野 村 眞 孝 建 設 部 武 井 義 長 教育委員会 小 林 寿 弘 教育総務部長

監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長

池上彰

副 市 長 村 良 夫 教 育 長 箸尾谷 知 也 総 務 部 長 Щ П 猛 生活環境部長 方 和 彦 松 保健福祉部理事 平 井 貴 志 上下水道部長 永 利 彦 末 教育委員会 橋 英 樹 本 次世代育成部長

消 防 長 明 原 修

1 出席した議会事務局職員

事務局長牛渡長子

事務局次長大西健一

1 議 事 日 程

1,

一般質問

出口 こうじ 議員 村 上 英 明 議員 香川 良 平 議員 水 谷 毅 議員 博 幸 議員 光 好 塚 本 崇 議員 福 礼 子 議員 住 三 好 義 治 議員 知 美 議員 西 谷

1 本日の会議に付した事件 日程1 (午前10時 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を 開きます。

本日の会議録署名議員は、出口議員及び 三好俊範議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。 順次質問を許可します。

出口議員。

(出口こうじ議員 登壇)

○出口こうじ議員 おはようございます。大 阪維新の会の出口こうじでございます。初 めての一般質問ゆえ、お聞き苦しい点はあ ると思いますが、ご容赦ください。

それでは質問させていただきます。

1、保育環境の整備について。

近年、待機児童の解消については喫緊の 課題であると考えております。本市におい ても待機児童の解消には至っていないと聞 いております。本市としても、これまで 様々な取り組みをしてきたと思います。し かしながら、待機児童の問題については 様々な要因があり、難しい問題であること も理解します。

そこでまず、保育ニーズについてお聞き したいと思います。令和4年4月の保育所 の一斉申し込みの受付が終了したと思いま すが、申込者数についてお聞きしたいと思 います。

2番目の質問、淀川沿川のまちづくりと BID制度について。

淀川に面する地域の活性化には、大阪府が作成したグランドデザイン・大阪都市圏のような大阪府や沿川自治体との広域的な取り組みも重要だと思います。他市では、例えば枚方市や高槻市、島本町が、企業に協賛をいただき、まちづくりのイベントをしておりますが、本市のグランドデザイン・大阪都市圏に対する関わり方及び淀川

沿川の地域活性化の現状と今後の取り組み についてお聞かせください。

3番目の質問です。新聞を活用した学校 教育について。

子どもたちだけではなく、我々大人の活 字離れが進んでおります。先日、大阪府教 育委員会が、子どもたちに言語能力や情報 を活用する力を養ってもらおうと、府立校 に対して、新聞4紙、すなわち朝日新聞、 毎日新聞、産経新聞、読売新聞を図書館な どに備える方針を決めました。国の学習指 導要領では、情報活用能力の育成に新聞を 活用するよう求めております。本市でも、 学校が新聞を購読し、教育活動の中で活用 することが有効であると考えております。 教育委員会としての見解をお聞かせくださ い。

4番目、遊休農地の処理、有効活用や、 鳥飼なすのブランディングについてお聞か せください。

鳥飼なすの近年の生産量や流通の状況を お聞かせください。

1回目の質問は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 保育ニーズについて のご質問にお答えいたします。

令和4年度4月からの保育所入所等の一 斉申し込みにつきましては、10月に必要 書類を提出していただき、11月に面談を 実施してきたところでございまして、申込 者数は714人でございました。昨年の申 込みが706人でございましたことから、 やや増加いたしております。

就学前の児童数が減少傾向にある中で、 共働き世帯の増加などにより、保育所等の 入所を希望される方の割合は上昇を示すも のの、申込者数の増加の割合は鈍化いたし ております。この状況に対しましては、施 設整備や利用定員の増加により、保育定員 の拡大を見込むものの、今後の利用調整は 簡単ではないことも想定されるところでご ざいます。

今後のスケジュールといたしましては、 1月末までに1次選考の結果を通知し、2 月末までに2次選考の結果を通知する予定 でございます。さらに、3月に最終調整を 行い、待機児童数につきましても確定する 予定でございます。

- ○南野直司議長 市長公室長。
 - (大橋市長公室長 登壇)
- ○大橋市長公室長 淀川沿川の地域活性化の 現状と今後についてのご質問にお答えいた します。

グランドデザイン・大阪都市圏では、多 様な人材の集積と地域価値の創造を好循環 させ、圧倒的な魅力を備えた都市空間を創 造するため、人の活動を中心に、行政区域 にとらわれない広域連携型都市構造への転 換を進めていくこととされており、このグ ランドデザイン・大阪都市圏に基づき淀川 沿川のまちづくりも進められております。

平成29年8月に、淀川わいわいガヤガ ヤ祭実行委員会や、大阪水上バス株式会 社、京阪ホールディングス株式会社など沿 川のまちづくり団体や舟運事業者等で構成 され、本市など沿川自治体等がオブザーバ ーで参加している淀川沿川まちづくりプラ ットフォームが発足し、平成30年3月に は、淀川沿川の地域資源を生かし、その価 値を高め、広域的な視点でつなぐことで魅 力あふれる都市空間を創造し、まちづくり を推進することを基本目標とする淀川沿川 広域連携型まちづくり戦略が取りまとめら れました。また、大阪府及び京都府の淀川 〇松方生活環境部長 鳥飼なすの近年の生産

沿川9市1町で構成する淀川舟運整備推進 協議会において、地域の魅力を最大限に活 用した取り組みを進めていけるよう、関係 者との意見交換を行っているところでござ います。

本市単独の動きとしては、地域の財産で ある淀川の恵みを地域計画へ反映させるべ く、鳥飼まちづくりグランドデザインの策 定に向けた議論を鋭意行っているところ で、大阪府による広域的な取り組みと本市 独自の取り組みが連動・連携しつつ、相乗 効果を発揮し、本市のまちづくり、魅力づ くりに寄与できるよう取り組んでまいりた いと考えております。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
 - (小林教育総務部長 登壇)
- ○小林教育総務部長 新聞を購読し、教育活 動の中で活用することについてのご質問に お答えいたします。

新聞を教育活動の中で活用することは、 学習指導要領の中でも触れられており、読 むことで、語彙をふやすだけでなく、記事 の面積の大きさで事柄の大小が把握できた り、見出し、リード文、本文などのように 文の構成を学ぶことについても効果がある ものと捉えております。

しかしながら、小学生の発達段階を考え ると、新聞の記事には未履修の漢字や語句 が多くあり、取り扱っている内容が難解で あるなど、そのままでは読み進めることが 難しいことに加え、市内の全小・中学校で 新聞を購読し、例えば各クラスに毎日配架 するとなると、多くの予算が必要になるこ となどが課題としてあると考えておりま す。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
 - (松方生活環境部長 登壇)

量と流通の状況についてのご質問にお答え いたします。

令和2年度の販売実績で申し上げます と、本市の農業振興会に栽培を委託し、事 務局にて販売している生ナスが2,066 個、そして、通常は11月の農業祭で販売 いたします漬物が3,244個、その他、 市内の農家が直接大阪府中央卸売市場に出 荷している生ナスが2,187個でござい ます。これらの生ナスは、市内の一部小売 店舗にて販売をなされております。

また、近年は、大阪府立とりかい高等支援学校において栽培された鳥飼なすが近隣の大手百貨店に出荷され、販売されているとも聞いております。

- ○南野直司議長 出口議員。
- ○出口こうじ議員 ありがとうございます。 保育環境の整備について、ありがとうご ざいました。

就学前の児童数が減少してきて、保育ニーズの増加率が影響してきたということだったと思います。しかしながら、安威川以北地域と安威川以南地域では状況が大きく違うように思います。これまで、待機児童対策として、安威川以北圏域に施設整備を行ってきたと思いますが、その施設で働く保育士の確保も大きな課題になっていると思います。本市だけではなく全国的な問題ではあると思いますが、今後、本市としてどのような対応を行っていくのか、お聞きしたいと思います。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 保育士の確保は、待機児童解消のために必要な取り組みの一つでございます。

他の都道府県による公表でございます が、保育士実態調査報告書において、保育 士として就業した者が退職した理由として 最も多かったのが職場の人間関係で、続いて、給料が安い、仕事量が多いということが指摘されておりました。

本市におきましては、これまで、民間園が保育士のために宿舎を借り上げた賃料に対し補助金を交付する事業、新たに正規職員として採用された者に対して、園を通じて就職支援金を交付する事業を実施してきております。また、保育士の業務の負担軽減を図るための保育支援システムを導入する費用に対して補助を行ってまいりました。

国におきましても、これまで保育士の処 遇改善を段階的に取り組まれており、先日 閣議決定されました追加経済対策として、 補正予算案に保育士の賃金引き上げが盛り 込まれております。保育士の賃金につきま しては、国が定めます運営費の基準となる 公定価格に大きく左右されますことから、 今後の国の動向にも注視しつつ、本市にお ける独自の保育士確保支援策を検討してま いりたいと考えております。

- ○南野直司議長 出口議員。
- 〇出口こうじ議員 ありがとうございました。やっぱり待機児童が多いのが問題となっております。

最後に、要望とはなるんですけども、待機児童の解消をするためには、やはり既存事業の拡大などの施設整備とともに、何よりも保育士の確保が重要になると思います。保育士は、社会を支えるエッセンシャルワーカーであるものの、やはり給料面での待遇が悪いと言われています。特に、この新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急事態宣言中も、リモートワークはできず、現場では感染対策も難しい中、休めない職場、職業だと思います。国のほうで検討されている処遇改善について、しっかりとそ

の動きを見極めていただいて、広域での連携や、それでも不十分ということであれば、市として、例えば入所希望者と施設のマッチングなど、独自で対策を講じられるよう要望いたします。そして、子どもを保育所に預けたくても預けることができない、そのような状態が解消されることを要望いたしましてこの質問を終わります。

続きまして、2番目の質問、淀川沿川の まちづくりとBID制度について、2回目 の質問をさせていただきます。

民間と連携したまちづくりについて、地域ブランド向上のためにも、各地域の団体や住民が主体となってエリアマネジメントを行うことに大きな意義があると考えております。そこで、地域団体や土地所有者、住民の協力、例えば、資金調達を得ながら商業的戦略を検討していく必要があると思います。BID制度の活用を踏まえた構想が効果的と考えますが、市の考えをお聞かせください。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 民間企業等が主体となり、官民の枠組みを超えて公共施設の維持管理、運営を行い、積極的にまちづくりに参加する仕組みであるエリアマネジメントの導入、検討を進める自治体がふえてきており、その取り組みを資金調達の面から支援する制度としてBID制度を導入した自治体もあることは認識をしております。

BID制度は、公的な交付金だけでなく、計画、利用する民間の分担金と合わせ、まちづくりを進めていくことができる制度であり、特定のエリアを対象に、当該エリアを構成する多くの主体の参加を得て、民間の力を活用してそのエリアの活性化に取り組むものでございます。例えば、大阪市では、条例で大阪版BID制度を設

け、平成27年から運用されており、グランドデザイン・大阪都市圏では、地区運営組織によるにぎわい創出として、一般社団法人グランフロント大阪TMOによるにぎわい創出等の活動を位置付けられております。

しかしながら、エリアマネジメントの推 進やBID制度の導入などは、実際に運営 していただける民間の方々の協力を得られ ることが不可欠であり、これらの制度を導 入する場合には、地域住民との十分な協議 を行い、合意を得ておく必要があり、容易 に実施できるものではないと思われますけ れども、全国の動向、事例に注意してまい りたいと考えております。

- ○南野直司議長 出口議員。
- 〇出口こうじ議員 ありがとうございました。

参考までですけども、BIDとはどういう意味かというと、法律で定められた特別区制度の一種で、地域内の地権者に課される共同負担金、行政が税徴収と同様に徴収するものを原資とし、地域内の不動産価値を高めるために必要なサービス事業を行う組織を指します。例えば、日本の事例としては、大阪市独自で実施している大阪版BID制度が2015年度から運用されて、条例化されております。グランドデザイン・大阪都市圏では、地区運営組織によるにぎわい創出として、グランフロント大阪TMOによるにぎわい創出等の活動を位置付けております。

ここにあるように、やはり地域が活性化すれば土地の値段も上がります。そして、本市に流入する人口もふえ、経済もにぎわいますとともに、やっぱり結果的に本市の税収が上がるという好循環になると思います。きょう、明日、急にできるような事業

ではないと思いますけども、前向きに進めていってください。

二つ目の質問は以上でございます。

3番目の質問、新聞を活用した学校教育 について、ありがとうございました。

ある世論調査によると、紙の本を読むのと電子書籍で読むのと、記憶に残りやすいのはどちらかと聞くと、紙が74%、そして、同じぐらいが20%、電子書籍に至るとたった2%。そして、読みやすいのは、紙が75%、同じぐらいというのが15%、そして、電子書籍は7%。やっぱり紙で読むと記憶に残りやすいというのはあります。実際、私の娘も、タブレットを配布していただいてやっているんですけれども、やっぱり字を書いて読んでやるほうが理解してくれているのかなという感覚があります。

2回目の質問なんですけども、市内の全小・中学校に子ども新聞、中高生新聞、または4大紙を、全クラスだけではなく学校図書館に、新聞社や地元の販売店と包括協定などを結ぶことで、非常に安い値段か無償で入れることができる場合の見解をお答えください。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 4大紙などの複数の新聞を学校図書館に配架することで、読書活動推進サポーターと連携し、子どもたちが新しい出来事や様々な意見に触れる機会を与えることができ、社会に対して興味・関心を持たせることにつながると捉えております。

無償で子どもの発達段階に合わせた複数の新聞を配架できるということであれば、授業の中で新聞を活用する期間や、休み時間などに子どもたちが読む機会がふえ、様々な教育的な効果が見込まれると考えら

れます。

- ○南野直司議長 出口議員。
- ○出口こうじ議員 ありがとうございました。

新聞というのは、読むのももちろんメー ンだと思うんですけども、読む以外にも教 育に活用できると思うんです。例えば、あ る学校では、新聞を使って図工の時間にエ コバッグを作ったりしておりました。自分 の好きな紙面を一番表面に貼るとか、例え ば、子どもたち、大人にも人気なんですけ ど、「鬼滅の刃」というアニメがあると思 うんです。去年の12月4日に、全紙にい ろんな炭治郎の顔とか禰豆子ちゃんの顔と かが載った一面広告が出たんです。で、そ の日の新聞の売り上げがすごかったらしい んです。普通じゃコンビニで新聞なんか売 れないんですけども、売り切れ続出。そし て、新聞販売店も、その日にいろんなお父 さん、お母さんが新聞を下さいと殺到され たそうです。その「鬼滅の刃」の広告を使 ってエコバッグを作ったりしている子ども を見かけました。

ほんで、例えば、ほかには、私のおばあちゃんが、新聞を濡らしてちぎって床や廊下にまいて、ほうきで掃いていた記憶があります。それ、何してんの、逆に汚してるん違うのとおばあちゃんに聞いたところ、いや、これは、ほこりを吸ってくれて、ほこりが舞わんようになっているんやでということを教えてもらいました。

ほかには、そうですね、生ごみをくるんでみたり、野菜をくるんだりという、全然話はそれたんですけども、やっぱり新聞は読む以外でも子どもの感受性が豊かになるん違うかと思います。

3回目の質問をさせていただきます。 ある学校、摂津市ではないんですけど も、学校の先生が子どもたちに「新聞取ってる人」と聞いたところ、ほとんど取っていなくて、ある子が「はい、取ってます」と答えたそうです。逆に先生がびっくりして、「えっ、新聞取ってんの」とおっしゃったそうなんですね。幾ら子どもに新聞を読みなさい、字を読みなさいと学校に新聞を置いたとしても、教える側の先生がまず新聞を読んでいなくて何を教えれるんやと私は思うんです。教員の皆様が、読んでいないは別として、実際どういる、読んでいないは別として、実際どうのをお聞かせください。

- ○南野直司議長 教育長。
- ○箸尾谷教育長 教員がどのように情報を取 り入れているかというご質問に対しまし て、そういった調査はしたことがございま せんので、直接ご答弁を申し上げるのは難 しいかと思います。ただ、日本新聞協会の 調査では、2000年の新聞発行部数が約 5,300万部あったのに対しまして、2 020年では3,500万部ということ で、この20年間で新聞の発行部数が2, 000万部も減少してしまったというこ と、それからまた、新聞通信調査会の調査 では年代別の新聞購読率を調査されている んですけれども、そちらでは、30歳代の 方たちの新聞購読率というのが2020年 度で約30%しかなくて、これは10年前 に比べると半減してしまったというような 調査結果が出ております。そういうことか ら考えますと、本市の教員も、実は30歳 代が一番数が多うございますから、その情 報と照らし合わせますと、本市の教員も新 聞を購読している率は減ってきているのか もしれないと推測はできると思います。

現代の社会では、ウェブサイトであると かSNS、テレビ、新聞、書籍など、様々 なメディアから膨大な量の情報があふれて おります。私たちは、それらの中から、情 報の信憑性というものを考えながら、取捨 選択して読み解く力、先ほど議員からご指 摘がありました情報活用能力と申します が、そういった力が我々大人も含めて求め られているのかと考えます。

そういう情報の信憑性、あるいは情報の 豊富さということから考えますと、私は、 テレビに新聞は即時性という意味では少し 負けるのかと思いますが、ただ、一定の詳 細な情報が網羅されている、それからま た、一つ一つの記事の内容が複数の方々の 目によってチェックされているという意味 では、新聞というメディアは信頼性の高い メディアではないかと考えます。そういう 意味で、現在では電子版が購読できる新聞 もございますけれども、本市の教員には、 そういった情報の信憑性という観点から も、適切なメディアを選択して情報収集に 努めてほしいと思っております。

以上でございます。

- ○南野直司議長 出口議員。
- ○出口こうじ議員 ありがとうございます。

最後は要望となるんですけれども、大阪 市教育委員会は、小学校3年生から中学校 3年生を対象に読解力を育む授業を202 3年度から試験的に導入されるそうです。 そして、2024年度にも全ての小学校で の実施を目指すそうです。今年度の全国学 力調査の結果で、全科目で全国平均を下回 っており、基礎学力の土台となる読解力の 向上を目指すそうです。授業としまして は、週1時間、年間35時間程度を想定 し、内容としては、雑誌や新聞、広報誌な どの実用的な文書のほか、図表やグラフを 読み解くことを検討しているそうです。社 会問題、科学技術をテーマにディベート形 式で論議するなど、対策を重視した内容に するみたいです。

それと、関係はちょっとないかもしれないんですけども、もちろん私たちは、携帯電話という便利なものができてから、この話は何回かしているんですけども、友達の家の電話番号とか人の電話番号を記憶でさなっているんですよね。昔は、そんですよなっているんですよね。ですいたんですよれないけてみてといってなど、今、誰々さんちにかけてみてといっても全然思い出せないんですよね。便利になった一面もあるんですけど、やっぱりにするかとあるんだと思います。読む力、記憶する力というのは、やっぱり紙媒体が一番有利なのかと思ったりします。

そして、デジタル教科書配信が始まるみ たいで、文部科学省が、2022年度、全 国の小学校5年生、6年生と中学生を対象 にデジタル教科書を無料配信する実証実験 を始める方針だそうです。英語を中心とし て音声機能をつけることを模索しているそ うです。その対象は、タブレット端末を導 入している国公立、私立の小学校5年生、 6年生と、中学校、特別支援学校の児童・ 生徒で、デジタル教科書を扱う業者に学校 への提供を委託するそうです。英語は全部 入るそうなんですけど、ほかの社会とか算 数とか国語とか音楽とか技術とか家庭科と か、その中で希望する自治体には一つ追加 で配信されるそうなので、それもぜひ希望 していただいて、何の科目がされるのか、 またお聞かせください。

三つ目の質問を終わります。

4番目の質問です。遊休農地の処理や鳥 飼なすのブランディングについてなんです けども、個数でいうと、令和2年度で合計 7,497個ということで、これは多いのか少ないのか、どうなんでしょうね。大阪府で、2020年度、ナスの消費量は年間で一人11.4個らしいです。摂津市民が約8万6,000人おるので、98万個のナスが要るそうです。だから、農家も三つしかないということなので、7,497個では摂津市民一人一人に回らないなと。私も、この前、鳥飼なすを初めて市役所の売店で買って食べました。おいしかったです。

2回目の質問なんですけど、鳥飼なすの ブランディングへの取り組みについてお聞 かせください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 本市では、中小企業応援プロジェクト! 摂津ブランド認定制度として、平成29年度から、市内の中小企業が作る優れた製品を摂津優品(せっつすぐれもん)に認定し、全国にPRしております。

鳥飼なすの特徴であるソフトボール大の 丸みを帯びた形を丸ごとリンゴ酢や隠し味 のワインに漬けた漬物でありますまぼろし の鳥飼なす漬を平成30年度に摂津優品 (せっつすぐれもん)として認定しまし て、市のホームページや広報誌、市内外で のイベントなどでPRを行い、鳥飼なすの ブランディングに取り組んでまいりまし た。今後も、機会を捉えてPRを行い、さ らなる鳥飼なすのブランディングを検討し てまいります。

- ○南野直司議長 出口議員。
- ○出口こうじ議員 ありがとうございます。 3回目の質問をさせていただきます。

鳥飼なすをもっと市民の皆様になじみの あるものと認識してもらうためには、さら なる販路の拡大が必要であると考えます が、市の考えをお聞かせください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 販路の拡大につきましては、平成30年から、大阪府中央卸売市場にご協力をいただきまして、市内の農家が直接出荷できるようになりましたことにより、市内の一部小売店舗におきまして、僅かではありますけども、ご購入いただくことができる状況になっております。さらなる販路の拡大となりますと、やはり生産農家をふやし、それに応えることのできる生産量を確保した上で流通ルートを確立していくことが必要になります。

市としましては、鳥飼なすに対する需要 は供給量を大きく上回っている状況である と理解しておりますので、今後とも、あら ゆるチャンスを逃すことなく、常にアンテ ナを張りながら、積極的に販路の拡大に向 けて取り組んでまいりたいと考えていると ころでございます。

- ○南野直司議長 出口議員。
- ○出口こうじ議員 ありがとうございます。 鳥飼なすと名前がつくのに鳥飼地域で売られていないと。私も鳥飼地域に住んでいるんですが、鳥飼なすを鳥飼地域で買えないのが残念だとちょっと思っております。

最後は要望なんですけども、何回か一般質問でされているとは思うんですけど、ふるさと納税制度への積極的な鳥飼なすの活用についてご要望させていただきたいと思います。確かに、年間で7,400個ぐらいしか生産されていないから、ふるさと納税になかなかできないんじゃないかというお話もちょっと聞かせてもらったこともあるんですけども、逆にそれを逆手に取って、限定何個とかってふるさと納税で活用していただければ、逆に食いついてくれるんじゃないか、数が少ないからふるさと納

税にできないじゃなくて、数が少ないから こそ、逆に限定何個でやりましょうという 活用の仕方で逆に注目度が上げれるのでは ないかと思います。

四つ目の質問はこれで以上とさせていた だきますが、最後に要望なんですけども、 きのうの予算審査に係る委員会で、18歳 以下への10万円相当の給付について、岸 田総理が、地域の実情に応じて、年内でも 先行分の5万円給付と合わせて10万円の 現金を一括給付する形を選択肢に加えたい と述べました。だから、地方自治体が一括 での全額給付を希望した場合には容認する 考えを示したと、きょうの朝刊に載ってい ましたけれども、いろんな市民の方に言わ れるんですけど、10万円は現金がいいよ ねという話を皆さんから言われています。 原則は現金5万円、クーポン5万円分なん でしょうけども、やっぱり現場も大変だと 思うので、ぜひ10万円は現金で一括給付 することを要望としまして私の質問を終わ らせていただきます。ありがとうございま した。

○南野直司議長 出口議員の質問が終わりま した。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1、健康診査の受診率向上についてでありますが、特定健診の受診率は、国の目標値には達しておりませんけども、本市の平成29年度が29.9%、平成30年度が30.5%、令和元年度の31.5%と、僅かではありますが上昇傾向でありました。これは、市民の健康意識向上と認識もできますし、行政としてチラシの配布や周知などを行ってきたといった努力も

一定評価ができると思っております。

健康維持向上の観点から見れば、受診率 向上への施策はしっかりと行っていく必要 があります。受診率が上昇傾向の中、令和 2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大 により受診控えが生じたことや、緊急事態 宣言の発令を受けて健診が中止になったこ ともあると聞いておりますが、令和2年度 と令和3年度の受診状況についてご答弁を お願いいたします。

次に、2番目の鳥飼地域での通学区域ごとの将来的な学校のあり方についてでありますが、鳥飼地域の4小学校、2中学校の全体としての児童数・生徒数は減少傾向で、小学校別で見れば、鳥飼西小学校はほぼ減少していない、鳥飼北小学校は微減であったと思います。第五中学校区の鳥飼東小学校、鳥飼小学校の児童数の減少については本当に気になるところであります。この児童数減少については、これまでも議論されてきましたが、今年度に鳥飼地域の通学区域等基礎調査が行われております。この調査結果内容と反映についてご答弁をお願いいたします。

次に、3番目の鳥飼まちづくりグランド デザインについてでありますが、11月1 7日に、少子高齢化、にぎわいをテーマに 開催された鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会を傍聴させていただきました が、委員の皆様から、それぞれの立場から 様々な意見や考え方が出され、今後の鳥飼 地域に必要な内容の発言も本当に多くあっ たと感じております。

そのような中で、11月25日と26日に開催されました2回目となります地元説明会においての参加人数と説明内容、出された意見などについてご答弁をお願いいたします。

次に、4番目の気象予報士による防災力 向上についてでありますが、昨年からの新 型コロナウイルス感染症拡大や緊急事態宣 言などに伴って、多くの地域行事が中止や 延期となりました。自主防災訓練におきま しても、2年続けて中止されている団体が 多くありますので、防災力もそうですが、 防災意識の低下が懸念をされます。

そのような中で、全国的に見ても、今月 11日の京都府北部、9日の和歌山県北部 をはじめ、震度3以上の地震がこの1週間 で10回発生をしております。自主防災訓 練の中止が相次ぐ中、地域防災力は維持・ 向上していかなければいけないと思ってい ますが、市の認識についてご答弁をお願い します。

以上で1回目の質問とします。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉 部長。

(野村保健福祉部長 登壇)

○野村保健福祉部長 健康診査の受診率向上 についてのご質問にお答えいたします。

健康診査につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診控えにより、全体として受診率の低下が見られることから、市民の健康の維持、疾病の早期発見、予防につなげるべく、しっかりと受診率向上に向けた取り組みを推進していかなければならないと強く認識しているところでございます。

受診状況についてでございますが、直近の令和2年度の受診状況で申し上げますと、特定健診の受診率が25.9%で、前年度比5.6%の減少、各種がん検診による受診率が14.7%で、前年度比1.8%の減少となっております。

令和3年度の状況としましては、保健センターでの集団健診に限って申し上げます

と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかった令和2年度と比べ、受診者数については回復傾向にあり、特に夏場以降については予約申し込みが定員を上回る月も出てきている状況となっております。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 鳥飼地域の通学区域等 基礎調査結果内容と反映についてのご質問 にお答えいたします。

鳥飼地域における通学区域等基礎調査に つきましては、現在、結果報告書の作成中 であり、間もなく完成の予定でございま す。

児童・生徒数の推計につきましては、中間報告の内容から、当該地域の状況が現在のままであれば、既に全学年単学級化している鳥飼東小学校に加え、近年中に鳥飼小学校も全学年単学級化すると予想されております。一方、鳥飼北小学校、鳥飼西小学校も減少はするものの、全学年単学級化については当面はないと予想されております。

教育委員会といたしましては、子どもたちの集団における学びは大変重要であると考えており、調査結果を基に、第五中学校区を中心に、今後の鳥飼地域の学校の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 鳥飼まちづくりグランド デザインに係る地元説明会についてのご質 問にお答えいたします。

11月25日及び26日に実施した第2回目の地元説明会は、第二、第五中学校区ごとに、鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会で議論された鳥飼地域内のエリ

ア設定の考え方や、コミュニティ及び道路・交通をテーマにした地域の現状と課題、将来を見据えた方向性などについてご説明し、ご意見をいただきました。

第二中学校区は、ゆうゆうホール鳥飼西において5名の方に、第五中学校区は、さわやか広場鳥飼において8名の方にご参加いただきました。参加者からは、住民と事業所との連携による環境改善に向けた取り組みの必要性や、交通サービスに対するニーズなどについてのご意見をいただいており、今後の議論や取りまとめに向けた作業において参考としてまいりたいと考えております。

今後も、説明会等、地域の方々の声を聴く機会を設ける予定をしておりますので、より多くの方にご参加いただけるよう、広報、ホームページ等を通じて周知してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 コロナ禍による自主防災 訓練の中止に伴う地域防災力の維持・向上 についてのご質問にお答えをいたします。

議員がご指摘のとおり、昨年度に引き続き、今年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各地域の自主防災訓練や出前講座などが中止となっており、地域の皆様の防災に対する意識や今まで積み上げてきた技術などが薄れていくことを懸念しております。

昨年度は、地域は限定されますが、市が 主催して、地域住民と防災サポーターにご 参加いただき、感染症対策を万全に行う中 で、避難所の開設・運営訓練を実施いたし ました。今年度は、徐々にではあります が、地域の自主防災訓練などを再開する方 向で検討されている地区もございますこと から、市といたしましても、防災関係機関と協力し、できる限りのサポートを行い、各地域の皆様と一緒に知恵を絞りながら、地域の防災力の向上につながる訓練や講座などを実施してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 それでは、2回目からは一 問一答方式でお願いをいたします。

初めに、1、健康診査の受診率向上につ いてでありますが、令和2年度の特定健診 や各種がん検診の受診率は低下したので、 これは民間病院などでの人間ドックも低下 しているのではないかと認識もできます。 その一方で、令和3年度は回復傾向にある ということでした。私は毎年健診を受けて おりますけども、この特定健診における胃 がん検診はバリウム検査で、ベッドの上で の体位を変えることの大変さが大きくなっ てきたと、これは加齢の影響とも感じてい るところでありますが、これまで一般質問 や常任委員会などの質疑で、市民の方から の要望もあり、胃内視鏡検査、いわゆる胃 カメラ検診の導入の発言も行ってまいりま した。胃内視鏡検査を導入することが特定 健診などの受診率向上への一つとしてある と思いますが、考え方についてご答弁をお 願いいたします。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 胃カメラ検診についてのご質問にお答えいたします。

胃がん検診は、保健センター及び大阪がん循環器病予防センターにおいて実施いたしておりますが、全て胃部エックス線バリウム造影検査による方法でございます。胃がん検診において、胃内視鏡検査、いわゆる胃カメラのニーズがあることは認識いたしており、昨年度、実施の可能性につい

て、胃内視鏡検査が可能な市内医療機関に 調査を行いましたところ、国の指針に基づ いた二重読影による精度管理が困難である ということが判明いたしました。胃内視鏡 検査については、二人の医師による結果判 定が必須のため、その体制づくりが課題と なっております。

この結果を踏まえまして、今年度から、 保健センター及び市内の受託医療機関において実施しているピロリ菌検査の費用を 1,500円から500円に変更して受検 しやすくし、胃がん発症のリスクが高いと 思われる方を把握して、胃内視鏡による精 密検査を促しているところでございます。 この検査の周知を行うとともに、引き続き 胃内視鏡検査の実施に向けた方策について 検討してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 先ほどご答弁にもありましたけれども、ピロリ菌検査費用の助成等々につきましては、私も質疑を行ってきた一人として評価をしております。

胃内視鏡検査の導入につきましては、先ほど、二人の医師による二重読影についての課題もございましたが、年齢に関係なく受診しやすい環境といった観点からも、受診率向上への一つになると思いますので、実施に向けた検討をお願いし、これは要望とさせていただきます。

過日、市民の方から、保健センターなどでの検診において、車椅子に乗ったままで体重測定ができる環境を望むとの話がありました。導入している民間病院も、少数ですが、あるとのことでありましたけども、保健センターへの導入の検討をしていただきたいと思いますが、考え方についてご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

- ○平井保健福祉部理事 特定健診や各種がん 検診において、車椅子の方が受診しやすい 環境を整備することは重要であると認識い たしており、車椅子専用器具等の導入や受 診方法の工夫について、状況を確認しなが ら検討してまいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 車椅子を利用されている方を含めまして、この受診環境向上といった観点から、車椅子に乗ったままで体重測定などができるよう検討をお願いし、これは要望とさせていただきます。

次の2番目の鳥飼地域での通学区域ごとの将来的な学校のあり方についてでありますが、鳥飼西小学校、鳥飼北小学校は、当面、全学年で単学級化はないと、鳥飼小学校は近年中に全学年で単学級化するということでございました。学校間の児童・生徒数の差をなくしていくということに目を向ければ、小学校区を変更する案があると思います。であれば、鳥飼西小学校区のどこかを鳥飼北、鳥飼小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区のどこかを鳥飼東小学校区に変更するということになるかと思います。

そのような中で、「鳥飼まちづくりグランドデザイン策定に関わる要望について」が、鳥飼地区校区役員懇談会の方から市長に要望書として提出をされております。その内容は、鳥飼地区4小学校区の代表役員によりまして、令和2年度は6回の懇談会を開催されてきた中で、児童・生徒数の減少傾向への対応として、4校区の現状より校区変更案による対応を優先すると記載されているのか、ご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 鳥飼地域の地元要望を 市に頂戴していることは認識をしておりま す。今後の学校の在り方については、現状 としては定まっておらず、本年度の調査結 果を踏まえ、今後の検討事項となるもので ございます。

教育委員会といたしましては、検討の際には、何よりも子どもを中心に検討してまいりたいと考えており、その際には、地元住民の方々、現在の児童・生徒、その保護者や、今後入学される子どもの保護者など、学校に関わる様々な方々のご意見を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 学校区域を変更することや 学校の在り方を検討する際には、住民、児 童・生徒とその保護者、入学前の子どもと その保護者、青少年指導員、スポーツ推進 委員、民生委員など、多くの方や団体が関 係してくると思いますし、学校までの通学 距離も大きな課題でありますから、学校 は、児童・生徒の学びと育成、避難所とし ても重要な施設であると思いますので、学 校区域を変更することや学校の在り方の検 討におきましては長期を見据えなければい けませんけども、何よりも児童・生徒を第 一に置いた検討をしていただきたいとお願 いし、これは要望としておきます。

次に、3番目の鳥飼まちづくりグランドデザインについてでありますが、中学校区単位での地元説明会の参加人数は、それぞれの場所で5名、8名とのことで、一定の間隔を保って意見交換ができる人数かと私は思っております。その一方で、モノレール駅がある地域とバスのみの地域、スーパーや医療機関のことなど、地域によっての課題や意見も相違があると思いますし、鳥

飼まちづくりグランドデザインをより身近 に感じていただけるとの視点でいえば、地 元説明会を小学校区単位で開催することを 検討していただきたいと、これは要望とし ておきます。

私は、昨年の第4回定例会におきまし て、グランドデザインは50年後の姿をと の発言を行いました。先日の策定委員会に おきましても、100年先を見据えるのは 長過ぎるのではといった意見も出されてい ました。鳥飼まちづくりグランドデザイン を策定する主な目的でもあり、現実の大き な課題として人口減少への対応がありま す。外国人を含めた統計データによると1 1月の人口での対前年比では、令和3年、 318名減、令和2年、302名減少、令 和元年、158名減少、平成30年、11 4名減少、平成29年、300名の減少と いうことで、直近5年間で1,192名の 減少があります。摂津市全体ではこの5年 間で1、752名ふえていますので、鳥飼 地域を除く地域でこの差を足せば、2,9 44人の増があったということになりま す。直近の5年間での平均で見れば、鳥飼 地域は年238名減少しているんです。そ の前の5年間の平均は127名減少ですか ら、減少は加速していると言えます。現状 からすれば、100年先ということではな くて今でしょうと思うんですよ。50年後 のビジョンを示して、短期中心の事業が本 当に必要だと考えますが、市の認識をご答 弁お願いいたします。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 鳥飼地域の今後の在り方を示すグランドデザインに関しては、土地利用、道路等を含めた公共交通、人が移動しやすいまちづくりなどについても議論をしており、短期的な課題の解決のみなら

ず、長期的なビジョンを示すことも重要になると考えております。議員がご指摘のとおり、既に課題が顕在化し、すぐにでも課題解消に向け対応していかなければならないものもありますが、そのようなものでも、長期的なビジョン、将来のあるべき姿を踏まえ、その方向性に沿った対応とする必要があると考えており、その辺りのバランス等についてもしっかり議論をしてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 現在の課題を解決する短期 事業の計画や実施を要望しておきたいと思 いますし、グランドデザイン策定委員会で の内容やビジョンをしっかりと示していっ ていただくということを要望としておきま す

また、グランドデザインの取り組み状況 や進捗を含めての意見交換をグランドデザイン策定後におきましても地域で行ってい くということが必要と思っておりますが、 市の考え方についてご答弁をお願いいたし ます。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 魅力あるまちづくりを進めるに当たっては、地域の住民や事業者の方々など、鳥飼地域に関わる全ての方々の協力が不可欠と考えており、鳥飼まちづくりグランドデザインの策定に向けて、引き続き住民等のご意見をお聴きしていくこととしております。

策定後においても、まずは将来ビジョンを地域住民の皆様と共有するとともに、グランドデザインの内容をご理解いただき、グランドデザインに位置付ける様々な施策や事業について、地域の皆様とともに取り組んでいけるよう、必要に応じて意見交換の場などを設けることを検討してまいりた

いと考えております。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 ご答弁にもございましたけれども、必要に応じた今後の意見交換の場を設けることをしっかりとお願いしたいと思います。今年度末予定のパブリックコメントにおきましては、理解しやすい具体的な内容であることが大切であると思いますので、その点も重ねてお願いとし、要望とさせていただきます。

次に、4番目の気象予報士による防災力 向上についてでありますが、有事の際の初 期は、地域の自主防災会などの行動が重要 であると思いますので、感染症対策を行っ た上で、このような訓練がありますなどの 情報提供をしてあげると、地域の自主防災 会の防災力や防災意識の低下も抑えられる と思いますので、これは検討としてお願い をしたいと思います。

先日の新聞に、気象庁は、気象予報士による気象防災アドバイザー制度の普及に乗り出すと掲載されていました。既に市が非常勤職員として採用しているところでは、気象防災アドバイザーが、雲の色であるとか風向きなどから、まとまった雨が降る可能性を市に伝え、早期の避難情報の発令を助言、この助言や予測などを参考に当該市は高齢者等避難を発令されたということでありました。また、気象防災アドバイザーを、今後3年間で各都道府県に5人程度の配置を目指す方針との新聞掲載でありました。気象防災アドバイザー配置について、本市の考え方をご答弁お願いいたします。

- ○南野直司議長 総務部理事。
- ○辰巳総務部理事 気象防災アドバイザーに つきましては、大阪管区気象台から定期的 な協議の際に情報を提供していただき、現 在、全国の11市町で活動されているとお

聞きしております。これまでも、大阪管区 気象台とは、出水期の気象予測や台風情報 などの問い合わせが常に可能なホットラインによる連携体制を築いており、防災対応 時の判断に必要な情報は得られているもの と考えております。

また、地域の防災訓練におきましても、 大阪管区気象台の職員に講話を行っていた だくなどのご協力をいただいておりますこ とから、現時点では、本市での気象防災ア ドバイザーの活用についての検討は行って おりません。

- ○南野直司議長 村上議員。
- ○村上英明議員 気象関係につきましては、 やはり自然を相手にした判断となってくる と思いますが、この気象防災アドバイザー の配置につきましては、やはり専門的な意 見を聴きながら判断ができるというメリッ トもあると思いますので、広域的に取り組 むことや、また、気象台の職員による講話 を行っていただけることを自主防災会など に情報提供する、そういったことにつきま してもしっかりとお願いし、要望とさせて いただいて私の一般質問を終わりたいと思 います。
- ○南野直司議長 村上議員の質問が終わりま した。

次に、香川議員。

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目に、市民税1,500万円誤還付 事件についてでございます。

平成30年4月、今回の訴訟相手の住民 税額を決めるため、株式等譲渡所得割額1 66万円を端末に入力するはずが、1桁間 違い、1,668万円と打ち込み、同年7 月に本来の額より1,502万円多く還付 してしまうという事件がありました。その 事件からはや3年半がたち、本年10月1 3日に大阪地方裁判所で勝訴判決が出され ました。市の主張が認められたことに私は 安心をしておりましたが、債権回収につい ての説明を聞いていると、このままでは 1,500万円どころか1円も返ってこな い可能性もあると不安に感じましたので、 今回、一般質問をさせていただきます。

本年10月13日に大阪地方裁判所で勝訴判決が出されてから、債権回収に向けてどのような取り組みを行ってきたのか、まず1回目でお聞かせください。

次に、喫煙所設置についてでございます。

JR千里丘駅、阪急摂津市駅周辺などが路上喫煙禁止地区に指定されてからはや4年がたちますが、喫煙者に認知されているとは言い難く、一向にたばこのポイ捨てがなくなりません。つまり、路上喫煙禁止区域で喫煙をしている人がいるということで、摂津市が目指す受動喫煙の防止をできていないことになります。私は、非喫煙者を受動喫煙から守るという観点から、喫煙所設置について質問をさせていただきます。

まず1回目で、改めてですが、路上喫煙 禁止地区を導入した経緯についてお聞かせ ください。

次に、JR千里丘駅連絡通路の雨漏りについてでございます。

JR千里丘駅東口からフォルテ摂津を結 ぶ連絡通路は、東口の駅前再開発事業で整 備され、供用が開始されてから約30年が 経過いたします。近年、防水機能の劣化に よる雨漏りが報告され、その都度、修繕を 行っていただいていると認識をしておりま す。 まず1回目で、現状の認識と、どのよう な管理を行っているのかをお聞かせいただ きたいと思います。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。総務部 長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 還付金の返還請求に係る判 決後の債権回収に向けての検討及び現在の 状況についてのご質問にお答えいたしま す。

令和2年8月20日に訴状を提出しました不当利得返還請求事件につきましては、 令和3年10月13日付で市の勝訴判決が 出され、同月27日の控訴期限までに双方 とも控訴せず確定となりました。判決確定 後、代理人を通じて相手方から11月中に ご連絡いただけるとのことでしたが、いま だ連絡がなく、返還もなされておりませ

ただ、これまでの相手方の対応の様子から、この状況も想定した上で、返還が見込めない場合の法的な手続についても並行して準備をしておりました。現在のところ、返還が見込めないため、相手方が保有していると思われる資産の預け入れ先に対する債権等差押命令の申し立てを裁判所に行って、債権回収を進めていくつもりでございます。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。 (平井保健福祉部理事 登壇)
- ○平井保健福祉部理事 路上喫煙禁止地区の 導入の経緯についてのご質問にお答えいた します。

本市では、摂津市健康づくり推進条例に 基づき、市民の健康増進、受動喫煙の防止 のため、平成29年12月にJR千里丘駅 と阪急摂津市駅周辺及び両駅間の千里丘三 島線について、また、令和元年9月には阪 急正雀駅周辺について、路上喫煙禁止地区 の指定を行っております。

なお、併せて、同地区を摂津市環境の保 全及び創造に関する条例に基づく環境美化 推進地区に指定し、美化の観点からも取り 組みを進め、啓発活動の相乗効果を図って いるところでございます。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 JR千里丘駅連絡通路の雨 漏りについてのご質問にお答えいたしま す。

JR千里丘駅東口の連絡通路は、東口の駅前再開発事業に合わせて整備され、平成6年3月から供用しております。JR千里丘駅と再開発ビルのフォルテ摂津の間を利用者が雨天時にも快適に通行できるよう、太陽の光を取り入れるガラスを配した屋根を設置しております。この屋根には、構造上、継ぎ目が多く配置され、そこには防水目地が設置されておりますが、年数の経過により防水機能が劣化し、目地から雨水が浸入することにより、現時点で2か所において雨漏りを確認しております。

平成26年度から5年間で、合計約40 0万円の事業費により、連絡通路全ての目地材の修繕を順次行ってまいりましたが、近年の夏の強い日差しを受ける中で、目地材が5年程度で寿命を迎えており、継続した修繕が必要となっている状況でございます。連絡通路は、駅前を利用する多くの市民が通行されることから、道路パトロールや利用者からの情報提供等により、できる限り早期に雨漏り箇所を把握し、雨漏りが発見された際には、通行に支障のないよう応急処置を行います。また、さらに、当該箇所の原因の調査・特定を行い、必要に応 じて修繕等を実施いたします。今後も継続 して雨漏りに対応しながら適切に管理して まいります。

- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 それでは、2回目以降は一 間一答方式にて質問をさせていただきま す。

市民税誤還付についてでございます。

本年10月13日に判決が出ました。勝 訴判決が出た際に、判決内容には、この判 決は仮に執行することができるとなってお ります。つまり仮執行できるわけなんです けど、なぜ判決が出てすぐに債権等差押命 令の申し立てを行わなかったのかをお聞か せいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 判決後すぐに債権等差押命令の申し立てをなぜしなかったのかということでございますけれども、相手方が期限内に控訴をするという可能性もございましたので、状況を見ながら、本市代理人にも次の段階を想定しつつ相談を行いまして、判決確定後に代理人を通じまして相手方に確認をし、すぐの返還が見込めないと判断いたしまして、法的な手続に向けて準備を進めてきたところでございます。
- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 先ほどのご答弁等々でちょっと疑問に思ったので聞かせていただきたいんですけど、10月27日の控訴期限まで相手方が控訴するかもしれないので待っていたと。ここまで待つ必要もないのかと思うんですけど、百歩譲ってここは理解できるんですけど、相手方の代理人を通して11月中に連絡いただけるとのことでしたが、いまだ連絡がなく返還もされておりませんと。これね、11月まで待ってくれというふうなことを相手方に言われたと思う

んですけど、これは何でこんなんを待つのかというのが正直疑問でありまして、これが例えば自分のお金やったら、判決が出たときに取り返そうと思ってすぐ行動に移ると思うんですけれども、これは税金ですので、自分のお金じゃないので、何といいますか、すぐ行動に移さなくても自分の腹が痛まないみたいな考えもあったのかと思うんです。

スピード感を持ってやってくれということを今回質問したいんですけど、先ほどの答弁で、相手方に確認し、すぐの返還が見込めないと判断し、法的な手続に向けて準備を進めましたと部長はおっしゃっていたんですけど、この準備というのは、裁判中にも十分準備はすることができたと思うんですけど、これは何で前もってできなかったのか、そのスピード感は本市にとって最速のスピードで行ったのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 裁判中になぜ準備を進めな かったのかということでございますけれど も、先ほども言いましたように、どのよう な判決が出るかというのが分かりませんで したので、我々としましては、仮執行宣言 も求めておりましたけれども、やはり裁判 結果を聞いて、それでまたその内容につい て、控訴期限までに控訴がないということ をしっかりと確認してから準備を進めてい くということで、もちろん想定しながらや っていたわけでございまして、何も先ほど 申されておりました11月までに返答する ということを待っておったわけではござい ません。その期間中もずっと弁護士事務所 のほうと我々は相談をしながら、どの債権 の差し押え等の命令の申し立てをしたらい いのかということを詳細に検討して準備を

しておったところでございます。

- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 分かりました。並行して進めていっていたということで理解いたしました。

次に聞きたいのが、今回、差押命令の申し立てをしていくということでありますが、今回の申し立てによっても債権額が満たない場合になったとして、足りなかった部分、不足分の回収については、次にどのように取り組んでいくのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 債権の回収不足額が生じた 場合の対応ということでございますけれど も、今回の申し立て内容によって債権額に 満たない回収しかできない場合にありまし ては、その他資産の調査や、裁判所への財 産開示手続の申し立てを行うなど、債権回 収に向けて必要な手続を行ってまいりたい と考えております。

なお、今回、相手方から返還の申し出が あれば、その交渉には応じてまいりたいと 考えております。

- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 満たない場合、その他資産 の調査や裁判所の財産開示手続の申し立て を行うとおっしゃっていただきました。そ の他の資産調査というのはどういった方法 で行うのかというのをお聞かせいただきた いと思います。
- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 今回は申し立て内容には入っていないんですけれども、その他の資産 調査につきましては、新たな債権回収先を 選定した上で、委託先の法律事務所を通し て財産調査を行うということになろうかと 思います。

- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 分かりました。その他の資 産調査の準備というのは今しているんです か。
- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 現在、追加の債権回収先の 検討を行っているところでございます。
- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 先ほどのご答弁で追加の債権回収先の検討を行っているということでしたけど、これはあんまり理解しがたいんですけど、つまり準備はまだしていないという認識でよかったですか。
- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 準備をしていないわけではなくて、追加の債権回収先はどこがあるかということにつきまして、いろんな資料を基に検討を行っているということでございます。
- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 つまり準備はちゃんと行っているという理解でよかったんですね。分かりました。

次に聞きたいのが、本年10月13日に 判決が出てから、はや2か月たちました。 相手方がどんな財産を所有しているのかと いうのは私は存じ上げないのですが、例え ば不動産等を所有していたと仮定いたしま す。この判決が出てからの間に所有してい る不動産等を売却して、得た現金をもう既 に使ってしまったり、どっかに隠したりと か、そういうことをされたら、その本来持 っていた不動産に関しては回収できないの かと私は考えるんですけれども、どうなっ ているのかお聞きしたいと思います。

- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 今回の申し立てにつきましては、やはり早くできるところから申し立

てをしようということで取り組んでまいりました。個人情報になりますので、不動産云々かんぬんにつきましてはなかなかご答弁申し上げかねるところではございますけれども、不動産よりも現金、つまり流動資産のほうが、これは裁判中に明らかになった資産等もございますので、そちらのほうを先にやったほうがよいのではないかということで、弁護士事務所とも相談して準備を進めてきたところでございます。

- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 分かりました。処分された らもう返ってこえへんということですね。 だからこそ、これはスピード感を持ってや っていくべきではないのかと思うんですけ ど、最低限の準備はできるところから今か らでもするべきと思いますが、その辺はど うなのか、ご答弁ください。
- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 スピード感を持ってという ことでございますので、未回収債権につい ての財産調査及び差押命令の申し立てなど については、法律事務所への委託等の手続 が必要なところもございますけれども、速 やかに執行できるよう、今できる準備はし っかりとやっていきたいと考えてございま す。
- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 第三者委員会の調査報告で 指摘されている事後対応を速やかに対処す べきということがありました。それを受け て今回の対応がどう変わったのか質問した いと思います。
- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 今回の対応がどう変わった のかということについてでございますけれ ども、判決後の対応につきましては、相手 方の状況を確認しつつも、その出方や交渉

を待ってから動くといったことではなくして、返還に向けまして、まず市として必要な手続を並行して行うということで粛々と準備を進めてきたところでございます。また、法的手続を進める上での内部事務手続につきましては、通常事務の手続よりも早く進めるように努めたところでございます。

- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 部長、さっきの答弁なんで すけど、返還に関して、相手方の状況を確 認しつつも、その出方や交渉を待ってから 動くといったことではなく、返還に向け て、まず市として必要な手続を並行して行 うことで粛々と準備を進めてまいりました ということなんですけど、前の答弁とちょ っと整合性が合わないので聞きたいんで す。並行して準備を進めてきたのはそうや と思うんですけど、相手方の出方や交渉を 待ってから動くといったことではなくと言 っていますが、相手方から11月まで待っ てと言われて待っていたと思うんですけ ど、この辺はちょっと答弁の整合性が合わ ないんですけど、その見解を教えてくださ V10
- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 先ほども少しご答弁申し上 げましたけれども、本来でしたら相手方の ほうから本市のほうに、判決後、こうこう こうしますということで返答があってしか りかと思いますけれども、それがありませ んでしたので、本市の代理人を通じまして 相手方に対してどうなんですかということ を問い合わせた結果、11月末まで返答を 待ってくれということでしたけれども、 我々は別に11月末までそれをじっと待っ ていたわけではございません。その間、弁 護士事務所と、どこからどのような形で差

し押さえを始めるべきかとか、そのようなことを詳細に検討しておったということで、そこの部分につきましては、相手方の返答を待っておったわけではございません。

- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 分かりました。

もう1点聞きたいんですけど、法的手続を進める上で、内部手続は通常事務の手続よりも早く進めるように努めたと言っていたんですけど、これは、例えば第三者委員会から速やかに対処すべきと言われたから早く進めたと思うんですが、通常業務やったらどのくらい差があったのか、お聞きしたいと思います。

- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 今回、差し押さえの申し立 て等を進めるに当たりまして、やはり市と しても意思決定をしないといけません。こ れは起案書というものがございまして、順 次、市長まで決裁を取って市の意思確認を すると。内部でも、やはりその辺りにつき まして協議をしながら進めるということも ございましたので、その辺りにつきまして は、書類が全て市長まで決裁が通るまでに 大体数日かかる場合もあれば、1日、2日 で下りる場合もありますけれども、今回の 案件につきましては、すぐに対応し、弁護 士事務所と委託契約を結ぶでありますとか ができるように、その書類を持って回った ような形で説明しながら決裁を仰いで、市 の意思決定を早くできるように努めてきた ところでございます。

何日早くなったかということについて は、おのおのの場合がございますので、な かなか答弁は難しいかと思っております。

- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 分かりました。ありがとう

ございます。

ちなみになんですけど、これまで本件返 還請求訴訟に要した裁判費用というのは総 額でどれぐらいかかっているのか、お聞か せいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 これまでの訴訟費用でございますけれども、昨年8月に訴えを提起しました不当利得返還請求事件に係る委託料及び成功報酬等につきましては、総額258万1,750円でございます。また、今回の債権等差押命令申し立てに係る委託料等につきましては、現時点ではございますが、総額45万7,000円をいずれも委託先法律事務所に対して支出しているところでございます。
- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 最後に市長にお聞きしたいと思います。今回の差押命令申し立てに係る一連の動きについて、私はスピード感に欠けるのではないかと思いますが、今後の対応を含め、市長の見解をお聞きしたいと思います。
- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 ご指摘のとおり、今回の債権に つきましては、あらゆる手段を取ってでも 回収しなくてはならないと思っております。私は、判決後、決裁のときに、すぐ差 し押えをするよう指示をいたしました。 のときにも、もちろん全ての資産を押ささま でしまえと指示をいたしました。 ただいますが、私もその辺の法的な知識は持ち 合わせておりません。単純に、議員がおっ しゃったように、自分の資産であればこう するん違うかという同じような思いを持ち ます。全ての資産を押さえるべきだと、 ういう指示をしたのも事実であります。

ただ、債務者の論理といいますか、債務 者保護ではないと思いますけれども、今の 法律はそういうふうな流れがどうもあるよ うでありまして、説明を聞いていただいた ら分かると思いますけれども、なかなかそ れがかなわないと。それにいたしまして も、生ぬるいとご指摘を受けないように、 今後も、もちろん法律に準じますけれど も、間髪入れず次の手を打ってまいります ので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 分かりました。今回、この 質問は以上にしておきます。

次に、喫煙所設置についてでございます。

2回目で、路上喫煙禁止地区内でのたば このポイ捨て状況についてお聞きをいたし ます。

路上喫煙禁止地区のエリアを示した案内 チラシを作成したり、地区内の路上31か 所に路面シールを設置するなど、様々な啓 発活動を行っていただきましたが、たばこ のポイ捨ては一向になくなりません。地区 内におけるたばこのポイ捨てがどのくらい あるのかをお聞かせください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 環境美化推進地区において実施しております毎月第4火曜日の美化活動の状況は、参加人数により収集の量に差はありますけども、毎回1時間という範囲の中、お一人当たり約1キロのごみの収集をしていただいております。その活動に参加している職員によりますと、JR千里丘駅東口ロータリー、阪急摂津市駅付近の産業道路踏切付近、正雀本町商店街などは、地区指定後にポイ捨てが減少したという感想を持っております。
- ○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 参加人数によって差があるようですが、一人当たり約1キロを拾っているということであります。1キロというと、重さで表現されると、たばこのポイ捨てが何本あるのか、どのくらいあるのか分かりにくいのですが、大量のたばこのポイ捨てがあるのだろうと推測をいたします。

先ほど、毎月第4火曜日、月1回の美化活動のご紹介をいただきましたが、日々の清掃業務はどうなっているのか、状況をお聞かせください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 環境美化推進地区における清掃は、先ほどご答弁いたしました毎月第4火曜日に市民参加で実施している美化活動のほか、道路、公園を管理しております建設部局におきましても、シルバー人材センター等への委託により清掃を毎日実施するとともに、市道千里丘三島線では路面清掃車での清掃を年4回実施しているところでございます。
- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 たばこのポイ捨てがあるから毎日掃除をしなければならない。適切な場所に喫煙所を設置することによって、たばこのポイ捨てがなくなりはしませんが、減らすことができます。そのことにより、毎日行っていた掃除も隔日あるいは3日に1回に減らせるかもしれない。委託費用の削減にもなり、いいことずくめであります。

加えて、健康づくりの観点からも、たばこのポイ捨てがこれだけあるということは、受動喫煙を防げておらず、摂津市が目指す健康づくりの反対の道を進んでいると言わざるを得ません。適切な場所に喫煙所を設置することによって、健康、環境美化の問題が解決すると考えますが、保健福祉

部理事の考えをお聞かせください。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 本市では先進的な健康・医療のまちづくりを進めているところでございます。その中で、受動喫煙防止とともに喫煙率の減少も目指しております。 議員がおっしゃられるとおり、分煙化を連めることは、受動喫煙の対策に一定の効果があるものと考えますが、喫煙所の問題が発生するため、基本的には禁煙措置を進めることが望ましいと考えておりますことを設けないこととしております。引き続き、路上喫煙禁止地区と環境美化推進地区についての周知啓発活動を行い、受動喫煙の防止と喫煙者のマナー向上に努めてまいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 私は、諸団体の活動でよく コミュニティプラザや文化ホール等を利用 させていただいております。以前は、どち らの施設も外に灰皿を設置していただいて いたんですけれども、今は、皆さんがご承 知のとおり、灰皿は撤去されております。 たばこが吸えない状況になっております。 代わりに、今まで外でたばこを吸っていた 方はどこで吸っているかといいますと、近 所の最寄りのコンビニまで移動してたばこ を吸うんですね。いつ見てもそのコンビニ はたばこを吸う人でいっぱいであります。 コンビニの灰皿ですので、その掃除は誰が するのかというと、もちろんコンビニで働 いている方に掃除をしていただいていま す。つまり、灰皿の掃除もお金がかかって いるということです。

そして、最近では、灰皿を撤去するコン ビニというのがふえてきていまして、近所 のコンビニも灰皿がいつ撤去されるかとい うのは分からない状況で、撤去することは 十分想定できるということになります。も しそうなれば、近所のコンビニでたばこを 吸っていた方は、次、どこでたばこを吸え ばいいのかという問題がまた出てきます。 となると、また禁止エリアでたばこを吸っ て、ポイ捨てのごみが余計ふえたり、悪循 環というか、そういった事態も十分想定で きるのかと思います。喫煙者と非喫煙者の すみ分けができて、健康、環境美化の問題 が解決できる喫煙所を早期に設置すべきと 思いますが、市長のお考えをお聞かせくだ さい。

- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 たばこの話はよく出てまいります。全国的に見て、法律で許されているのにノーという案件はままあるんですね。たばこもそのうちの一つだと思います。そういうことからいうと、法律で許されている、また、その上、多額の税金も払っている、何で吸うたらあかんねんと、これも喫煙者の人からいうたら、そういう思いを持たれるのも私はよく理解できます。

そんな中で、全国あっちこっちで路上喫煙の禁止条例というのが当たり前のようにできています。その中でも、摂津市の条例は、環境プラス、全国的にも珍しい健康を一つの旗印にこの条例をつくったわけでございます。そういうことで、これがよそとちょっと違うところなんですよ。健康を目指すための条例である限り、やっぱり駅等々で喫煙所を置くとか、また、禁止地区で罰金を科すとか、そういうことはなじまないと私は思います。そういうことで、もうご案内のとおり、今、摂津市は、健都イノベーションパークで、来年、国立健康・栄養研究所も来ますし、いよいよ本格的に健康づくりが進んでまいります。そういう

意味では、市民の皆さんの健康づくりで、 これからみんなでいろんな形でソフト・ハードに取り組んでいこうという思いの中で、喫煙者の方にはどうかご理解をいただきたいと思います。

なお、1キロごみを拾ってくるといいますけど、たばこのポイ捨ては1キロもありません。あんなん1キロあったらいっぱいやからね。ほかのごみも拾ってきはる、その中に当然たばこも入っていますので、できる限りそういうものも減らすように、また一方で取り組みます。ご理解をいただきたいと思います。(「議事進行」と三好義治議員呼ぶ)

- ○南野直司議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 今の市長答弁も含めて、平 井理事の答弁の中で、確かに法律でも定め られているという認識と、健康推進という 認識は私も理解しているんですが、ただ、 法律で決定されたのは、マナーからルール を守っていこうと。このルールに対して、 理事者側として今日まで対応は全くされて いないと私は認識しているんですね。この 時代、マナーではなしにルールに変わって いるんですよ。

それと、千里丘周辺、正雀周辺の販売店 の皆さん方が、今、大変困っているという ことをご存じですか。そういったことを認 識した上で私は答弁をいただきたいと思い ますけど、どうでしょう。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午前11時35分 休憩)

(午後 0時46分 再開)

○南野直司議長 再開します。

三好義治議員の議事進行に対しての答弁 を求めます。奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、先ほどの三好義治

議員のご質問に私のほうから答弁させてい ただきます。

人それぞれ嗜好には様々な選択肢がございます。人の嗜好については否定してはならないと考えております。

喫煙の自由は、個々の嗜好として、他者に危害を与えること、他者に不快な思いをさせないことを前提にすれば、一般的自由として認められてきたものと考えております。しかし、今日、たばこは一定の害悪のある嗜好品として周知されており、そのため、社会的要請として、周囲に他者がいる場合においては、自由に喫煙することは望ましいことではないと考えております。

喫煙者にとりましては、喫煙の自由に干渉しているのではないか、あるいは、全面的な禁煙を押しつけているのではないかという意見が少なくありません。ここで非喫煙者が要求していますのは、まずは公共的な場所における喫煙の制限を要求しているにすぎません。私的空間は喫煙自由でありますが、公共的空間は禁煙にしてほしいと要求しているのであり、また、喫煙の自由には何ら干渉するものではありません。

先ほど、マナーとルールというお話がございました。過去と比べますと、喫煙者のマナーは大変よくなっていると思います。 喫煙禁止地区の設定という新たなルールの設定で、喫煙者、たばこ販売店等にはご無理をお願いしていることと思いますが、いずれにいたしましても、市民の健康保持の観点からご理解をお願いしたいと思います。

- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 先ほど、市長のほうから補 足の説明がありましたので、その点でもう 1点質問させていただきたいと思います。 私は、2回目の質問に関しまして、環境

美化推進地区におけるたばこのポイ捨ての 状況を伺いました。で、一人当たり約1キロ収集しているというご答弁をいただきま した。補足説明として、市長は、たばこの ごみだけが1キロじゃないとご答弁いただ きましたので、じゃ、たばこのごみは一体 一人当たりどれぐらいあるのか、ご答弁願います。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 先ほどの答弁の中で、 環境美化推進地区においてごみの収集をし ておりまして、たばこの吸い殻だけを集中 して収集しているのではなく、ほかのいろ んなごみも含めて収集しておりますので、 申し訳ありませんが、たばこのごみだけで の量というのはちょっと分かりかねます。
- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 分かりました。それでは、 そのようにご答弁を承りたいと思います。 以後、よろしくお願いいたします。

最後、要望だけです。路上喫煙禁止地区 内でのたばこのポイ捨て状況から、森山市 長が目指す受動喫煙の防止というのができ ていないことは明確であります。路上喫煙 禁止地区を指定してから4年がたって、な おこの状況であることは、制度がひとり歩 きしていると言わざるを得ません。残念な がら現時点で喫煙所を設置する考えはない ということでありますが、この質問は継続 的に行っていきたいと考えております。市 長のお考えが変わることを切に願い、この 質問を終わります。

次に、JR千里丘駅連絡通路の雨漏りについてでございます。

2回目で、フォルテ摂津前連絡通路の天井についてお聞きをしたいと思います。

1回目のご答弁で、連絡通路全ての目地 の修繕を行ったということでありますが、 現在、フォルテ摂津前連絡通路の天井は継ぎはぎの状態になっております。目地の修繕だけでは雨漏りが直らず、応急処置を行っていただいていると認識をしておりますが、非常に見栄えが悪いと言わざるを得ません。摂津市の玄関口として栄えのいい形に修繕すべきであると考えますが、フォルテ摂津前連絡通路天井の修繕予定についてお聞かせください。

- ○南野直司議長 建設部長。
- ○武井建設部長 フォルテ摂津前の連絡通路 の天井の修繕予定についてお答えいたしま す。

JR千里丘駅東口の連絡通路は、多くの市民が通行する市の玄関口であることから、安全の確保と良好な景観を形成する必要があると認識しております。現在、フォルテ摂津前の連絡通路の天井は、雨漏りが原因による剥離が一部に見受けられるため、緊急点検を行うとともに、剥離や落下のおそれのある箇所を撤去し、シートを張りつける応急処置を行っております。

今後の天井の修繕に当たりましては、雨漏りが再発した際に剥離や落下などが起こらないよう、安全性を備え、景観に配慮した材料や方法を検討し、来年度中に実施する予定でございます。

- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 ありがとうございます。大変前向きな答弁であったと認識しますし、 私も安心をいたしました。ぜひ調査・研究 を重ねていただいて、摂津市の玄関口としてふさわしい修繕を期待しております。よ ろしくお願いいたします。

さて、1回目のご答弁でもありましたと おり、目地の寿命が5年くらいであること から、今後においても継続して修繕を行っ ていく必要があります。そういったことか ら、抜本的な対策も同時に考えていく必要 があると思いますが、今後の計画について お聞かせください。

- ○南野直司議長 建設部長。
- ○武井建設部長 JR千里丘駅東口連絡通路 の今後の修繕計画についてお答えいたしま す。

現在の東口連絡通路の屋根は、防水目地の劣化が雨漏りの原因となっており、適宜修繕を実施しておりますが、今後の屋根の改修に当たりましては、雨漏りの要因を排除し、後々に大きな修繕コストがかからない維持管理面に配慮した構造にしたいと考えております。

現在、JR千里丘駅の西口周辺において、令和8年度完成に向けた千里丘駅西地区市街地再開発事業を進めており、完成時には、現在の連絡通路は、同事業において整備される自由通路でJR千里丘駅西口と駅舎通路を通じて一体となり、東口と西口をつなぐ通路となることから、東口連絡通路の屋根も、この再開発事業の整備工事に合わせて一体的に改修する方向で関係課等と調整を進めているところでございます。

- ○南野直司議長 香川議員。
- ○香川良平議員 JR千里丘駅西口の再開発 事業に合わせ、一体的に解消する方向で調整を進めているとのことであります。ぜひ この計画をしっかりと前に進めていただきますよう要望いたします。どんなに早くても完成が令和8年度であることから、それまでの期間は、これまでのとおり、継続的な修繕が必要であります。摂津市の玄関口としてふさわしい修繕を行っていただきますよう併せてお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。
- ○南野直司議長 香川議員の質問が終わりま

した。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従いまして 一般質問をいたします。

1点目は、公共施設のWi-Fi環境の整備について。

本市公共施設のWi-Fi環境の整備状況についてお伺いをいたします。

次に、2点目、長引くコロナ禍で市民の 皆さんは自粛生活を余儀なくされていま す。特に、高齢者の方の健康回復に早急な 支援が必要と考えますが、現状をどのよう に認識しておられるのか、お伺いをいたし ます。

続いて、3点目、市民課窓口のコロナ対 策について。

コロナ禍にあって、これまでの感染対策 をどのように取り組んでこられたのか、お 尋ねいたします。

次に、4点目、市内道路の渋滞対策について

大阪中央環状線は、朝夕の時間帯には慢性的に渋滞が発生し、周辺の道路交通にも大きな影響を与えています。

ここで3点お伺いいたします。

一つ目は、大阪高槻線、高槻市向けの一 津屋交差点で、車線が1車線のため、激し い渋滞が発生をしております。中央環状線 の左折レーンの新設を過去にも大阪府に要 望しておられますが、その後の経過につい て。

二つ目は、鳥飼和道交差点の渋滞対策をどのように考えておられるのか。

三つ目は、大阪中央環状線、堺市向き、 新幹線の高架部から新幹線沿い道路へ左折 する車両滞留のため、本線道路に渋滞が発 生、対応策はないものかについて伺いま す。

次に、5点目、学校現場でのコロナ対策 について。

感染防止に当たり、教職員の皆様のご苦 労に改めて感謝を申し上げます。教育委員 会として、負担軽減のために取り組んでこ られました内容についてお伺いをいたしま す

最後に、6点目、電子図書と郵便貸し出 しについて。

これまでの取り組みについてお伺いをいたします。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 本市におけるWi-Fi環 境の整備状況についてのご質問にお答えい たします。

国では、これまで、防災や観光の分野に 資する公衆Wi-Fiの整備を推進してま いりました。

本市では、令和2年度に、GIGAスクール構想に基づき、順次、各小・中学校の無線LANの整備を進めております。また、災害等緊急非常時には、設定等を変更することでWi-Fiの利用が可能となるネットワークとなっております。

一方、公共施設では、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンター等におきまして、利用者にWi-Fiルーターを貸与することなどでWi-Fiを利用いただいている状況でございます。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
 - (平井保健福祉部理事 登壇)
- ○平井保健福祉部理事 長引くコロナ禍での 高齢者の健康状態の認識についてのご質問 にお答えいたします。

市民や介護現場の関係者からは、新型コロナウイルス感染症防止対策で外出しなくなり、コロナ鬱や認知症の方がふえているというお話も伺っております。また、国の研究機関によりますと、社会参加と要介護認定率、認知症発症率の関連について、サロンに参加されている方は、不参加の方と比較して、要介護認定率は半減、認知症発症率は3割減少し、要介護認定率、認知症発症率ともに低い傾向にあるという報告もございます。

このことから、摂津市におきましても、 コロナ禍において高齢者の外出の機会が減 少していると考えており、体力の低下によ るフレイルのリスクや認知症のリスクが高 まっていると考えております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 市民課窓口におけるこれまでの新型コロナウイルス対策、混雑回 避策の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

昨年度、コロナ禍において、特に国民一人に10万円を給付する特定定額給付金事業やマイナポイント事業の際に、マイナンバーカード交付窓口を中心として混雑が発生し、新型コロナウイルスに対する感染リスクが生じました。市民課といたしましては、リスク対策として、ばい煙窓の開放、窓口飛沫防止のパネルの設置、記載台飛沫防止シートの設置、記載用ボールペンの使用前・使用後の分別及び消毒、記載台や窓口カウンターの消毒、待合用3人がけベンチの中間シートの使用禁止等を実施し、現在も取り組みを継続しております。

また、各種証明書の郵送請求や転入届の 届け出期限の延長、マイナンバーカード電 子証明書有効期限経過後の手続などを奨励 し、市役所に来庁しなくても、または市役 所への来庁時期を遅らせることで、来庁者 の分散を図り、窓口における混雑回避に取 り組んでおります。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 市内道路の渋滞対策についてのご質問にお答えいたします。

令和2年版大阪の交通白書によりますと、国道、府道、市道を含めた一般道ワーストテンに、大阪高槻線の一津屋交差点、大阪中央環状線の鳥飼和道交差点が挙げられており、本市といたしましても、慢性的な渋滞が発生している交差点であることは十分認識しております。

1点目の大阪高槻線一津屋交差点の左折レーンの新設につきましては、令和元年度に、同交差点において、道路管理者の大阪府茨木土木事務所と本市との合同で交通量調査を実施し、また、大阪府の摂津警察への協議にも同席し、状況を伝えるなど、渋滞改善に向け、協力してまいりました。

現在、大阪府では、交通量調査で得た渋滞結果やETC2.0を活用した本格的な渋滞要因の分析を実施中であり、連動する大阪中央環状線と十三高槻線との交差点改良の検討内容も踏まえた上で、一津屋交差点改良の必要性を含め、効果的で実現可能な対策について検討を進めていると聞いております。

また、同交差点の渋滞解消につきましては、広域道路ネットワークの観点から、十 三高槻線正雀工区の完成により改善するも のと期待しております。

2点目の大阪中央環状線鳥飼和道交差点 の渋滞対策につきましては、これまでに、 摂津警察において、本線と市道との渋滞状 況、あるいは歩道での横断時間などを勘案 し、可能な範囲で本線の通行の時間帯を長く設定するなど、信号処理にて対策を行っていると伺っております。今後も、渋滞緩和につながる信号処理の改善や道路改良など、摂津警察及び大阪府と協議し、同交差点での慢性的な渋滞解消に努めていきたいと考えております。

次に、3点目の大阪中央環状線から新幹線南側の市道新在家鳥飼上線へ左折する車両滞留による本線道路の渋滞についてですが、原因としましては、左折するために本線から側道に車線変更する車が、新在家鳥飼上線へ左折する車の滞留に重なることが原因と考えられます。引き続き、摂津警察及び大阪府と協議してまいります。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 学校現場の負担軽減を 踏まえた教育委員会としての取り組みにつ いてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、学校現場は、換気や消毒、児童・生徒の健康観察などに加え、臨時休業や感染が不安で登校できない児童・生徒に対する補習など、新たな業務が生じております。

教育委員会といたしましては、学校現場の負担軽減を図るために、令和3年5月から全小・中学校に健康観察アプリを導入し、保護者が欠席連絡や体温を入力することで担任の業務の軽減を図っております。

また、令和2年度途中より、消毒作業や 教職員の事務の補助を担うスクールサポー ターを各校1名ずつ増員したことに加え、 授業中や放課後に児童・生徒の学習補助を 行う学習サポーターの派遣時数の増加を行ってまいりました。さらに、週に1度、専 門業者にトイレ清掃を委託し、教職員の負 担軽減だけでなく、衛生的な教育環境を整 えることにもつなげております。

続きまして、市立図書館や学校図書室の電子図書導入と市立図書館における郵便での貸し出しについてのご質問にお答えいたします。

近年、公共の図書館において、電子図書を貸し出すサービスが広まってきております。電子図書の導入は、市民の利便性向上や読書への関心を高めるきっかけになることから、本市におきましても、近隣市の導入状況や初期導入費、運用方法、導入後の効果などを調査・研究してまいりました。

一方、学校では、児童・生徒に一人1台 タブレット端末を貸与していることから、 市立図書館の電子図書サービスを活用する ことにより、本の選択肢がふえ、児童・生 徒の本に対する興味が高まり、読書活動を より豊かなものにすることも期待できま す。

次に、市立図書館で行っております郵便による図書の貸し出しは、視覚などに障害をお持ちの方や、障害等を理由に直接来館が困難な方などを対象に、点字図書やテープ図書などをお届けするもので、令和2年度は7名の方がご利用されております。

今後も、多くの市民の方々が生涯にわたって本に親しめる環境づくりを図ってまいります。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 それでは、これより一問一答 にて質問をいたします。

まず、1点目の公共施設のWi-Fiについて。

学校現場では、GIGAスクール構想の 取り組みを先進的に進められ、府内でもい ち早く導入できました点を評価いたしま す。これからは、それらをどう活用してい くのか、また、Wi-Fiの電波が届かな い箇所への早急な整備が必要ですが、公共 施設全般にわたり、今後の考え方を伺いま す。

- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 Wi-Fiに関します2回目のご質問にお答え申し上げます。

国の自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画におきまして、重点取り組み事項の一つに行政手続のオンライン化が挙げられており、今後、WiーFiを活用した各種申請、窓口業務の受付など、公共施設でのWiーFi利用も高まっていくことが考えられます。

また、一方で、ICTを使いこなせる方とそうでない方との格差、いわゆるデジタルデバイドが問題となっております。市といたしましては、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化の実現を目指すため、例えば、高齢者等のスマホ教室などを行うとともに、避難所となる施設を優先的に整備し、平時には市民が集う拠点についても利用できるよう検討を進めてまいります。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 庁内にあっては、デジタル化 に向けた申請や窓口業務など、先行してW i Fi環境の整備に取り組まれるように 要望いたします。

また、学校現場にあっても、避難所になる小学校体育館にも至急整備されますよう、重ねて要望いたします。

答弁にもありましたように、人に優しい デジタル化に向けて、スマホ教室など多く の機会を設けて、誰もが喜んでいただける ような取り組みをお願いしたいと思いま す。

ある意味、新型コロナウイルス感染症の 影響であるかもしれませんが、従来のガラ ケーからスマホに切り替えた高齢者の方も おられます。契約の際に、通信容量の設定 が最小で、動画などを見るのに十分な容量 がない場合もあります。全て公共施設で扱 えるように、そういう意味でも人に優しい 環境づくりをお願いしたいと要望いたしま す

Wi-Fiの環境を整えるために、民間 事業者との連携も考えられますが、今後の 方向性についてお聞かせください。

- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 公共施設のWi-Fi環境の整備に当たりましては、民間事業者と連携して共同で整備を行う事例もございます。防災や福祉等の分野で、地域の公共福祉の増進に寄与することを目的とした協定を自治体と締結することで、災害時にWi-Fiスポットの提供等を受けるサービスや、インターネット回線と貸与機器を準備するだけで簡単にWi-Fiフリースポットを導入できるサービスもございます。今後、他市での導入状況やローカル5G等の新たな技術動向も注視しつつ、官民連携による費用低減を図るWi-Fi環境の導入について検討してまいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 民間の通信事業者や関連機器 のメーカーも、積極的に防災や福祉の点で 協力していただける取り組みもあると伺っ ております。デジタル化を目指す本市の庁 内や各施設にも、先手先手で官民連携のモ デルとなるような推進を強く要望いたしま す。

次に、2点目のアフターコロナの健康施 策について。

外出自粛などにより、体力や認知力の低 下傾向について懸念されている点、理解を いたしました。では、今後、どのような具 体策を考えておられるのか、お伺いいたし ます。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 アフターコロナの具体的な対策についてのご質問にお答えいたします。

具体的な取り組みといたしましては、つどい場利用者のフレイルに関する健康データの収集、大阪成蹊短期大学と連携した食事による栄養改善、介護保険制度での要支援を対象とした外出の支援を検討いたしております。

まず、つどい場利用者のフレイルに関する健康データの収集につきましては、つどい場開催の減少により、体力の低下が懸念されます。そこで、高齢者ごとにフレイルに関する身体機能の情報を定期的に収集することで、つどい場の介護予防の効果分析を行うとともに、新たな介護予防の取り組みにつなげていきたいと考えております。

次に、大阪成蹊短期大学と連携した食事による栄養改善につきましては、介護予防を目的として、高齢者自身で簡単な調理をすることで、バランスの取れた栄養を摂ることができる献立を考えております。献立は、大阪成蹊短期大学栄養学科の学生と協働して作成を予定しており、栄養が偏りがちなひとり暮らしの高齢者を中心に市民への啓発活動を予定しております。

最後に、介護保険制度での要支援を対象とした外出の支援でございます。こちらは、介護予防、認知症予防を目的として、要支援1、2の方を対象に、つどい場や通院、買い物などへの送迎といった移動手段の確保を行うことにより、社会参加の機会を促進し、介護予防につなげることを検討いたしております。これらの取り組みを通じまして、高齢者の介護予防や健康回復に

努めてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 具体策として、フレイルに関するデータの収集、大学と連携した栄養改善や外出時の移送支援などの取り組みを進められている点については理解ができました。これまでも介護予防に関する体操などを動画等で提供されている点も評価をいたしたいと思います。

しかしながら、私も校区の福祉委員会の 一員として活動しておりますが、現状の課題として、地域によってはサロンやリハサロンの活動を再開しているものの、新たな変異株の発生など、潤沢な活動の推進や再開へとなかなか進展していない現状です。活動の進め方としては、各校区の判断に委ねるところではあると思いますが、実質運営を担当している民生委員及びボランティアの皆さんに、アフターコロナの取り組みについて、現場の意見を再度よく聴いていただいて、感染対策や今できる介護予防の具体的な方法について、しっかりと指導や支援をいただけるように要望をいたします。

続いて、3点目、市民課窓口のコロナ対 策について。

特に、前回、マイナポイントの付与が行われるに当たり、窓口に多くの待機者がおられて、感染リスクが心配される場面を何度か拝見いたしました。現場ではかなりのご苦労もあったことと思います。これからはインフルエンザもふえる時期。職員の皆さんの健康管理にも十分に留意し、業務に当たっていただきたいと思います。

今後、新たなマイナポイント事業の開始 により、新規や更新の手続で混雑が予想さ れますが、その対策についてお尋ねをいた します。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 まず、当市におけるマイナンバーカードの普及状況としましては、11月21日時点で、申請率が約5 1.5%、交付率が約44.4%となっております。今後、新たなマイナポイント事業が始まることによる申請件数の伸び率が、前回のマイナポイント事業の実績から算出して、来年度末までに18ポイントと仮定いたしますと、約1万5,500件の増加となります。また、マイナンバーカード更新予定者につきましては、来年度末までに20歳未満で約330件、20歳以上で約2,800件となり、全て合わせますと約1万8,600人の来庁が予想されます。

その中で、市民課では、このたび、新たな窓口番号案内システムの導入を進めており、来年2月末頃の稼働を目指しております。このシステムが稼働いたしますと、パソコンやスマートフォンから窓口の混雑状況をリアルタイムで把握したり、市役所窓口で番号札を取った後に外出をしても、順番が近付くと通知が届く機能が付加される予定となっております。これらの機能を活用することによって来庁者の分散が期待できると考えております。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 本市では、大阪府内でも交付率が高く、これは担当課をはじめとした皆さんのご尽力であるものと思います。その分、更新の件数も重なり、再び混雑することが明らかであります。新たな窓口番号案内システムの導入に期待をするところではありますが、今後、さらなる新型コロナウイルス感染拡大や、来庁者が集中した場合の混雑回避策についてお尋ねをいたします。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 現時点では、まだまだ 未知な部分が多いですが、新たな変異株で ありますオミクロン株が連日メディアをに ぎわし、今後の感染爆発が懸念される状況 となっております。また、今後、新たなマ イナポイント事業の詳細が発表されます と、申請者や来庁者が急増することが予想 されます。マイナンバーカードの受け取り や更新は市役所への来庁が必須となります が、マイナンバーカードの申請やマイナポ イント、健康保険証とのひもづけにつきま しては、来庁せずにパソコンやスマートフ オンを使ってご自身で手続することが可能 となっておりますので、その旨、ホームペ ージや広報誌等での周知を図ってまいります

来庁が必要となる方に対しましても、来 庁者の密をできるだけ緩和するため、新た な窓口番号案内システムの導入のほか、必 要に応じて臨時待合所として活用できるよう、新館ロビー及び本館ロビーのスペース を確保しております。実際に活用すること になりましたら、臨時待合所から市民課窓 ロへスムーズに来庁者を案内できるよう、 フロアマネジャー的職員の配置も想定しな がら、来庁者に混乱を生じさせぬよう丁寧 な対応を行ってまいりたいと考えておりま す。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 新たな変異ウイルスの拡大により、様々な行事開催にも再びブレーキがかかりつつあります。来庁者の分散と機会の拡充を行うことが肝要と考えます。これまで好評であった出張サービスの運用やワクチン予約の影響もあり、大幅に市のLINEアカウント登録者が増加しております。2万6,000件を超えた友達登録者

を十分に活用する等、スマートフォンから の手続についても繰り返し丁寧に案内され ますことを要望いたします。

また、寒い時期での窓口対応になると考えます。防寒対策も併せて要望いたしたい と思います。

次に、4点目、市内の道路の渋滞対策について。

コンパクトな市域にあって、大阪府内ワーストテンに一津屋交差点と鳥飼和道交差 点が挙げられている点は、本市にとって大 きな課題であると、非常に残念に思いま す。

一つ目の一津屋交差点の左折レーンの新設については、その効果は大きく期待をされます。今後、十三高槻線、大阪学院大学前の阪急電車のオーバーパスは令和6年度完成、鳥飼仁和寺大橋の無料化は令和9年と具体的な計画が進んでいる中、学園町付近の中央環状線交差点改良に当たっては、いまだ中期計画のまま進捗していない旨を伺っています。もっと言えば、その点が解消しない限り、大阪高槻線の交通量の減少は望めないものと考えます。したがって、いずれにしても左折レーンの増設は必須であると考えます。その点は、再度、大阪府に対して強く要望していただきますようお願いをいたします。

二つ目の鳥飼和道交差点については、物理的な課題も多くあると認識しておりますが、危険性も非常に高い交差点です。例えば、交差点に差しかかる一方通行道路の時間帯規制など、現実的な提案を市としても大阪府に要望するなど、さらに知恵を絞り、解消されますことを要望いたします。

三つ目の新幹線高架下の件です。中央環 状線の味舌橋と高架及び一津屋交差点まで の距離はいずれも短く、なかなか対策に当 たっての選択肢も少ないこととは思いますが、場合によっては、車線変更禁止を一部 区間に導入するなど、思い切った改良も視 野に入れて進めていただきたいということ を要望いたします。

次に、5点目、学校現場でのコロナ対策 について。

教室など多人数の下で、毎日の感染対策 に関する作業は大変であると考えます。健 康観察アプリは、負担軽減の効果ととも に、教員もご家族もお子さんの健康状態を 把握できて、新たな効果もあると感じま す。スクールサポーターなどの増員やトイ レ清掃の委託は、感染防止と教職員の皆さ んの大きな力になったことと思います。新 たな変異株による影響など、感染対策をこ のまま続けていくことについて、教職員に 対してどのような負担があるのか、お尋ね をいたします。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 現在、各学校では、マスクの着用、換気、消毒などの基本的な新型コロナウイルス感染症対策の下、ほぼ通常どおりの教育活動が可能となっております。しかしながら、現在は国内で感染状況が落ち着いてきているものの、世界ではまた新たな変異株が猛威を振るっていることなどもあり、子どもの命を預かる学校現場の精神的負担は計り知れないものがあると捉えております。

また、新型コロナウイルス感染症が不安 で登校できなくなった子どもがいる場合 や、臨時休業等を実施する場合などは、オ ンライン授業等を活用した学習支援を行う など、学習計画の設定や機材及び教材の準 備等で新たな負担が生じております。

教育委員会といたしましては、できる限 りの支援策を講じ、摂津市の子どもたちの ためにも教職員の負担軽減に努めていきた いと考えております。

- ○南野直司議長 水谷議員。
- ○水谷毅議員 学校教育現場での新型コロナウイルス感染対策については、物理的にも精神的にも大きな負担が生じている点、理解ができました。現在、スクールサポーターなど、あるいはトイレ清掃の委託など、支援人材の派遣が行われていますが、現状はまだまだ収束が見通せない中であると思います。現場の意見を再度聴いていただいて、必要な人材配置の継続など、早めの判断で手当てを要望いたします。

また、タブレットPCが配布されてから 1年になります。オンライン授業を実施し た経験から、課題や対策及び教材の支援な どの検証を行い、今後の万一の対策に備え ていただきたいと思います。

そして、新型コロナウイルス感染が不安 で休校している児童・生徒が不登校になっ てしまわないように、各種支援人材とのチ ームプレーで早期対応を要望いたします。

最後の6点目、電子図書と郵便貸し出し についてのご答弁をいただきました。

電子図書に関しまして、過去にも質問を 行いました。理由の一つは、大文字図書に 関連しての質問でした。電子図書は文字を 拡大して読める利点があり、高齢者により 図書に親しんでいただけることや、図書館 まで足を運ばなくてもよくなる点でした。 もう一つは、昨年、コロナ禍の第3回定例 会で、外出自制下での早期実現を再度要望 した内容でした。いずれも検討や研究とい うご答弁でしたが、なかなか進捗していな いのが現状です。

近隣市では、茨木市で一昨年の7月から、吹田市では本年の7月から利用が開始されています。単純に他市と比較するわけ

ではありませんが、児童・生徒のタブレットPCについては大阪府内でも最速で導入がかなったことを考えれば、とても残念であると感じています。小・中学生一人一人にタブレットPCが行き渡った今、電子図書を整備することで、子どもも大人も図書に親しむ機会がふえることになります。既に準備を進められているかもしれませんが、重ねて早期の導入実現を要望します。

また、併せて、小・中学校図書室のいわゆるリアルの図書の更新、また新規購入等にも、もう一度読書サポーターのご意見も聴いていただきまして、もともとの実際の本に触れる、そういった取り組みにも併せて臨んでいただきたいことを要望いたします。

郵便による図書の貸し出しについては、 過去に一般質問いたしました。そのときは 完全な実現には至りませんでしたが、図書 の返却を公共施設でできるように拡充をしていただき、市民の皆様から大変喜ばれています。現在では、障害をお持ちの方を対象に郵便貸し出しを行っておられますが、2025年に市内では3分の1の方が高齢者になられることを考えると、例えば、要介護の認定を受けられた方までに利用枠を拡充するなど、電子図書とともに推進していただきますことを強く要望いたしまして質問を終わります。

○南野直司議長 水谷議員の質問が終わりま した。

次に、光好議員。

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目に、地域コミュニティの活性化に ついてでございます。

本市でも、核家族化や個人の価値観の多

様化などによって、地域を支える人材が不足し、住民同士の交流やつながりが希薄化しております。そこで、現在の自治会加入率及び自治会数のここ数年の推移と、これまでの自治会加入促進やコミュニティ活性化に向けた取り組みについてお聞かせください。

二つ目に、災害に強いまちづくりについてでございます。

災害に強いまちとは、今後発生が想定される大規模災害からまちや人命を守り、被害を最小化できるまちであり、ハード整備とソフト施策の一体的な取り組み強化が必要です。

本市は、昨年6月に、新型コロナウイルスと水害に備えた分散避難を鑑みた摂津オリジナルセパレート避難メソッドを打ち出しましたが、まずは進捗状況についてお聞かせください。

三つ目に、鳥飼地域のまちづくりについてでございます。

本件は毎回取り上げておりますが、先 日、第5回目の鳥飼まちづくりグランドデ ザイン策定委員会が開催されました。改め て、策定委員会の進捗状況と、答申までの スケジュールについてお聞かせください。 以上、3点でございます。

○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境 部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 自治会加入率及び自治 会数の推移の状況と、これまでの自治会加 入促進の取り組みについてのご質問にお答 えいたします。

本市の令和3年度の自治会加入率は、1 05自治会で47.7%となっております。過去3年間の推移は、平成30年度が 107自治会で54.8%、令和元年度が 106自治会で52.4%、令和2年度は 106自治会で49.9%となっており、 2年間で二つの自治会が解散及び休止となり、加入率は7.1ポイント下がっております。

これまでの自治会加入促進の取り組みと しましては、本市転入の手続に来庁された 方に自治会加入案内のパンフレットをお渡 ししたり、開発協議時に、業者の方に対し て入居者への自治会加入の説明をお願いし ております。また、平成28年度からは、 市内4団体と連携したつながりのまち摂津 連絡会議に参画し、地域コミュニティの大 切さを広く市民に伝える活動を行っており ます。さらに、今年度からは、自治連合会 において発足したプロジェクトチームと連 携して、自治会活性化について検討を進め ているほか、自治会をよくするための事例 集を整備し、今後の自治会活動の一助とし ていただけるよう、全自治会長、町会長に 配布し、活用いただいているところでござ います。

○南野直司議長 総務部理事。 (辰巳総務部理事 登壇)

す。

○辰巳総務部理事 SOS避難メソッドの進 捗状況についてのご質問にお答えいたしま

SOS避難メソッドは、安威川、淀川が 氾濫した場合、避難を要する市民の約1割 にしか、市が指定する避難所、緊急避難場 所へ避難していただけないことから、市民 の皆様に、親戚や知人宅への縁故避難や、 車で浸水しない安全な地域まで避難する車 中避難などの分散避難を働きかけるもので ございます。

本市におきましても、現在は、広域避難 のモデルケースとなる避難先の確保に向 け、ワーキンググループでの検討や、吹田 市との協議を行っているところでございます。また、逃げ遅れた方の命を守るため、 緊急避難場所として、民間施設の浸水しないスペースの確保に努め、これまで市内事業所6者と防災協定を締結いたしました。 今後も、新たな緊急避難場所の確保に向け、引き続き交渉を進めてまいります。

○南野直司議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 グランドデザイン策定の 進捗状況と今後のスケジュールについての ご質問にお答えいたします。

去る11月17日に第5回目の鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会を開催し、少子高齢化、にぎわいをテーマに、現状と課題、将来を見据えた今後の対策の方向性について議論いただきました。

少子高齢化に関しては、少子化による学校規模の適正化の問題、高齢化については、見守り体制の強化、高齢者の活躍の場の必要性など、根拠と現状をご説明するとともに、地域コミュニティの活性化も視野に、これらの課題を同時に解決でき得る方策の例についてお示ししております。

その内容は、学校施設と他の公共施設を 複合化することで、学校小規模化に伴う 様々な影響を高齢者等が補完する形で活躍 できる環境を整え、双方の課題を少しでも 解決する、また、多様な世代が交流するこ とで、全ての世代の居場所づくりが可能と なり得ないかなどの検討イメージを提案 し、子どもや教職員等への影響を踏まえた 小規模校化解消に向けた取り組みや、魅力 ある教育、学校づくりの必要性などについ てご意見をいただいたところでございま す。

また、にぎわいについては、鳥飼地域の 各エリアの特徴等を踏まえた取り組みイメ ージの事例を参考にお示しし、淀川や公園、農地といった地域資源を活用した豊かなライフスタイルの実現などのご意見をいただいたところでございます。

なお、次回は、12月21日に第6回目を予定しており、これを含めまして、年度内に3回開催する予定としております。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 それでは、これより一問一 答方式で行います。

一つ目の地域コミュニティの活性化についてですが、ご答弁にもありましたように、自治会加入率や自治会数が年々減少する中、本年度に入り、連合自治会において自治会・町会活性化策検討プロジェクトチームが発足し、鋭意議論されていると伺っております。発足の経緯と議論されている活性化策についてお聞かせください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 プロジェクトチーム発 足の経緯及び議論されている活性化策につ いてのご質問にお答えいたします。

少子高齢化の進行、価値観の多様化など 社会構造の変化等により、地域コミュニティが希薄化しつつある中、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年行われておりました夏祭りや体育祭等の行事が中止となるなど、人との交流の機会が減ったことで、さらに地域コミュニティが停滞している状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の影響が出る 以前から、自治会の活性化については課題 があったことから、自治連合会により、令 和3年4月の自治連合会総会にて決議され、自治会の活性化について検討するプロ ジェクトチームが発足されたところでございます。

プロジェクトチームでは、他市の地域活

性化策を参考に、自治会加入を促進する条例や活用しやすい補助金の検討を行っているほか、以前より自治会、町会から、行政から頼まれる事項が多く、負担が大きいとのお声をよくいただいていたことから、庁内全課を対象に実施した行政から自治会、町会への依頼事項の調査結果を基に、負担軽減を視野に入れた効率的な運用を検討しているところでございます。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 特に自治会の負担軽減につきましては、以前より要望し続けておりまして、ぜひ実現していただきたいところではございますけれども、プロジェクトチームで検討された活性化策の具現化に向けたスケジュールについてお聞かせください。
- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 活性化策実施に向けて のスケジュールについてのご質問にお答え いたします。

プロジェクトチームの会議は、6月と9月、10月に開催され、年度内に残り3回開催する予定となっております。会議で検討された内容は、定例的に行われております自治連合会役員会に、2月にそれまでの経過を、4月に最終報告をした後、令和4年4月開催予定の自治連合会総会の決議を経て実施に向かうスケジュールとなっております。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 理解いたしました。

コロナ禍において、自治会活動にも制限 があり、地域活性化事業補助金の執行率も 低い状況でございます。この補助金は小学 校区単位の連合自治会として活用されます が、単位自治会が実施する事業に対して活 用できるよう、コロナ禍での短期的な施策 という観点からも見直すべきと考えます が、本市の見解をお聞かせください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 地域活性化事業補助金 を単位自治会が実施する事業に対して活用 できるよう検討する必要性についてのご質 問にお答えいたします。

地域活性化事業補助金は、小学校区、地 区の連合自治会を対象に平成10年度に創 設した制度であり、防災・防犯事業、緑化 事業等で継続的に活用いただいており、コ ロナ禍においては、事業開催に向けてマス クや消毒の購入に活用いただいております が、現状では単位自治会の事業補助として の活用は難しい状況でございます。

補助金の創設以後、人口減少や少子高齢 化の進展、地域に対する意識等の変化によ り、自治会、町会を取り巻く環境が大きく 変化していることから、自治会、町会の活 性化に向けて、単位自治会への支援につい て、他市で実施されている事例も参考にし ながら検討してまいります。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 自治会、町会が活動しやすい環境を整えるべきと考えますので、ぜひ プロジェクトチームでも諮っていただければと考えます。

地域コミュニティの衰退は、地域の防災力を低下させる懸念もございます。自治会が存在しない地域もふえる中、自治会に入れない、または自治会に入っていない方々も含めた地域の活性化策を包括的に進める必要があると考えますが、本市の見解をお聞かせください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 お答えいたします。 プロジェクトチームの会議の中で、自治 会に未加入の方に対するアプローチについ ては検討を進めているところでございます

が、議員がご指摘の、自治会が解散となり、自治会に入りたくても入れない方に対するアプローチにつきましては、地域のこども会や老人クラブ連合会、校区福祉委員会等の団体や市民活動団体、事業者等と連携することにより、自治会の活性化につながっていく可能性もあり、自治会に入りたくても入れない方が参画できる場の広がりも生まれると考えております。多様な担い手との連携を構築していく上で、4団体と市によるつながりのまち摂津連絡会議における活動に加え、さらなる包括的な地域活性化策についても検討してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 現在、様々な分野で活動されている団体が存在する中、今こそ有機的に連携させる仕組みづくりが必要ではないでしょうか。地域コミュニティの促進や活性化に関する条例の制定も視野に入れ、ぜひ他市での先進事例も参考にしながらご検討ください。つながりのまち摂津を実現すべく、さらに一歩踏み込んだ取り組みをお願いし、要望とさせていただきます。

続きまして、二つ目の災害に強いまちづくりについてに移ります。

取り組んでおられることは理解しますが、特に水害時、市民の方々に安全かつ確実に避難してもらうためには、平時より避難先の検討や避難経路の確認などを行っていただくよう、本市として丁寧な働きかけが必要と考えます。今後、どう取り組んでいくのか、お聞かせください。

- ○南野直司議長 総務部理事。
- ○辰巳総務部理事 広域避難に向けた本市の 取り組みといたしましては、市民の皆様に ハザードマップ等で水害のリスクを確認し ていただき、避難を要する方には、安全な

時間帯に、浸水しない安全な地域まで避難 していただくよう丁寧に働きかけてまいり ます。

具体的には、それぞれの世帯で避難先や 避難を開始するタイミングなどを検討して いただき、マイタイムラインを作成してい ただきたいと考えており、市といたしまし ては、作成の目安となるように、モデルと なる避難先や必要な情報をお示しするな ど、できる限りの支援を検討してまいりた いと考えております。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 おおむね理解いたしました。

自力で広域避難できる方ばかりではなく、高齢者や障害者など避難時に支援が必要な方々も本市にはお住まいです。特に、水害の危険が迫った際に、要援護者に対してどう支援していくのか、お考えをお聞かせください。

- ○南野直司議長 総務部理事。
- ○辰巳総務部理事 今年5月の災害対策基本 法改正により、市町村に避難行動要支援者 ごとに個別避難計画の作成が努力義務化さ れました。今後、本市におきましても、関 係部署や関係団体等と連携し、改めて要配 慮者の把握に努めますとともに、避難行動 要支援者と具体的な避難方法等について検 討を行い、個別避難計画の策定につなげて まいりたいと考えております。

また、水防法では、要配慮者利用施設に 避難確保計画の作成や訓練の実施等を義務 づけしており、現在、施設に対して計画作 成を支援するための説明会を実施しており ますが、現時点で103施設中91施設に ご参加いただき、計画書を作成していただ いたところでございます。引き続き、全て の要配慮者利用施設に避難確保計画を作成 していただくよう指導してまいりますとともに、作成された計画に基づく訓練が着実に実施されるよう、必要な支援や働きかけを行ってまいります。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 支援策については理解いた しました。

広域避難を働きかけても、避難先の当てがない方や要援護者については、遠方への避難が難しいと考えます。そういった観点からも、市の方針である高台まちづくりや河川防災ステーションが要援護者の避難場所としても機能することを期待しております。中長期的な視点に立って、この高台まちづくりの位置付けを明確にするとともに、SOS避難メソッドを鑑みたハード整備とソフト施策を一体的に進めるべきと考えますが、特にハード整備についてのお考えについてお聞かせください。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 高台まちづくり等のハー ド整備についてのご質問にお答えをいたし ます。

淀川や安威川の洪水による想定最大の浸水深は、場所によって差がございますが、3メートルから5メートル、最大では7.3メートルにもなります。高台まちづくりにおける目標とする浸水深は、この最大浸水深になりますが、単に地盤をその高さまで上げることだけが高台ではなく、施設の目的、用途を踏まえ、施設構造での対応や、洪水の浸入を防ぐ浸水防止板の活用など、多様な手法により水害から命を守る具体的な対応策を検討することを想定しております。

絶対に浸水させてはならない重要な施設 等は、淀川の想定最大の水害時でも浸水し ないような対策、例えば、河川防災ステー ションのような地盤を盛り上げる対策を想定していますが、一時的に浸水被害を食い止め、救助が来るまでの避難空間を確保することを目標とする場合は、安威川と淀川の想定最大の洪水を想定し、浸水状況に合わせて建物への浸水を防ぐ浸水防止装置の設置により対応することもあると考えています。

また、施設への対策のみならず、水害時の救助を想定した場合は、レスキュー隊や救急隊の拠点となる場所を確保する必要があり、その場合は、救助のみならず、救出後の搬送経路も考慮した高台等を確保する必要があります。摂津市の高台まちづくりは、住民の皆さんが避難する場所の確保、浸水区域内に緊急避難している住民を効率的に救出する拠点の確保、被災後、いち早く復興するための拠点となり得る場所の確保など、水害発生前、発災後、復興ステージの状況に合わせた目的に対応した高台を検討していくまちづくりと考えております。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 高台まちづくりの考え方に ついては理解いたしました。

広域避難の取り組みや高台まちづくりの 位置付けについては、今後、市民にしっか りと示す必要があることから、地域防災計 画に反映させる必要があります。水害など の壊滅的な被害を鑑み、この地域防災計画 を抜本的に見直す必要性を、昨年の第2回 定例会でも私のほうから要望させていただ きましたけれども、進捗状況についてお聞 かせください。

- ○南野直司議長 総務部理事。
- ○辰巳総務部理事 地域防災計画の改訂につ きましては、今年度、水害時の避難所、緊 急避難場所の収容人員の精査や、新たに協

定を締結した民間事業所を緊急避難場所に 追加するなどの作業を進めてまいりまし た。しかし、応急対策業務の見直しやSO S避難メソッド、広域避難の考え方を整理 する中で、改めて計画全体の点検を行う必 要が生じました。また、新たに高台のまち づくりや河川防災ステーションについても 記載する必要があるため、今年度に部分的 な改訂は行わず、来年度中に地域防災計画 を全面的に見直し、防災会議にお諮りして 改訂させていただきたいと考えておりま す。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 来年度中に地域防災計画を 全面的に見直すということですけれども、 ご答弁にもありますように、必ず防災会議 に諮る必要があると考えます。 2年近くこ の防災会議が開催されていないとお聞きし ますが、今後どう進めていくのか、お聞か せください。
- ○南野直司議長 総務部理事。
- ○辰巳総務部理事 防災会議は、災害対策基本法に基づく条例設置の機関で、市長が会長を務め、各ライフラインや運輸機関、自衛隊や警察、河川管理者など国・大阪府の関係機関、自治会や消防団などの市民団体、市長の事務部局の職員などで構成する組織でございます。所掌事務といたしましては、摂津市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することなどがございます。

直近の開催は令和2年2月で、地域防災計画の見直しについてご議論いただき、ご意見を頂戴いたしました。次の地域防災計画の見直しにおきましても、水害時の広域避難の在り方など、市民の代表や関係機関の皆様からのご意見を頂戴すべき事項を盛

り込む予定でございますことから、地域防 災計画改訂の時期に合わせて防災会議を開 催させていただきたいと考えております。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 今後の進め方については理解いたしました。

この地域防災計画には、避難所の運営方法も記載されており、自治会等を中心とした市民組織が自主的に運営することを原則とすると示されております。避難所運営の主体については何度も一般質問で確認しておりますけれども、改めて、これからどう対応していくのか、お考えをお聞かせください。

- ○南野直司議長 総務部理事。
- ○辰巳総務部理事 避難所運営の主体についてのご質問ですが、大規模な災害が発生し、避難所開設が長引いた場合、職員だけで全ての避難所、緊急避難場所を運営することには限界がございます。地域防災計画では、自治会等を中心とした市民組織が主体的に避難所を運営することを原則とするとしておりますが、一方で、自治会加入率の低下や役員の高齢化が課題としてございます。

そこで、自治会だけに運営を頼るのではなく、防災サポーターや避難所入所者の皆様にも主体的に避難所運営を担っていただける体制づくりが必要と考えております。 具体的には、研修や訓練による防災サポーターのスキルアップや、自主防災組織との連携強化、防災士資格補助制度を活用した地域の人材発掘、災害ボランティア制度を活用した支援体制の検討など、避難所運営に携わっていただける方の確保に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 避難所運営に関する体制に

ついても、ぜひ防災会議に諮っていただけ ればと考えます。

一方で、水害時と地震時では災害リスク も異なり、避難先や避難所の対応も異なる と考えます。住民自らの判断で適切な避難 行動を取ることが重要であり、市として も、ケースに沿った具体的な避難方法につ いて、あらかじめ示すべきと考えます。ま た、避難所についても、災害種別や各施設 に応じた避難所運営マニュアルを作成する 必要があると考えますが、お考えをお聞か せください。

- ○南野直司議長 総務部理事。
- ○辰巳総務部理事 議員がご指摘のとおり、 災害リスクは、災害の種類によっても、お 住まいの地域や建物の構造によっても異な ります。市民の皆様には、自らの判断で適 切な避難行動を取っていただくことが重要 であり、各地域や家庭でそれぞれの避難方 法等について検討していただきたいと考え ておりますが、本市といたしましても、適 切な避難行動を行っていただくために必要 な具体的で分かりやすい避難方法などに関 する情報提供を行ってまいります。

また、避難所運営マニュアルにつきましては、昨年度に新型コロナウイルス感染症対策の検討を行い、避難所ごとに受付時の感染症対策や体調不良者への対応方法などを整理するとともに、感染防止に配慮した避難スペースのレイアウト図を作成するなどの見直しを行ったところでございます。今後、防災サポーターや避難所入所者の皆様にも各避難所で運営に携わっていただくためには、地域の皆様にも避難所運営マニュアルをお示しし、訓練などの機会を通じて、その内容をご説明してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 おおむね理解いたしました。災害に強いまちづくりに向け、人命を守るためのハード整備を行い、ソフト施策でより一層効果を高める必要があります。したがって、中長期的なビジョンを持ってまちの構造を見直すとともに、被害想定を十分に行った上で備えを万全にする必要があります。加えて、日頃から地域コミュニティの醸成を図り、共助の意識を高めることも重要と考えます。真に災害に強いまちづくりの実現に向け、着実に取り組んでいただきますよう要望といたします。

続きまして、三つ目の鳥飼地域のまちづくりについてに移ります。

策定委員会については、残り3回で答申を迎える状況ですが、深掘りした議論が展開され、また、市民の意見が反映された内容となるのか危惧されるところでございます。答申に向け、具体的な全体像や方向性を示し、議論する必要があると考えますが、具体的にどう進めていくのか、また、進め方についても、あらかじめ策定委員会メンバーと共有していくことが重要と考えますが、お考えをお聞かせください。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 第6回目の策定委員会では、これまでにいただいたご意見を踏まえ、それぞれのテーマについての取りまとめの方向性をお示しし、第7回、第8回の2回で具体的な取り組みや施策等について整理し、策定委員会としての総括をお願いしたいと考えております。策定委員の皆様に対しましても、次回以降ご議論いただく具体的な内容等について、事務局で整理し、改めてご説明させていただくとともに、ご理解いただけるよう考えております。
- ○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ぜひ次回には具体案をお示 しいただければと考えます。

また、中長期的な事案は、答申後においても検討が必要であり、現在の専任部隊を 組織として存続させるべきと私は考えております。また、庁内体制のみならず、エリアマネジメントの観点から、地域と一体となって課題解決に取り組むべく、まちづくり協議会を設立するなどの仕組みづくりが必要と考えますが、本市の見解をお聞かせください。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 グランドデザインに位置 付ける施策等については、その実施のため に今後も継続して議論が必要となるものも 想定されますが、今後改訂が予定されてお ります都市計画マスタープランとの整合を 図ることも不可欠であり、鳥飼グランドデ ザインの策定後におけるフォローアップも 含めた庁内体制について、引き続き検討を 行ってまいりたいと考えております。

また、議員がご指摘のとおり、まちづくりには、住民や事業所等の連携・協働が大変重要であると認識しており、地域にとって効果的な仕組みについても関係課と議論してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 ぜひ庁内体制の存続と仕組 みづくりをお願いいたします。

私は、かねてより提言していますように、鳥飼地域の活性化、魅力化に向けて大きな核となるのは、教育の魅力化と交通利便性の向上であると考えております。この教育の魅力化については、先日の策定委員会において、学校の小規模化の解消について議論され、高齢者福祉の進展も踏まえた学校を核とした地域コミュニティの醸成について考えが示されました。これについて

は、先日の総合教育会議において、小規模 化の解消や魅力ある教育環境づくりについ て意見が出されており、教育長からも、策 定委員会での議論を踏まえながら、小規模 校化解消に向けて取り組んでいく旨の考え が示されたと認識しております。これらを 踏まえ、教育委員会として、鳥飼地域の今 後の学校の在り方についてどう考えておら れるのか、お聞かせください。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 鳥飼地域の児童・生徒 数は減少傾向にあり、複数の小学校で多く の学年が単学級になるなど、小規模校化が 進んでおります。また、今後さらに小規模 校化が進みますと、中学校での単学級化や 1学級当たりの児童数が1桁になることな どから、教育活動に大きな影響が出てくる と考えられます。

鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委 員会や総合教育会議では、学校規模の適正 化を検討の上、地域のコミュニティの場と しても活用できるような学校づくりを求め る意見などが出されました。これを踏まえ まして、教育委員会といたしましては、集 団での学習や生活を通して子どもたちの力 を育むという学校の意義を大切にし、まず は、鳥飼地域の学校が長期的に見て適切な 学級、学年、学校規模となるよう検討を重 ねているところでございます。その上で、 他の自治体の先進的な取り組みなど、様々 な魅力ある学校の在り方を研究し、市長部 局と連携して、未来の鳥飼地域の子どもた ちの生きる力をしっかりと育める学校づく りを進めてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 学校を核とした地域コミュニティが果たす役割は今後ますます重要となります。鳥飼地域における高齢化の進展

を踏まえますと、少子化と高齢化の合理的 な解決を図ることができれば、地域で子ど もを育てる環境づくりにつながると考えま す。ぜひ市長部局と一体となって魅力ある 教育環境づくりをお願いいたします。

次に、交通利便性向上については、細か い交通手段に関することではなく、行政と 交通事業者との役割分担や、第2回定例会 でも提言いたしました交通結節点の強化な ど、まずは市として方針を固めるべきと考 えますが、見解をお聞かせください。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 交通利便性の向上を図る ためには、議員がご指摘のとおり、本市と 交通事業者との役割分担を明確にし、それ ぞれが担うべき役割を強化するとともに、 効果的に接続させることが重要となってま いります。また、地域内の移動だけにとど まらない市域外との広域的な連携も必要と なってまいります。

これらを踏まえつつ、鳥飼地域は水害リ スクが非常に高いことが特徴となってお り、公共交通ネットワーク、道路ネットワ 一ク等は、防災の観点からも再構築を目指 す必要があると考えています。鳥飼地域 は、パーソントリップ調査から域内交通も 多いことが分かっております。幹線道路と 生活道路を分離して検討することが合理的 であり、緊急時の避難行動に自動車利用が 想定されることも踏まえ、公共交通だけで なく、個人の自動車利用の充実などについ ても一定の考慮が必要と考えております。

地域公共交通の充実は、鳥飼地域のみな らず、摂津市全体として検討を進めるべき 事項であり、少子化、高齢化、人口減少な ど、将来の環境変化を十分考慮した上で、 公共交通が担うべき対策と目標を明確に し、周辺地域の住民等とも連携しながら持 ○塚本崇議員 それでは、順位に従いまして

続可能な形を構築してまいりたいと考えて おります。

- ○南野直司議長 光好議員。
- ○光好博幸議員 おおむね理解いたしまし た。ぜひ市全体としての方針を示した上 で、具体策を検討するとともに、市民の 方々の意見をしっかりと聴いていただき、 実態に即した施策に反映いただきますよう お願いいたします。

この鳥飼地域のまちづくりに当たって は、安全・安心、すなわち防災をベースと した取り組みを展開することになろうかと 考えます。第2回定例会において、防災型 道の駅を私のほうから提案させていただき ましたが、ほぼ同時期に、国土交通省で は、全国から道の駅について、防災道の駅 として初めて39駅が選定され、広域的な 防災拠点としての役割を果たすためのハー ド・ソフト両面の重点的な支援を行うこと となりました。本市も、高台まちづくりの 観点から防災型道の駅を検討してはどうで しょうか。令和8年度に無償化される鳥飼 仁和寺大橋からのアクセスも考慮し、有事 は防災拠点として、平時は地域資源を生か したにぎわいづくりの場として、ここに先 ほど申し上げた交通結節点を設けることで 利便性向上も図れます。ぜひ夢の実現に向 け、いろいろなアイデアや発想を取り入 れ、また、市民、企業、各種団体と連携・ 協働しながら、魅力ある鳥飼まちづくりに 鋭意取り組んでいただきますよう要望とい たします。

以上で質問を終わります。

○南野直司議長 光好議員の質問が終わりま した。

> 次に、塚本議員。 (塚本崇議員 登壇)

一般質問を始めさせていただきます。

1回目は一括質問、2回目以降は一問一答形式にてお願いいたします。

一つ目、困窮家庭への支援についてで す。

長引くコロナ禍での影響によって困窮している世帯が増加していると思われます。 国・大阪府・摂津市も様々な支援策を講じていると思いますが、まずはその現状についてお聞かせください。

二つ目、本市教育レベルの向上について です。

全国学力・学習状況などの調査によると、本市の学力レベルは、少しずつではありますが上昇傾向にあります。これも、現場の教職員の方をはじめ、関係者の方々の努力のたまものと深く感謝しております。ですが、いまだ大阪府平均よりも若干低い状況が続いております。本市の学力状況の認識や現在の取り組み状況についてお教えください。

三つ目、テレワークの推進についてです。

このコロナ禍の状況の中で、民間ではテレワークが推進されるなど、働き方に関しても大きく形態が変わりつつあります。そこで、本市におけるテレワークに関する取り組み状況についてお教えください。

四つ目、PFOAについてです。

都道府県による水質調査を受けて、神奈 川県綾瀬市などでは、井戸水の飲用を控え るなど、ホームページにて注意喚起を行う ような情報を掲載している自治体もござい ます。本市においては、水質調査を含め、 土壌、農作物、血液等の本市独自の調査の 件について、どのようなお考えをお持ちな のか、お教えください。

まずは、1回目の質問は以上でございま

す。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。 (野村保健福祉部長 登壇)
- ○野村保健福祉部長 長引くコロナ禍における経済的困窮世帯に対する支援の現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症感染拡大で苦しくなる国民生活に対しまして、本市生活支援課が関わる国の各種支援施策といたしましては、総合支援資金や緊急小口資金等の特例貸付け、住居確保給付金の対象拡大、生活困窮者自立支援金の支給などがございます。また、本市といたしましても、新型コロナウイルス感染症対策び事者応援給付金の支給など、市民の生活を担う基礎自治体の責務として、独自の経済的支援を実施したところでございます。

- ○南野直司議長 教育総務部長。 (小林教育総務部長 登壇)
- ○小林教育総務部長 現在の学力状況の認識 や取り組み状況についてのご質問にお答え いたします。

全国学力・学習状況調査をはじめ、様々な学力調査において、近年、本市の子どもたちの学力は、教科によっては過去最高の結果を出すなど、年々向上してきていると捉えております。しかしながら、全国や大阪府の平均と比べてみますと、依然として低い状況があり、結果は向上してきているものの、課題であると捉えております。

本市では、これまで教育委員会が、学校の目指す姿として、学校の取り組むべき内容を重点化・焦点化して示し、子どもたちの学習意欲を中心とした意欲の向上に向けて取り組んでまいりました。また、各学校が、コロナ禍であっても、子どもたちに主

体性や学力をつけるために、できる限りの 学校行事の実施や、全小・中学校で公開授 業等を行うなど、授業改善を中心とした学 力向上の取り組みを行ってきました。これ らのことが学力向上につながってきている のだと捉えております。

今後も、子どもたちにさらに力をつけていくために、教員が日々の授業力の向上を図るよう取り組むとともに、子どもたち自身の主体性が育まれるよう、各学校の取り組みを指導、支援してまいります。

○南野直司議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 本市のテレワーク環境の現 状、取り組みについてのご質問にお答えい たします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の 対策として、本市では、令和2年の緊急事態宣言発出に伴い、テレワークの試行実施 をいたしました。国におきましては、自治 体のテレワークを推進するため、地方公共 団体情報システム機構が開発した自治体テレワークシステムの提供が行われており、 自宅のパソコンから庁内のパソコンを遠隔 操作し、安全に利用できる仕組みとなって おります。この間、主に各部署の管理職が テレワークを実施し、今後、新型コロナウ イルス感染症の第6波への対応など、必要 に応じて利用できる状況となっておりま す。

○南野直司議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 PFOA、すなわちペルフルオロオクタン酸についてのご質問にお答えいたします。

PFOAに関しましては、昨年度、環境 省が要監視項目に位置付け、水環境におけ る暫定的な目標値として、50ナノグラム 毎リットルと示されました。その後、環境 省、厚生労働省が連名でPFOAに関する 対応の手引きを示されました。環境省は、 通知文書の中で、PFOAに関する知見の 集約等に努める旨を述べられ、水質汚濁防 止法による水質の監視を担当する団体とな る大阪府には、定点監視の役割を示し、飲 用井戸を担当している団体となる摂津市に は、その井戸水のPFOA濃度が50ナノ グラム毎リットルを上回っている場合に は、要監視項目になっている旨を説明し、 上水道への切り替え勧奨を行う役割を示さ れました。本市の場合、現在、飲用井戸と しての活用がなく、新たに井戸水を飲用す る場合には、直接ご説明ができる状態にあ り、市のホームページには掲載していない 状況にあります。

次に、水質調査につきましては、大阪府が市や住民からの要望等を加味していただき、当初、地下水1地点の予定であった定点監視を、現在では地下水4地点、水路5地点にふやしていただいております。また、先の議会でご要望のありました別府地域での水質調査も、市としましてはペルフルオロオクタン酸対策会議の場で発信していく予定であります。

なお、土壌、農作物、血液等の分析に関しましては、国が今後、知見の集約を行うと述べられており、大阪府から国に対してPFOA等による健康影響の解明及び指針等の整備について要望書を提出しておられる状況にありますので、国及び大阪府の動きを注視し、必要に応じてその情報を発信してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 塚本議員。
- ○塚本崇議員 ありがとうございます。これ からは一問一答形式にてお願いいたしま す。

困窮家庭の支援に関してですが、政府としては、18歳以下のお子さんをお持ちの子育て世代に対しての特別臨時給付金の検討を進めております。もちろん将来世代への支援も大事なんですけども、お子さんがおらず、ぎりぎりの生活をしているご夫婦、また、単身の非正規雇用者、高齢者の方々の支援も必要であると考えております。そういった支援を必要とされている方々に対して、市としてどのような手段で支援に結びつけているのか、お教えください。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 長引くコロナ禍において、特に非正規雇用労働者などの低所得層 ほど収入が減少し、世帯の家計収入面で苦境に陥り、貧困問題が拡大・深刻化している現状が見受けられることから、そういった方々への支援の充実が求められているところでございます。

本市といたしましても、支援を必要とする方々に分かりやすく制度を周知する必要があると考え、市の相談窓口やその内容について一層の周知に取り組んでいるところでございます。また、庁内や地域ネットワークの連携を密に取ることにより、支援を求める声を上げることの難しい要支援者の方々の情報を把握したときには、すぐに訪問等により積極的な相談支援を行っているところでございます。

市民生活において貧困リスクが顕在化し、貧困の深刻化や長期化が続いている状況にあることから、今後も、誰一人セーフティネットから漏れ落ちることのないよう、相談支援や行政手続においても相談者の対応の格差が生じないように、一人一人に寄り添った丁寧な支援をしてまいります。

- ○南野直司議長 塚本議員。
- ○塚本崇議員 ありがとうございます。

ここからは要望とさせていただきます。 先ほどのご答弁にもありましたが、誰一 人取り残すことのないセーフティネットを 構築するのは、基礎自治体における大きな 命題であります。11月19日に閣議決定 された18歳以下のお子さんを持つ世帯へ の給付金は、子育て世帯に歓迎される一 方、本当に困窮して困っている方への支援 となり得るかについて、大きく疑問を呈す ところでございます。アルバイトで生計を 立てている方、非正規雇用の方、共働きで も子どもがおらず年収の低い方、高齢者の 方、こういった事例には枚挙にいとまがあ りません。本当に必要なところへ本当に必 要なときに支援の手を差し伸べることは、 我々基礎自治体が責務を負うところであり ます。

本来は、こういった支援自体が、ワーキ ングプアと呼ばれる世帯への補助が趣旨で あったものが、今、政府によって大きく方 向がずれ、そしてまた二転三転しているの が現状ではないかと私は感じています。先 見の事例としましては、未確定ではありま したが、箕面市が最初に一括で10万円の 一時給付金を支給するという表明をしまし た。しかしながら、これは政府とのずれに より結局断念せざるを得ないという、そう いった事態もございます。本来は、非課税 世帯、年間100万円以下の収入を持つ世 帯をしっかりと我々基礎自治体がケアし、 そして支援の手を差し伸べるべき、そうい ったところが本来の趣旨であるはずの補助 金が、なぜかちょっとずれているというと ころで、我々本市としては、こういったと ころに関して声を先んじて上げていただき たいというのが私の願いでございます。こ

の困窮世帯に関しましては、しっかりとそ ういった政府の動向を見極めた上で本市の 方針をしっかりと決めていただきたいと考 えております。よろしくお願い申し上げま す。

続いて、本市教育レベルの向上について です。

先日のチャレンジテストの結果を見て も、令和元年から本市の教育レベルは右肩 上がりの上昇を見せており、教育長をはじ めとする現場教員の皆様には感謝の言葉し かございません。特に国語は、大阪府平均 に対して0.92ポイントから0.99ポイントへと上昇し、あと一歩のところまで 迫ってきております。

しかしながら、理科は、令和元年の0.88ポイントから0.96ポイントへと上昇しているものの、依然として正答率自体が低く、低水準にとどまっています。その課題解消に向けての現状認識や、今後どのように取り組んでいくのかに対しての見解をお答えください。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 理科は、様々な自然事象について、見通しを持って観察、実験などを行い、考察し、結論を導き出すといった問題解決能力を育む教科であり、読解力や計算力、論理的思考などといった総合的な学力が求められることから、本市では、国語、算数などに比べ、学力調査等の結果には課題が見られております。特に小学校では、理科や英語など専門性が求められる教科については、子どもたちの基礎的な学力定着を図るとともに、教員の専科指導や交換授業の実施、学習の定着度をはかる学力に発達の実施、学習の定着度をはかる学力に考えております。そのような取り組みを通して、日々の授業で子ど

もたちの好奇心と興味・関心を引き出し、 実験や観察、探究などの活動の充実や学習 内容の定着を図り、理科の学力を高められ るよう学校を指導してまいります。

- ○南野直司議長 塚本議員。
- ○塚本崇議員 ありがとうございます。

本市では、全国でも先駆けてGIGAスクール構想に手を挙げるなど、タブレット端末等のICT機器を利活用した教育に力を注いでいます。こうした環境の中で、学力の高い子どもたちにとっては、さらに学力向上のための手段になり得るのではないかと私は考えております。この点について、本市の考え方をお聞かせ願えればと思います。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 一人1台のタブレット 端末の配備により、子ども一人一人の教育 的ニーズや学習状況に応じた個別最適な学 びと探求的な学習の質を高める協働的な学 びをより実現しやすい環境になりました。 それぞれの学習の到達度に合わせて効果的 にタブレット端末を活用していくことで、 学力が高い子どもたちだけでなく、全ての 子どもたちの学力がさらに高まっていくも のと考えております。
- ○南野直司議長 塚本議員。
- ○塚本崇議員 ありがとうございます。

先ほど、個別最適な学びというご答弁をいただきました。これは、生徒の個性を伸ばし、能力を生かしていく点において、非常に有益だと私は考えております。勉強においては、予習よりも復習のほうが定着率が高いと言われております。タブレット端末を活用することによって、しっかり復習をし、学びを促進していただきたいです。

一つ注意すべきは、12月6日の報道で はございますけども、小・中学生の約1割 がスマホ依存症であるという調査結果が報 道されました。スマホは現代生活に欠かせ ないものとなりつつありますが、このチャ レンジテスト結果に附属するアンケートを 見る限りでは、本市中学生のスマホ時間は 大阪府平均よりも多く、学習に割く時間を スマートフォンに使っているのではないか という傾向がうかがえます。帰宅してから のことにまで踏み込むというのは非常に困 難かと思いますけども、学習する意欲、学 ぶことの楽しさを知れば、自然と学ぶ姿勢 が生まれてくると考えます。分からないか らやらないのではなく、分からないことに 対して調べて学習していく、こうしたよき スパイラルを生み出していけるよう、さら なる結果を期待しております。これは要望 とさせていただきます。よろしくお願いい たします。

続いて、テレワークに関してです。

先ほどのご答弁にて、自治体向けテレワークシステムの全庁的な利用を展開されているとありました。そうした環境の中にて、テレワークの実績と課題について伺いたいと思います。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 テレワークの実績と課題 についてのご質問にお答えいたします。

在宅勤務によるテレワークについては、 昨年5月に試行導入を図り、現在まで延べ 人数として約140名が実施したほか、本 年5月には、コロナ禍だけではなく、災害 時なども想定し、出勤する職員数が制約さ れる場面においても自宅で業務が行えるよ う、テレワークシステムの登録を各所属長 に呼びかけ、現在42名が登録している状 況にございます。

課題といたしましては、消防やこども園 等の現場での業務を担う部署、個人情報を 取り扱う部署、市民等の窓口対応がある部署などは、業務の特性から在宅での勤務が難しく、各部署一律に取り組みを進めることができないことですが、今後とも、出勤が困難な状況下など、様々な場面で市民サービスを低下させないためにも、可能な範囲でテレワークを推進し、拡充できる体制を整えておく必要があると考えております

- ○南野直司議長 塚本議員。
- ○塚本崇議員 ありがとうございます。

これは要望とさせていただきますけども、今後、先ほどのご答弁にもありましたように、いつ来るか分からない新型コロナの第6波、そして大きな災害、こういったものに対応するため、この取り組みは全庁的に速やかに進めていただきたく、また、このシステム自体がいざというときに利用できないように、研修及びテストをしっかりと行っていただきたいと思います。先進自治体の事例をしっかりと研究し、万全な体制を組んで、このテレワーク環境をしっかりと、そして、有事のときにも万全な体制でスムーズに取り組むことができるように、こうした要望をしておきす。よろしくお願いいたします。

続きまして、PFOAについてです。

ストックホルム条約によって製造、使用、輸出入の規制がされているPFOAですが、その難分解性によって生体内での半減期が非常に長く、農作物などから摂取されてしまうと、人体内での生体濃縮が起こり、体への影響が起こらないかということを危惧しております。本市としてはどのような対応をしていくのかというのをお伺いいたします。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 国におきましては、化

学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づきまして、PFOAにつきましては第一種特定化学物質に指定されております。第一種特定化学物質につきましては、議員がご指摘のとおり、難分解性及び高蓄積性の性状を有し、かつ、人または高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質であると理解しております。また、長期毒性につきましては、継続的に摂取される場合には、人の健康または高次捕食動物の生息または生育に支障を及ぼすおそれと理解しております。

先のご答弁で申し上げましたとおり、大阪府から国に対してPFOAに関する知見の集約等に関する要望書を提出しておられますので、本市といたしましても、この国の動きを注視してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 塚本議員。
- ○塚本崇議員 ありがとうございます。

先ほどご答弁でいただいたわけですけども、環境省ではなくて経済産業省、こちらのほうの資料によりますと、PFOAは、 暴露作業者や高濃度暴露住民等について、 そのPFOAの暴露量とコレステロール値や他の脂質パラメータの上昇に正の相関が見られると、そういうふうにもう既に明記されています。また、IARC、すなわち国際がん研究機関の分類では、2B、つまり人に対する発がん性が疑われる、こうした物質として分類されています。

私は環境工学の出身なんですけども、その中でも都市計画を専攻していたわけですけども、環境工学の中では、こうした物質を総称して環境変異原と呼びます。環境変異原というのは、いろんなものがございまして、例えば、プラスチックや、いろんな有害物質等々もございますけども、普通に

存在しているような我々が触っているものも環境変異原となり得るわけです。人工物以外にも、皆さんがよくご存じのものでは、肉の焼け焦げなんかが環境変異原として挙げられます。こういったものは、多くがラットの実験などによって環境変異原として取り上げられ、そして、その発がん性等々について、人体に有害ではないかというのが疑われるわけですけども、そのラットの実験などが人間にそのまま適用されるというのはなかなかないというのが現状であります。

実際には、人体は、その恒常性によって 非常に安定的なシステムを持っておって、 そしてまた、PFOAについても、非常に 安定性が高いことから、体内でもどのよう に作用するか、本当に明確に分かっていな いことが多いわけです。この中でも、こう した世界の情勢の中でPFOA自体が規制 されている、疑われるというような状況の 中で、本市の住民の安心を守る情報の発信 に本市自体が消極的というのは、私は残念 に思います。しっかりと注意喚起をしても らった上で安心を確保することも自治体と しての重要な仕事の一つであると考えてい ます。

先日、市内化学メーカー付近にお住いの 方からも不安の声をいただきました。近く に畑を持っているんやけども大丈夫やろか というようなご不安の声でした。私として は、こうした住民の目線に立った上で、有 権者、そして有権者の代表である我々議会 に対して、しっかりと安全・安心な情報提 供をしていただくように強く望んでおりま す。ただ事実のみで結構でございます。風 評被害等に惑わされるのではなく、ただ事 実のみをしっかりと情報発信を進めていっ て、積極的に取り組んでいただきたい、不 安を取り除いていただきたいと、そのよう に強く望んで私の要望とさせていただきま す。

今回の質問は以上となります。

○南野直司議長 塚本議員の質問が終わりま した。

暫時休憩します。

(午後2時34分 休憩)

(午後3時 6分 再開)

○南野直司議長 再開します。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、市立体育館のエアコン設置についてです。

熱中症は、晴れている暑い日だけでなく、曇りや雨でも湿度が高い日、また、屋外だけでなく、室内やプールでも注意が必要と言われます。気温や湿度が高い環境では、激しい運動やスポーツを控えることが大切で、体育施設には、気温と湿度と輻射熱の三つの要素を1対7対2の割合で算出する暑さ指数を掲示して、利用者に熱中症への注意を促しています。市立体育館における熱中症対策の現状についてお答えください。

次に、乳がん検診無料クーポンの対象年 齢についてです。

令和2年度から済生会吹田病院での乳が ん検診の受診が可能となり、検査機会が拡 充をされております。乳がん検診の実施状 況についてお伺いいたします。

次に、子育て世代包括支援センターの制 度の拡充について。

子育て世代包括支援センターが設置をされまして2年を迎えました。この間、新型

コロナウイルス感染症対策と並行しながらの取り組みとなりましたが、妊娠、出産、子育てに関する相談窓口として、母子保健の観点から、1、産前産後サポート事業、2、産後ケア事業、3、多胎児家庭への支援について、どのように取り組まれ、制度づくりを行われたのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの積極的 勧奨再開についてです。

子宮頸がんは、子宮の入口部分にある子宮頸部にできるがんで、今も年間約1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約2,800人もの女性が亡くなっております。

子宮頸がんの原因であるHPVの感染を防ぐHPVワクチンは、国の2011年度からの基金事業を経て、2013年には定期接種となり、小学校6年生から高校1年生相当の女子は希望すれば無料で接種が可能となっています。一方で、2013年6月より、国は積極的勧奨を差し控えるとしために、多くの自治体が対象者への通知をやめてしまい、基金事業の際に7割近くあった接種率が1%未満にまで減少いたしました。本市も、2011年、394名、25.7%、2012年、124名、10.7%、2013年、41名、2.7%と減少し、積極的な接種勧奨を差し控えてからは毎年数名程度という状況であります。

昨年の第2回定例会におきまして、子宮 頸がんワクチンの周知について質問いたし ました。その時点では、市民に混乱や誤解 を与えないよう慎重に取り組むとのご答弁 でした。その後、国は、昨年10月及び今 年1月の2度にわたって、ヒトパピローマ ウイルス感染症の定期接種の対応及び対象 者等への周知について通知を発出し、市町 村にHPV定期接種対象者へ情報提供の徹底を求めました。本市は、通知を受けて、どのように対応されたのか、通知を送付した学年や接種された人数などもお答えいただきたいと思います。

以上、1回目を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境 部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 市立体育館における熱 中症対策についてのご質問にお答えいたし ます。

これまで、スポーツ利用をいただく利用 者に対する熱中症対策としまして、味生体 育館では各階のロビー、ホール等に、鳥飼 体育館では新鳥飼公民館との共用の入口す ぐのロビーにエアコンを設置しており、一 時的に涼む場所を確保しております。ほか に、平成30年度に3館全ての体育館に冷 水機を設置し、令和元年度には3館全ての 体育館に冷風機を設置いたしました。ま た、熱中症の目安となる暑さ指数が厳重警 戒以上となった場合には、使用者から施設 の使用を取りやめる申し出をいただきます と、それにかかる使用料の全額を還付対応 いたしております。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。 (平井保健福祉部理事 登壇)
- ○平井保健福祉部理事 乳がん検診の実施状 況についてのご質問にお答えいたします。

摂津市における乳がん検診は、40歳以上の女性を対象として、2年に一度受診が可能となっております。受診率は、平成30年度が19.2%、令和元年度が19.3%、令和2年度が18.4%であり、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により受診者数の減少が見られておりますが、おおむね受診率は横ばいで推移い

たしております。

また、乳がん検診の受診対象となる初年 度である40歳の女性に対しては、無料ク ーポンと乳がん検診の大切さ等を伝える検 診手帳を送付しております。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。 (橋本次世代育成部長 登壇)
- ○橋本次世代育成部長 子育て世代包括支援 センターの制度の拡充についてのご質問に お答えいたします。

令和2年度、次世代育成部内に設置いた しました子育て世代包括支援センターにお きましては、妊娠期から子育て期にわたる までの様々な相談をワンフロアで包括的に 行えることに加え、妊産婦期からの家庭状 況の把握を子育て期や学齢期の支援につな げるなど、切れ目ない一体性、連続性の支 援に努めてきたところでございます。

また、同支援センター設置に伴い、母子 保健に関する新たな事業といたしまして、 産後の母体の回復状況の確認を行う産婦健 診の実施や、医療機関での宿泊やショート ステイにより心身のケアを行う産後ケア、 子育て経験者のヘルパー派遣による育児の 助言、サポートを行う産前産後サポート事 業を実施し、妊産婦の支援に努めるととも に、多胎児世帯やひとり親世帯といった、 育児負担が重なり、身体的、精神的な側面 での負担が大きい保護者への寄り添った支 援も併せて実施してきたところでございま す。

子育て世代包括支援センターといたしま しては、引き続き、切れ目のない一貫した 施策を推進することにより、子育て支援の 充実に努めてまいります。

続きまして、子宮頸がん予防ワクチンの 現状についてのご質問にお答えいたしま す。 子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチンの定期接種は、小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象とし、接種により将来の子宮頸がんを予防するものでございます。このワクチン接種につきましては、平成25年4月に定期接種化されたものの、接種後に持続的な疼痛などの報告が相次いだことから、同年6月に積極的な勧奨とならないよう留意するよう厚生労働省より勧告があり、本市においても接種勧奨を控えてきたところでございます。

しかしながら、厚生労働省より、令和2 年10月に、接種対象者及びその保護者に 対し、積極的な勧奨とならないよう留意し つつ、ワクチンに関する情報に接する機会 を確保するための個別通知を実施し、接種 機会を確保するよう通知が出されたことに 伴いまして、同月に、対象者のうち高校1 年生相当の方とその保護者に、子宮頸がん という病気、それに対するワクチン接種の 効果とリスクについて説明いたしましたリ ーフレットを個別送付いたしました。ま た、本年5月には、小学校6年生及び高校 1年生相当の方とその保護者の方に対し て、同様にお知らせをいたしました。その 結果、前3回の接種中、接種を始めた方が 令和元年度には3名でございましたが、令 和2年度には45名に増加し、令和3年度 では、11月末時点でございますが、88 名となっております。

- ○南野直司議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 市立体育館のエアコン設置 についてです。

熱中症は命に関わる病気です。近年の猛暑が続く気候状態を鑑みて、市民が集う公共施設の空調整備は進んでいて、市立小・中学校は普通教室と特別教室にエアコン設

置が終わりました。今年度からは学校体育館のエアコン設置に関する計画がスタートし、令和7年度完成予定となっております。

市立体育館においても、冷風機や水分補 給など熱中症対策をしながらも、つい競技 に夢中になることも想定されており、第1 体育室にエアコン設置が望まれるところで あります。今後の計画についてのお考えを お聞かせください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 市立体育館第1体育室 におけるエアコンの設置状況と今後の計画 のご質問にお答えいたします。

現在建設中の味舌地区の新体育館につきましては、第1体育室にエアコンを整備いたしますが、既存の正雀、味生、鳥飼の各体育館につきましては、第1体育室にはエアコンを設置しておりません。

近年、夏場の猛暑、酷暑が続く中、熱中症対策は、市民に安心して使用してもらえる体育館を実現するために優先的に解決すべき課題であると考えております。一方で、風の影響を受けやすいバドミントンや卓球などの競技への影響も鑑みなければなりません。こうした課題を考慮しつつ、今後につきましては、補助金による財源の確保なども含め、一定計画を進めてまいります。

- ○南野直司議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 多くの市民が待ち望む味舌 体育館は、外観も見えてまいりました。エ アコンが整備された中でスポーツを楽しま れることだと思います。ほかの自治体にお いても、学校及び市立体育館の空調設備の 早期設置に取り組まれております。近隣で は、吹田市は全市立体育館、豊中市、寝屋 川市、箕面市は全小・中学校体育館にエア

コン設置がされました。自治体が体育館に エアコン設置を計画する上では、性能、安 全性、実績、維持管理など総合的な判断 と、本体を天づり型か据置き型にするの か、また、ガスか電気使用なのか、購入か リース式なのかといった、工事期間と工費 は短期間で予算を抑えれるような検討も必 要であります。本市においても、近隣市の 実績を参考に、ぜひ市立体育館のエアコン 設置が早期に整備されることを要望いたし ます。

次に、乳がん検診無料クーポンの対象年 齢についてですが、新型コロナウイルス感 染症の影響による受診者の減少は否めませ んが、乳がん検診の受診率が、平成29年 度19.5%から見ても、横ばいとはい え、減少傾向でもあります。今年11月に 国立がん研究センターが、2020年の新 規がん患者が、集計を開始した2007年 以降、初めて減少したと発表しました。ま た、公益財団法人日本対がん協会も、がん 登録基本法に基づく調査で、新たにがんと 診断または治療された患者の登録数が、2 019年は102万7,749人、202 0年は96万7,088人と減少したと発 表しております。減少した背景には、がん 検診の受診率低下があると言われており、 コロナ禍での受診控えは、がん発見の遅れ が懸念をされ、ひいては治療にも影響する ということでもあります。

女性のがん罹患率は25歳から39歳が 圧倒的に増加していることを考えると、若 い世代の乳がん検診やクーポン配布対象を 拡大することについて、見解をお聞きした いと思います。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 国は、がん検診の指 針により、40歳以上を乳がん検診の対象

としており、本市においても、指針に基づき、40歳以上を対象に乳がん検診を実施し、初年度となる40歳の方については無料クーポンを送付しております。

がん検診につきましては、早期発見・治療などの利益と、結果としてがんではない場合であっても、がん疑いとなることにより不安を生じることや、不必要な精密検査を受ける場合があることなどの不利益等を考慮して対象年齢が定められており、これを踏まえ、年齢拡大は難しいと考えております。

今後につきましても、乳がん検診の受診率向上に取り組むとともに、若い世代を含めて、ホームページや乳幼児健診の場等を利用し、乳房を意識する生活習慣であるブレスト・アウェアネスの重要性、及び、しこりなどの症状が見られた場合の早期受診について、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 日本では、乳がんは9人に 一人がかかると言われ、患者数、死亡数と も増加し続けております。欧米では乳がん の死亡率が年々低下しているのが検診受診 率の高さと指摘をされています。日頃から 乳房の状態に関心を持ってもらうブレス ト・アウェアネスは、乳がんのセルフチェ ックを習慣づけることです。クーポン配布 の40歳を前に、30代を対象にして、素 手では分かりにくい小さなしこりなどの異 常が発見しやすい乳がんグローブの配布を 提案したいと思います。早期発見のための 乳がんのセルフチェックについて意識を持 ってもらい、受診率向上へ取り組み強化を 図っていただくよう要望いたします。

次に、子育て世代包括支援センターの制 度の拡充について。 1の産前産後サポート事業については、 妊産婦が抱える妊娠、出産や子育てに関す る悩み等に、助産師等の専門家、または子 育て経験者やシニア世代等が相談支援を行 う事業と認識をしております。事業内容や 利用状況についてお答えください。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 産前産後サポート事業につきましては、令和2年10月より実施してきておりまして、産前産後の体調不良の理由により家事または育児を行うことに支障がある世帯にヘルパーを派遣し、妊産婦の心身の健康を維持するとともに、子育てを支援することを目的としております。

その対象は、妊婦または産後6か月未満の産婦のいる世帯であり、調理、洗濯、掃除といった家事支援や、沐浴補助、おむつ交換、授乳補助といった育児支援を、利用上限を産前産後各20回としております。

利用状況につきましては、令和2年度は、上半期からの事業実施やコロナ禍での実施も相まって39回の利用でございましたが、令和3年度におきましては、制度周知も進み、11月末現在で171回の利用となっております。

- ○南野直司議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 産前産後サポートの利用が ふえているということです。この事業は、 ヘルパー派遣により、家事支援、育児支援 を通して妊産婦の孤立感の解消を図ること に有効だと考えます。ただ、産後6か月未 満までの利用では、例えば里帰り出産から 戻ってきた場合に利用期間が短くなる点に 考慮するべきではないでしょうか。子育て 経験者のヘルパー派遣には相談しやすい話 し相手という役割もあります。毎週1回利 用される方もあれば、相談したい、手伝っ

てもらいたいときに利用しながら、家庭や 地域での孤立感の解消につながっていきま す。産前産後サポート事業の利用について は、期間にゆとりを持って、乳児が1歳を 迎えるまでを視野に期間延長していただく よう要望いたします。

次に、2番目の産後ケア事業についてで す。

出産して退院直後の母子の心身のケアや 育児のサポートを行う事業と認識をしてお りますが、その内容と利用状況についてお 答えください。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 令和2年4月より実施しております産後ケア事業につきましては、医療機関での宿泊やショートステイにより、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としております。

その対象は、産後4か月までの母子で、 家族等から十分な援助が受けられず、体調 不良や育児不安がある方であり、医療機関 における宿泊やデイサービスの提供の利用 上限を各7日としております。

利用状況につきましては、令和2年度は 宿泊が33日、デイサービスが4日でござ いましたが、令和3年度におきましては、 11月末現在、宿泊が45日、デイサービ スが10日の利用となっております。ま た、令和3年度には利用可能医療機関が2 か所増加し、六つの医療機関での利用が可 能となっております。

- ○南野直司議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 産後ケアの利用可能医療機 関が6か所に拡充されたことを高く評価い たします。

産後2週間と1か月をめどに産婦健診を 実施され、産後ケアが必要と思われる母子 に対して支援する事業であります。この対 象者について、一般に、産後の母親の心身 の回復と安定、育児や生活全般についても 安定する時期として4か月を目安にされて いますが、母子保健法が一部改正される趣 旨としては、産後ケア事業の対象者につい て、出産後1年を経過しない女子及び乳児 とするとありました。また、在胎24週で 生まれた低出生体重児については、生後4 か月は入院継続中と重なる点や、産婦の自 殺は5か月以降にも認められる点なども挙 げられており、こうしたことからも、産後 ケア事業の利用期間をぜひ1年に延長され ることを要望したいと思います。

併せて、父親の育児参加を促すことも重要であり、そうした父親支援の検討もお願いをいたします。

次に、3の多胎児家庭の支援についてですが、厚生労働省が示す産前産後サポート事業の新規メニューには、多胎妊婦、多胎家庭に関する内容がふえておりました。本市の支援内容についてお答えください。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 多胎児育児につきましては、身体的・精神的負担が蓄積し、産後鬱の発症や育児不安、そして育児困難など、母子保健上のリスクが高いとされております。出産育児課では、妊娠届け出時に多胎児妊娠を把握した時点から、保健師や助産師による訪問を実施するなど、個別支援に取り組んでいるところでございます。

次に、多胎児を持つ家庭に対する具体的な支援策についてでございますが、産前産後へルパー制度においては、その利用回数を、通常20回のところを40回とし、その利用期間も半年のところを1年としてお

ります。また、産後ケア事業においては、 医療機関での宿泊及びデイサービス利用時 の自己負担金の減免を行っております。さ らに、ファミリーサポートセンター事業に おいては、利用金額の半額を補助している ところでございます。子育て世代包括支援 センターの中心を担います出産育児課とい たしましては、引き続き、相談しやすい体 制を整え、妊産婦に寄り添ったきめ細かな 支援を行ってまいりたいと考えておりま す。

- ○南野直司議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 多胎児家庭に対して手厚い家事支援、育児支援をしていただいていると理解いたしました。日常生活の中で、予防接種や乳幼児健診、また、身近な場所であっても、身支度から手荷物の量など、外出時は困難が伴っております。対象世帯は少なくても、乳幼児の人数は倍でありますので、前回の定例会で移送サービスの利用について要望いたしましたが、タクシー券を配布する自治体もあります。多胎児家庭に対して、外出時の負担が軽くなりますよう、本市としての移動支援について、ぜひ検討されるよう要望いたします。

身体的・精神的負担の軽減を図るため、 それぞれ産前産後の支援事業が母子の健康 と児童虐待防止につながります。これまで の実績を踏まえて、さらに制度の拡充に努 めていただくよう要望いたします。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの積極的 勧奨再開についてです。

国からの対象者への情報提供の通知について、急な指示でありましたが、市民に不利益が生じないよう、職員の皆様には迅速に対応していただき、感謝いたします。接種数の増加は、高校1年生相当の本人と保護者に個別送付された成果であり、定期接

種期間内に正しく判断するための情報が届けられ、接種したいと思った人が接種できたことは大きな前進であります。

ただし、積極的勧奨ではなかったことか ら、戸惑う人や迷った人もおられたのでは ないでしょうか。これまで、産科婦人科学 会や小児科学会などの専門家、また、国会 議員連盟や医療者の有志などから様々な要 望があり、接種期間を逃した市民の署名な ど、HPVワクチンの積極的勧奨再開を求 める声が大きくなっておりました。そし て、今年10月に、厚生労働省の専門部会 では、HPVワクチンの安全性や効果など を検討され、勧奨を妨げる要素はないとい う結論に至り、積極的勧奨の再開が了承さ れました。11月12日に正式な承認を受 けて、厚生労働省は接種を担う自治体に対 して積極的勧奨再開について通知するとい う報道がございました。この制度の趣旨を 踏まえて、改めて定期接種の全対象者に対 して、国の方針が変わったこと、また、積 極的に接種をお勧めすることについて、分 かりやすく案内を届けるべきだと考えてお ります。

また、11月15日の専門部会では、接種機会を逃した方への対応として、キャッチアップ接種についても議論がされております。本年は小学6年生と高校1年生に通知をされておりますが、今後の情報提供について、どのような方法で周知をされるのか、お伺いをいたします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 積極的勧奨につきましては、令和3年11月26日付で、厚生 労働省より、ヒトパピローマウイルス感染 症に関する定期接種について、令和4年4 月より積極的勧奨を実施するよう通知されたところであります。今後、小学校6年生

から高校1年生相当の方までの全対象者と その保護者に対し、個別通知を送付し、ワ クチン接種の有効性及び安全性等について 周知した上で接種を勧奨してまいります。

また、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応につきましては、現在、厚生科学審議会におきまして、その対象者や期間等について議論されているところであり、国の動向を注視し、今後対応してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 福住議員。
- ○福住礼子議員 HPVワクチンは、先進国 では80%から90%が接種しているけれ ども、日本だけ10%以下で、年間約2, 800人が死亡していることから、積極的 勧奨が止まったことにより影響を受ける世 代は不利益を被ることになります。キャッ チアップ制度とは、設定された予防接種期 間を過ぎても、ワクチン接種できなかった 人が後から接種し、感染防御に追いつくた めの制度であります。今後は、1997年 から2005年度生まれの9学年を対象 に、接種または既に自費で接種された人へ の対応などの前向きな方向性が決定される と考えております。確実に全対象者へのお 知らせを行っていただき、皆様の健康を守 っていただくよう、よろしくお願いいたし まして質問を終わらせていただきます。
- ○南野直司議長 福住議員の質問が終わりま した。

次に、三好義治議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、一般質問させて いただきます。

通告しております人材育成基本方針及び 人材育成実施計画について、まず質問して いきたいと思います。この件につきまして は、第3回定例会の一般質問でも質問させ ていただきました消防職員の懲戒処分の妥 当性と職場復帰のめどについて、改めて質 問をさせていただきたいと思います。

検証しますと、職員は、平成20年の事 案と令和元年の事案で停職3か月の処分を 受けられ、7月7日復帰後、職場の受け入 れ体制の不備から、8月19日から病欠と なって、いまだ復帰のめどが立っていない 状況であります。こういった案件につきま しては、問題行動の都度、適切に指導、教 育を行い、必要に応じて対応するのが肝要 だったと私は思いますが、この点について お聞かせいただきたいと思いますし、行為 者の随分過去の行為に対して審査され、平 成20年の事案で非常に重い処分がなされ たと私はいまだに思っております。

それと、令和元年の処分はパワハラとなっておりますが、これが適正な判断基準でなされたのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

また、管理監督職の処分が軽度であり、 非常に大きな差があると認識しております が、消防長としてどう認識しているのか、 お聞かせください。

次に、第三者委員会への提出資料の外部 流出のその後の調査結果についてお聞かせ ください。

人事課が聞き取り及び当該職員のメモを整理してまとめた実名入りの書類が特定のマスコミに流出したことについて、奥村副市長、松方部長、そして私が3月16日に記者から取材を受けたのは、前回の一般質問において公表したとおりでございます。人事課は身に覚えがないとの答弁でありましたが、そのとき、関係者に対する再調査の要請をしましたが、調査結果はどうであったのか聞きたいと思います。

また、この一連の質問について、人事担

当である市長公室はどのように認識しているのか、お聞かせください。

次に、鳥飼和道交差点の安全対策につい てでございます。

鳥飼和道の交差点について、今回質問している分につきましては、まず、鳥飼和道二丁目の信号待機場所について、安全対応が取られていない、この点についてお聞かせいただきたいのと、中央環状線の歩道を渡る間の歩道信号があまりにも短い、こういと思いますし、中央環状線を渡るときの歩道の段差解消はできないものか、そして、鳥飼和道一丁目の中央環状線への進入路につきましては3路線がありまして、これが今、非常にふくそうして危険な状態になっております。これについて改善ができないものか、お願いしたいと思います。

以上、1回目の質問です。

- ○南野直司議長 答弁を求めます。消防長。(明原消防長 登壇)
- ○明原消防長 懲戒処分についてのご質問に お答えをいたします。

懲戒処分に関し、過去の行為を対象とするか否かにつきましては、地方公務員法に懲戒処分の時効の規定はなく、一定の期間が経過していたとしても、公務員としてふさわしくない非行があり、公務員制度の信頼に関わる場合には、道義的責任を問い、法務における規律と秩序を維持することを目的として任命権者が懲戒処分を行うことはございます。一般的に、民法上の損害賠償請求や刑事責任につきましては、パワハラに関しても消滅時効の適用を受けるものでございますが、地方公務員法に基づく懲戒処分は時効の適用を受けないものと認識しております。

平成28年11月30日、仙台高裁の判

決によりますと、長期間の経過は、当該非違行為による公務員への信用失墜の度合いについて、あまり影響しないと判断しております。また、本市顧問弁護士に具体的事例を示し、見解を照会いたしましたところ、ハラスメントに係る処分については時効の適用を受けないとの回答を得たものでざいます。このことから、今回の処分につきましては、平成20年頃に発生した事案も含めて、行為者である職員に対し、処分を行ったところでございます。

また、管理監督責任に対する処分につきましては、消防長は任命権者である市長から、消防署長は本職から、共に訓告処分がなされております。本職といたしましては、市長から直接訓告という処分を重く受け止め、強く管理監督者としての自分自身の至らなかったところを反省しているところでございます。このことを受け、全ての職員に対し、細心の注意と配慮を払いつつ、職員全員が個々人の多様性を理解し、互いに尊重し、配慮し合える良好な職場環境を醸成することが、本職に課せられた大きな責務であると再認識したところでございます。

○南野直司議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 二つの観点からご質問い ただきましたので、順次お答えをさせてい ただきます。

まず、情報漏えいに関する調査についてでございます。

先般の議会において議員から発言のございました、第三者委員会の答申前に、内部資料に基づいて特定の新聞記者が議員に取材したり、同答申前の内部資料を用いて議会で質問されたことについて、情報漏えいの事実に関する調査を要請いただいており

ました件につきまして、福渡副市長のほうで、関係者10名に対し、第三者委員会に提出した資料の作成状況、当時及び現在の保存状況、資料の提出先等について聞き取りを行っていただきました。結果として、明らかに情報漏えいが発生したと認められる事実を確認するには至らず、これ以上の調査については限界を感じているところでございます。

しかしながら、本市の文書取扱基準に定める秘密の文書の取り扱いとして、秘密を保つことができる方法により取り扱わなければならないと規定があることの認識や、実際の取り扱いについては、人事課において十分ではなく、この部分については課題であるとの認識も同時に持っているところでございます。

次に、今回の漏えいの部分について、市 長公室としてどのように考えているかとい うことでございますけれども、人事課とし ては、個人情報の取り扱いも含め、秘匿す べき情報の守秘義務が課されていることに ついて、審査意見書の中でも取り上げてお り、人事課の職員全員がその重要性につい ては十分理解しているところでございま す。今回の福渡副市長の調査においても、 調査対象者に基本的な認識はあったと聞い ております。一方で、情報管理の在り方と して、保管場所の施錠による厳重な保管 や、作業中に離席する際にも保管場所に戻 すなどの対応が行われておらず、情報管理 の徹底という意味では十分ではなかったと 考えております。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 鳥飼和道交差点の安全対策 についてのご質問にお答えします。

この鳥飼和道の交差点は、主道路の府道

大阪中央環状線と従道路の市道鳥飼八防和 道線との交差点でありますが、主道路の側 道や、特に東側の鳥飼和道一丁目側では、 鳥飼八防和道線に加え、鳥飼和道7号線と 鳥飼和道11号線が合流するといった複雑 な交差点の形状で、その交差点内を車両、 自転車、歩行者が非常にふくそうする交差 点となっております。

また、大阪中央環状線は、交通量が1日約8万7,000台の大阪府の大動脈であり、この鳥飼和道交差点は、大阪府内でも特に渋滞が著しい箇所の一つとなっております。そのため、交差点内における安全対策については、歩行者の安全を考慮するとともに、車両の円滑な交通対策も必要であると認識しております。

議員がご提案の1点目と3点目の府道大阪中央環状線の鳥飼和道二丁目側の交差点の待機場所の安全対策と横断歩道上の段差解消につきましては、道路管理者の茨木土木事務所へ現状を伝え、どのような改善が可能か要望してまいります。

次に、2点目の信号機の周期につきましては、現地で計測しましたところ、1サイクルが約3分で、そのうち青信号の時間が、主道路である大阪中央環状線の本線が約2分、側道が約30秒、従道路である市道が約30秒の割合となっております。横断歩道につきましては、従道路の通行に合わせた時間帯、約30秒のみ青信号となっておりますが、主道路の横断する距離が約50メートルと長いため、高齢者の方などは一度に渡り切れない状況があることを認識しております。そのため、交通管理者であります摂津警察へ改善が可能か要望し、歩行者の安全と円滑な交通が確保できるよう取り組んでまいります。

最後に、4点目、当交差点の鳥飼和道一

丁目側は、府道大阪中央環状線に市道の3路線が1か所で合流しており、一度の信号現示で交通処理を行っていることから、3路線の合流部で強引に通行する車両等により、安全で円滑な交通が確保できていないことは認識しております。そのため、これまでに摂津警察及び茨木土木事務所と改善に向けた交差点協議を行ってまいりましたが、新たな信号を設置することは、今以上に制御の時間を割り振ることになり、本線の渋滞への影響等を考えると困難であるとのことから実現しておりません。

今後も、引き続き改善に向けた協議を進 めるとともに、市道においても、路面標示 による交通誘導で改善が図れるかなど、検 討してまいります。

- ○南野直司議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 それでは、これからは一問 一答でさせていただきたいと思います。

まず、消防職員の処分の決定の中身については、後ほど人事課に確認したいと思いますが、消防本部のほうには、今回、処分後、職場に復帰して、それ以降、病欠で休まれている職員がいるんですよね。この辺について、今、どういうような対応をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。また、現場でのその当時の受け入れ体制、この点について反省すべきところがあるかどうかということを認識しているか、お聞かせください。

- ○南野直司議長 消防長。
- ○明原消防長 職場復帰に際しての職場の環境ということについてのご質問にお答えをいたします。

一般的に、長期間職場を離れた場合、誰もが復職に際して不安を抱くことは当然であると考えております。現在、処分後の職場復帰に当たり、精神的な病気により休職

を余儀なくされている職員がいるというこ とを重く受け止めております。復職後に病 気休職に至った当該職員につきましては、 職場の配慮不足をご指摘いただいたことを 受け、当該職員への所属長の説明の仕方、 所属チームの融和度、周辺職員とのコミュ ニケーション状況、チーム内での業務分担 のバランス、その他、本職を含めた所属長 との情報共有の在り方などについて、改め て点検をいたしました。その結果、双方に そごが生じていた可能性があることが示唆 されたところでございます。

職場復帰を望む職員ができるだけ早期に 復職できるよう、主に次に申し上げます四 つの観点から丁寧に取り組んでまいりま す。一つ目として、職員がストレスを感じ ることが少ない職場環境を整えるため、休 職に至った経緯を把握し、必要に応じ、復 職時の配属先なども検討する、二つ目とし て、復職時の復職者の仕事量を調整すると ともに、所属チームにおける仕事量の全体 バランスにも配慮する、三つ目として、チ ーム内の職員一人一人と面談し、おのおの の仕事上の困り事や不満、不安を吸い上げ て早めに対処する、四つ目として、復職 後、病気が再発していないか、主治医、産 業医、市看護師などと定期的に面談等を行 い、早めの適切な支援を行うなどでござい ます。

また、これらに加え、職場復帰を希望す る職員に必要と思われる支援につきまして も、ご家族にもご協力いただきながら、本 職、所属長、主治医、産業医、市看護師 等、復帰に係る関係スタッフと十分に連携 し、一日も早い復帰に向けて努めてまいり たいと存じております。

今後、第一に市民の皆様の生命、身体、 財産を守るという本来の消防の目的達成の ○南野直司議長 市長公室長。

ため、ハラスメントのない、また、休職者 を出さない働きやすい職場環境の醸成に向 け、努力してまいりたいと考えておりま

- ○南野直司議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 消防長に今後の取り組みも 含めてお聞かせいただきました。私もこの 職員の早期現場復帰を望むものでありまし て、今、消防本部でこういった案件で休職 をやむなくされている方がおられます。全 部門が、他人事ではなく、それぞれの部門 がそういったことが二度と起こらないよう に再度徹底をしていただきたいと思ってい ますので、よろしくお願いいたします。

この案件に対して、人事課の取り組みと いたしまして、私は今、職員がいつも何か びびっているような感がしてならないんで すね。この点について、懲戒処分の一連の 関係で、七つの心得ということを前回ご披 露させていただきました。今回、四つにつ いてお聞かせいただきたいんですが、今回 の懲戒処分を行うに当たって、処分の対象 となる行為と処分の種類、内容を明らかに して、本人に通知をしておかなければなら なかったと思うんですが、本人には適切な 通知を行ったんですか。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 本人への通知に際しての 適切性でありますけれども、具体的な内容 についてはお答えできませんが、適切であ ったと考えております。
- ○南野直司議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 文書で処分を受けた通知は 私も見させていただきました。あの文書を 見ると適切だったと思うんですが、それま での聞き取りの関係は、人事課として過ぎ た聞き取りをしたのと違うんですか。

- ○大橋市長公室長 聞き取りに関してでございますけども、これにつきましても具体的な内容についてはお答えできないんですけれども、過ぎた聞き取りということはなかったと考えております。
- ○南野直司議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 ほんなら、次に2点目で、 事実関係の確認で本人の弁明の機会等が本 来付与されなければならないということに なっているんですが、弁明の機会は与えた んですか。
- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 適正な手続に基づきまして、弁明の機会については付与させていただいております。
- ○南野直司議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 私が、そこの家族から聞いている情報では、弁明の機会はなかったと聞いているんですが、どういう事実関係で弁明の機会があったと認識しているんですか。
- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 具体的な内容について、 これもお答えできないんですけれども、懲 戒処分に際して、手続の部分については一 定のルールというのがございますので、そ の部分のルールにのっとって弁明の機会と いうのを付与させていただいております。
- ○南野直司議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 3点目の、職員の処分に当たっての事案の背景や経緯、情状酌量の余地を考慮して、必要のない処分や重過ぎる処分であってはならないという注意点がありますね。今回は、令和元年の事案についてはコンプライアンスで処分しているんです。で、前回も言いましたように、条例は令和2年からの処分ということになっているんです。もう1点規定されているのは、

新たな処分の対象となる行為を定めた場合、その規定は制定後に発生した事案にのみ効力を有するということになっているんですね。そういったことを考えると、パワハラは今回の処分対象外と認識しているんですが、この2点について、どうですか。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 量刑については適切に判 断しているものと考えております。

パワハラに関しましては、令和2年に規 則で明確化をされております。しかしなが ら、類似の規定が以前の処分規定にござい ますので、以前の規定に基づいて処分をさ せていただいております。

- ○南野直司議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 今、人事課に対して私が言 うているのは、審査する上で、やっぱり人 と人ですから、よりお互いが理解できるよ うな透明性のある懲戒処分規定にもう一度 見直したらどうかということで、これはま た要望しておきます。

次に、第三者委員会の資料についてですが、副市長が該当者10人に調査をして、思い当たることが見当たらなかったと淡々と答弁をいただいたんですが、第三者機関の事務局というのは人事課が所管しておりまして、その資料を取りまとめたのは市長公室長だということは6月の本会議でも表明されたわけですね。その点について、人事課を所管する立場として、再度、どう考えているのか、お聞かせください。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 今回の情報漏えいについてでございますけれども、まず、今般、情報漏えいの疑惑について、議員の皆様、市民の方々にご心配をおかけしたことについては、率直におわびを申し上げたいと思います。

先ほども答弁させていただいたんですけ ど、情報管理の徹底という部分は、文書の 保管の在り方も含めて、今後このようなこ とが発生しないよう徹底を図ってまいりた いと考えております。

- ○南野直司議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 結局、関係者10人の聞き 取りを福渡副市長が行いましたというさっ きのご答弁があったんですが、私は、そこ よりも、本来やったら、職員のOB、さら に質問していた議員、こういったことも確 認をした上で真実を明らかにするのが本来 の筋やと思うんですが、ただ、消防職員の 処分の関係とか第三者委員会の、情報漏え いというのは、ここで一旦私も気持ちを新 たに前向きな質問に切り替えていきたいと 思うんですよ。これが全職員に対して、こ れからの仕事の進め方、働き方の改革につ ながっていくと思うので、市長公室長、先 ほど漏れたのは人事課の管理不足というの は認めたんやから、私もそこは真摯に受け 止めます。今後、やっぱり前向きにやるの と、それから、懲戒処分の規定はあります けど、やはり先ほど言いました七つの基本 原則というか、ルールについては、改めて 人事課も検証しながら取り組むようにお願 いしておきたいと思います。

そういった中で、担当の副市長として、 今後の対応についてどういうふうに今考え られているのか、お聞かせいただけます か。

- ○南野直司議長 福渡副市長。
- ○福渡副市長 副市長としての考えということでご質問をいただきました。

今回、調査のほうをさせていただきましたけれども、今回の調査で認識しました人事課における摂津市で定めている文書取扱 基準にのっとった対応が徹底されていなか

ったということにつきましては、これまで 半年以上勤務させていただいた経験から申 し上げますと、適切な情報管理という面か らいうと、他の部署においても、国におけ る情報管理の認識とか、あとは取り組みと 比較しまして、非常に危うさを感じている ところでございます。私としましては、市 役所の職員が日常接している情報というの はどのようなものなのか、どういう性質の ものなのか、具体的にどう扱わなければな らないのかということについて十分認識を 持っていただきまして、また、執務室の状 況というものが、誰もが入れてしまう環境 にあるということも認識していただきまし て、改めて明確な文書管理規定を新たに設 けることの必要性を含めまして検討させて いただきまして、文書のみならず、全ての 情報の適切な管理につきまして、早期に研 修などのしかるべき方法を用いまして、全 庁的に徹底してまいりたいと考えてござい ます。

- ○南野直司議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 改めて、人材育成基本方針と人材育成実施計画の改定版を今進めていて、プロジェクトチームも組んでやられております。私は、この計画の実現については、やっぱり全職員が一丸となって取り組まなければ、これは実現しないと思います。100人おって、99人がいろんなことを守っておって、一人がそれをミスするとを守っておって、一人がそれをミスすると全員の責任になってくると。そういったと全員の責任になってくると。そういったところでは先頭に立ってかじ取りをやっていただかなければならないと思うんですが、この点についてご答弁をちょっとお願いできますかね。
- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 ご指摘の件につきましては、一

連のやり取りの中で情報の漏えいがあった のではないかとのご指摘をいただいたとこ ろでございます。言うまでもありませんけ れども、いかなる件につきましても情報の 漏えいはあってはなりません。そういう意 味では、今回、情報漏えいの疑念を抱かせ てしまったといいますか、ご心配をかけま したことは、非常に申し訳なく、おわびを 申し上げたいと存じます。

こういうことがありますと、お互いの信頼関係が損なわれてしまいます。そして、健全な議論が妨げられてしまうわけでありまして、市長としても非常に残念というか、遺憾に思っております。今後、このようなことが二度と起こらないように、当然のことでございますけれども、ご指摘の件も踏まえまして、しっかりとオール摂津で取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 市長から答弁いただいて、 市民に信頼される職員づくり、市役所にぜ ひなっていただくよう、これは私も協力い たしますから、要請しておきます。

次に、鳥飼和道交差点の安全対策で、1番、2番、3番につきましては、ご答弁のとおり進めていただくよう要望しておきます。

鳥飼和道一丁目の交差点の三差路につきましては、私は決して信号をつけてくれとは言うてないんです。一津屋地域に行く場合に、千里丘方面にUターンしようと思ったら右側車線で行かなければならない。であれば右折レーンになっていると。で、左側で行くと直進の標示しかなくて、それは、鳥飼大橋に向かう側と、それから一津屋地域に向かう側の車線ですとなっているんですが、現実の実体論は、右折レーン側

に一津屋地域に行く車両と千里丘方面に行く車両が待機しているんですね。そっちのほうが安全やから。それで、本来やったら右折レーンに直進と右折と路面標示をしてくださいというお願いをしとったら、道路交通法の中ではそれはできないと。ならば、左側車線の中で矢型信号で左折と直進をやった場合、今度は中央環状線の中に入ると2車線になっていて、それが今度は路面標示がないんですね。こういった路面標示を明確にするのと、一旦停止の停止線の変更、こういったことは考えられていますか

- ○南野直司議長 建設部長。
- ○武井建設部長 鳥飼和道一丁目側の市道鳥 飼和道7号線の大阪中央環状線に向かう車 線は2車線の道路であり、ご指摘のよう に、現況は、左側車線が直進と左折を、右 側車線は右折を標示しております。左側車 線につきましては、2道路からの合流や対 向の右折車両との譲り合い等により後続車 両が渋滞することから、一部の車両におい ては、右側車線を利用し、直進する状況が あるということを認識しております。その ため、議員のご指摘を踏まえ、実情に合っ た通行に合わせた道路標示が可能かどう か、交通管理者であります摂津警察と協議 してまいります。
- ○南野直司議長 三好義治議員。
- ○三好義治議員 先ほど水谷議員から質問がありました一津屋交差点も、この鳥飼和道交差点も、非常に渋滞するようなところでございまして、その渋滞解消も見据えながら、私が言うているような道路改良で路面標示が可能ならば、ぜひとも早急にやっていただきたいと思います。

以上です。

○南野直司議長 三好義治議員の質問が終わ

りました。

次に、西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

一つ目、保育園におけるおむつの持ち帰り問題について。

東京23区では随分前になくなったおむつの持ち帰りでございます。関西では、保護者に使用済み紙おむつを持ち帰らせているという自治体が多く、京都府が88%、大阪府が65%、兵庫県が46%となっております。現在の摂津市内保育施設における使用済み紙おむつの処理状況についてお伺いいたします。

二つ目です。千里丘新町における保育園 需要の対応について。

近年、千里丘新町では、大型マンションの開発があり、子育て世代が急激にふえております。そのマンション建設に当たり、 KENTOひまわり園という園を造ったのですが、保育士の数も確保できておらず、ニーズは満たせていないのは明らかです。 今年度、摂津市全体での4月の待機児童数は24名ということでありましたが、そのうち千里丘新町の状況についてお伺いいたします。

三つ目です。中学校給食の計画につい て。

給食センターの用地確保が課題ということでしたが、先日の文教上下水道常任委員会にて、教育長による令和8年度開始という発言がございました。めどは立っているのでしょうか。

そして、四つ目、北摂近隣市と比較した 摂津市の市民活動について。

北摂近隣市の特定非営利活動法人数、いわゆるNPO法人の数と、市民活動団体へ

の支援について、吹田市、茨木市、豊中市 などは人口が多く、単純比較はできません が、このような北摂近隣市の特定非営利活 動法人数について教えてください。また、 本市における市民活動団体への支援状況に ついても併せて教えてください。

五つ目、移動サービスについて。

前回も質問させていただきましたが、今 度はちょっと切り口を変えてみたいと思い ます。

市の取り組みやサービスの中には、会場までの移動が困難であるなどの理由で、イベント参加やサービスの利用ができないといったお声も聞いております。移動サービスも併せて検討することで、必要とする市民に対し、支援が行き届くのではないでしょうか。例えば、近年、コロナ禍で不登校の児童がふえており、教育センター内における適応指導教室パル、そちらへの送迎が困難で利用できないという親御さんがいると聞いております。まず、適応指導教室パルの開室の目的、そして通室時の来所方法についてお聞きいたします。

1回目、以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育 成部長

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 市内保育施設におけます使用済み紙おむつの処理状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市には、公立及び民間の保育所、認定こども園及び小規模保育事業を合わせまして31園がございます。そのうち公立3園を含む8園につきましては、保護者に持ち帰りをお願いしており、20園は園において処分をされております。その他の園におきましては、大便のみ園で処分する園や、園における処分を保護者の選択制

としている園があるなど、園によって処理 の方法が様々な状況でございます。

続きまして、千里丘新町の保育需要についてのご質問にお答えいたします。

千里丘新町につきましては、近年の大規 模集合住宅の開発により、保育ニーズが増加しております。これに対しまして、山田 川公園の一部を活用し、幼保連携型認定こ ども園として整備してまいりましたが、当初の想定以上に子育て世代が増加したこと、整備しました施設におきましても、全国的な保育士不足の影響もあり、園児を定員まで受け入れることができない状況も宣ざいまして、千里丘新町において待機児童が発生しております。具体的な数字で申し上げますと、今年度4月における厚生労働省定義の本市の待機児童数は24名でございましたが、このうち千里丘新町にお住まいの方は9名でございます。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
 - (小林教育総務部長 登壇)
- ○小林教育総務部長 中学校給食についての ご質問にお答えいたします。

令和3年度一般会計補正予算(第10号)で、中学校給食に係る調査の繰越明許費を計上させていただいております。令和3年度中に用地を特定し、調査を行う予定でしたが、具体的な内容を詰めるにまで至っておりません。早期に候補地を特定し、調査を進めてまいります。調査結果を踏まえ、中学校給食実施計画を取りまとめ、令和8年度開始を目標に取り組んでまいります。

続きまして、適応指導教室パル開室の目 的及び通室時の来所方法についてのご質問 にお答えいたします。

適応指導教室パルは、外出や登校ができない小・中学生に対して、再登校や社会的

自立に向けた支援を行うために教育センター内に開設しております。パルでは、安心して自己を表現し、自信を取り戻すことを目的とし、平日午前10時から15時まで、所属校と連携して、学習支援や体験活動、カウンセリング等、様々な活動を行っております。

通室に当たりましては、保護者の責任の下、教育センターまで来所いただいており、特に小学生の場合、道中の安全確保のため、原則、保護者等の送迎をお願いしております。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
 - (松方生活環境部長 登壇)
- ○松方生活環境部長 北摂近隣市の特定非営 利活動法人数と市民活動団体への支援につ いてのご質問にお答えいたします。

北摂近隣市の特定非営利活動法人数につきまして、吹田市が129団体、豊中市が112団体、高槻市が105団体、茨木市が94団体となっております。また、北摂地域において人口規模が比較的近い池田市が43団体、箕面市が57団体となっており、本市は18団体となっております。

北摂近隣市の市民活動団体への支援につきましては、各市とも市民団体が行う公益活動に対して補助金や助成制度を設け、支援されている状況でございます。本市の市民活動団体への支援につきましては、摂津市における協働と市民公益活動支援の指針に基づき、市民や事業者などによる市民公益活動を活発化し、多様な担い手による協働のまちづくりを広げていくための事業を展開しております。

- ○南野直司議長 西谷議員。
- ○西谷知美議員 2回目以降は一問一答形式 で質問させていただきます。

おむつの処分についてですけれども、大

阪市においてはもう持ち帰りゼロになっております。そして、お隣の吹田市においては、次年度からおむつ持ち帰りは、公立園限定ではございますが、なくなるということで予算化されております。そこで、本市において、園による処分の実施に向けた課題となっているものはどのようなものがあるのでしょうか。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 現在、保護者に持ち 帰りをお願いしております公立園の状況で 申し上げますと、トイレトレーニングを終 えてトイレで排せつできるようになる年 齢、時期は、個人差はございますけれど も、各園15名から20名程度の園児がお むつを使用しております。そのため、園で 毎日発生する使用済み紙おむつの量は相当 なものとなります。園において処分するた めには、回収されるまでの一定の期間、各 園において衛生的に保管できる場所を確保 することが必要であり、処分にかかる費用 も発生してまいります。今後、大阪府内市 町村の公立園での実施状況を確認しつつ、 本市の公立園における課題を踏まえ、検討 を行ってまいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 西谷議員。
- ○西谷知美議員 人口が一緒というわけにはいかないんですけれども、四條畷市はかなり早くおむつの持ち帰りをなくしているんですけれども、人口5.5万人となります。その実施の経緯についてお調べいたしましたところ、保育士を確保するために、保育士の負担を軽減するためにおむつの持ち帰りをなくしたと。それぞれのお子さんの持ち物にスーパーの袋などを持ってきてもらったものに一つずつ分けていく、それなり保育士にとっても負担があります。そういったことを軽減しようというこ

とで実施したところ、保護者にも大変喜ばれたということで、子育てしやすいまちという形で認知されたという経緯がございますので、このような他市の事例を検討いただき、ぜひ実施していただきたいと思います。

そして、先ほども福住議員のご質問にも ございましたように、双子もふえてきてお ります。荷物を減らすことも子育ての負担 感を減らすという印象につながりますし、 少子化防止につながってまいると思います ので、ぜひ本市でも実施いただきたいと思 います。

以上、要望です。

続いて二つ目の保育園需要の件についてですが、待機児童24名のうち千里丘新町の方が9名というのは、摂津市全体において非常に多いように思います。千里丘新町での保育需要に対して今後どのように対応していくのか、お聞かせください。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 本市の子ども・子育 て支援事業計画におきまして、安威川を境 界にいたしまして、安威川以北圏域と安威 川以南圏域の2圏域を設定して、この圏 域、地域ごとに保育需要を見込み、整備計 画を立てております。これまで、計画に基 づきまして、昨年12月、千里丘東二丁目 に定員45名の保育所を開所させ、今年6 月には三島三丁目に保育定員30名の認定 こども園を開園させたところでございま す。

今後、令和4年4月には、せっつ幼稚園 を認定こども園として民営化し、保育定員 を設けるための建て替えに着手し、令和5 年夏頃に開園する予定でございます。本市 全体におきまして就学前児童数が減少に転 じる中、安威川以北圏域における待機児童 の現状と千里丘西地区再開発事業を見据え つつ、計画的な施設整備を行ってまいりた いと考えております。

- ○南野直司議長 西谷議員。
- ○西谷知美議員 こども園であるとか保育園 というのは、やはりJR、さらに阪急より 南側の場所にありますので、できました ら、JRより北側であるとか阪急より北側 での小規模園の整備を急務として取り組んでいただきたいと思います。

事例として、豊中市にあるほづみバブー 保育園というのは、小学校の敷地内に保育 園が建設されております。そこまで広い園 ではないんですけれども、例えば、そこの 小学校区のお子さんだとしたら、そのまま 小学校に入学できるといった利点もござい ますので、どうしても小規模園の確保が建 物上難しい場合は、このような他市の事例 を取り入れていただけるよう、ちょっとお 調べいただきたいと思います。

以上、要望です。

三つ目の質問にまいります。中学校給食 の計画についてです。

茨木市は、令和7年度中に開始すると計画しております。このように近隣他市が給食センターの運営を委託できる業者をどんどん確保している状況で、摂津市においては事業者を確保できるのか、以上、質問です。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 給食センター方式は、 自校方式に比べ食数が多く、運営事業者の 選定も課題であると認識しております。事 業者選定において、経済性のみならず、給 食センター運営の実績、ノウハウを持つ職 員の育成体制が選定基準となってまいりま す。本市の規模と同様な給食センター運営 実績を持つ事業者は一定数ございますの

で、選定は可能であると考えております。

- ○南野直司議長 西谷議員。
- ○西谷知美議員 大規模な給食センターということで、摂津市のレベルというお話で聞いていたんですけれども、10月4日に、吹田市の澤田議員による質問において、摂津市と共同で進めるという発言の議事録がございます。吹田市と足並みをそろえて、業者の選定とともに、なるべく早期の実現をお願いしたいと思います。こちらについて、最後に、保護者にとって要望の高い中学校給食への実現について、市長の見解をお伺いしたいと思います。
- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 給食センターの件は、今、場所 選定等々の検討に入っているところでござ います。まだ明確にはお答えできませんけ れども、吹田市の議会のほうでそういうお 話が出たと聞いておりますけれども、やっ ぱり最終的には子どもの目線、そしてまた 働くお母さん、お父さんの目線、こういっ たこともしっかり頭に入れながら、早く場 所の選定をして形にしていきたいと思って おります。

以上です。

- ○南野直司議長 西谷議員。
- ○西谷知美議員 ありがとうございます。市長の心強いお言葉もいただきましたので、早期実現に向けて、摂津市と吹田市が足並みをそろえて頑張っていただきたいと思います。

それでは、4番目の市民活動について、 引き続き質問させていただきます。

他市の特定非営利活動法人数と支援状況については理解いたしました。

次に、市民活動団体の育成などについて、本市の取り組みについてどのようなものがございますか、お答えください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 市民活動団体の育成な ど、本市の取り組みについてのご質問にお 答えいたします。

市民活動団体の育成及び活性化を目的に、平成25年度に市民公益活動補助金を創設し、直近の3年間では、毎年5団体に補助金を活用いただき、各団体の特性を生かした多種多様な事業を展開していただいております。また、市民活動の支援や市民団体同士が交流できる機会の提供として、市民活動支援講座や団体交流会などの事業も実施させていただいております。

- ○南野直司議長 西谷議員。
- ○西谷知美議員 本市における取り組みは理解いたしました。20日に実際にその市民交流の会を開催するということも知っております。

ただ、市民活動の育成に取り組まれているのですが、市民活動団体を支援する機関と言える中間支援組織というのが、北摂7市において摂津市だけがない状態でございます。そろそろ準備する必要性があるのかと思いますが、また、他市の中間支援組織の状況についても併せてお答えください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 市民活動団体を支援する機関と言える中間支援組織を摂津市でも 準備する必要性ということについてのご質 間にお答えいたします。

中間支援組織につきましては、協働を推進する上で、分野を超えて市民と市民、市民と行政、行政と事業者などの間に立ち、運営でのアドバイスや相談、情報提供等を行い、そのパイプ役として、中立的な立場でそれぞれの活動を支援し、結びつけることを目的とした組織であると認識しております。

他市の中間支援組織の状況につきましては、特定非営利活動法人や協議体が市から委託を受け、市民活動に関する相談、助言をはじめ、講座の開催、情報収集や提供、団体間の交流及び連携の促進の実施等の中間支援組織の機能を担われている状況でございます。

本市では、特定非営利活動法人数は他市に比べて少ない状況にあり、中間支援組織の機能につきましては、行政でその役割を担わせていただいておりますが、中間支援組織を担える団体の育成の必要性は認識しており、中間支援組織を担える人材の育成、発掘、組織化について、今後も指針に基づき、他市の状況も参考にしながら進めてまいります。

- ○南野直司議長 西谷議員。
- ○西谷知美議員 摂津市としても細やかに取り組んでいただいていることは理解できましたが、やはり北摂7市において摂津市にだけないという状況は、他市に比べてNP O法人、非営利活動団体の数が少ないということも起因しているのではないかと思われます。

コミプラにあった市民活動支援課が自治振興課に集約されてしまいました。役所内にあるというのと、やっぱり出張しているコミュニティプラザという市民活動が身近にあるということの違いはすごく大きいと思うんですね。例えば、千葉県の流山市は、それほど利便性に富むまちではございませんが、人口増が話題になっている都市でございます。こちらの都市は、る都市でございます。こちらの都市は、あるまとにより、魅力あるまちと認識され、人口が非常に多くなったという経緯がございます。ぜひ他市を参考に、令和5年度中に中間支援組織の設置を目指してご尽力いただけることを要望いた

します。

そして、最後、5番目、移動サービスに ついての質問に入らせていただきます。

保護者が送迎することができないため、 先ほど言っていたパルに通室できないとい う児童へはどのような支援を考えているの か、質問させていただきます。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 パル通室生を対象とした、例えば通室バスのような移動サービスにつきましては、通室生によって来所、退所する時間帯が違うことや、他者と関係を築くことが苦手な児童も通室生には多くおり、バス内で同乗者同士のトラブル等が起こった際の対応が難しいことなどから、提供には課題が多いと考えております。

現在、パルに通室できない児童も含む不 登校等の児童・生徒に対し、本人や保護者 の希望に応じて、学校と連携しながら、さ わやかフレンドを家庭へ派遣しておりま す。さわやかフレンドは、パルでも通室生 への支援の補助を行う有償の学生ボランティアであり、教職員とは違った立場で関わ ることができるため、児童・生徒もリラックスして会話をすることができると考えて おります。

- ○南野直司議長 西谷議員。
- ○西谷知美議員 パルに通室できない児童・ 生徒への支援として、さわやかフレンドと いう大学生の家庭派遣があることは理解い たしました。しかし、十分な時間の支援が 行われていると言えないのではないでしょ うか。

先ほど、水谷議員の質問の中で、介護保険制度の中での要支援の方を対象とした外出支援を検討するとの答弁がございました。パルに通えない児童・生徒のように、高齢者以外にも、先ほど福住議員のご質問

にもございましたように、双子とかの多胎 児の移動支援といった側面もございますの で、市全体として、高齢者以外にも移動サ ービスを必要とされている方向けに、市民 活動団体などを活用し、パル通室が必要な お子さんができる限り通うことができるよ うに工夫して取り組むことを要望させてい ただき、私の質問を終わらせていただきま す。ありがとうございました。

○南野直司議長 西谷議員の質問が終わりま した。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

本日はこれで延会します。 (午後4時31分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署 名する。

摂津市議会議長 南野直司

摂津市議会議員 出口 こうじ

摂津市議会議員 三好俊範

摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

令和3年12月15日

(第3日)

令和3年第4回摂津市議会定例会会議録

令和3年12月15日(水曜日) 午前10時 開 会 摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

福 住 礼 子 1 番 藤 薫 3 番 安 上 英 明 5 村 7 野 直 計 番 南 弘 豊 9 三 1 1 番 好 義 治 崇 1 3 塚 本 番 15番 三 好 俊 範 1 7 本 暁 彦 番 松 19番 嶋 野 浩一朗

2 番 浦 藤 雅 彦 博 4 番 野 \Box 6 番 水 谷 毅 8 番 西 TF. 森 10番 増 起 永 和 12番 西 谷 知 美 こうじ 1 4 番 \mathbb{H} \Box 亚 16番 香 Ш 良

光

18番

好

博

幸

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 Ш 正 市 渡 隆 副 長 福 之 市長公室 長 大 橋 徹 務部理事 辰 巳 裕 志 保健福祉部長 野 村 眞 孝 建 設 部 武 井 義 長 教育委員会 小 林 寿 弘 教育総務部長

監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 池 上 会・固定資産評価審 査委員会事務局長 副 市 長 村 良 夫 教 育 長 箸尾谷 知 也 総 務 部 長 Щ П 猛 生活環境部長 方 和 彦 松 保健福祉部理事 平 井 貴 志 上下水道部長 永 利 彦 末 教育委員会 橋 英 樹 本 次世代育成部長

消 防 長 明 原 修

1 出席した議会事務局職員

事務局長牛渡長子

事務局次長大西健一

彰

1 議 事 日 程

一般質問 1, 嶋 野 浩一朗 議員 豊 議員 弘 暁 彦 議員 松本 森 西 正 議員 増 永 和 起 議員 藤浦雅彦議員 令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号) 2, 案 第 6 4 号 議 議 案第 65号 令和3年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号) 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議 案 第 6 6 号 議 案 第 6 7 号 令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号) 案 第 令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議 6 8 号 議 案 第 7 0 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 議 案 第 71号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件 議 案 第 7 2 号 議 案 第 7 3 号 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件 議 案 第 7 4 号 財産の無償譲渡の件 指定管理者指定の件(摂津市立味舌体育館) 議 案 第 7 5 号 議 案 第 77号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第10号) 案 第 80号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第11号) 議 3, 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組を 議会議案第 10号 推進する決議の件 議会議案 第 11号 文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書の件

1 本日の会議に付した事件 日程1から日程4まで (午前10時 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を 開きます。

本日の会議録署名議員は、香川議員及び 松本議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。 順次質問を許可します。 嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 おはようございます。 順位に従いまして、3点質問をさせてい ただきます。

まず1点目は、大規模開発に伴う周辺の 道路環境の整備についてでございます。

令和6年に、茨木市の野々宮・目垣の地区に、物流センターと合わせてビバホームが大きなショッピングモールを建設するとお聞きしております。これが完成いたしますと、十三高槻線は相当な渋滞が起きるだろうと思っておりますし、併せて市内にも様々な影響があるだろうと思います。特に鳥飼八町地域におきましては、水路の上の蓋かけ部分をより多くの車が通ったり、あるいは鳥飼八丁富田線を今まで以上に通り車両が通る可能性があると感じております。そこで、このような開発に伴う市内への影響について、どのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

2点目に、特殊詐欺等の対策についてお 聞かせをいただきます。

この質問につきましては、何度か私も本 会議の中で取り上げさせていただきまし た。本当に市民の皆さんにとりましては、 まさに身近に迫った非常に大きな脅威では ないのかと思っておりますけれども、まず 1回目に、特殊詐欺等の現状、そしてま た、これまでの対策、そこについてお聞か せをいただきたいと思います。 続きまして、淀川の舟運を活用した鳥飼 地区の活性化についてお聞かせをいただき ます。

2025年の大阪万博を契機に淀川の舟 運を活用していこう、これを地域の活性化 につなげていこうという動きが実際にござ います。現在で、摂津市、とりわけ鳥飼地 区の活性化におきまして、この舟運といっ たものは非常に大きな可能性を秘めている と私は捉えておりますけれども、市として の現状の認識等を教えていただきたいと思 います。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 周辺の大規模開発に伴う摂 津市内の交通への影響についてのご質問に お答えいたします。

茨木市では、南目垣・東野々宮地区にお いて、組合施行による約28ヘクタールの 大規模な土地区画整理事業により、令和6 年度のまちびらきに向けて、物流施設や商 業施設などの整備が進められております。 茨木市に確認しましたところ、事業主体で ある土地区画整理組合において、物流施設 及び商業施設の予測発生集中交通量に基づ いた府警本部協議が完了し、引き続き商業 施設において大規模小売店舗立地法に基づ いた協議が実施されると聞いております。 本市とつながる府道十三高槻線と茨木寝屋 川線や八尾茨木線を利用することで、同施 設にアクセスすることができ、そのため、 摂津市内への交通環境の影響も想定される ことから、本市といたしましては、常に茨 木市と情報を共有しつつ、今後の動向を注 視してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 特殊詐欺被害の現状と その対策についてのご質問にお答えいたし ます。

市内の特殊詐欺の被害状況につきましては、令和3年1月から10月までの10か月間で14件、約2,140万円の被害状況となっております。令和2年は、1月から12月までの1年間で11件、約2,390万円の被害状況となっております。

特殊詐欺対策といたしまして、通話が録 音できます自動通話録音機の貸与を実施し ており、年に一度、自動通話録音機の貸し 出しを案内するチラシを作成し、自治会回 覧にて周知し、広報、市ホームページでも 特殊詐欺の手口等について紹介し、啓発に 取り組んでおります。また、同様のチラシ は、高齢介護課、社会福祉協議会、地域包 括支援センター、摂津警察署等へお渡しを し、連携による被害防止対策を実施してお ります。市内での特殊詐欺の認知件数が多 かった月には、市の公式LINEにて「特 殊詐欺に注意」の注意喚起のメッセージを 配信しております。さらに、消費生活相談 員が、老人大学などで、特殊詐欺被害防止 の出前講座についても新型コロナウイルス 感染症の状況を見ながら実施しておりま す。

○南野直司議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 淀川舟運を活用した鳥飼 地区の活性化についてのご質問にお答えい たします。

淀川舟運につきましては、災害時や工事の際の資材等の運搬などのほか、平成29年からは、大阪市に位置する大川の八軒家浜と枚方を結ぶ定期観光船の運行が始まるなど、新たに観光としての役割も期待され

ております。また、大阪湾から淀川上流へ船が往来できるよう、今年度から国が淀川大堰の閘門整備に着手したところであり、2025年の大阪・関西万博までに完成させる予定と聞いております。淀川大堰の閘門整備が完了すれば、舟運による取り組みが一層活発になり、淀川沿川のにぎわい創出に寄与することが期待されます。

本市におきましても、国や大阪府の動向を注視するとともに、淀川に接している鳥飼地域の魅力を広くアピールするなど、活性化につなげられるよう取り組むほか、既に参画しております淀川舟運整備推進協議会において、効果的な取り組みについて意見交換を行ってまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 2回目以降は一問一答で お願いをしたいと思います。

まず、大規模開発に伴う道路の問題でご ざいますけれども、これは茨木市域になり ますけれども、鳥飼新町一丁目の交差点は 今でも渋滞傾向にあると思います。鳥飼地 区から上がっていって、十三高槻線を東に 行こうと思うと、なかなか1回では行けな い状況になるわけです。また、令和6年度 には十三高槻線の正雀工区も完成をする、 さらには、令和8年度には鳥飼仁和寺大橋 も無料化になるわけですよね。そうなる と、さらにあの道路が渋滞をして、あの交 差点が渋滞するということが考えられるわ けですよね。その渋滞を嫌って、1回目に 申し上げました鳥飼八町の中であったり、 あるいは、府道の鳥飼八丁富田線を通行す る車両がふえていくのかと思うんです。こ ういった問題にしっかりと目を向けていく には、やはり広域的な視点で今後の道路網 について考えていかなあかんのかと思って

おりますけれども、その点についてお考え をお聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 建設部長。
- ○武井建設部長 今後の広域幹線道路の整備 状況についてお答えいたします。

本市を取り巻く広域幹線道路は、南北方 向に大阪中央環状線、八尾茨木線及び茨木 寝屋川線、また、東西方向に都市計画道路 十三高槻線、大阪高槻京都線及び大阪高槻 線があり、周辺の骨格となる広域幹線道路 を形成しております。

大阪府では、現在、十三高槻線の正雀工 区を、令和6年度の事業完成を目標に取り 組まれています。完成すれば、大阪都心部 まで一気につながることから、本市にとっ ても大きな効果が期待されます。また、十 三高槻線と大阪高槻京都線をつなぐ府道豊 中岸部線の岸部南工区も、令和3年度に事 業着工されたところです。そのほかにも、 令和9年2月に鳥飼仁和寺大橋が無料化さ れることや、さらに、十三高槻線と大阪中 央環状線との交差部におきましても、大阪 府都市整備中期計画に位置付けられ、改良 が検討されるなど、市内の広域幹線道路が 順次整備されていくことから、交通が分 散・転換され、大阪中央環状線や大阪高槻 線などの渋滞緩和が期待されるところでご ざいます。

本市といたしましても、今後もこうした 広域幹線道路の整備時期を見据えるととも に、周辺の開発や社会情勢の変化なども十 分意識しながら、市民生活において安全か つ効果的な市内道路ネットワークの構築に 取り組んでまいります。

- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 ご答弁いただいた中で、 例えば中央環状線であるとか大阪高槻線が 少しは渋滞が緩和されるかもしれないとい

うお話でありましたけれども、確かにそれはそうなのかもしれません。しかし、その一方で、十三高槻線は相当に車両の数がふえていくでしょうし、それに伴って、やっぱりいろいろな問題が出てくるんだろうと思っております。

1回目から取り上げている鳥飼八町の中 の通過車両の問題というのは、まさに市民 の皆さんの生活の安全に関わる問題だと思 うんですよ。その中で、やっぱり一番下げ ていかなあかんのは、水路の蓋かけ部分を 抜けていく車をいかに減らすことができる のかというところと、府道の鳥飼八丁富田 線についても、やはり非常に狭隘ですよ ね。生活道路という位置付けでもあると思 うんですよ。そういうことを考えると、あ の道路に面した住民の皆さんの生活、安全 といったものをしっかりと担保していきな がら、しかし、現実の問題として、あそこ を通る車両がふえるかもしれないというこ とを考えると、府道の今後の在り方という ことについても少し目を向けていかなあか んのかと思っております。例えば茨木寝屋 川線であるとか八尾茨木線の問題について も取り組んでいくんだ、しっかりと今後の 状況に目を向けていくというお話もありま したけれども、この府道についてもしっか りと目を向けていただいて、また、地元の 方の様々なご意見も耳を大きくしてしっか りと聴いていただいて、今後の取り組みに ついてしっかりと方向性を見いだしていた だきたいと、要望として申し上げたいと思 います。

続いて、特殊詐欺の話に移らせていただ きます。

答弁をいただきまして、やはりまだまだ 非常に多いというのは感じたところでござ いますし、大阪府警から来る安まちメール を拝見しておりましても、毎日とは言いませんけれども、市内のいろいろなところに特殊詐欺が疑われる電話がかかってきているということについては感じているところです。

今まで行ってきた取り組みとして、自動 的に音声を録音できるシステムを採用し て、それは大きな成果があったとお聞きし ております。しかし、一方で、生活の状況 が変わってきて、家に固定電話がないとい うケースも多くなっているとお聞きをして おります。ということは、この取り組みだ けではなくて、やはり地域の中でいかに具 体的に見守りすることができるのか、その 取り組みが大切ではないんだろうかと改め て私は感じております。

そこで、以前にも提案させていただきましたけれども、消費者安全確保地域協議会、これは、警察だけではなくて行政も、また、それぞれ地元で活躍していただいている地域の皆さんも一緒に参加して、その地域の中で見守りをしっかりと行っていこうという協議会なんです。この協議会を摂津市の中でつくっていくことが大きな意味があると思っておりますけれども、その点について、今の動きはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 特殊詐欺対策につきましては、福祉関係機関、警察署等と連携を強固にし、現場で活躍いただいている民生委員等の協力も得ることで、一層効果的な情報提供と啓発を行うことができるものと考えております。そのため、本市では、特殊詐欺被害の現状を踏まえ、消費者安全確保地域協議会の設置に向けた準備を進めているところでございます。今年の10月には、産業振興課、高齢介護課、保健福祉

課、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の担当者が集まる説明会を開催し、本市における消費者安全確保地域協議会の設置の意義やメリット、今後のスケジュールについて情報共有を図りました。今後、令和4年5月頃の消費者安全確保地域協議会の設置に向け、改めて今年度末までにもう一度担当者会議を開催し、高齢者等の特殊詐欺被害に遭われる可能性のある方への見守り強化に向け取り組んでまいります。

消費者安全確保地域協議会の設置をすることで、個人情報の取り扱いが可能となります。また、構成員で緊密な連携を取ることができ、連携の仕組みを構築できることから、担当者が替わった際にも、継続して効果的な被害の未然防止、拡大防止の取り組みが期待できるものと考えております。

- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 協議会の具体的な設置に ついて、今動いていただいているということで、非常にありがたく思っております。警察であるとし、心強く思っております。警察であるといたを認っております。ところにないただいでいる。しかし、日頃接していただいている、例えば民生委員なんかがご高齢者の皆さんのところに訪問されて、いろいろとお話をしていただくといったことのほうが、やはりより身近にも感じられるでしょうし、警戒せなあかんという、そういった心も生まれてくるのかと思っておりますので、ぜひこの協議会の設置に向けてしっかりと今後取り組んでいただきたいと思います。

それから、これは新聞の記事なんですけれども、京都府では、タクシーの目を利用して特殊詐欺の問題についてもしっかりと取り組んでいこうというような取り組みもあるようでございます。ぜひ全国的な取り

組みもしっかりと研究していただいて、引き続き力強く進めていただきたいと、要望として申し上げたいと思います。

それと、被害の話をさせていただきましたけれども、私は、併せて、摂津市内から、特に子どもたちが特殊詐欺の加害者にならないといった観点からの取り組み教育も大切ではないかと思っております。以前にもこの本会議で申し上げましたけれども、実際に北海道では特殊詐欺の受け子に中学生がなったという事例もございます。そういったことも受けて、今後、摂津市内で、特に中学生に対して、この特殊詐欺の加害者にならないといった観点からの取り組みをしていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 特殊詐欺等において は、子どもたちが被害者となるだけではな く、加害者として犯罪グループへ引き込ま れるなどの危険があると捉えております。 子どもたちが意図せず犯罪に加担すること を防止するためには、特殊詐欺等が身近に 起こり得る出来事として捉えられるよう取 り組むことが必要だと考えております。し たがいまして、教育委員会といたしまして は、警察や少年サポートセンターと連携 し、非行防止教室等の中で、特殊詐欺等に ついて、子どもたちが警察の方から実際に あったケースなどを題材に直接話を聞くこ とで、自分のこととして主体的に考える場 を提供できるよう学校を支援してまいりま す。
- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 実は、今回、この加害者 にならないための取り組みということにつ いては、最初は質問しないでおこうと思っ ていたんですよ。それが、あるときテレビ

を見ておりますと、BS放送でしたけれど も、世界で新型コロナウイルス感染症が流 行して、子どもたちがどんな状況に置かれ ているのかということについてドキュメン タリーが放送されておりました。その中 で、イタリアのあるまちでは、マフィアに 加入してしまう子どもが後を絶たない、こ れが今、大きな課題なんだというようなお 話を聞いたんですよ。そして、それを防ご うということで、実際に学校はどのような 取り組みをしているかといいますと、実際 に何げない気持ち、軽い気持ちで最初マフ ィアに加わってしまった少年が、もう抜け られなくなった、そういったことについて 実際の事例として紹介をしているんですよ ね。それを、高校生でしたけれども、高校 生が考える。そしたら、君たちとこの子と 一体何が違うんやということを問いかける わけですよ。そしたら、高校生は、いや、 何も違いはない、ちょっとした違い、ちょ っとしたことでもう抜けられなくなるんや ということを身近に感じた、怖く感じたと いうようなことを高校生が意見として述べ ているのを私は拝見いたしまして、これは 摂津市の中学生にもぜひ聴いてほしいとい うことを強く思ったんですね。

先ほども言いましたけれども、実際に軽い気持ちで中学生が受け子になってしまう、一度そこに加わってしまうと、もう抜けられないということもあるわけですよね。そういったことを防いでいくためには、やはり実際の事例を持ち出していきながら、今の自分と変わらない立場の中学生が何げない気持ちでそっちのほうの犯罪に手を染めてしまったんだということを、インパクトを持って捉えることができるような取り組みが必要ではないのかと思っておりますので、ぜひ引き続きこの点について

も研究を重ねていただきたいと思っておりますし、このことは、子どもだけではなくて、保護者の皆さんもやっぱりしっかりと思いを共有していただかないと意味がないと思っておりますので、ぜひそういった感じから、今後、学校での取り組みをより強化していただきたいと、これも要望として申し上げておきたいと思います。

最後に、舟運を活用した鳥飼地区の活性 化でございますけれども、鳥飼の津を整備 して、そこに船が泊まるようになったとし ても、それだけで鳥飼地区の活性化が図れ るわけではありませんよね。その津で降り た人が、やはり鳥飼地区を散策されたり、 あるいは鳥飼地区の魅力を感じたりという ことが大切なんだろうと思っております。 そういう視点でいいますと、例えば大阪銘 木団地で木工体験できたり、あるいは、き のう、出口議員もおっしゃっておられまし たけれども、鳥飼なすというものについて も、やはりもっともっと多くの人に知って いただくような取り組みがあってもいいの ではないかと思っておりますけれども、こ の舟運を活用して、より鳥飼地区の活性化 につなげるような取り組みについて、どの ように今お考えなのか、少しお聞かせいた だきたいと思います。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 淀川大堰の閘門整備後、 活性化するであろう人の流れを鳥飼地域に 引き込むためには、鳥飼地域に整備されて いる緊急用船着場の活用が欠かせないと考 えています。船着場で船から降りて鳥飼地 域のイベント等に訪れたいと思っていただ けるような取り組みや仕掛け、情報発信が 重要であると考えています。

また、河川防災ステーションの上部施設 を活用することも有効であると考えてお り、例えば、平常時には、サイクリングの 拠点として、そこから大阪銘木団地や新幹 線公園など地域の魅力に触れることができ るよう整備するなども考えられます。

いずれにいたしましても、ハード・ソフト両面から、鳥飼地域が活性化する取り組みについて、先進事例等も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 摂津市にとって、淀川に 面しているといったことがやっぱり非常に 大きな特徴になるだろうし、これを活用し ていくといったことが、今後のまちづくり を考えたときに、非常に様々な可能性を持 っている取り組みだろうと思っておりま す。ぜひ何とかしてのこの鳥飼の津を実現 して、そこに多くの観光客の皆さんが降り ていただいて、鳥飼地区の魅力もしっかり 感じていただきながら、鳥飼地区の活性化 につながるような取り組みをしていただき たいと思っているんですけれども、最後 に、福渡副市長、せっかく国土交通省から お越しいただいておりますので、この舟運 に期待する思いについて、少しお聞かせい ただきたいと思います。
- ○南野直司議長 福渡副市長。
- ○福渡副市長 ご指摘のとおり、摂津市に来てから、淀川とか淀川の河川敷の利用の仕方、多くの人々が潤いや憩いのための場として使われている状況とかを見ますと、やはり鳥飼地域を代表するブランドになってきているのではないのかと感じているところでございます。

また、市長公室長の答弁でも触れました けれども、今、淀川大堰の閘門整備という のを行っておりまして、これが完成した暁 には、本当に舟運がしっかりと大阪湾から 鳥飼地域のほうまで届くということで、さ らに観光とかを含めて期待されるのではないかと考えております。

舟運を使って鳥飼の地域を活性化するということを考えますと、議員がご指摘のとおり、地域の財産をしっかりと生かした形でやっていかなきゃいけないと考えているところでございます。でも、その前に、まず淀川の舟運が広く認知されて、乗船したいと思う人をふやすためには、沿川の自治体と協力をしながら、しっかりと乗って楽しいと感じるような魅力をつくっていくことが重要ではないかと考えております。

また、ご指摘のとおり、乗船した人が鳥 飼地域で降りたいと思えるような魅力とい うものもつくっていかなきゃいけないと考 えてございます。そのためには、現在ある 地域資源、それから、今後、新たな魅力と いうものを発掘していって、地域の資源を 最大限活用して、地域の魅力づくりについ て、住民の皆様も参画していただきなが ら、自ら住民の皆様も楽しんでいただいて 魅力を発信していくような仕組みづくりと いうものを含めて検討していきたいと考え てございます。

行政と住民の役割分担、また、行政として住民の皆様の活動にどのような支援ができるのかということも含めまして、幅広に鳥飼地域の活性化について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

- ○南野直司議長 嶋野議員。
- ○嶋野浩一朗議員 非常に丁寧にご答弁いた だきましてありがとうございました。この 舟運を一つの核として、ぜひ鳥飼地区の活 性化をしっかりと実現していただきますよ うに、力強く取り組んでいただきますよう に心からお願い申し上げまして質問を終わ らせていただきます。
- ○南野直司議長 嶋野議員の質問が終わりま

した。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問を 行います。

1点目は、新型コロナ対策の現状と課題についてです。

1の(1)感染拡大の第6波に備えた対策と求められる支援策についてです。

10月に緊急事態宣言が解除されて以降、国内の新型コロナウイルス感染者数は減少し、一旦落ち着いた状況にあると言えますが、一方で、世界に目を向ければ、新型変異種オミクロン株が猛威を振るっており、日本国内でも十分に警戒が必要だと言われています。感染拡大の第6波を生じさせないための対策が引き続き求められますが、今の取り組み状況についてまずお伺いしておきます。

1の(2) ワクチン接種のこれまでの取り組みと3回目接種についてです。

1回目の質問としては、市民の皆さんの ワクチン接種率の現状についてどうなの か、直近の集計と到達をどう捉えているの か、お聞きしておきます。

1の(3)原則自宅療養の見直しと、それでも想定される自宅療養者・自宅待機者に対する支援策についてです。

先月行われた政府の新型コロナウイルス 感染症対策本部の会議では、第6波に備え る基本的対処方針が示されましたが、感染 拡大で医療が逼迫する事態における原則自 宅療養の方針は撤回されていません。大阪 府内では、第4波の感染急拡大の折に、自 宅療養を余儀なくされる方が大勢出て、そ んな中で命を落とされる方が出るといった ことを経験しているだけに、この点につい ては重く見ておく必要があると感じています。感染者の療養状況の把握について、どのように行われているのか、お聞かせください。

1の(4)保健所の体制強化を大阪府に 働きかけることについてです。

先日のニュース報道では、この間のコロ ナ禍において、対策を担当した大阪府職員 の約15%が過労死ラインを超える月10 0時間以上の時間外労働をしていたことが 大阪府の職員組合の調査で分かったと報じ られています。調査は保健所や健康医療部 の職員を対象に実施され、回答した248 人のうち39人が、新型コロナウイルス感 染第5波の広がった7月から9月で、最も 多かった月の時間外労働が月100時間以 上と答え、うち二人は180時間以上だっ たとのことです。これまでにも、保健所の 業務の多忙化、職員の負担の増加は容易に 想像し得るところですが、市の保健福祉担 当の部署の皆さんも、日々連携を取りなが らお仕事をされている中で感じていること もあると思います。茨木保健所の現状の体 制など、新型コロナウイルス感染症以外の 業務も含めて支障が生じているのではと心 配に感じますが、分かる範囲でお答えいた だけたらと思います。

次に、学童保育事業の民間委託の検証と 今後の見直しについてです。

昨年4月から三つの小学校の学童保育室 の運営が民間委託に切り替わりました。こ の件に関しては、議会としても、委託に切 り替えた他市でのトラブルの事例や、保護 者会の納得のいく説明がされたのかなどな ど、様々な議論を行ってきた経緯がありま す。今回、この委託への切り替えの時期に 新型コロナウイルス感染拡大の時期が重な り、イレギュラーなことが多々あったので はないかと思いますが、そんな中でもしっかりとした検証を行っていくことが必要だと考え、質問の項目に挙げさせていただきました。引き継ぎ開始からもうすぐ2年がたとうとしていますが、現状の認識を伺います。

次に、旧味舌小学校跡地の有効活用についてです。

新味舌体育館完成が近付き、来春のオープンが待ち遠しいところではありますが、体育館完成後の残る西側5,000平米の土地についても有効活用が求められているところであります。当面は、せっつ幼稚園の民営化に伴う園舎建て替えの代替地に使われることになったと聞きましたが、確認の意味も含めて、体育館完成後の西側の土地活用について、仮園舎の配置や使用期間などをお教えください。

最後に、バス停に屋根やベンチを設置することについてです。

この間、市内公共交通やバス路線に関わる問題で多くの議員から質問が出されていますが、利用者にとって、より便利に安心して利用できる環境整備がやはり大事だと思います。バスについては、走る路線と便数が利用者のニーズに合致するのかもそうですが、高齢者の方々から寄せられる要望で多いのは、バス停で待つ間、腰を下ろせるベンチがあればなといった声であったり、夏場の炎天下など、日差しを遮る屋根が欲しいというものです。これまでにも屋根やベンチについては市のほうにも声が寄せられていると思いますが、改めて設置についての基準や考え方について伺いたいと思います。

以上、1回目です。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉 部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 新型コロナ対策の現 状と課題についての4点のご質問にお答え いたします。

まず、現在は新型コロナウイルス感染者が少なくなっている状況でございますが、 今後、年末年始を迎え、人の移動や会食の 機会がふえることや、変異ウイルスの影響 も心配され、依然として予断を許さない状況にあると考えております。感染拡大を防ぐため、市民の皆様には引き続き感染対策 をお願いするとともに、ワクチンの3回目 接種をスムーズに進めることができるよう、現在準備を進めているところでございます。

次に、ワクチンの接種率でございますが、令和3年12月10日時点で、1回目接種率が82.8%、2回目接種率が80.5%となっております。また、65歳以上の高齢者におきましては、1回目接種率が92.1%、2回目接種率が90.9%となっており、接種を希望する方につきましては、一定接種が進んでいるものと考えております。

次に、医療機関での治療、宿泊療養、自宅療養の現在の運用につきましては、これまでと同様、保健所が中心となり、陽性者の把握や疫学調査、健康観察等が実施されているところでございます。市といたしましても、保健所と連携し、相談対応や情報発信等に努めているところでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の軽症 者等につきましては、原則として宿泊施設 での安静、療養の対象となります。自宅療 養となるかどうかは、保健所がご本人の状 況や家庭事情等を聞き取り、総合的に判断 されるものでございます。

最後に、保健所の業務多忙による影響で

ございますが、日々、保健所と連携し、 様々な情報共有をしておりますが、茨木保 健所からのお話ですと、日々の業務に支障 が及んでいるという状況にはないと伺って おります。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。 (橋本次世代育成部長 登壇)
- ○橋本次世代育成部長 民間委託を行った学 童保育室の現状についてのご質問にお答え いたします。

学童保育室の民間委託につきましては、令和2年4月から、三宅柳田学童保育室及び鳥飼東学童保育室は社会福祉法人桃林会に、鳥飼学童保育室は社会福祉法人摂津会にそれぞれ運営を委託しております。コナ禍での学童運営は、手洗い、手指消毒、マスクの着用、身体接触を極力避けること、そして、昼食、おやつどきの黙食など、各場面において一定の制限を行い、新型コロナウイルス感染症対策を徹底してまりました。その中で、分散保育を実施するために、新たな指導員を確保され、体制整備を図り、安心・安全な学童運営に積極的に取り組んでいただいております。

委託直後ですが、学校との連携や保護者との意見疎通がスムーズにいかない点もございましたが、課題の解決に向け、しっかりと対応が行われました。また、公立と民営化した全保育室の指導員ミーティングに参加し、各保育室の情報共有も行っているところでございます。

これまで、委託校3校の保護者の方に学 童保育室の運営についてのアンケート調査 を実施し、いずれも高い評価をいただいて おり、今後も継続し、アンケート等でいた だいた意見につきましては、保護者、事業 者、市の3者での意見交換会などの場で、 保護者の不安等を取り除けるよう丁寧に説 明して対応し、学童運営に生かしてまいり たいと考えております。

続きまして、旧味舌小学校跡地における せっつ幼稚園民営化に伴う仮園舎としての 使用についてのご質問にお答えいたしま す。

せっつ幼稚園につきましては、令和4年 4月に幼保連携型認定こども園として民営 化してまいります。民営化後ですが、園舎 が老朽化していることと、乳児を受け入れ るための設備を整備するために、引き継ぎ 事業者におきましては園舎の建て替えが計 画されております。その際、土地の形状、 現園舎の配置状況から、現園舎で保育を行 いながらの建て替えが困難となりますこと から、引き継ぎ事業者においては、旧味舌 小学校跡地の南側に仮園舎を建築し、園舎 の建て替えを行われる予定でございます。

使用期間といたしましては、仮園舎の建築工事が始まる来年6月頃から、その解体・撤去が終わります令和5年秋頃までとなる予定でございます。

- ○南野直司議長 建設部長。
 - (武井建設部長 登壇)
- ○武井建設部長 バス停に屋根やベンチを設置する際の基準や考え方についてのご質問にお答えいたします。

歩道上に設置するバス停につきましては、道路構造令では歩道幅員が2メートル以上と定められており、さらに、路上施設を設ける歩道の幅員につきましては、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、屋根などの上屋を設ける場合にあっては2メートルを加えると定められております。したがいまして、ベンチを設置する場合には3メートル以上の歩道幅員が必要となり、また、上屋を設置する場合には4メートル以上の歩道幅員の確保が条件となります。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 それでは、2回目以降は一問一 答方式でお願いしたいと思います。

1の(1)第6波に備えた対策についてでありますけれども、答弁いただきましたが、その中で、やっぱり検査体制をしっかりと取っていくこと、これが新型コロナウイルス感染症を広げないためには本当にとなんじゃないのかと思ってこないための空港での検疫とか、そうしたことももちろんやられていますけれども、もう既に国内で幾つかの事例が出ているということでありますから、広がってはなしに、やっぱり今、収まっておる時期にしっかりとした体制を取っておくことが必要なんじゃないかと認識しています

そんな中で、無症状の方へのPCR検査というのが、大阪府では高齢者施設等従事者に対して行われてきていましたけれども、先月11月から一旦休止といったことも耳にしているわけであります。以前から本会議でも、高齢者施設、障害者施設、そういったケア労働に関わる皆さんや、また、一で大変をは、そういったことも含む、中なして検査体制をしっかり確保することが必要じゃないかということも提案してきた中なんですけれども、今、この大阪府の動きと合わせて、市の対策について、実施する考えがないのか、お聞きしたいと思います。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 ご質問にお答えいた します。

大阪府で実施されていた高齢者施設等の 従事者に対する定期PCR検査は、ワクチン接種の推進による感染・重症化リスクの 減少等を考慮し、今後は有症状者や陽性者 への対策に重点を置くため、議員がご指摘 のとおり11月末で休止されております。

なお、市独自による無症状者への定期的なPCR検査の実施につきましては、検査した時点の感染の把握でしかなく、検査体制や費用面の負担が大きいことに比して、感染拡大の防止の効果が期待しにくいと思われます。市といたしましては、ワクチン接種の有無にかかわらず、無症状であっても、日々の健康観察、感染防止対策について、引き続き取り組んでいただくよう市民に周知啓発してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 お答えですと、これまでどおり の新型コロナウイルス感染対策をしっかり 引き続いてやっていくということなんです けれども、去年の年末、感染の拡大があり ました。また、第4波、第5波でいうと、 それ以上の多くの方たちがかかられたとい うことからしても、今は収まりかけている 状態と言われますけれども、それでもやっ ぱり油断ができないということは、これま での教訓からも表れているんじゃないのか と思うんです。検査体制を拡充していくと いうことが、大阪府は今は休止しているけ れども、また広がってきたら再開するみた いな、そういうことで今考えておられるん だと思うんですけれども、それではやっぱ り遅いと思います。ぜひ市としてもそうし たことで声を上げていただきたいし、でき れば独自の検査をやっていく、そういう補 助も行ってもらえたらと考えます。

それで、私なんかもふだんから高齢者の 方たちと接する機会も多いですし、症状が なかったら検査を受ける対象ではないわけ ですけれども、自費の検査キット、簡易検 査ですけれども、こういうことは定期的に行っています。施設で働いている方とか、私の友人なんかも多いですけれども、そういった方たちも、定期で受けられたら受けさせてもらえてありがたいということなんだけれども、そうでない場合も自費でやっているという方が結構いらっしゃいますので、そういった人に対する支援、補助についてもぜひ考えていっていただきたいと思います。

次の質問に行きますが、これまで対策に 取り組んでおられる中で、言いました新型 コロナウイルス感染拡大を防止する検査体 制の拡充もそうですし、感染リスクの高い ケア労働の方たちに対する支援もそうで す。あと、休業要請などで収入が減った方 への補償は、国や大阪府の取り組みはこれ までもやっぱり十分とは言えないんじゃな いかと、このように思うわけです。国の経 済対策でこの間いろいろと議論もされてい る、そんな中ですけれども、やっぱり市と してこの点についてどのように考えておら れるのか、お聞きしておきたいと思いま す。

- ○南野直司議長 総務部理事。
- ○辰巳総務部理事 お答えいたします。

本市では、これまで、小規模事業者やひとり親世帯への支援など、国や大阪府の支援の対象から外れてしまった皆様や、より手厚い支援が必要な皆様に対して、迅速に独自の生活支援を行ってまいりました。また、緊急事態宣言中でも、新型コロナウイルス感染リスクの高い医療や介護福祉サービスなどの業務に従事していただいた皆様に対する応援給付なども行ってまいりました。日本国内におきましてもオミクロン株への感染が確認されるなど、まだまだ予断を許さない状況ですが、今後も感染状況を

注視するとともに、引き続き、国・大阪府 の取り組みや社会情勢を見据えながら、市 として必要な対策を検討してまいりたいと 考えております。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 総務部理事のほうからお答えい ただいたわけなんですけれども、独自支援 で取り組まれたことは、確かに昨年、いろ いろとやられていますけれども、今年に入 ってでいうと、なかなか国・大阪府や、そ うした支援が届かないところへの目こぼれ 対策ということにはなっていないんじゃな いのかということを、これまでも委員会 等々の中でも指摘させていただいたかと思 います。新型コロナウイルス感染症の現状 からして、まだまだ今年に入ってから大変 になっているというところも多いと思うん です。そういったところも含めて、十分な 目こぼれ対策ができているのか、そういっ たことについて市長のほうからお伺いして おきたいと思います。
- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 新型コロナウイルス感染症についてのご質問でございますけれども、きのう、テレビを見ていましたら、ドキュメンタリーの放送だったと思うんですけど、ちょうど2年前のきのが武漢市で発生したまで、ちの2年の間に、よくっという報道がなされておりましたけれども、この2年の間に、よみをでしたけれども、この2年の間に、よみをでしたけれども、いろんな取りと変わっていますけれども、いろんな支援もなってよります。いろんな副作用、弊害、影響がいれております。いろんな支援もなされておりました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていよりました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていました。でも、まだ終わっていました。でも、またいました。でも、またいました。

弊害の中でも、国の役割、また都道府県

の役割、基礎自治体、いろいろあると思う んですけれども、思い出しますと、2年前、ひとり親家庭の皆さん等々、思い切っ て中小企業の皆さんに10万円と5万円。 恐らく、えっと思われた方もあったと思い ますけれども、これは一つのきっかけになったと僕は思うんですね。大阪府や国を動かしたのではないかと。もう今は当たり前になっております。そういう意味では、その後もいろんな形でハード・ソフトの取り 組みをしてきましたが、さっきも言いまり をように、そういったこともまだまだ大事ですが、一方でアフターコロナ、こっちの ほうをしっかりと見据えておかないと元へ 戻らないと思います。

そういう意味では、その後、一番気にな りますのが、これも何回も言っていますけ れども、ほとんどの行事が、この2年間、 中止、延期になってしまっております。ま ちづくりの一番基本であります地域の人と 人のつながりが怪しくなってきているので はないかと。特に高齢者の地域のつなが り、ここのところを早く元どおりに戻さな いと取り返しのつかないようなことになっ てしまうぞ、私はそういう危機感を持って おります。これは国や大阪府ではできない んですね。基礎自治体がやらなくてはいけ ないと思っております。そういう意味で は、引き続いて感染症対策はもちろん取り 組みます。一方で、社会経済活動にしっか りと目を向けながら、一日も早い平常の生 活様式を取り戻さないかんと思っておりま

ご指摘のように、きのう、きょう、国会でもいろいろ議論になっておりますけれども、国も都道府県もいろいろな形で制度、支援を行っていただいております。我々も、こういった動きをしっかり注視しなが

ら、国・大阪府との連携をしっかりと保 ち、そして、基礎自治体として何をしなく てはならないのか、何ができるのか、これ をもう1回また掘り下げて取り組んでまい りますので、よろしくお願いしたいと思い ます。

以上です。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 新型コロナウイルス感染第6波を生まないために取り組むべきこと、それから、求められる支援策は様々あって、まだまだ課題が多いと思うわけです。国や大阪府の議論も、もちろんそこでやってもらわなければならないことがたくさんあるわけですけれども、それ待ちにならないように、市長がおっしゃられたみたいに、去年行われたようにひとり親家庭や中小企業等に対する支援みたいなことも再度また検討していっていただきたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症に関わっては、次の(2)、(3)、(4)と続けていきますので、その中でまた要望もしていきたいと思います。

続いて、ワクチン接種に関わっての2回目の質問なんですけれども、この間、1回目、2回目の接種は、8割、高齢者では9割を超えてやられているということをお聞きしました。しかし、そんな中で、希望しているけれども接種ができない、そういったケースが取り残されているようなことがないのかどうか、これは以前にもちょっと聞きましたけれども、再度お聞かせください。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 ご質問にお答えいた します。

障害がある方や高齢の方、あるいは日本 語が得意でない方などで、新型コロナウイ ルスワクチンの接種や予約についてお困りの場合は、市コールセンター、もしくは保健福祉課でご相談を受け付けるとともに、必要な方につきましては予約のサポートを行っているところでございます。コールセンター等で予約に関する支援を行っている旨を広報せつつに掲載するとともに、社会福祉協議会や民生委員、自治会などにもご協力いただき、周知に努めているところでございます。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 希望されている方については順 次行えている状況ではあるのかとは思うん ですけれども、中には、ワクチンを打ちた いと思っていても、医者と相談したら、受 けてもいいよとはなかなか言えない、そう いったことでお悩みの方のお話なんかも聞 きました。体調の面、また持病のことを含 めて、そういった状況の中でワクチンが受 けられない、そういう人も現実にはいらっ しゃるとも聞いております。そういった人 に対しては、それこそ定期的な検査を行っ て感染予防していく、そういったことも必 要なんじゃないかとも思われますので、そ ういった丁寧なフォローもぜひやっていっ ていただきたいと思います。要望しておき ます。

それで、この項目の3回目のワクチン接種について、これが今、広報でも紹介がされているところですけれども、摂津市として、この3回目の接種に取り組んでいく体制についてお伺いしておきたいと思います。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 新型コロナウイルス ワクチンの3回目接種につきましては、2 回目接種完了から8か月が経過した18歳 以上の方が対象となります。接種券につき

ましては、おおむね8か月をめどに順次郵送する予定としております。3回目接種につきましても、既に多くの市内医療機関にご協力をいただける旨、ご連絡をいただいている状況であり、令和4年2月からの高齢者への接種に向けて、現在、準備を進めているところでございます。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 今年の1回目のワクチン接種が 始まるときには、予約受付の関係で随分と 混乱が生じたということがまだ記憶に新し いところなんですけれども、3回目は、1 回目、2回目が終わってから8か月という ことですから、順次、その対象者は市のほ うで把握していて、市のほうから案内を送 って予約をどうぞという体制になっていく んだと認識しております。そういったこと からしたら、1回目の当初のようなトラブ ルはないのかということも思うわけですけ ども、多くの皆さん方がこのことについて はまだまだ記憶に新しいということでもあ りますので、引き続き丁寧な3回目接種の アプローチも行っていっていただけたらと 思います。

次に、1の(3)の自宅療養に関わって のことについてです。

現在は随分と新型コロナウイルス感染者数は減っている中でありますけれども、先日いただいた資料を見ておりましたら、大阪府内の療養者数の状況が、入院者数39名、宿泊療養者数は17名、自宅療養者が48名と、こういった形で出ております。保健福祉部理事の答弁で、原則は宿泊療養なんだということをおっしゃっていましたけれども、そうなっていない方が現在も多くいらっしゃる。その方たちのいろいろ事情があってそうなんだろうと思うわけですけれども、その点については、私も以前紹

介したことがあるかもしれませんが、おうちで障害のある方を介護されている親御さんが、自分がかかってしまったときに、じゃあ、入院ができるのか。子どもを置いては出れない、そんなこともおっしゃっていて、実際には、ご家族のいる方、そんなうて、ちが自宅療養を余儀なくされるということにもなっているんじゃないかと思います。以前から、この自宅療養を余儀なくされると思います。以前から、この自宅療養を余儀ないかと思いる方へ支援策が必要なんじゃないかということを訴えてきましたけれども、その後の検討、お考えについてお聞きしたいと思います。

- ○南野直司議長 総務部理事。
- ○辰巳総務部理事 お答えいたします。

自宅療養者への支援を含め、市民の生活を守るために必要な支援策につきましては、引き続き、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、庁内各部局が連携して、適宜検討、実施してまいりたいと考えております。

なお、近隣市町におきまして、自宅療養者への支援策が実施されているということは認識しております。保健所から自宅療養者のうち希望者に対して無料配食サービスなどが行われておりますことからも、市独自の支援策は現在のところは考えておりませんが、引き続き市民ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 大阪府から配食サービスがされていますよということは私も承知しております。ただ、その配食サービスの対象になるのは新型コロナウイルス感染症に感染されている当事者の方に限られてしまいますので、先ほど言ったように、家族がいるから入院なり宿泊なりできないという方にとってみれば、やっぱり不十分と言わざるを

得ません。この自宅療養者に対する例えば 買い物支援であったり、また、支援パック のお届けであったり、多くの自治体が大阪 府の中でも取り組まれています。茨木保健 所管内でも茨木市がやっておられますし、 島本町のほうでもやるということを耳にし ました。大阪府からも、こういった制度を 講じる際に、幾らか予算的な措置もされる ということも聞いております。そういった ことを考えると、摂津市だけがやらない、 そういう理由を探すほうが難しいんじゃな いのかとも思うわけであります。この点に ついては、ある意味、もう遅きに失してい るということを思います。ぜひ早急にこれ は検討して実施していただくように強く要 望しておきたいと思います。

次に、保健所の体制に移りたいと思います。

最初のお答えの中で、保健所のほうからは特段支障が出ているとは聞いていないとおっしゃられましたけれども、やっぱり実態からいいましたら、随分と過重負担になっていると思うし、手の回らないところが出てきているんじゃないのかと思うんですよ。思うんですけれども、大阪府の機関でありますから、私たち議員のほうもその実態というのがなかなかつかみづらいという状況でもあります。

ただ、報道にありました残業時間を見ましたら、180時間といいましたら、普通に働く月の労働時間は、22日か23日間、1日8時間働いたら、それで180時間ぐらいになるわけですね。それと同じぐらいの残業時間といったら、毎日7時間も8時間も残業って、そんなことがあるのかというぐらい、目を疑うような報道記事でした。そういったことからしたら、府民の命、暮らしを守るべき保健所の職員の命が

守られないということにもなりかねない事態であるわけです。また、長引くコロナ禍の中でストレスを抱えている方が多いと思います。そんな中で、鬱だったり、精神にいろいろ問題を抱えるような方たちもふえるんじゃないかということも想像に難くないんですけれども、そういった相談業務なんかの状況について、市のほうでつかんでいることがあればお聞きしたいと思います。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 お答えいたします。 新型コロナウイルス感染症によるストレスでの心の不調でありますとか体調面での心配事などにつきましては、本市では保健福祉課におきまして、常時、保健師が窓口、電話などにより相談対応を行っているところでございます。また、加えまして、大阪府におきましても、新型コロナウイルス感染症に係る健康相談窓口やLINEによる相談窓口を設置していますことから、必要に応じまして相談者にご案内しているところでございます。
- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 摂津市の相談窓口でもこういったことについてはもちろん対応されているということであります。ただ、精神衛生に関わる業務の中核を担うのは、広域の大阪府茨木保健所が担うということにもなるかと思います。そういった業務を担うにもなるかと思います。そういった業務を担うにもなるかと思います。そういった業務を担うにもなるがと思います。人一人の心の状況を丁寧に受け止められるのかということも本当に心配です。以前、新型コロナウイルス感染症の関係で茨木保健所に問い合わせをしたけれども、随分ぞんざいな対応を受けたということを市民の方から聞いたこともあります。対応する職員も人間ですか

ら、やっぱりそういうことにもなってしま うのかと思いました。ただ、そういうこと はやっぱりあってはならないことだと思う わけで、ぜひこの保健所の体制の強化とい うことについては、市からも強く大阪府に 対して求めていっていただきたいというこ とを要望しておきます。

それでは、次の学童保育のところに移り たいと思います。

民間委託を行っている学童ですけれども、もうじき2年がたとうとしております。学校給食の関係なんかでは、委託検証会議ということを定期的に開いて、委託の状況がどうなのかということを検証しているかと思うんですけれども、学童保育の委託後の状況について、なかなかこの間、議会でも検証する場がなかったと思っていますので、この点について再度お聞きしておきたいと思います。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 学童運営の委託開始 時におきましては、毎日、市職員が委託校 の巡視を行い、指導員の配置人数や運営方 法に問題がないかの点検を行ってまいりま した。現在、市内の社会福祉法人が学童保 育室の運営を受託して2年目でございます が、年間活動計画の市への提出をはじめ、 月間報告書及び授業日誌の確認を行うとと もに、日々の問い合わせや定期的に巡視を 行い、安全・安心な学童保育の運営が継続 されるよう確認し、取り組んでおります。

そして、1回目で答弁いたしましたアンケートにつきましては、年2回の実施で、これまで3回行っており、そのアンケート結果を基に運営内容の向上に生かしておるところでございます。

また、子ども・子育て会議におきまして も、学童保育の運営状況を取り上げ、民営 化の運営状況につきましても確認いただい ておるところでございます。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 民間委託後の状況についてということでは、そのようにお聞きをしましたけれども、そもそも委託に踏み切る経緯の中で、指導員の確保に課題があるんだということをおっしゃられていたと思うんです。1回目の答弁のところで、指導員の体制整備なんかも十分できているということをおっしゃってくれているとをおっしゃってくれているとないうことは、ある意味、ありがたいことではあるんですけれども、じゃあ、直営の指導員確保については、この間、どうなんだということも、ある意味、関心事ではあります。現状の取り組みと、それから対策についてお伺いします。
- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 公立の学童保育室の 指導員の確保につきましては、市の広報誌 及びホームページ、民間の就職雑誌への募 集掲載、近隣の大学へ訪問し、募集要項の 配布などを行ってまいりました。また、指 導員の配置がシフト上困難と予想される時 期には、派遣委託などにより指導員の確保 に努めているところでございます。今後 も、各市での取り組み事例や雇用条件など を参考にし、指導員の確保に努めてまいり たいと考えております。
- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 指導員確保の課題については、 3校を民間委託にして、そのほか7校は直 営ということでありますけども、引き続き これは課題なんだということなんだろうと 思います。ただ、民間のほうでは問題なく やれているということからしたら、摂津市 がそれでいいのかということは、やはりこ

このところは引き続き問題意識を向けていきたいとも思いますし、やっぱり学童保育の事業は、委託ありきではない方法で今後のサービスの制度の拡充についても検討していただきたいと思うんですけれども、学年延長、それから土曜日保育、その点についての今後の展望についてお聞かせください。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 本市の多くの学童保育室におきまして、入室児童数の増加とともに、定員におきまして満室状態となっており、指導員におきましては、支援を要する児童の加配指導員が一部不足しているでもございます。学年延長、また土曜日の毎週実施の実現のためには、学童保育室の増設及び指導員のさらなる確保が必要となってまいります。保護者ニーズや子育て環境を向上していくため、引き続き学校と連携を図り、子ども・子育て会議での意見も参考に、様々な視点から引き続き検討してまいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 しっかりと直営でやっていると ころも頑張ってもらいたいと思います。要 望としておきます。

次に、旧味舌小学校跡地の件についてで す。

この小学校跡地にせっつ幼稚園の建て替えの園舎が建てられるということで、多くの地域の方にも大分話が広がっているようですけれども、大きな関心でもあります。地域の方にも丁寧に説明していく必要があると思うんですけども、その点についてお伺いします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 1回目でご答弁いた しましたように、引き継ぎ事業者により仮

園舎として使用させていただく期間は1年 強に及びます。市といたしましても、待機 児童解消に向け支援を行っていく中で、仮 園舎での保育を含め、その期間、地域にや はりなじみ、安心な保育が行われますよ う、地域の方への周知も事業者とともに丁 寧に進めてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 仮園舎の問題については分かりました。これは一時的な利用でありますから、今後についてでいったら、さらに検討が要ると考えております。その点について、今後の活用方法についてお考えをお聞かせください。
- ○南野直司議長 総務部長。
- ○山口総務部長 これまで、味舌体育館完成 後の西側土地活用につきましては、災害時 の防災空地として活用していく旨、説明さ せていただいております。具体的に想定さ れる活用方法として、例えば、救援物資の 集約拠点や仮設住宅用地、電気・ガス等イ ンフラ復旧工事に要する資材置き場など、 様々な活用の仕方がございます。一方で、 平時の活用方法につきましては、現在のと ころ未定ではございますが、今後、庁内に おいて関係部署との協議を行い、他市の先 進事例も参考にしながら具体的な検討を進 めてまいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 ありがとうございます。この点については、説明を地域の方に丁寧に行うことと併せて、やっぱり要望も聴いていくということを続けてやっていただきたいと思います。

それでは、最後、バス停の問題ですけれ ども、市内循環バスや公共施設巡回バスの ルートやバス停の位置なんかは市で設定し ていると思うんですけれども、せめてそこ だけでも屋根やベンチを設置する、そういったことにならないのか、これまでの取り組みも含めてお願いします。

- ○南野直司議長 建設部長。
- ○武井建設部長 市内循環バスや公共施設巡 回バス停留所への屋根やベンチの設置につ いてお答えいたします。

市内循環バスや公共施設巡回バスの停留 所に屋根などの上屋やベンチの設置を行っ てほしいという市民の方の要望については 認識しております。

市内循環バスにつきましては、運行する 近鉄バスがバス停の設置、管理をしてお り、以前よりJR千里丘駅と摂津市役所前 (シオノギ前)のバス停にベンチが設置さ れております。また、令和2年7月には、 市民文化ホールの前のバス停において、摂 津ライオンズクラブ及び株式会社富士スー パー工作所様から上屋の寄附を受け、設置 が実現したところでございます。

公共施設巡回バスにつきましては、公共 施設の利用促進を目的に、鳥飼地域を中心 に本市から阪急バスに運行委託をしており ます。市の直接事業でありますことから、 バス停につきましては、基本的に公共施設 内に設置し、建物内で待機していただくこ とを考えております。公共施設用地内にご とを考えております。公共施設用地内にづ ては、施設管理者の所管課と協議し、バス 停の近くにベンチを設置するよう取り組ん でおり、平成27年3月に新鳥飼公民館、 令和元年6月に味生公民館において、敷地 内を活用し、ベンチを設置したところで す。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 様々努力はされていると思うんですけれども、もう一つ、正雀の府営団地前辺りなんかのバス停にぜひベンチを置い

ていただきたい、このことも要望しておき ます。

以上です。

○南野直司議長 弘議員の質問が終わりました

次に、松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 それでは、順位に基づき質 問をさせていただきます。

まず、児童・生徒の生きる力を養う読書 習慣の定着に向けて。

令和3年度での全国学力・学習状況調査 で読書を全くしない児童・生徒が増加した ことに関して、どう分析されているのか、 お聞かせください。

次に、文化活動や地域コミュニティ活動 の促進について。

コロナ禍で、人とのつながりの維持・拡 大の大切さ、必要性が指摘されている中、 そのかけ橋となるサークルやクラブ、教室 といった市民文化活動が一層重要となって います。その活動促進には拠点整備が必要 です。そこでまず、地域の方々から期待さ れている味生コミュニティセンター基本構 想の取り組み状況についてお聞かせください。

次に、河川防災ステーション上部施設の 構想についてですが、まず、上部施設の国 との調整、建設費は市の予算となるのかな どの現況についてお聞かせください。

次に、健都発展の取り組みでのエリアマネジメント等について。

健都は、本市にとって、市民の健康寿命の延伸、産業の活性化、全国発信でのPRの三つの大きな目標があり、本市発展に大きく貢献するものと期待されています。改めて健都まちづくりの進捗状況についてお聞かせください。

次に、イノベーションパークについてですが、アライアンス棟、そしてニプロ株式会社が工事を進めていますが、まず、エリア一帯の現状についてお聞かせください。 以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。教育総務 部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 読書習慣の定着に関わる課題の分析についてのご質問にお答えいたします。

令和3年度の全国学力・学習状況調査の結果、「平日、授業以外に読書を全くしない」と回答した児童の割合は、前回より7.5ポイントふえ、36.9%となり、生徒の割合は3.8ポイントふえ、53.4%となりました。一方で、コンピューター等のゲームを1日1時間以上行う割合は、児童は85.9%、生徒は87.8%で、共に全国を大きく上回る結果となりました。前回は共に設問がなかったために経年比較ができませんが、ゲーム機やスマートフォン、パソコン等の普及が子どもたちの読書時間の減少に影響を与えているのではないかと捉えております。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
 - (松方生活環境部長 登壇)
- ○松方生活環境部長 味生地域におけるコミュニティセンターの基本構想の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

味生地域における地域コミュニティ活動 促進のため、コミュニティ施設の規模や機能についてまとめたコミュニティセンター 基本構想の策定を進めており、現在は、摂津市公共施設等総合管理計画に基づき、資産活用課等、関係課と施設の再編についての協議を行い、味生地域に求められるコミュニティセンターの機能等について検討を 行っているところでございます。

今後におきましては、味生地域のコミュニティセンターの機能等について方向性をまとめた上で、地域の方々のご意見を伺い、地域の方々の活動の支援につながり、多くの方々にご利用いただける施設となる基本構想を策定してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 市長公室長。
 - (大橋市長公室長 登壇)
- ○大橋市長公室長 河川防災ステーション上 部施設についてのご質問にお答えいたしま す。

淀川の河川防災ステーションにつきましては、現在、国において、水防活動や堤防破堤時の災害復旧を目的に、土砂などの緊急用資材の備蓄、資材の搬出入、ヘリポートなど、必要な機能等について検討が進められているところでございます。

本市としましては、淀川の想定最大規模の水害時における避難者約6万人に対し、収容可能人数約5,000人分の避難場所しか確保できない状況にあることから、淀川の堤防と同等の高さとなる河川防災ステーションの上面に避難所機能を有する上部施設の建設は不可欠であると考えております。水害時のみならず、どのような災害が起きても避難できる避難場所として、上部施設の建設について、底地の取り扱いも含め、現在、国と協議、調整をしている段階でございます。

上部施設について、摂津市民のための避難所機能などを有する施設とするなら、それにかかる建設費用につきましては本市が負担するべきものと考えておりますが、交付金の活用などにより、本市負担については、できる限り軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。 (平井保健福祉部理事 登壇)
- ○平井保健福祉部理事 健都のまちづくりの 進捗状況についてのご質問にお答えいたし ます。

健都のまちづくりにつきましては、平成 28年3月の明和池公園の供用開始をはじ めに、医療拠点といたしましては、国立循 環器病研究センター、吹田市民病院が開院 され、住居といたしましては、大規模マン ションや健康・医療・介護・多世代交流を テーマとした高齢者向けウェルネス住宅が 建設されました。そのほか、健都レールサ イド公園、健都ライブラリー、ドナルド・ マクドナルド・ハウスおおさか健都、商業 施設などが整備されてまいりました。今後 につきましては、健都イノベーションパー ク内への健康・医療関連企業の進出と、令 和4年4月に開所予定のアライアンス棟へ の国立健康・栄養研究所の移転の取り組み が進められているところでございます。

このように、健都におけるハード面の整備が進んでまいりましたことから、国立循環器病研究センターと国立健康・栄養研究所の両研究機関を中心に、健康・医療関連企業やマンション等の地域住民、公園等の実証フィールドになり得る施設を効果的に結ぶ仕組みづくりといった健都の特徴を生かすソフト面の整備を進めていくことが重要であると考えております。

続きまして、健都イノベーションパーク についてのご質問にお答えいたします。

健都イノベーションパーク10区画、約4~クタールのうち、これまでに3区画、約1.6~クタールにおいてニプロ株式会社の進出が決定しており、令和4年4月着工、令和6年4月に竣工を、1区画、約0.4~クタールでは、国立健康・栄養研

究所の入居施設となるアライアンス棟の整備が進められており、令和4年度中の操業開始の予定をしております。また、令和3年1月に、1区画、約0.36ヘクタールの土地売却に係る優先交渉権者としてエア・ウォーター株式会社が決定しており、産学官民が連携する医療イノベーション拠点の形成が図られつつあると認識いたしております。

残区画につきましては、新型コロナウイルス感染症による市場への影響も考慮しながら、国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所の立地を生かした健康・医療クラスターにふさわしい企業等の誘致につなげられるよう、関係機関と協議、調整を行っているところでございます。

- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 これよりは一問一答形式で お願いいたします。

まず、読書習慣の定着化に向けてですが、読書の重要性は、議会で幾度となく議論されており、論理的思考力を鍛えるなど、生きる力を養うために欠かせないことは言うまでもありません。また、令和2年第3回定例会の一般質問では、学力と読書時間に相関があると教育委員会は答弁をしています。本市の読書を全くしない児童が前回よりもふえ、また、全国平均を大きでしないのようなでしないた機感を抱くべきです。教育委員会は、今、ICT教育に力を入れていますが、こういうときこそ学びの基礎となる読書を大切にすべきではないでしょうか。対策が必要です。

例えば、読書習慣定着などを目的として、一部の小・中学校で朝読書の取り組みがなされています。教育委員会として、市の読書活動推進計画でも推進している朝読書を含め、小・中学校で読書習慣定着の取

り組みを強く推進すべきですが、どうお考 えか、お聞かせください。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 始業前の時間を活用した読書活動、いわゆる朝読書につきましては、従前より多くの学校で取り組んでまいりましたが、小学校に新しく導入された外国語や漢字・計算練習など、各校が自校の課題に応じた取り組みを行うようになっており、各校では給食や学習内容が終わった後などの時間に工夫をして読書活動を行っております。各学校に対しては、読書が学力に与える効果をデータに基づいて示し、朝読書や給食時間の後、授業や家庭学習などを工夫し、読書習慣を定着させる取り組みを進めていくよう指導してまいります。
- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 読書習慣定着の取り組みに おいて、学校間で著しく差が出ないよう、 教育委員会が責任を持って取り組まれるよ う強く要望いたします。

また、朝読書の推進の取り組みとして、 幾つかの学校にヒアリングしたところ、図 書室の充実はもちろんのこと、気軽に子ど もたちが本を手に取れるよう学級文庫の充 実も必要という声があります。文部科学省 の紹介で、校区内で使用できる図書カード を児童に配布し、自分たちが読みたいも の、友達に勧めたいものを購入させ、それ を教室に置き、学級文庫の充実と子どもた ちの読書へのやる気スイッチを押し、習慣 化に取り組んでいる事例があります。

教育委員会として、学級文庫の充実についてどうお考えか、お聞かせください。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 子どもたちの読書に対する意識を高める上で、学校図書館や学級 文庫を充実させ、本を身近に置くことは大

事であると考えております。現在の学級文庫は、十分な数の書籍を配架できていないことに加え、古い書籍が多い実態がございます。また、予算も限られていることから、まずは学校図書館の読書環境の充実に努め、学級文庫の充実については、学校の実情に合わせて検討してまいります。

- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 学級文庫は、子どもたちのより身近に本を置くことで、手軽に読書するきっかけをふやすことが期待できます。 学校図書館の充実だけでなく、読書へのきっかけをふやす工夫が本市では特に求められているのです。ぜひ検討ください。その際には、選択制ふるさと納税も活用してください。

そして、就学前教育での読み聞かせも非常に重要です。子どもたちが早い段階から本になれ親しむことも大切で、本市での未就学児への読み聞かせをさらに推進すべきですが、どうお考えか、お聞かせください。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 幼児期、特に4歳から5歳の時期に、創造力、集中力等の非認知能力が大きく発達すると言われており、遊びの中から学びの芽を育てる取り組みの一つとして、絵本の読み聞かせは欠かせないものであると認識しております。

公立園では、絵本の読み聞かせの1日の 回数をふやし、好きな遊び時間にはグルー プで読み聞かせを行っております。また、 園便りや保護者懇談会等において絵本の大 切さを啓発し、全ての家庭へ週1回、絵本 の貸し出しを実施しております。新型コロ ナウイルス感染症が一定収束した現在、各 園では、近隣の図書館の利用、地域の絵本 ボランティア等を園に招いての絵本の会の 開催についても再開したところでございます。

私立園所におきましても、独自の狙いやカリキュラムの下、日々の保育で絵本の読み聞かせ等により言葉を豊かにする取り組みを進められているところでございます。

令和4年度以降、公私立園所の就学前施 設職員を対象とした絵本に関する研修の実 施を検討しております。その中で、子ども たちの読書時間の状況等についての共通認 識を図るとともに、職員の読み聞かせのス キルの向上にもつながるよう、内容の精査 を進めてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひとも未就学児の子ども たちが読書の楽しさをより多く経験できる よう要望いたします。

最後に、教育長に、令和3年度の調査結果を踏まえ、読書習慣の定着に向けて、どうリーダーシップを発揮されるのか、お考えをお聞かせください。

- ○南野直司議長 教育長。
- ○箸尾谷教育長 議員がご指摘のように、これまで我が国でも、読書と成績、学力との関係は様々な調査がなされております。直近では、令和3年度、つまり今年度実施の全国学力・学習状況調査におきまして、家庭の蔵書数、家庭にある本の数が多いほうが学力が高くなる傾向があると言われています。また、ちょっと古いんですけど、平成21年度の全国学力・学習状況調査におきましても、本が好きだと答えた子どもの教科の学力が高くなるということも示されております。

ただ、先ほど申し上げた家庭の蔵書数が 多いということが、直ちに子どもがたくさ ん本を読んでいるということにつながるわ けでもありませんし、本が好きだという子 どもの傾向を分析しますと、そういう子どもたちは、例えば、学校の宿題をしっかりやったり、あるいはテストの間違いなんかを振り返るといった勉強を計画的に行う傾向があるということが明らかとなっております。そういう意味からいいますと、読書というのは、成績に影響はありますけれども、その影響というのは直接的というよりは間接的なものかとは考えています。そういう意味で、本をたくさん読めば学力が上がるとか、あるいは、学力を上げるためには本をたくさん読めばいいという、そう簡単なものではないということは留意しなければならないと思っております。

ただ、そうは申しましても、私も読書というのは非常に大事だと思っておりまして、教科の学力だけでなくて、子どもたちが大人になって生きていく上で大切である、例えば豊富な知識でありますとか、あるいは語彙力なんかも身につくでありましょうし、考える力とか、あるいは表現する力、そして何よりも、イマジネーションといいますか、想像力を鍛えるという意味でも読書というのは非常に大切であると思っております。

今後は、教育委員会として、デジタル教科書、あるいは電子書籍などの活用も考えながら、読書環境の整備と併せまして、子どもたちが読書に興味を持って、読書が好きになってくれるような、そういう取り組みを行うことで読書習慣を身につけさせていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ありがとうございます。子 どもの生きる力を養う、これはやはり読書 であろうと私も考えております。ぜひ現状 を踏まえ、対策を進めていただくよう、一

層のリーダーシップの発揮を要望いたします。

続きまして、文化活動等の促進についてですが、味生コミュニティセンター基本構想の現況については理解しました。

地域の方々は大きな期待を持っています。大事なことは、構想に沿ってふさわしい形で実現されることで、幅広く選択肢を 設け、検討していただくよう要望いたします。

そして、活動促進のためにも、味生コミュニティセンター料金設定も重要であります。今年の第2回定例会でも要望しておりますが、それにつながる別府コミュニティセンター使用料金の引き下げを検討すべきですが、どうお考えか、お聞かせください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 コミュニティセンター の料金設定についてのご質問にお答えいた します。

コミュニティセンターの使用料につきましては、摂津市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき算定してまいりたいと考えております。ただし、既存で設置されております別府コミュニティセンターの使用料についての利用者のご意見や、コミュニティセンターが設置される地域の方々のご意見も踏まえ、コミュニティセンター間の整合性も含めて検討してまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 別府コミュニティセンターは、同じ料金設定のコミュニティプラザより地域性が高く、性質が異なり、そして、稼働率向上と地域コミュニティ活動促進のためにも、その料金引き下げについては、味生コミュニティセンターの料金設定も踏

まえ、ぜひとも検討されるよう要望いたします。

また、文化活動において、市民の絵画や 書道といった作品を多くの市民の方々に触 れさせることは、意欲を向上させ、活動促 進につながります。そのため、市民の方か ら展示場所をふやしてほしいという要望が あります。そこで、市の作品展示の取り組 み状況について、どのようなものか、お聞 かせください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 市民による文化芸術作品の展示についてのご質問にお答えいたします。

市主催事業として、例年秋に芸能文化祭、市美術展及びこども展覧会を市民文化ホールやコミュニティプラザで開催し、絵画、書、写真、デザインなど複数の種類の作品を多数展示し、多くの市民が文化芸術作品を鑑賞できる環境の充実を図っております。

これらイベントにおける展示作品につきまして、コミュニティプラザの1階から3階までの全てのフロアを活用することで、この期間はコミュニティプラザ全館が美術館となる見せ方を行っており、文化施設を核とする文化振興に取り組んでいるところでございます。

引き続き、様々な文化芸術作品に触れる 機会を充実させることで、より多くの市民 が文化に親しみを持っていただけるよう努 めてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 状況は理解しました。

私は、既存施設で、展示会だけでなく、 さらなる活用ができると考えます。例えば ですが、コミュニティプラザの情報コーナ 一の壁などは活用されていません。イベン トの際にも、パーティションを持ち出して の作品展示で、壁自体は空いている状況で す。このような壁空間は、工夫次第で常設 の作品展示などに活用できます。ぜひ、本 市の文化活動促進と市民ニーズを満たすた めに、展示場所をふやす工夫を要望いたし ます。

次に、河川防災ステーション上部施設について、国の水害時での活用、本市が建設をすること、避難所機能を持たすことなどを検討していると理解しました。

市の施設であるならば、当然ながら地域 防災計画などの位置付けも必要です。そこ で、地域防災計画も含めた市の防災政策に おける施設の位置付けについて、どう期待 しているのか、お聞かせください。

- ○南野直司議長 総務部理事。
- ○辰巳総務部理事 河川防災ステーション上 部施設の地域防災計画を含めた市の防災政 策における位置付けについて、どのような 期待を持っているかにつきましてのご質問 にお答えをいたします。

市の防災政策上、最も重要なことは、市 民の命を守ることであります。水害や震災 が発生した場合でも被害を最小限にとどめ るためには、市民の命を守るための避難場 所や救助拠点の確保が必要です。しかし、 先ほど市長公室長の答弁でもありましたよ うに、水害時におきましては、圧倒的に避 難可能な場所が不足しており、遠方への避 難が困難な高齢者や障害者等の避難行動要 支援者の一時避難先の確保が喫緊の課題で あります。また、震災時におきましても、 市全域で見れば避難所の収容可能面積は何 とか足りておりますが、鳥飼地域だけで見 た場合はかなり不足しております。本市と いたしましては、市民の大切な命を守るた め、地域防災計画において、河川防災ステ ーションの上部施設を鳥飼地域の避難・救助活動の拠点として位置付けられるよう検討してまいります。

- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 地域防災計画での位置付け を検討していくとのことですが、計画には 水害と地震の対応が記載されており、上部 施設も同様の扱いが必要です。例えば、避 難所として運営する場合、水害時、河川防 災ステーションは、水防センター機能も含 め、国土交通省や、あるいは自衛隊などの 市民の命を守る復旧拠点となるため、施設 周辺は24時間の騒音と、夏であれば滞っ た水面での虫の発生も懸念され、長期避難 には不適切で、災害関連死を防ぐためにも 一時避難にとどめ、より安心して過ごせる 場所への移送が必要と考えます。ただ、地 震時には状況が変わるため、長期避難は可 能と考えます。適切に想定し、検討される よう要望いたします。

また、淀川氾濫時の安威川以南での消防の救助拠点として、上部施設の活用をこれまで議会で提言してまいりました。実際、救助拠点が水面で孤立すれば、機能発揮できず、鳥飼出張所での対応は困難であることから、上部施設に救助拠点としてのバックアップ機能を最低でも持たせることが必要と考えますが、消防の見解をお聞かせください。

- ○南野直司議長 消防長。
- ○明原消防長 河川防災ステーション上部施 設と救助拠点についてのご質問にお答えい たします。

淀川の氾濫による水害発生時は、市地域 防災計画に基づき災害対策本部が設置され、消防本部は、本部長となる市長、副本 部長となる副市長の指示の下、各班と連携 しながら応急対策活動を実施することにな ります。全消防職員を参集し、情報収集を 中心に消防広報活動や災害警戒活動を実施 いたしますが、やはり最優先となりますの は人命の救出・救助でございます。本市所 有の水難救助用ボートをフル稼働して、浸 水建物等からの救出・救助活動に当たると ころでございますが、淀川が氾濫した場合 は、ご指摘のとおり、消防署鳥飼出張所は 水没して、鳥飼地区の消防・救助の拠点と しての機能を喪失してしまうことになりま す。

河川防災ステーションにつきましては、 まだまだ協議を要する部分が多いようでご ざいますが、消防本部といたしましては、 上部施設を活用した救助活動スペースの確 保や救助資機材の備蓄など、浸水時に鳥飼 出張所のバックアップ機能としても活用で きるよう、今後も関係各課と協議を進めて まいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ぜひ協議を進めるよう強く 要望いたします。

今後の国との調整、そして鳥飼まちづくりでのにぎわいの拠点として、平時の利活用、FMとの連携を考えるためには、上部施設の性質上、有事での構想を先に固めておく必要があります。

最後に、市財産として最大限に市民に有用な施設とするため、どうしていくのか、 総括的に福渡副市長のお考えをお聞かせく ださい。

- ○南野直司議長 福渡副市長。
- ○福渡副市長 市民にとって最大限有用な施 設とするための方策ということでご質問い ただきました。

議員がご案内のように、鳥飼地域につきましては、水害リスクが非常に高い地域でございまして、鳥飼地域の皆様が安全・安

心に暮らしていただくためには、洪水が来ない場所をつくる高台まちづくりという施策が大変重要であると認識してございます。河川防災ステーションは、この高台まちづくりの中核に位置付け、その上部施設は、いざというときの避難場所として、あるいは救助・救出の拠点としてしっかり機能するようにしなければならないと考えてございます。

上部施設の規模や具体的な機能につきましては、今後十分検討していく必要がございますけれども、災害は非常にまれにしか発生しないということもございますので、平時の利用についても十分検討していくということも必要だと考えてございます。特に、高齢者や避難行動要支援者の方々などは、日常的に使用している場所以外の場所に避難した場合は非常にストレスを感じるということもございますので、平時の利用につきましては特に慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

また、まちづくり、地域の活性化の観点 からも、河川防災ステーションの活用につ いては検討してまいりたいと考えてござい ます。

今後、検討していかなきゃならないことは多々ございますけれども、利用される方は地域の方々でございますので、地域の住民の皆様方のご意見を聴きながら、十分対話しながら、地域のニーズ、今後の方向性を含めて、市の財産として最大限有用なものになるように努力してまいりたいと考えてございます。

- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ありがとうございます。ぜ ひ上部施設は、各種計画、そして市民ニー ズも踏まえて、しっかりと構想を固め、そ れを実現できるよう国とも調整し、市財産

として最大限有用となるよう要望いたします。

次に、エリアマネジメント等について、 健都まちづくりは着々と進めていると理解 をいたしました。

私は、これまでの議会で、健都の発展にはエリアマネジメント組織が必要であると提言しています。エリアマネジメントに関しては議論が進んでいると認識していますが、その取り組みについてお聞かせください

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 エリアマネジメント についてのご質問にお答えいたします。

健都におきましては、産学官民の連携により、市民の健康づくりに役立つ製品やサービスを生み出すとともに、市民の行動変容を促す仕組みであるプラットフォームの構築を目指しまして、令和2年11月から令和3年10月末まで、吹田市と共同で第1期の産学官民連携プラットフォーム構築支援業務を実施し、仕組みの検討や産学をつなぐフォーラム、研究会の開催など試行的取り組みを行い、機運を高めてまいりました。

さらに、令和3年11月から令和5年3 月までを第2期とし、令和4年4月の国立 健康・栄養研究所の移転も視野に入れ、健 都における産学官民連携体制の確立を目指 して、新たな製品、サービスを生み出すた めの仕組みや、会員登録制の市民サポータ 一制度の構築、運用を行ってまいる予定で ございます。

- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 エリアマネジメントの進 捗、その内容については理解をいたしまし た。

このエリアマネジメントは健都発展の鍵

となるもので、力を入れ、引き続き進めら れるよう要望いたします。

そして、国立健康・栄養研究所がいよい よ来年移転予定です。市は同研究所とどう 連携して本市や健都の発展に取り組まれる のか、移転支援も含め、お考えをお聞かせ ください。

- ○南野直司議長 保健福祉部理事。
- ○平井保健福祉部理事 国立健康・栄養研究 所との連携等についてのご質問にお答えい たします。

国立健康・栄養研究所は、国民の健康の保持及び増進、栄養、食生活に関する調査・研究を行う機関であり、民間企業との共同研究などが期待でき、本市が掲げる健康と医療をキーワードとした先端的な研究開発によるイノベーションの創出に寄与するものと考えております。また、同研究所では、これまで本市及び大阪府と連携し、フレイル予防に関する取り組みをはじめ、ほかの自治体とも食事や運動に関連する取り組みが実施されているところでございます。

本市といたしましても、今後、健都の地でこうした取り組みをさらに発展させ、産学官民連携プラットフォーム等を通じ、市民をはじめ、国民の健康寿命の延伸につながる取り組みを連携して実施してまいりたいと考えております。

また、移転に伴う費用等の支援策につきましては、国立健康・栄養研究所の北大阪健康医療都市への移転に伴い増加が見込まれる運営上の負担への対応に関する方針に基づきまして、大阪府、吹田市、摂津市がそれぞれ3億円相当を負担することとしております。本市につきましては、設備費用に対して約2億円の補助、人的支援として専門職の派遣を行う予定でございます。

- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 国立健康・栄養研究所の状況については理解をいたしました。

これが市民のためにいかに活用、連携するのかは、市の積極的なアプローチが必要 と考えております。支援策を含め、ぜひと も進められるよう要望いたします。

最後に、イノベーションパークについて ですが、現状については理解しました。

さて、このイノベーションパークにおいて、吹田市との共同による給食センターの構想が上がっているとお聞きしております。12月1日、2日での吹田市議会でも取り上げられましたが、本市としての見解をお聞かせください。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 吹田市の給食担当部署 から中学校給食の共同実施についてのご相 談をいただき、共同実施をするのであれば、立地的にイノベーションパークがよいのではないかという案もいただいております。しかしながら、イノベーションパーク の土地の使用につきましては様々な課題があることや、食数がかなり多くなってしまうことなど、ソフト面も含め、実現が可能がどうか、両市で検討しているところでございます。本市といたしましては、現在、複数ある給食センター案の一つとして検討しているという段階でございます。
- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 まだまだ検討段階であると 理解しました。

私は、イノベーションパークには、より 多くの企業が入り、活性化につながるレン タルラボなどのインキュベーション施設の 誘致が望ましいと提言してまいりました。 ここは企業集積の拠点とされ、給食センタ ーのみでは建設に必要な関係機関の同意は 得られないでしょう。実現には、イノベーションパークの意義を満たすよう、例えばインキュベーション施設を複合化し、その1階にセンターを置くなどの工夫が必要です。その上で、本市として給食施設の意義をそこで適切に反映できる、そこまで考えて吹田市と検討を進めるよう要望いたします。

給食と健都とのソフト面の連携は、令和 2年第4回定例会でも提言をいたしまし た。ハード面でも条件を整えられるのな ら、それはそれでよいものとなるでしょ う。

最後に、健都発展の取り組みについて、 総括的に市長のお考えをお聞かせください。

- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 健都イノベーションパークについてのお尋ねでございます。

ただいま関係部署からも答弁したとおりでございますけれども、ご案内のとおり、このイノベーションパークには二つの国立の研究機関がございますが、この研究機関を中心に、関係する機関、住民、そして自治体を有機的に結ぶといいますか、このイノベーションの名のとおり、新しいアイデアや仕組み、情報などを取り入れまして、社会的に新たな価値を生み出し、有益な変化を起こす拠点となるものでございます。

先ほどおっしゃいましたように、全体のハード面の整備も最終局面に入っております。今後、産学官民がそろいます令和4年度、これが健都を育てていく最初の年になろうかと思っております。本市の発展のみならず、今後は、2025年の大阪・関西万博を視野に入れまして、健康・医療に係る新たな製品やサービスの創出に挑戦をいたしまして、健都から健康寿命の延伸をリ

- ードしていきたいと思っております。 以上でございます。
- ○南野直司議長 松本議員。
- ○松本暁彦議員 ありがとうございます。ぜ ひ、世界の中心となる健康・医療のまち健 都を発展させ、併せて、JR千里丘駅西地 区再開発と連携、明和池公園の活用、給食 との連携なども含めて、本市発展に最大限 寄与させるよう強く要望いたします。

以上で質問を終わります。

○南野直司議長 松本議員の質問が終わりま した。

暫時休憩します。

(午前11時53分 休憩)

(午後 1 時 再開)

○南野直司議長 再開します。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、茨木市とのごみ処理広域化についてですけれども、茨木市とのごみ処理広域化に向けた現在の進捗状況について、まずお聞きをしたいと思います。

続いて、道路対策についてですけれども、交通安全対策として、1、通学路の安全対策について、2、廃止・変更された都市計画道路について、3、竹之鼻ガード南側の出口部について、4、千里丘朝日が丘線について、5、阪急正雀駅前の道路整備について、6、香露園1号線の大型車交通規制について、7、千里丘三島線の道路拡幅事業について、8、桜町地内の大正川左岸の道路整備について、9、府道正雀一津屋線と市道鳥飼和道17号線の道路閉め切りでの道路渋滞対策について、10、一津屋交差点について、11、鳥飼和道交差点

について、12、新在家交差点について。 渋滞対策ではありませんが、13、十三高 槻線の正雀工区の整備と中央環状線の交差 部の改良について、また、14、鳥飼仁和 寺大橋の無料化について、以上の件につい て、現状と取り組みの進捗状況についてお 伺いしたいと思います。

○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境 部長

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 茨木市とのごみ処理広域化に向けた進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

令和5年度からのごみ処理広域化開始を 目指し、施設整備の面では、茨木市は、処理施設の長寿命化工事のほか、計量棟増設、場内搬入路の整備など、本市からのごみ受け入れに向けた準備が行われております。

本市におきましても、本年10月のリサイクルプラザ連絡橋等整備工事契約締結以降、関係機関との調整など、本格工事に向けた準備を進めているところでございます。

ごみ処理の運用面につきましては、茨木市で行う処理品目の調整を進めるとともに、広域処理施設となる茨木市環境衛生センターの溶融処理を踏まえた分別区分の検討を行っているところでございます。

今後につきましては、本市環境センター 焼却炉の閉炉に係る業務や廃棄物処理体制 の整備など、広域化に向けた諸課題に取り 組むとともに、市民への周知を行っていく 予定でございます。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 道路の交通安全対策及び渋 滞対策について、14点の項目のご質問に お答えいたします。

まず、交通安全対策でございます。

1点目の通学路の安全対策につきましては、令和3年1月に改訂した摂津市の通学路等交通安全プログラムに基づき、教育委員会と定期的な合同点検を実施しており、問題のある箇所の対策を実施するなど、継続して通学路の安全確保に取り組んでおります。

今年6月に千葉県八街市で発生した下校中の児童5人が死傷した事故を受け、市内各校から報告があった危険箇所について、文部科学省の通学路における合同点検の実施の通知に沿って、10月に教育委員会、摂津警察、道路管理者で合同点検を実施しました。点検の結果に基づき、今年度は、通学路の路面標示や電柱幕の設置を実施し、警察には取り締まりの強化をお願いしているところでございます。次年度以降につきましては、通学路のグリーンベルトの設置や通過車両の速度抑制を目的としたハンプの設置、交差点周りの車の進入防止対策等を順次実施する予定でございます。

2点目、平成26年の都市計画道路廃止 後の府道の安全対策は、本市といたしましても引き続きの対応が重要であると認識しており、継続して大阪府に要望しております。

府道大阪高槻線では、大阪府茨木土木事 務所と現地の立ち会いを行い、平成29年 から平成30年に、歩道の勾配修正や路側 帯を利用した歩道拡幅など8か所を改良し ております。また、令和2年度には、一津 屋交差点から鳥飼仁和寺大橋までの交差点 を経由して八尾茨木線の鳥飼基地南交差点 までの区間、約2.9キロメートルにおい て、矢羽根型路面標示が設置されました。

3点目、竹之鼻ガード南側出口の府道正

雀停車場線との交差点では、かねてより地元小学校区連合自治会や地元自治会などから歩行者の安全な歩行空間を求める要望をいただいておりました。そのような中、今年11月に、当該道路の隣接地の開発に伴い、道路として用地の確保ができましたことから、来年度には道路拡幅による歩道整備を実施いたします。

4点目、都市計画道路千里丘朝日が丘線についてですが、事業主体の吹田市に確認いたしましたところ、令和2年8月に大阪府から都市計画事業の認可を受け、現在、建物等支障物件に対する調査と並行し、用地取得に向けた交渉を進めているところであると伺っております。

5点目、阪急正雀駅前の道路整備につきましては、これまで課題でありました地図訂正が今年10月に完了しましたことから、残りの事業用地確保に向け、今議会にて上程しております補正予算にて、今年度、一部の土地建物所有者と売買契約を行います。引き続き、残りの必要な用地取得を進め、早期完成に向け取り組んでまいります。

6点目、市道香露園 1 号線は、これまで、歩行者の安全な歩行空間を確保するため、民地の一部を買収して連続した歩道整備を行うとともに、通行車両へ注意喚起として路面標示や電柱幕等を設置し、速度抑制等の啓発に取り組んできたところでございます。地元からの要望もあり、かねてより香露園 1 号線については大型車通行規制を要望しているところでありますが、摂津警察からは、接続している周辺の交通規制の状況、また、大型車の迂回路など道路環境と沿線にある事業者への影響等を考慮に入れ、検討が必要であると伺っております。

7点目、千里丘三島線の道路拡幅事業は、現在、事業用地に対しまして面積ベースで約80%を取得している状況です。今後は、残りの権利者との交渉に引き続き取り組み、早期完成を目指してまいります。

8点目、桜町地区内にある大正川左岸側につきましては、河川堤防の天端を摂津市管理道路として市が表面管理しております。現況幅員が狭小であることから、車両や歩行者等が円滑に通行できていない状況は認識しております。

これまで、地元自治会や摂津警察と、一 方通行などの交通規制や信号設置による安 全対策等について協議してまいりました。 その結果、平成29年2月に大正川橋東詰 交差点において押しボタン式信号機を設置 したところであります。

河川堤防道路の拡幅については、開発 等、沿道の土地利用の状況を見て、開発指 導の中で道路拡幅が可能かどうか検討して まいります。

9点目、府道正雀一津屋線と市道鳥飼和 道17号線の接続部の道路閉め切りについ ては、交通事故の発生が多いことから実施 しているものですが、現在の封鎖は仮設施 設であることから、来年1月の本施設によ る封鎖に向け、工事に必要な国への占用申 請や施工業者への発注作業を行っていると ころであります。

次に、渋滞対策等についてでございま す。

10点目及び11点目、府道大阪高槻線の一津屋交差点及び大阪中央環状線の鳥飼和道交差点につきましては、昨日の水谷議員の質問で答弁いたしましたとおり、渋滞緩和につながる取り組みを大阪府茨木土木事務所及び摂津警察へ要望してまいります。

12点目、新在家交差点を先頭にした渋滞につきましては、市道新在家鳥飼中線が、交差点を先頭に新幹線側道に向け渋滞が発生していることは認識しております。 現道の中での処理が困難であるため、信号周期の改善等により渋滞解消が図れるか、 摂津警察へ要望してまいります。

13点目、十三高槻線の正雀工区と大阪 中央環状線の交差部についてでございます が、まず、十三高槻線正雀工区は、事業を 実施している大阪府からは令和6年度に完 成予定であると聞いております。また、大 阪中央環状線との交差部につきましては、 本年3月に大阪府都市整備中期計画に位置 付けられ、検討がスタートしました。平面 交差としての計画であることから、物理的 な道路線形や交通処理について検討すると ともに、関係機関と協議中であると伺って おります。

14点目、鳥飼仁和寺大橋につきましては、管理する大阪府道路公社より、令和9年2月に無料化になると伺っております。 以上でございます。

- ○南野直司議長 森西議員。
- ○森西正議員 これからは一問一答でさせて いただきたいと思います。

まず、茨木市とのごみ処理広域化についてですけれども、茨木市とのごみ処理の広域化は、廃棄物処理事業者にも関係すると考えますけれども、本市の一般廃棄物処理に関わる事業者の実態についてお聞きをしたいと思います。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 本市の一般廃棄物処理 に関わる事業者についてのご質問にお答え いたします。

現在、本市の一般廃棄物処理事業におきましては、収集運搬業務、中間処理及び焼

却業務に関わる事業者がございます。

収集運搬業務では、家庭ごみ及び再生資源の収集運搬委託事業者と事業系一般廃棄物の収集運搬を行う事業者がございます。

次に、中間処理及び焼却業務に関わる事業者でございますが、燃やせないごみの選別等事業者、焼却灰運搬事業者、焼却炉運転管理事業者となっており、リサイクル関連業者も含め、多様な事業者が関わる中で本市の一般廃棄物処理の事業運営を行っております。

- ○南野直司議長 森西議員。
- ○森西正議員 それでは、環境センターの焼 却業務というのが令和4年度の末で終了と なるのか、お聞きをしたいと思います。
- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 環境センターの焼却業 務についてのご質問にお答えいたします。

収集運搬業務は、ごみ処理広域化後も引き続き本市が行うこととなりますが、環境センターへのごみの搬入は、令和4年度末をもって終了する予定といたしております。しかしながら、焼却業務につきましては、搬入されたごみがピット内に残りますことから、それらの処理が完了するまでの間、引き続き環境センターでの焼却業務を継続させる必要がございます。

- ○南野直司議長 森西議員。
- ○森西正議員 それでは、茨木市とのごみ処理広域化について、廃棄物の処理事業者への説明は行っているのでしょうか、お聞きしたいと思います。
- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 廃棄物処理事業者に対するごみ処理広域化の説明についてのご質問にお答えいたします。

茨木市とのごみ処理広域化につきまして は、これまで、基本合意や連携協約の締結 など、機会あるごとに情報をお伝えしてきたところでございます。本年度におきまして、12月9日に許可業者連絡会議を開催し、広域化後の搬入ルートとなりますリサイクルプラザ連絡橋の概要や分別区分の検討状況など、広域化に関する現状説明を行ったところでございます。引き続き、令和5年度からの本市廃棄物処理業務における運用方法や処理体制を整理していく中で、必要な説明や情報交換を行ってまいります。

- ○南野直司議長 森西議員。
- ○森西正議員 ごみというのは市民サービス に大きな影響があるところでありますから、後に廃棄物の処理事業者とトラブルが 生じないように、これはくれぐれも丁寧に よろしくお願いしたいと思います。要望と させていただきます。

それでは、道路対策について質問させて もらいます。

2点目の廃止・変更された都市計画道路 についてですけれども、府道正雀一津屋線 の正雀本町一丁目ライフ前や別府地域の安 全対策について、市民からの要望も多くあ りますけれども、改善していく必要がある と思いますが、対策についてお聞きしたい と思います。

- ○南野直司議長 建設部長。
- ○武井建設部長 正雀一津屋線のライフ前と 別府地域の安全対策についてのご質問にお 答えいたします。

廃止・変更された都市計画道路の安全対策として、府道正雀一津屋線のライフ前につきましては、茨木土木事務所に確認いたしましたところ、現在、十三高槻線の交差点から北側の関西みらい銀行までの区間、約90メートルにおいて、歩道整備のための用地買収に向けた用地測量と建物調査を

行っていると聞いております。また、同路 線の別府地域につきましては、本年9月に 大阪府茨木土木事務所と現地立会を行い、 現状認識の共有を図ったところでございま す。今後も、大阪府には、廃止された都市 計画道路の安全対策について要望してまい ります。

- ○南野直司議長 森西議員。
- ○森西正議員 それでは、9点目の府道正雀 一津屋線と市道鳥飼和道17号線の道路閉 鎖場所に接続している市道南別府鳥飼上線 について、時間規制等の対策、そしてま た、その他の対策についてお聞きをしたい と思います。
- ○南野直司議長 建設部長。
- ○武井建設部長 市道南別府鳥飼上線につきましては、まずは時間規制等の交通規制に関する取り締りを引き続き摂津警察へ要望してまいります。

また、ハード面の対策としまして、当路 線に流入する車両の速度抑制を目的にした ハンプ設置に向け、沿線の地元自治会長へ の説明会を実施し、ご意見等を伺いながら 検討を進めてまいります。

- ○南野直司議長 森西議員。
- ○森西正議員 それでは、一通り要望を兼ね て申し上げたいと思います。

1点目の通学路の安全対策についてですけれども、安全対策の必要な箇所が多数市内に存在しております。個別に状況が違うと思いますけれども、未就学児の移動時の交通安全対策は、児童・生徒だけではなくて、高齢者や障害者をはじめ多くの市民の安全対策となります。簡易な対策で済む場所は速やかな対応を要望したいと思いますし、全体としても迅速な対応を要望させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと二つ目は後に回して、3の竹之鼻ガードの南側の出口部についてですけれども、今回、角地だけでありますけれども、道路拡幅による歩道整備がされると思います。東側への横断の問題は残っていますけれども、角地だけではなくて、南部方向に歩道の連結を考えていただいて、さらなる用地確保を検討していただきますようによろしくお願いします。

そしてまた、現在は建物がありませんから、建設されてからでは遅いので、その点、要望とさせていただきます。

そしてまた併せて、竹之鼻ガードの中の 対策のほうも考えていただきますよう、よ ろしくお願いします。

四つ目ですけれども、千里丘朝日が丘線についてですけれども、用地取得に難航しているとは聞いております。千里丘西地区のまちづくりは完成して千里丘朝日が丘線が未整備だとか、千里丘朝日が丘線が整備をされて千里丘西地区のまちづくりが未完成ということがないように、この点は吹田市と密な連絡を取っていただきますようによろしくお願いしたいと思います。

続いて、五つ目の阪急正雀駅前の道路整備についてですけれども、市長、覚えておられますか。十数年前になると思うんですけれども、駅前の不動産物件について、市内の不動産業者から市に協力したいという声がありまして、当時、市に計画がないからことで断られたという経緯があったんですけれども、現在、その地は、当時と変化して、協力してほしいと言える状況ではなかなかなくなってきたということがありまして、私は、阪急正雀駅前のまちでくりというのは、市が主体となって今までくりというのは、市が主体となってきたと思いますので、検討をよろしくお願いしたいと

思います。

6の香露園1号線の大型車交通規制についてですけれども、大型車が市内に流入できる道路が限られているから香露園1号線を通るのだと思うんですけれども、府道大阪高槻京都線から千里丘ガードを通行してくること、そしてまた、大阪中央環状線の学園町から入ってくること等も、大型車の交通規制がかかっておりますから、まちが変化をするとともに、車両の通行も変化をしてくると思います。市内全体の規制の在り方も改めて考えていただきますように、これも要望とさせていただきますので、お願いします。

七つ目の千里丘三島線の道路拡幅事業についてですけれども、これは昭和37年に都市計画決定を打って、60年前のことであります。早期の事業完成を要望しますので、よろしくお願いしたいと思います。

八つ目の桜町地内にある大正川左岸の道路整備についてですけれども、今、堤防の天端から民間の駐車場に止められるようになっております。以前に比べ、対向車を待つ距離が短くなりまして、自動車教習所の正門部分を協力していただくということは難しいですから、正門すぐ南部の堤防ののり面をうまく活用できないのかということをぜひ改めて検討していただきますように要望します。

九つ目の府道正雀一津屋線と市道鳥飼和 道17号線の道路閉め切りについてですけれども、市道南別府鳥飼上線については、 時間規制等の交通規制の取り締まりを摂津 警察に要望していくとの答弁ですけれど も、地元からは取り締まりをしていないと いう声がありまして、地元の声として、取 り締まり、そしてさらに抜き打ちの取り締 まりをしてほしいということでありますか ら、その点、要望させていただきますの で、よろしくお願いします。

10個目の一津屋交差点について、水谷 議員も質問されておりましたけども、東行 きの左折レーンについて質問をされており ました。これは私からも強く要望したいと 思います。

そして、新在家鳥飼上線から、新幹線側 道から南への一方通行、一津屋交差点の合 流地点ですね。かつては、その路線から一 津屋交差点に右折ができなかったのが、右 折レーンに進入できるようになって、大阪 高槻線から一津屋交差点を通過することを 避けて、多くの車両が抜け道として利用さ れるようになりました。一方で、大変危険 であります。車両、自転車、歩行者全てが スムーズに安全に事故がないように通行で きる対策を検討していただきたいと要望し ますので、よろしくお願いしたいと思いま す。

鳥飼和道交差点ですけれども、平成25 年第2回定例会で、鳥飼和道交差点が高架 化できないものかということで私は質問を させていただきました。目先の対策は、水 谷議員、三好義治議員の質問のとおりであ ります。高架化については、構造上厳しい という答弁を以前いただいておりますけれ ども、将来的に高架化によって渋滞解消を 図ることをぜひとも模索していただきます ように要望させていただきますので、お願 いします。

12個目、新在家交差点について、信号 周期等では解決にならないと私は思いま す。右折レーンを確保しなければ解決に至 らないと思いますので、この点は要望とさ せていただきます。

13個目の十三高槻線の正雀工区の整備と中央環状線の交差部の改良ですけれど

も、正雀工区の完成が令和6年度でありますから、中央環状線の交差部が完成しないと、新たな渋滞が発生したり、大型車については立ち往生という問題も発生してくる可能性もあると思いますので、市長からも要望を出されていますけれども、これは強く早期実現に向けて要望をお願いしたいと思います。

14個目、鳥飼仁和寺大橋の無料化についてですけれども、私は、無料化によってさほど大きな効果がないと思っております。菅原城北大橋が無料化になってからということを見ても、交通量が多くふえたかということでありました。私は、光好議員がおっしゃった鳥飼仁和寺大橋や鳥飼大橋から淀川の天端を使って河川防災ステーションへアクセスするという、それが鳥飼地域に大きなメリットになるのではないかと思いますので、この点、強く要望させていただきますので、よろしくお願いします。

二つ目の廃止・変更された都市計画道路 についてですけれども、かつて都市計画審 議会の場で大阪府は、手を抜くことのない よう、安全対策に責務を持ってという答弁 をされておりますので、市は強い立場で大 阪府のほうにこれからも要望していただく ようお願いして質問を終わります。

○南野直司議長 森西議員の質問が終わりま した。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、有機フッ素化合物 (PFOA) 汚染について質問します。

発がん性、低体重児出生、発達毒性などが指摘される有機フッ素化合物(PFOA)が、排出元のダイキン工業株式会社淀

川製作所周辺で全国一高濃度で検出されました。今年度、摂津市民9人が血液検査を受け、その全員から高濃度のPFOAが検出されたとの報道がありました。市の見解をお尋ねします。

2番目の質問です。自衛隊に若者の名簿 を本人にも知らせず提供していることにつ いてです。

摂津市は、毎年、若者の名簿を提供していますが、いつから、どういう経過か、対象者、提供している情報の内容についても教えてください。

3番目に、国民健康保険料を値下げする ことについて質問します。

市は、高過ぎる国保料をさらに毎年値上 げしてきましたが、今年度は据え置きとし ました。なぜ据え置いたのか、一人当たり の保険料、来年度保険料についてのお考え もお聞かせください。

4番目に、こどもの貧困について質問します。

コロナ禍で、子どもの貧困がさらに広が り、虐待等も増加していると言われていま すが、現状の認識と対応について教えてく ださい。

5番目に、摂津市の学校トイレに生理用 品を常備することについて質問します。

生理の貧困ということが社会的問題となり、学校トイレに生理用品を配備する自治 体がふえてきましたが、摂津市での取り組 みについて教えてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境 部長。

(松方生活環境部長 登壇)

○松方生活環境部長 ペルフルオロオクタン 酸、通称PFOAについてのご質問にお答 えいたします。 ご質問にありますように、9人の住民が 血液検査をし、全員から高い値のPFOA が検出されたという報道は認識しておりま す。

ペルフルオロオクタン酸、通称PFOA 等につきましては、昨年度、水環境における暫定的な目標値が示されました。身体に 対する影響について、現在、国から明確な 通知はなく、今後、国において知見等を深 めていかれる状況と理解しております。

そのような状況下にありますので、大阪府は、今年7月に、本市の意向も加味していただき、国に対して、PFOAについて、高濃度の地下水が生じている地域における農作物の摂取と人の健康への影響について明らかにし、その結果を踏まえ、土壌、水質及び農作物等に関する汚染状況の評価や、その対応に関する指針等を示されることと要望されており、その要望に対する国からの対応等を大阪府と共有し、必要に応じて情報発信をしてまいりたいと考えております。

なお、今後も、大阪府との情報共有・交換に努め、地域の声を大阪府に届け、必要に応じてペルフルオロオクタン酸、通称PFOA対策会議の場でも発信していく予定であります。

次に、自衛隊への名簿提供についてのご 質問にお答えいたします。

自衛隊への名簿提供につきましては、自 衛隊大阪地方協力本部長からの依頼に基づ き、平成28年度から従来の閲覧方式を改 め、住所、氏名、生年月日、性別の4情報 を紙媒体で提供しております。対象者は、 当該年度に18歳に到達する男子及び女 子、及び、22歳に到達する男子及び女子 で、それぞれ日本人住民に限るとなってお ります。毎年2月から3月の間に自衛隊か ら依頼を受け、6月から7月の間に名簿を 提供しております。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。 (野村保健福祉部長 登壇)
- ○野村保健福祉部長 国民健康保険料の値下 げについてのご質問にお答えいたします。

令和3年度一人当たり平均保険料につきましては、大阪府による本算定結果及びコロナ禍における現状を踏まえて、本来であれば令和6年度の統一保険料に向けて保険料改定を段階的に行うべきところを、府支出金や本市の国民健康保険財政調整基金を抑制財源として活用することで、令和2年度と同水準の11万207円に据え置きました。

次に、令和4年度保険料におきましては、過日、大阪府国民健康保険主管課長会議において、仮係数に基づく仮算定結果が示されたところでございます。今後、今月末に国より確定係数が示され、年明けの令和4年1月初旬には、改めて大阪府より確定係数を用いた本算定結果が示される予定となっております。

本市といたしましては、本算定結果を踏まえて、引き続き、被保険者への急激な負担とならないよう、大阪府国民健康保険運営方針に定められている激変緩和措置期間においては、令和6年度の統一保険料率に向けて段階的な保険料率の改定を進めるために、府支出金、本市国民健康保険財政調整基金等を保険料の抑制財源として活用しながら保険料率の設定を検討してまいります。

最終的には、本市国民健康保険運営協議会において諮問、答申の上で、令和4年第1回定例会における条例改正、予算審議を経て、保険料率を決定してまいります。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 こどもの貧困につい てのご質問にお答えいたします。

コロナ禍におきまして、感染防止対策として、3密を避ける不要不急の外出を控えるテレワークの推進などにより、日常生活での各場面での生活様式や働き方のスタイルが大きく変化いたしました。新型コロナウイルス感染拡大に伴います景気の悪化、在宅勤務、学校の長期休業など、新型コロナウイルス感染症が子どもたちや家族を取り巻く環境に与えた影響は大きいと認識いたしております。

また、社会的つながりや活動の機会が減少し、本市においても対面での交流や相談が困難となり、各種の相談件数では減少しているものもございます。人とのリアルな対面での交流や相談は制限されましたが、遠隔ツールは以前より日常的なものとなっており、関係機関と連携し、支援を必要としている人に様々な方法で支援を届け、生活不安や社会的孤立を防いでいくことが今後も重要であると考えております。

○南野直司議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 社会問題となっている、 いわゆる生理の貧困についてのご質問にお 答えいたします。

本市では、災害備蓄品を活用して、教育施設である市内公立小・中学校をはじめとし、市内の公私立高校、府立支援学校、市内の大学、男女共同参画センター相談窓口、市役所の生活困窮相談窓口において、生理用品を無償で配布いたしました。

今回は、生理用品を配布する際に、困り 事や悩み事がないか声かけを行うととも に、関係する相談窓口一覧のリーフレット を併せてお渡しすることで、市の相談機関 の周知を行い、女性からの生活上の困り事などの相談を通じて、きめ細かな支援につなげることを目的として実施しているところでございます。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 それでは、2回目の質問です。これからは一問一答形式で行います。 まず、PFOA汚染についてです。

9人の摂津市民の血液から高濃度のPFOAが検出されたという報道は、NPO法人Tansaのインターネットの配信記事です。この間、摂津市でのPFOA汚染の特集を組み、毎週金曜日に記事をアップしています。「公害 PFOA」で検索すれば、無料で誰でも見ることができるものです。

私も、この9人のうち、お二人にお話を 伺いました。

お一人は、一津屋地域の畑で野菜を作 り、毎日食べておられた方です。昨年の血 液検査で1ミリリットル当たり110ナノ グラムという数値が出ました。それ以来、 畑の農作物は一切食べていなかったので、 今回は103ナノグラムに下がったそうで す。しかし、非汚染地域の人のPFOA濃 度は2から3ナノグラムですから、下がっ たとはいえ、大変な高濃度であることに変 わりはありません。代々耕してきた畑で手 塩にかけた農作物を食べてきた結果です。 楽しみであり、生活の一部であった農作業 も今はできず、汚染された土地をどうすれ ばいいのか途方に暮れ、自分自身もそうだ が、子どもや孫たちへの影響を考えると本 当につらい、この責任を誰が取ってくれる のかとおっしゃっていました。

もうお一人は、9人の中で一番数値の低い方ですが、それでも1ミリリットル当たり9ナノグラムとのことでした。畑仕事を

やめて20年になるそうですが、いまだに 汚染は残っている。市は、市民の命と財産 を守る、それが使命のはずなのに、国や大 阪府に要望すらしない。一体誰のために、 どこを向いて仕事をしているのか、本当に 怒りが湧くとおっしゃっていました。

この市民の思いをどうお感じになりますか、お答えください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 今回の報道の9名の 方々かどうかは不明でございますが、過 去、直接お尋ねやご要望があった方に対し ましては、PFOA等の暫定的な目標値は 水環境のみに設定された内容、今後、国 が、身体への影響を含め、知見を深められ ていかれる状況にある内容をご説明してお り、今後とも問い合わせ等に対しまして は、国からの通知内容等を参考に対応して まいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 国の通知の説明だけです か。摂津市の市民なのに随分突き放した対 応ですね。

今月9日、民生常任委員会でダイキン工業を視察しました。ダイキン工業株式会社淀川製作所の皆さんは、快く迎え、丁寧な説明をし、PFOAの処理装置も見せてくださいました。しかし、事前に文書で提出していた議員からの質問に対し、口頭での回答で、言及がない部分も多かったのは事実です。ダイキン工業株式会社の伝えたいことだけの説明だというのが私の正直な感想です。

例えば、世界保健機構、通称WHOの一機関である国際がん研究機関が、PFOAを発がん性があるかもしれないというグループ2Bに分類しているという説明があり、同グループには、ガソリン、ガソリン

エンジンの排気ガス、ワラビ、漬物等があると示されました。ダイキン工業株式会社はそんな意図はないと言うかもしれませんが、ワラビや漬物と同じなら発がん性は大したことがないと聞いた人が思う可能性を指摘せざるを得ません。

この分類は農林水産省のホームページに も紹介されていますが、そこには、この分 類は発がん性の根拠の強さを示すものであ り、物質の発がん性の強さや暴露量に基づ くリスクの大きさを示すものではありませ んと書かれています。

厚生労働省は、PFOAの飲用水の指針 値を決めた背景について、WHOのガイド ラインにはまだ加えられていないものの、 WHOもリスク評価の対象物質と位置付 け、現在検討を進めていること、国際的に も有害性のリスク評価に関する知見が蓄積 され、評価が大きく動いている、そのこと を挙げています。そのため、ガイドライン への追加を待たず、現時点における諸外 国・機関が行った有害性評価の中で妥当と 考えられるものを参考に指針値を暫定的に 設定したとしています。この有害性は発が ん性だけではありません。出生児の低体 重、ワクチン接種時の抗体応答の低下など も諸外国・機関の知見として紹介されてい ます。

ダイキン工業株式会社は、血液中PFOAについても、健康への影響についても、 分析できない、基準がない、コメントは差し控えると繰り返し言いましたが、安全だ、害はないとは言えないわけです。そして、大阪府と市と相談しながら対応していくという言葉を何度も繰り返しました。摂津市の役割が問われています。摂津市は、市民の命と健康、財産を守る立場に立つのか、どち らでしょうか、お答えください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 民生常任委員会の視察には、議会事務局からの依頼で担当課長が 出席しており、当日の説明内容にご質問の 内容があったことは報告を受けております。本市といたしましては、市民からの問い合わせやご要望に対しては、大阪府の助言等も含め、法律、政令数値等を参考に対応しており、今後も同様の対応を行ってまいります。

なお、昨年度、市民の方からの市内化学 メーカーに対する要望を届けていただきた いという依頼に対しまして、内容を精査 し、要望の内容をお伝えした経緯もあり、 同様のことがありましたら同様の対応を行 う予定であります。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 それでは、もう一つ、ダイキン工業株式会社は汚染処理後の水を下水に流しています。その装置も見せながら、処理後の水は大変きれいな、熱処理をしていないので飲むわけにはいかないが、飲めるほどの水ですと説明されました。この下水に放流するPFOA濃度は幾らか、教えてください。
- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 市内化学メーカーにおきまして調査した敷地内のPFOAの水質調査結果につきましては、大阪府が主催しております神崎川水域PFOA対策連絡会議において議題になる場合があります。その資料は、同化学メーカーの自主的な取り組み内容の資料として提出されており、同会議の取り扱いとして非開示資料となっております。そのため、行政文書公開申し出における回答においても、摂津市情報公開条例第6条第1項第3号及び第5号により

公開しないこととした部分といたしております。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 ダイキン工業敷地内ならともかく、公共下水に流す値を公表しないということを市は許すんですか。ちゃんと公表させてください。大阪府に資料請求をした大阪府と市とダイキン工業株式会社3者の会議の概要録に何度も値が出てきます。2017年12月、放流水は1ppbと書いてあります。1リットル当たり1,000ナノグラムということです。今さら隠すのはおかしいでしょう。ダイキン工業株式会社に言って公表してくれますか、お答えください。
- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 先ほども答弁申し上げ たとおり、行政文書公開申し出における回 答においても、摂津市の情報公開条例第6 条第1項第3号及び第5号により公開しな いことの部分といたしておりますので、で きません。
- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 いや、以前出していたのに、もう出さないっておかしいでしょう。 今年7月に開催された大阪市会の環境対策特別委員会で、日本共産党の質問に、大阪市は、ダイキン工業株式会社から聞き取りをし、放流水は500ナノグラム毎リットルを管理値としていると答弁しています。大阪市では公表できるが、摂津市では非開示とはどういうことですか。抗議をするべきですよ。それとも一緒に隠しているんですか。摂津市として調べて回答することを求めます。議長、ぜひよろしくお願いいたします。
- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 大阪市会のほうでどう

いった報告、答弁をされたか分かりません けども、大阪市のことについては我々も関 知しておりませんので、摂津市のことにつ いてお答えしますと、お答えすることがで きないということでございます。

- ○南野直司議長 生活環境部長、それを大阪 市に確認することはできますか。生活環境 部長。
- ○松方生活環境部長 ご質問いただいた件に つきまして、後日、大阪市のほうに確認を してまいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 お願いいたします。

ダイキン工業株式会社は、飲めるほどの 水と説明しました。飲用水、環境水ともに 50ナノグラムが指針値と定められている 現在、飲めるほどの水といえば、それ以下 を指すと思われますが、実は、その10倍 の500ナノグラムであるということが、 明らかに誤情報ではないかと考えます。ダ イキン工業株式会社はそんなつもりはない と言うかもしれませんが、ダイキン工業株 式会社の意図はどうあれ、印象操作や誤情 報が住民や議員への説明会で流されること には問題があると考えます。ダイキン工業 株式会社は、地元自治会にも説明会をし、 大阪府と市の職員も同席したと聞きました が、市はいつ、どのような立場で出席した のか、何を話したのか、お答えください。

また、ダイキン工業株式会社淀川製作所 の寮の解体工事についての説明も行われた ようですが、間違いないでしょうか。お願 いします。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 市内化学メーカーにおきまして、本年11月6日土曜日に開催する味生地区・別府地区自治会説明会にオブザーバー参加の依頼が大阪府と本市にあ

り、説明会時にPFOAに関する内容があることを鑑み、大阪府とともに本市からは 担当課長が出席いたしました。当日、同化 学メーカーからは、大半はPFOAに関す る内容でありましたが、社宅解体に関する 説明などがあったと報告は受けております。

なお、同日、本市の水道水のPFOAの 水質調査に関する質問があり、市上下水道 部が掲載しているホームページの数値をご 説明いたしました。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 ダイキン工業株式会社と市は、解体した寮の跡地に、老朽化した味生公民館に代えて味生コミュニティセンターを建設すると一津屋地域の皆さんは思っているようです。 PFOAのことを騒がせないように、ダイキン工業株式会社が土地を提供してコミュニティセンターを造るらしいといううわさが流れているそうですが、ご存じですか。
- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 ただいまのご質問のような内容は聞いておりません。
- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 うわさが流れているんです。ダイキン工業株式会社の説明会に市が出れば、ダイキン工業株式会社の説明に市がお墨つきを与えていると思われても仕方がないこと、ましてや、寮の解体工事も同時に説明するなら、そんなうわさも流れます。知らされていなかったのなら抗議をすべきです。襟を正していただきたい。

市長にお尋ねします。私はめったに市長にお尋ねしませんが、摂津市は市民の命と健康、財産を守る立場に立つのか、ダイキン工業株式会社の擁護をする立場に立つのか、はっきりとお答えいただきたいと思い

ます。

- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 市民の健康を守る、そして市民 の不安をなくす、これは基礎自治体の役割 です。企業、市民を含め、市民全体の安全 ・安心、健康を守り、不安を解消するのが 摂津市の役割でございます。
- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 摂津市の一人一人の市民 は、権力もないわけですし、弱い立場で す。大きな企業の問題に対しても、ぜひ命 と健康、財産を守る、そういう立場に立っ て、物を言うことは言っていただきたいと 思いますので、よろしくお願いいたしま す。

次に、教育委員会に伺います。ダイキン 工業株式会社淀川製作所周辺でPFOA汚 染が広がる中、味生小学校では地域の田ん ぼでの稲刈りを実施したとのことですが、 収穫したお米をどうするのか、保護者への 説明をどうするのか、お答えください。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 PFOAに関しましては、現在、国のほうで調査中ということでございますので、今後提供していただく予定のお米の取り扱い及び保護者への周知につきましては、学校と協議してまいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 前回の一般質問で、別府地域、東別府地域でもPFOAの汚染が推測されると指摘しました。別府小学校での稲刈りをした後のお米の扱い、保護者への説明についてもお尋ねします。
- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 別府小学校のお米の取り扱い、また、保護者への周知につきましても、味生小学校同様、学校と協議してま

いりたいと考えております。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 教育長、PFOA汚染への 不安は高まっています。子どもを守る学校、教育委員会の姿勢が問われます。前回 ご紹介した映画「ダーク・ウォーターズ」 も間もなく封切られ、日本でもPFOAへ の関心が高まるものと思われます。保護者 へのしっかりした説明が求められることを 指摘し、この質問を終わります。

次に、自衛隊の名簿提供についてです。 名簿提供の法的根拠を伺います。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 名簿提供につきまして は、募集に関する事務が自衛隊法第97条 において市町村の法定受託事務と定められ ていること、自衛隊法施行令第120条の 規定に基づいて提供していることを確認し ております。また、住民基本台帳法第11 条第1項に規定する法令で定める事務の遂 行のために必要である場合に該当し、摂津 市個人情報保護条例第9条第1項第2号で は、個人情報の提供を制限しているが、法 令等の定めがある場合には提供することが できると規定しております。

加えて、令和3年2月5日付で、総務省 及び防衛省から自衛官又は自衛官候補生の 募集事務に関する資料の提出についての通 知が発出され、そこには、募集に関する必 要な資料として住民基本台帳の一部の写し を用いることについて、住民基本台帳法 上、特段の問題を生ずるものではないと明 記されており、自衛隊への名簿提供につい ては適正な提供であり、規定の範囲内と考 えております。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 自衛隊法第97条は、自治 体がポスター掲示など募集事務の一部を行

うというもの、自衛隊法施行令第120条は、自衛隊が自治体に資料を求めることができるというもの。自治体に名簿提供の義務はありません。住民基本台帳法は、閲覧のみを認め、名簿の提供は認めていません。よって、個人情報保護条例の法令の定めがあるときに該当いたしません。ましてや、特段問題を生ずるものではないなどという政府の勝手な通知は法的根拠になりません。提供はやめるべきです。市民の個人情報を自衛隊は適切に管理しているのか、民間委託などしていないか、把握をしているのでしょうか、お答えください。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 本市から紙媒体で提供 しました名簿につきましては、自衛隊事務 所内に鍵のかかる名簿管理用の書棚があ り、そこで管理しております。鍵は事務所 長のみが保管しており、名簿を使用する際 のみ取り出しております。

対象者への宛名印字につきましては、業 者委託しているわけではなく、自衛官のみ が目視でパソコンに入力及び宛名作成して おり、提供した名簿は、終了次第、年度末 に廃棄をしております。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 ここに自衛隊新潟地方協力本部の募集広報用ダイレクトメール作成の業務委託仕様書があります。宛名シールを業者が作成しているかは定かではありませんが、シールを含め、はがきは6グラムまでという記載もあり、大阪地方協力本部は宛名を手入力しているとのことですが、いつまでそれを守るかは分からないということを指摘しておきます。

自分の個人情報を出されたくないという 人に除外申請制度をつくる自治体がふえて いますが、摂津市の見解を伺います。

- ○南野直司議長 生活環境部長。
- ○松方生活環境部長 ご質問のありました除 外申請につきましても、その実施を含め、 自衛隊の名簿提供の是非につきましては、 令和4年2月に開催予定の摂津市個人情報 保護審議会にお諮りし、判断を仰ぎたいと 考えております。まずはその審議会の答申 を待って、今後の対応を協議してまいりた いと考えております。
- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 全国で運動が起き、閲覧に 戻した自治体も出ています。若者を戦場に 送ることにつながる個人情報の提供をやめ るべきです。少なくとも除外申請制度をつ くり、対象者一人一人に知らせ、除外申請 用紙を送付することを求め、この質問を終 わります。

次に、国民健康保険についてです。

摂津市は、府が示す統一保険料を目指して、本来なら値上げすべきところを、コロナ禍なので、基金も取り崩して財源にし、今年度は据え置いたとのことです。昨年度はどうだったでしょうか。予算では、国保料は値上げだが、統一保険料より安い金額にするために、一般会計から1,000万円の繰り入れ、基金は5,000万円の取り崩しが必要との説明でした。先月の委員会で昨年度の決算が出ました。保険料抑制のための一般会計からの繰り入れ、基金の取り崩し額は幾らになったのか、お答えください。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 令和2年度の決算におきましては、結果的に、府支出金等の財源が見込み以上に交付されたことから、保険料抑制のための一般会計並びに基金からの繰り入れにつきましては必要がございませんでした。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 ゼロ円ですか。決算してみれば、繰り入れも基金の取り崩しも全く必要なかった。それで、赤字なのか黒字なのか、基金の残高と前年度との差額についても教えてください。
- ○南野直司議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 令和2年度の摂津市国 民健康保険特別会計の決算につきましてで ございますが、歳入総額が92億9,79 1万3,000円、歳出総額が92億3, 497万9,000円で、収支差額は6, 293万4,000円の黒字となっており ます。令和2年度末の基金残高につきまし ては4億198万4,273円でございま す。
- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 差額も教えてほしかったん ですけど、ふえていますね。約6,200 万円の黒字、さらに、基金はふやして4億 円超え。保険料を値上げしなくてもよかっ たのではないでしょうか。2018年度か ら黒字なのに値上げ、基金は年々増加とい う状態が続いていますが、これは大阪府内 市町村も同じで、これ以上の値上げは市民 に説明がつかないという声が大阪府に寄せ られていることは以前にご紹介したところ です。そもそも、大阪府の示す統一保険料 が実態に合わず、高過ぎるのではないかと いうことも以前から指摘してきました。大 阪府の国保運営方針の見直しで、医療費総 額が、右肩上がりではなく、2015年度 から年々下がり、今度の推計も大きく下方 修正せざるを得なくなったということが明 らかになりました。国保財政の大本を占め る大阪府でもお金がだぶついているなら、 保険料の値上げに根拠は全くありません。

大阪府の昨年度決算についてお聞きしま

す。大阪府国保会計は赤字なのか黒字なのか、その金額についてもお聞かせください。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 お答えします。

確認している範囲においてでございますが、大阪府の国民健康保険特別会計の令和2年度の決算といたしましては、歳入総額が8,344億8,990万5,000円、歳出総額が8,087億3,347万円で、収支差額は257億5,643万5,000円となっております。なお、このうち、およそ200億円程度が過年度の国庫等の返還金に当たると聞いております。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 約257億円の黒字、莫大 な金額ですよ。(パネルを示す)2018 年度から国保法により都道府県が国保財政 の責任を持つということになり、市町村か ら分担金を集め、医療費の支払い等をする ことになったわけです。大阪府の国保の会 計を見てみます。この丸いのが歳入です。 つまり入金です。国からの交付金等と、そ して、この青い部分の分担金は各市町村か ら集めるお金でございます。この分担金を 国保加入者の数で割ったものがその市の一 人当たり標準保険料になるわけですが、大 阪府はこの分担金をどんどんどんどん値上 げしてきました。大阪府に集まった全体の 分担金、決算項目では分担金及び負担金と なっているものですが、2018年度から 3年分、前年との差額も併せて教えてくだ さい。
- ○南野直司議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 大阪府国民健康保険特別会計の歳入の分担金及び負担金の決算額でございます。平成30年度が2,667

億3,982万6,620円、令和元年度が2,687億5,242万9,532円、令和2年度が2,697億3,074万2,590円でございます。

差額についてでございますが、平成30年度から令和元年度にかけては20億1,260万2,912円、令和元年度から令和2年度にかけてが9億7,831万3,058円の増加となっております。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 (パネルを示す) 教えていただいた数をグラフにしたのがこれでございます。2018年、2019年、そして2020年、どんどんと分担金が上がっているということでございます。そして、上げ幅ですけれども、2018年から2019年に対しては21億円上がっています。そして、それから2020年度、これは9億円上がっています。分担金が引き上げられているということです。

それでは、医療費の支払い、出金のほうですね。大阪府の歳出はどうでしょうか。その大部分を占める項目が(パネルを示す)、これは歳出ですけれども、このほとんどが負担金、補助及び交付金というものになっています。この8割が医療給付費です。負担金、補助及び交付金の金額3年分、そして、それぞれの前年との差額も併せて教えてください。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 決算額で申し上げます。平成30年度が8,369億2,954万1,009円、令和元年度が8,374億9,115万8,425円、令和2年度が8,087億3,346万9,579円となっております。

差額でございますが、平成30年度から

令和元年度にかけては5億6,161万7,416円の増加、令和元年度から令和2年度にかけては287億5,768万8,846円の減少となっております。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 (パネルを示す)項目が多めに入っている分を言うてはるのと違うかと思うんですけれども、数字がちょっと違いますが、大きく減っていっているということは間違いないと思います。2018年度、私が見ている分は8,347億円の数字でございますが、8割が医療給付費ということで、2019年度には87億円減って8,260億円になったと確認をしています。これがさらに2020年度には261億円も減って7,999億円、こういう数字になっているということです。

先ほど言ったように、皆様から集める国保料の標準保険料、これが分担金になるわけですが、それはどんどんどんと3年間かけて上がっていっているけれども、一番大きな医療給付費を含む負担金、補助及び交付金の推移はが一んと下がっていっているということが明らかになっています。3年目の決算で、だからこそ257億円の莫大な黒字が出たということになったわけです。今後の国への返還金を差し引いても約57億円の黒字になります。

大阪府の基金はどうか。基金の当初額、 各年度末残高を順に教えてください。当初 額と2020年度末残高との差額も教えて ください。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 確認できる範囲でお答 えさせていただきます。

大阪府の国民健康保険特別会計の決算の 年度末での基金残高でございますが、平成 30年度が182億1,700万円、令和

元年度が137億8,800万円、令和2 年度が134億3,200万円でございま す。

当初額は、今、確認が取れておりませ ん。申し訳ありません。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 179億6,000万円が 当初額です。なので、2020年度の残と 差し引きすると、基金は約45億円減って います。しかし、先ほどお話があったよう に、国への返還金を差し引いても57億円 の黒字になりますので、それを基金に戻せ ば、当初額よりもさらに基金残高がふえる ということになってしまいます。黒字と基 金をふやしてきたのは市町村だけではな く、大阪府も同じだということが分かりま

国保都道府県化を受けるに当たって、全 国知事会は、国保加入者は高齢者、低所得 者が多いなど、国保の構造的な問題がある と、国に対し1兆円の公費投入を求めまし た。国は、1兆円までいかないけれど、毎 年3,400億円の公費を投入する、これ は被保険者一人当たり約1万円の改善効果 がある、こういうふうに言っていました。 ところが、都道府県化から3年、保険料軽 減どころか、大阪府の示す統一保険料を目 指して値上げを続けてきた結果、市民は高 い保険料にあえいでいるのに、市町村にも 大阪府にもお金がだぶだぶ余っている、こ ういう状態になっているわけです。値上げ ではなく値下げが必要です。来年度の保険 料について仮算定が出たようです。その金 額、前年度、前々年度との差額、また、そ の根拠について教えてください。

- ○南野直司議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 お答えします。

令和4年度保険料の仮算定結果につきま ○南野直司議長 増永議員。

しては、国の仮係数に基づき算定のほうが されております。令和4年度につきまして は、大阪府の平均の一人当たり保険料収納 必要額で申し上げますと14万9,512 円となっております。前年度比で6,66 7円の増、前々年度比で1,264円の増 となっております。本市におきましては、 保険料の収納必要額が15万7,378円 となっており、前年度比で6、382円の 増、前々年度比で160円の増となってお ります。令和3年度から令和4年度にかけ ての保険料収納必要額の増加につきまして は、コロナ禍での受診控えからの回復傾向 等により給付費の増加というものが見られ るようなことが主な要因となっておりま す。

以上です。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 さらに保険料を値上げする 計画ですか。考えられません。まだ仮算定 の段階ですから、大阪府に強く抗議し、標 準保険料の引き下げを求めるべきです。こ れだけお金が余っているんですもん。ま た、大阪府の提示にかかわらず、市の保険 料は引き下げるべきです。4億円も基金が あるわけですから、できるはずです。大阪 府に対しての抗議、そして市の保険料の引 き下げについて、いかがですか、お答えく ださい。
- ○南野直司議長 保健福祉部長。
- ○野村保健福祉部長 お答えします。

保険料につきましては、繰り返しとなり ますけども、来年1月に大阪府から確定係 数に基づく本算定結果が示される予定とな っておりますので、この本算定結果を踏ま えまして、市の保険料設定について検討の ほうを行ってまいります。

○増永和起議員 大阪府の言いなりになって いたら駄目ですよ。しっかり言ってくださ い。市民は国保料が高くて困っているんで すから、お願いいたします。市の保険料を 引き下げてください。ぜひよろしくお願い します。

次に、こどもの貧困についてです。

対面での交流、相談が困難になったとのことでした。なかなか実態がつかめない中、子どもの貧困の深刻化が心配です。困窮者自立支援相談件数、社会福祉協議会の貸付金相談数、また、児童扶養手当の利用者数などは増加しているのではないでしょうか。教えてください。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 主な相談等の推移に つきまして、私のほうから、令和元年度か ら直近の令和3年度10月までの数字につ いて申し上げます。

児童扶養手当の新規認定件数でございま すが、令和元年度114件、令和2年度1 03件、そして、令和3年度、10月末時 点でございますが81件でございます。そ のほか、ひとり親家庭相談指導件数は、令 和元年度から順番に170件、142件、 74件でございます。生活困窮者自立相談 の新規件数につきましては、令和元年度か ら166件、783件、448件でござい ます。住居確保給付金の新規相談件数につ きましては、令和元年度17件、令和2年 度313件、そして令和3年度は89件で ございます。緊急小口資金相談件数につき ましては、令和元年度36件、令和2年度 2,740件、令和3年度が10月末まで ですが856件、そして、最後になります が、総合支援資金相談件数でございます か、令和元年度がゼロ件、令和2年度2, 300件、令和3年度10月末までが1,

145件となっております。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 令和3年度は途中までですから、ちょっと数字は下がりますけれども、相談件数、貸付金相談数は急激にふえて、コロナ禍で生活に困っている人や収入が下がった人がふえていることが分かりました。この中に子育て世帯も多くいることが分かりました。この中に子育て世帯も多くいることが分かりました。まず。また、児童扶養手当は10月までで81件ですかね。ということは、これから年度末までふえると大変な数字になっていく、大きくふえていると思います。ひとり親の収入減少や離婚の増加が原因だと思われます。子どもの貧困について、国や大阪府は調査をしているのでしょうか、教えてください。
- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 貧困の調査について お答えいたします。

まず、厚生労働省におきましては、令和 元年度に国民生活基礎調査を実施されております。調査対象者は、所得、貯蓄に関す る調査で約3万世帯で、所得等から子ども の貧困率が既に公表されております。子ど もの貧困率は13.5%と発表されております。

あと、内閣府におきましては、令和2年度に子どもの生活状況調査を試行実施されております。調査対象者は、全国の中学2年生とその保護者5,000世帯で、内容につきましては、世帯全体の年間収入や、1日当たりどれくらいの時間勉強しているかなどの保護者と中学生の生活状況を調査する内容となっております。

また、大阪府におきましては、平成28年度に大阪府子どもの生活に関する実態調査を実施されております。調査対象者は、 大阪府内の小学5年生とその保護者4,0 00世帯、また、中学2年生とその保護者 4,000世帯で、内容は、将来について の考えや希望、子どもとの関わりなどを調 査する内容となっております。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 厚生労働省調査では、コロナ禍前でも子どもの7人に一人は貧困だということです。子育て世帯の貧困はDVや虐待の増加にもつながります。虐待、ネグレクトなど、要保護児童対策地域協議会での取り扱い検討件数の推移を教えてください。
- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 要保護児童対策地域 協議会で取り扱っております要保護児童、 要支援児童、特定妊婦の合計件数で申し上 げますと、平成30年度は654件、令和 元年度は756件、令和2年度773件と なっております。
- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 年々増加しているというこ とです。しかし、どの市町村も同じ増加の 仕方というわけではありません。2017 年度、要保護児童対策地域協議会の取り扱 い検討件数は、吹田市549件、摂津市5 37件と、吹田市のほうが多かったんです が、2020年度は、吹田市617件、摂 津市773件と逆転状態になっています。 ここ一、二年、特に摂津市で子どもの貧困 が急激に広がり、虐待、ネグレクト等も増 加しているのではないかと危惧します。 国・大阪府の調査もありましたが、その時 点よりもさらに状況は変化していると考え ます。早急に市独自で子どもの貧困実態調 査を行うべきだと考えますが、いかがでし ようか。
- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 現在、内閣府におき

まして、地方自治体が子どもの貧困に関する調査を実施する際に参考となります共通 調査項目案をベースに、全国を調査地域と する子どもの生活状況調査を試行実施され、今年度中に調査内容、方法の改善等の 検討を行うなど、子どもの貧困に関する調 査について検討が行われているところでご ざいます。

本市では、これまで、大阪府や他市町村の実態調査結果や本市での就学援助率など様々な指標を勘案して、現行の事業の充実や新たな施策の創設を行ってまいりました。今後も、国・大阪府の動向を注視して、関係機関との連携を図り、現状把握と情報収集に努めて貧困対策に取り組んでまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 子どもの貧困の深刻化は待ったなし、3歳児虐待死事件は氷山の一角であると思います。一つ一つの事例への対応はもちろん、摂津市の子どもたちのリアルな実態、全体像をつかむなど、調査をぜひ独自で早急に行っていただくことを強く要望しておきます。

この質問の最後に、子どもたちの食を支える中学校全員喫食について要望します。

子どもの貧困対策としても全員喫食は必要ですが、ただ提供すればよいのではなく、おいしい給食でなければなりません。現在の給食も生活保護世帯は無償ですし、新型コロナウイルス感染症対策でどの子も無償提供がなされましたが、多くの子どもたちは注文していません。一番の理由はおいしくないからです。摂津市は小学校給食が大変おいしいと喜ばれている実績があるのですから、これを生かして自校方式の中学校全員喫食をぜひとも実現していただきたい。吹田市先行の大規模センター方式に

乗っかるのではなく、給食室からおいしい 匂いが漂ってくる、温かい心まで満たされ る中学校全員喫食を自校方式で、子どもの 貧困の広がる今だからこそ早急に実現する ことを強く要望しておきます。

最後に、学校トイレに生理用品を常備することについてです。

学校では生理用品を保健室に置いている と思いますが、どうでしょうか。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 災害備蓄品を活用して 配布いたしました生理用品につきまして は、各小・中学校の保健室におきまして必 要な際に使用することといたしました。小 学校におきましてはあまり利用がなく、中 学校においては若干利用されているような 状況でございます。また、現在は、現場の 実情に応じまして、既に一部の中学校においてトイレに設置している学校もあり、今 後につきましても、学校現場と連携しなが らトイレへの常設の検討をしてまいりたい と考えております。
- ○南野直司議長 増永議員。
- ○増永和起議員 保健室に行って生理用品を 替えなければならないなんていうことは、 子どもの心に傷がつきます。こういうこと ではなくて、常備していただきたいと思い ます。

生理については、貧困問題ではなく、女性の人権の問題としてオープンに語れる社会、トイレットペーパーと同じく普通に生理用品がトイレに備えられている社会を求める運動が発展しています。学校のトイレに生理用品を常設することについて、ぜひともお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○南野直司議長 増永議員の質問が終わりま した。 次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 (パネルを示す) それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番目に、マイタイムラインの取り 組みと個別避難計画の策定及び自主防災組 織の支援についてです。

これは昨日も質問がありましたけれども、マイタイムラインの取り組みと、それから個別避難計画の策定については、誰一人犠牲にしないインクルーシブ防災実現のために導入及び周知と実践が必要であることを訴えてまいりました。また、個別避難計画の策定については、令和3年5月の災害対策基本法の改訂によりまして、市町村の作成の努力義務化がされています。

まず初めに、これまでの取り組みと今後 の予定について、ご答弁をお願いいたしま す。

次に、2番目、府道大阪高槻京都線の千里丘交差点大阪側京都行歩道を吹田市都市計画道路「千里丘朝日が丘線」の完成に合わせてバリアフリー改修することについてです。このパネルの黄色いところですね。(パネルを示す)

この場所のバリアフリー化について、私は、初当選直後から取り組んでいる課題であり、これまでに何度か質問してまいりました。最近では2020年6月に一般質問をさせていただいております。これまでの動きについてご答弁をお願いいたします。

続きまして、3番目、府道沢良宜東千里 丘停車場線の事業決定と廃止された部分の 復活の必要性についてです。

都市計画道路千里丘寝屋川線のこれまで の経緯についてご答弁をお願いいたしま す。黄色いところが千里丘寝屋川線で、ピ ンクのところが廃止されたところです。

次に、4番目、山田川沿いの管理用通路 を遊歩道に整備し、安全な通学路及び明和 池公園に通じる散策路にすることについて ですが、平成21年12月の一般質問にお いて、山田川河川敷を吹田操車場跡地まち づくりの区域に含めて、遊歩道として同時 に整備することを要望しました。当時の担 当部長の答弁では、吹田操車場跡地のまち づくりを進めるに当たり、山田川河川敷跡 地についても、まちづくりに合わせて整備 できないか、河川管理者である茨木土木事 務所に対して申し入れを行っている、山田 川河川管理用通路の取り扱いを含め、今後 も引き続き、吹田操車場跡地のまちづくり との整合や、地域住民にとって有益な活用 となるように、茨木土木事務所と協議して いくとの答弁でございました。

しかし、その結果は、この部分は取り残され、いまだに草がぼうぼうで未整備が際立っています。あれから10年たち、健都のまちも完成をしましたが、改めて山田川左岸にある柳ケ堰橋から明和池公園までの管理用通路を緑道とすることで、環境がよくなり、明和池公園へ通じる散策路や通学路にもなると思いますが、市のお考えについてご答弁をお願いします。この黄色いところがそうです。

次に、5番目、摂津市消防第四分団の屯 所建て替え問題についてですが、本年12 月に入って立て続けに2件の火災が発生 し、その際も消防団が活躍いたしました。 また、全国で大規模自然災害が頻発する状 況で、地域消防力の中核として消防団の果 たす役割はますます増大しています。

最初に、本市の消防団の現状と、これら を踏まえた課題、取り組みについてご答弁 をお願いいたします。

次に、6番目、コミュニティスクールの 導入と地域学校協働本部についてですが、 現在、国においては、社会に開かれた教育 課程の実現に向けた学習指導要領の着実な 実施や、学校における働き方改革の推進、 GIGAスクール構想の実現等に加え、不 登校、いじめ、児童虐待への対応、感染症 対策、防災など、学校や地域が抱える様々 な課題に対応しつつ、未来を担う子どもた ちの成長を支えていくためには、これまで 以上に学校、家庭、地域の連携・協働が必 要となる。また、コロナ禍により改めて浮 き彫りとなった学校、家庭、地域の役割分 担や連携・協働の重要性、安定した学校経 営体制の必要の観点からも、校長や教職員 だけではなく、保護者や地域住民等が当事 者として参画し、学校運営を支え、強化す る仕組みであるコミュニティスクールは、 全ての学校に求められる機能であるとし て、全国の学校に導入実施について努力義 務を課しています。また、併せて、地域学 校協働活動を一体的に推進しております。

まず初めに、このコミュニティスクール 及び地域学校協働本部について、どのよう なものかについてご答弁をお願いいたしま す。

次に、7番目、誰一人取り残さない持続可能な開発目標SDGsの達成に向けた取り組みについてですが、SDGsの推進につきましては、その重要性を直感的に感じて以来、2018年12月の一般質問以来、今回で5回目となります。また、各委員会でもこだわって質問してまいりましたが、最初は庁内職員のほとんどが知られていない状況から、最後は行政経営戦略に関連づけていただくところまで進んだことを高く評価しています。

1回目に、これまでの本市の取り組みに

ついてご答弁をお願いいたします。

次に、8番目、子ども食堂の具体的な支援についてですが、このたびの長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、課題を抱える子どもや家庭の増加、孤立化が加速する一方で、実態が見えにくくなっていることが懸念されています。アフターコロナに向けた取り組みが検討されている中で、子ども食堂の必要性が高まっていると思いますが、本市の認識についてご答弁をお願いいたします。

次に、9番目、子どもの貧困対策についてです。

先ほども質問がありましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、子どもの貧困化が進んでいることが心配です。

初めに、本市における子どもの貧困の状況とその対策についてご答弁をお願いいたします。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 マイタイムライン及び個 別避難計画の取り組みについてのご質問に お答えをいたします。

まず、マイタイムラインにつきましては、市民のお一人お一人に自分の命は自分で守るという意識をお持ちいただき、自分自身で行動できる方が自らの水害リスクを認識し、自分の判断で避難行動を取れるようにマイタイムラインを作成していただくことは大変重要なことであり、市といたしましても積極的に推進してまいりたいと考えております。

そのための取り組みといたしまして、まず、本年度末に全戸配布予定の防災ブック

の中で、自らの様々な洪水リスクや防災情報の入手方法などを知っていただきますと ともに、マイタイムラインの作成方法についてお示ししてまいりたいと考えております。

次に、避難行動要支援者の個別避難計画につきましては、高齢者や障害者等で自力での避難が困難である方について、関係者による避難支援の確保等を図りますためにも、市が主体となって取り組んでまいりたいと考えております。個別避難計画の作成に当たりましては、一人一人の心身の状況や環境面を考慮して作成する必要がありますことから、まず、今年度中に、保健福祉部などと連携して、どのような方法で進めていただき、どのような方法で進めていただき、どのような方法で進めていただき、どのような方法で進めていくかなどの検討を行い、計画作成に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 府道大阪高槻京都線の千里 丘交差点大阪側の京都行歩道のバリアフリ 一改修についてのご質問にお答えいたしま す。

議員がご指摘の箇所につきましては、本 市としましても、道路と民地の高低差によ り適正な道路勾配が確保されていないこと などを認識しており、これまで、道路管理 者である大阪府茨木土木事務所との意見交 換会等において、当該箇所を含め、周辺の 改善や整備について協議してまいりまし た。本年11月には、地元自治会から、当 該箇所の整備について、本市及び茨木土木 事務所に対し要望書が提出され、12月3 日に市も同席して実施された現地立会にお いて、茨木土木事務所から一部改修に着手 することが示されたところでございます。 続きまして、府道沢良宜東千里丘停車場 線の都市計画について、これまでの経緯に ついてのご質問にお答えいたします。

府道沢良宜東千里丘停車場線につきましては、大阪府の都市計画道路千里丘寝屋川線として昭和43年に計画決定されましたが、大阪府全体の都市計画道路の見直しに伴い、平成29年2月に、阪急京都線の鉄道高架化に合わせ、都市計画を変更された路線であります。変更内容としましては、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、JR千里丘駅から阪急京都線までの間につきましては、幅員を変更し、都市計画道路千里丘東駅前線として存続するものとし、阪急京都線から府道大阪中央環状線までの間は都市計画道路を廃止されたものであります。

続きまして、山田川管理用通路を緑道に することの市の考えについてのご質問にお 答えいたします。

議員がご指摘の箇所の一級河川山田川左 岸にあります管理用通路は、誰もが通行で きる状況になっておりますが、時期によっ ては一部区間において雑草が生い茂り、通 行の支障等になっていることは承知してお ります。

現在、管理者である大阪府茨木土木事務 所から委託を受け、市が除草を行っている ところです。市におきましても、周辺環境 を確認し、管理用通路の通行利用や環境向 上に向け、茨木土木事務所に緑道の環境整 備等ができないか要望してまいります。

○南野直司議長 消防長。

(明原消防長 登壇)

○明原消防長 消防団の現状、課題、取り組みについてのご質問にお答えいたします。 初めに、本市消防団の現況でございますが、本年12月1日現在、基本消防団員3 19名、企業の機能別団員46名、OB団員14名、計379名の消防団員を擁しております。消防団組織といたしましては、1本部の下、4地区に基本分団28分団及び企業の機能別分団3分団を配置いたしております。

課題といたしましては、まずは消防団員の確保でありまして、本市におきましては、平成30年頃までは全国傾向に反して消防団員は逓増いたしておりましたが、ここ数年は僅かな減少傾向に転じております。

現在、OB団員の増員や女性消防団員の加入促進等、団員数の確保に向けた取り組みを行っております。また、平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定され、本市といたしましても、消防団員の処遇改善、消防団へのさらなる加入促進、消防団装備・資機材の充実等にも取り組んでいるところでございます。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 コミュニティスクール についてのご質問にお答えいたします。

コミュニティスクールとは、委員である 保護者や地域住民の方々が学校運営の基本 方針の承認等を行う学校運営協議会を設置 している学校のことでございます。平成1 6年の法整備により設置できるようにな り、平成29年の法改正により設置の促進 が求められております。

現在、本市の全小・中学校で設置しております学校協議会は、校長が定める学校経営計画や計画に基づく取り組みに対して意見を述べる立場でしたが、学校運営協議会では、一定の権限を持って学校経営計画の承認を行うなど、学校運営そのものに意見

を述べることができるようになります。これにより、子どもや地域の未来に向けて、保護者、地域、学校が地域総がかりで当事者意識を持って学校運営に関与することを促進し、地域と共にある学校を実現していくものとされております。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(橋本次世代育成部長 登壇)

○橋本次世代育成部長 地域学校協働本部に ついてのご質問にお答えいたします。

地域学校協働本部とは、従来の学校支援 地域本部などの地域と学校の連携体制を基 盤として、より多くの、より幅広い層の地 域住民・団体等が参画し、緩やかなネット ワークを形成することにより、地域と学校 が相互にパートナーとして連携・協働で組 織的な活動をする地域学校協働活動を推進 する体制として、平成27年の中央教育審 議会の答申で提言されたものでございま す。

学校支援地域本部から地域学校協働本部への発展が進めば、地域が学校、子どもたちを応援、支援するという1方向の関係だけではなく、子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働するために意見を出し合うことができるようになるものでございます。これにより、地域の将来を担う人材育成が図られるとともに、地域住民同士のつながりを深めることで、自立した地域社会の基盤の構築、活性化を図る学校を核とした地域づくりが実現していくものとされております。

続きまして、子ども食堂の必要性につい てのご質問にお答えいたします。

子ども食堂は、経済的困難を抱えるご家庭に対して、低額で食事を提供するだけではなく、子どもたちが多様な人との関わりの中で自分らしく過ごすことができる居場

所として、また、地域住民が子ども食堂の 運営を通して交流を深める地域コミュニティの場としての役割が期待されております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、多くの方が自宅で長い時間を過ごすことを余儀なくされている状況下においては、社会からの孤立や心身の健康への影響が懸念されており、課題を抱える子どもや家庭を発見して、必要な支援や支援機関につなぐという発見の場所として、これまで以上にその必要性は高くなっていると認識しております。

本市におきましても、複数の場所において子ども食堂を運営いただいていることから、その運営者の方と連携することができれば、子どもの食育や居場所づくり、児童の見守り支援や地域の交流拠点として大きな役割を果たしていくと考えております。

続きまして、本市の子どもの貧困につい てのご質問にお答えいたします。

令和2年度、国において実施されました ひとり親世帯臨時特別給付金では、その半 数の世帯が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したと申告があったこ とから、コロナ禍のひとり親世帯において は、これまで以上に生活費や教育費の負担 が大きいものと認識しております。

本市において、新型コロナウイルス感染 症拡大により影響を受けたひとり親家庭の 生活を支援する取り組みとして、他市に先 駆け、児童扶養手当を受給する世帯に対し まして、市独自で給付金を支給いたしまし た。また、これまでも、ひとり親世帯への 医療費助成制度の拡大や就学援助事業にお ける対象品目の追加など、支援の充実に取 り組んでおります。

子どもの貧困問題は社会全体の課題と考

えており、一朝一夕には解決できない問題であると認識しておりますことから、引き続き、必要な支援を迅速に検討できるよう、経済状況、国・大阪府等の動きなど、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 市長公室長。

(大橋市長公室長 登壇)

○大橋市長公室長 SDGsに関するこれまでの本市の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

SDGsにつきましては、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であり、誰一人取り残さないという誓いは、誰もが安心して生活することができるまちづくりに取り組む自治体の目標にもつながることから、その達成に向けて本市としても積極的に役割を果たしていく必要があるものと考えております。

本市のこれまでの取り組みといたしましては、職員研修や市民向けのパネル展の開催、広報誌やホームページでの周知等を実施してきたところでございます。また、SDGsに掲げられた17のゴール、169のターゲットには、本市が展開する様々な施策や解決すべき課題と重なるところが多数あることから、令和2年度に策定いたしました摂津市行政経営戦略において、本市がまちづくりの目標に掲げる10の分野、29の施策をSDGsの17のゴールに関連づけ、SDGs達成を意識した取り組みに努めてきたところでございます。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 それでは、2回目からは一 問一答でお願いいたします。

まず、マイタイムラインと個別避難計画についてです。

ご答弁ありがとうございます。

マイタイムラインについては、年度末発 行の防災ブックに掲載するとのことです。 また、個別避難計画については計画策定に 向けた準備を行われていかれますが、それ ぞれ作成に当たっての課題及び具体的な取 り組みについてご答弁をお願いしたいと思 います。

また、個別避難計画につきましては、答 弁されたように、実効性のある計画として いただくこと、そして、要援護者の状態の 変化に対しての見直しについても柔軟な対 応をお願いし、これは要望としておきま す。

- ○南野直司議長 総務部理事。
- ○辰巳総務部理事 マイタイムラインにつきましては、防災ブックをお読みいただいただけでは実際の避難先が思い当たらず、どのタイミングでどこへ避難すればよいのか分からないといった方もおられると思いますので、地域の皆様にマイタイムラインについて直接ご説明し、作成していただく機会を設けますとともに、作成の目安となるように、モデルとなる避難先や必要な情報をお示しするなどの支援を検討してまいりたいと考えております。
- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 ご答弁ありがとうございます。

マイタイムライン作成の推進につきましては、自主防災組織を通じた取り組みが思い浮かびますが、アフターコロナの中でどのように取り組まれていくのか、また、自治会未加入者等への推進はどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

- ○南野直司議長 総務部理事。
- ○辰巳総務部理事 マイタイムラインの浸透 方法についてのご質問でございますが、自

主防災組織の皆様に直接マイタイムライン についてご説明し、地域の皆様に作成を呼 びかけていただくほか、アフターコロナを 見据え、オンラインなど多様な手段で作成 の推進に取り組んでまいりたいと考えてお ります。

また、同様に、自治会に加入しておられない市民の皆様につきましても、防災サポーターの協力も仰ぎつつ、作成会などの機会を設けるなど、様々な手法を検討し、マイタイムラインが浸透するよう取り組んでまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 マイタイムライン作成につきましては、個別避難計画と合わせて、誰一人犠牲にしないインクルーシブ防災の切り札だと考えます。その取り組みにつきましては、このたび第3期生の募集をされます防災サポーターの活躍が期待されます。しっかり組織化され、自主運営ができる組織の構築をお願いいたします。

また、令和4年度におきまして、各地で 作成ワークショップの開催を強く要望して おきます。

次に、2番目の府道大阪高槻京都線の件ですけれども、先ほどの答弁で、茨木土木事務所において一部改修に着手されることを歓迎いたします。しかし、今後は、本市の千里丘西地区の再開発事業の完成時、また、吹田市都市計画道路の千里丘朝日が丘線の完成時をチャンスと捉えて、全面改修を要望していただくことが重要だと思います。本市の考えについてご答弁をお願いします。

- ○南野直司議長 建設部長。
- ○武井建設部長 都市計画道路千里丘朝日が 丘線は、吹田市が事業主体で実施されており、令和2年8月に事業認可を取得、事業

期間は令和9年度までと聞いております。 先ほど答弁申し上げましたとおり、茨木土 木事務所から一部改修に今回着手すること が示されましたが、当該箇所や周辺におい て対策が必要と思われる箇所につきまして は、千里丘朝日が丘線の整備や本市が実施 する千里丘駅西地区再開発事業に合わせ、 一体的に改修されるよう、引き続き茨木土 木事務所に働きかけてまいります。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 引き続き強く働きかけてい ただくことをお願いし、これは要望といた します。

次に、3番目、都市計画道路千里丘東駅前線についてですが、現在実施中の阪急京都線連続立体交差事業の関連道路と位置付けられており、同時に完成すると聞いておりますが、用地買収に多額の費用と時間を要することを考えますと、そろそろ事業決定をしていく必要があると思います。事業決定の時期について、また、大阪府の本気度についてご答弁をお願いします。

- ○南野直司議長 建設部長。
- ○武井建設部長 阪急京都線連続立体交差事業完成から逆算した千里丘東駅前線の必要な事業決定の時期についてのご質問にお答えいたします。

JR千里丘駅から阪急京都線までの都市 計画道路千里丘東駅前線につきましては、 阪急京都線連続立体交差事業の関連街路と して位置付けされており、事業の効果発現 の上でも阪急京都線連続立体交差事業に合 わせた整備が必要と考えております。本路 線につきましては、不決定の路線であり、 現時点で具体的な事業決定の時期は定められておりませんが、阪急京都線連続立体交 差事業に合わせての整備を目指し、用地取 得や整備に伴うスケジュールなど、今後も 大阪府と調整し、進めてまいります。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 先ほど、答弁では語られませんでしたけども、担当者の間では大阪府担当者からは完成時期を合わせて進めていくと話が出ているとのことなので、今回は了としたいと思います。しかし、事業決定があって本当に確定するので、引き続き大阪府の事業決定を促していただくことを要望しておきます。

また、平成29年に都市計画決定が廃止 された区間は、昨今の本市の安威川以南地 域の活性化や水害からの避難経路の問題な どを考えると、復活が必要だと考えます。 現在は、鳥飼地域には一津屋交差点回りの バスルートしかありませんが、流通センタ ーを経由するもう一つのバスルートができ ます。しかも、一津屋経由より時間短縮が 図れそうです。また、鳥飼仁和寺大橋が令 和9年に無料化されることで、京阪寝屋川 市駅までのルートも可能です。そして、鳥 飼地域と流通センターがコラボして活性化 を図れる可能性もあります。また、水害 時、車で広域避難地の万博公園への避難ル ートとして、大阪中央環状線以外のルート の確保ができます。茨木市沢良宜東四丁目 は、桜町を通らないと外部に出られない状 況が改善できていません。担当課は、市も 都市計画変更に賛成したので、今さら声を 上げられないとの見解ですけれども、私 は、阪急京都線連続立体交差事業や都市計 画道路千里丘東駅前線の進捗に合わせて復 活の機運を高めていくことが重要だと考え ます。このことは要望しておきたいと思い ます。

次に、4番目の山田川沿いの管理用通路 の件ですが、緑道として整備されるよう、 粘り強く取り組んでいただきますようお願 いし、要望といたします。

次に、5番目、摂津市消防第四分団の屯 所建て替え問題についてですが、千里丘地 区は、千里丘駅西地区再開発事業の進捗な ど、大きく変貌を遂げてまいりますが、千 里丘地区特有の課題があるように聞いてい ます。現状と課題についてご答弁をお願い いたします。

- ○南野直司議長 消防長。
- ○明原消防長 千里丘地区の消防団特有の課題についてのご質問にお答えいたします。

消防団員数は先ほどご答弁申し上げたとおりでございまして、千里丘地区に関しましても同様で、近年は消防団員の確保に苦慮しているところでございます。健都のまちづくりが進み、また、これからJR千里丘駅西地区再開発が進むにつれ、千里丘地区において消防団を取り巻く環境はさらに複雑多様化してまいります。機能部隊である市第四分団が中心となり、地域の分団が連携し、千里丘地域の住民の生命、身体、財産を守っていくということに変わりはございません。引き続き、当該地区全体でざいません。引き続き、当該地区全体で活ります。

一方、本年度から、千里丘第1分団の高齢化等による活動人員の関係で、同分団と千里丘第2分団を統合し、旧千里丘第2分団の屯所及び車両を活用し、千里丘分団と名称を改め、運用いたしております。

今後の課題といたしましては、旧来から 市第四分団車両を格納いただいております 築60年を超えた現千里丘分団屯所の老朽 化でございます。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。千 里丘分団の地元といたしましては、第四分 団車両を格納している現在の屯所を近く市

に寄贈し、以後も同様の形態で市管理としてほしいとの意向があります。所有者である町会にあっては、第1から第4までの自動車分団施設は市が整備、地元分団施設は市が補助金を出して地元が整備という基本方針は理解されています。しかし、寄贈を受けるに当たっては、これまでの経緯を考慮して協議し、地元の意向にできるだけ沿えるように最大努力をいただくとともに、地元消防分団の活動を支援いただけることを強く要望しておきます。

次に、6番目、コミュニティスクールの 導入についてです。

今後どのように取り組んでいかれるの か、ご答弁をお願いします。

- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 コミュニティスクール の導入に向けては、まずはモデル校におい て実施し、委員の選定方法や協議内容、地 域住民の学校運営への関わり方など、成果 や課題を整理した上で、市内全小・中学校 で実施できるよう取り組んでまいります。
- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 このコミュニティスクール につきましては、国は随分前から推進をし ておりました。私も当初から大変期待を し、注視をしてまいりましたが、大阪府内 で導入したのは河内長野市ぐらいです。当 初は教員の人事権も与えられており、現場 の猛反発もあり、大阪府内では独自の学校 教員制度として推進されましたが、その 後、人事権が抹消され、数年前に大阪府の 教育庁が導入し、今度は推進役になってい ます。これまでの経緯と導入に当たっての 課題についてご答弁をお願いいたします。
- ○南野直司議長 教育総務部長。
- ○小林教育総務部長 本市の全小・中学校に 設置しております学校協議会は、開かれた

学校づくりの推進のため、保護者、地域の 方々等で構成される委員から学校経営計画 などにご意見をいただき、学校の運営に反 映したり、学校の教育活動に協力を得るこ となどを行ってまいりました。しかし、学 校と地域が一体となって子どもたちを育む ためには、開かれた学校から一歩進み、学 校が教育活動の目標や思いを保護者や地域 の方々と共有し、共に学校運営を行う地域 と共にある学校へと転換していく必要があり、そのために国は、学校運営協議会を設 置する学校、コミュニティスクールへと制 度を進展させてきたと認識しております。

地域が一定の権限と責任を持って学校と 協働して学校運営に取り組むためには、そ の教育活動等の目的から具体的な取り組み 内容まで十分なすり合わせが必要になると 捉えております。また、本市に導入してい くに当たり、学校運営に大所高所から建設 的な意見をいただける人材の確保や、学校 と地域の役割や責任の分担等の課題がある ものと考えております。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 私は、この導入に大変期待をしておりますけれども、国が描いているポンチ絵と教育現場とは相当ギャップがあるだろうと思います。イメージを共有するには相当の労力を要すると思います。たとえ国が言っているようにならなかったとしても、子どもたちを一番に考えて、可能な限り国に近いイメージを全ての学校現場と共有して実現できるように最大努力をお願いし、要望といたします。

次に、地域学校協働本部についてですが、今後どのように取り組んでいかれるのか、ご答弁をお願いいたします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 コミュニティスクー

ルと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、まず、関係者でその目標やビジョンを共有することが必要となってまいります。コミュニティスクールでのモデル校においての取り組みを注視し、一体的な推進に向けての地域学校協働本部の在り方、取り組みについての検討を行ってまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 現在、学校支援地域本部の 核であります地域教育協議会、いわゆるす こやかネットというのがありますけれど も、今後どのようになっていくのか、ご答 弁をお願いしたいと思います。
- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 地域教育協議会、いわゆるすこやかネットにつきましては、地域学校協働本部と、その活動の趣旨や構成員、活動内容の多くが重なっており、その役割を担っていただいておるところでございます。

すこやかネットのさらなる発展には、地域による学校の支援から、地域と学校が双方向の連携・協働を推進し、個別の活動から総合化、ネットワーク化していく必要があり、より多くの地域住民による多様な活動を継続して安定的に行えるよう体制を強化していく必要があります。また、その活動の推進には、地域住民や関係者との連絡調整、地域ボランティアの確保、活動の企画調整等を担うコーディネート機能の強化が必要であると考えております。

今後、体制強化をするため、他市で実施 しておられる地域学校協働活動の内容や、 地域学校協働本部の構成員の状況、そし て、地域住民や学校との連絡調整、地域学 校教育活動の企画調整を行う地域学校協働 活動推進員の役割について、他市の状況や 事例など情報収集を行い、地域教育協議会、いわゆるすこやかネットで議論を深めてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 この学校協議会活動につき ましても、国が描いているポンチ絵どおり にやるのは非常に難しいだろうと思いま す。私も地元の地域教育協議会の一員、い わゆるすこやかネットの一員として長年携 わってまいりましたけれども、今、非常に 硬直化しているということを実感していま す。明年からモデル校が実施をされるとい うことですけども、とにかく子どもたちを 一番に考えて、可能な限り国に近いイメー ジを全ての地域で共有できるように最大努 力いただきまして、これも要望とします。 そして、最後に、このコミュニティスク ールの導入及び地域学校協働本部につい て、教育長としての抱負を教えていただき たいと思います。
- ○南野直司議長 教育長。
- ○箸尾谷教育長 お話のありましたコミュニティスクール、学校運営協議会並びに地域学校協働活動というのは、そもそも同じ考え方でありまして、これまで地域は学校を支援していただくという立ち位置にありましたけれども、それをもう少し進めて、例えば学校運営協議会でありましたら、地域の代表の方や保護者の代表の方に学校運営協議会の委員になっていただき、その協議会に対して一定の権限や責任を与えることで、ある意味、学校と対等な立場で学校運営に携わっていただくことができるというものでございます。

そういう意味では、先ほど議員からもご 指摘がありましたけども、これまでの学校 の在り方を根本的に変えるところもありま すので、まずは、その地域の方々、あるい は保護者、管理職も含めた教職員、もっと 言えば教育委員会の職員も、やっぱり意識 改革というか、大きな変革だということを 認識しなければならないと思っています。

また、そういう中で様々な活動をしていただくわけですけれども、例えば学校の取り組みのいいところは評価していただき、まずいところはご指摘いただいて、その改善のために建設的な議論をしていただく必要がございます。今、先進的な学校の取り組みを見ますと、各学校ごとに10名から15名の学校運営協議会の委員をお願いしているようでございます。本市15校で考えますと、150名から200名を超える委員の方々が必要となってまいります。そういう意味で、この人材確保についてもっぱり大きな課題だと思っております。

教育委員会としましては、来年度からモデル実施を予定しておりますけれども、様々な課題が考えられますので、その課題の整理と、それから、その対策等にしっかり時間をかけて丁寧に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 非常に期待しておりますの で、ぜひ頑張っていただきますようによろ しくお願いいたします。

次に、SDGsの取り組みについてで す。

今後の取り組み及び推進体制についてご 答弁をお願いいたします。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 先ほどご答弁いたしましたが、摂津市行政経営戦略とSDGsを一体的に捉えており、今後、SDGsの17のゴールと関連づけをした行政経営戦略の進捗管理を通じて、SDGsの達成により

一層貢献してまいりたいと考えておりま す。

また、SDGsの取り組みにおきましては、市民への周知が重要であると考えており、今年度におきましては、SDGsのホームページ作成や広報誌への特集記事掲載、そのほか、市のイベント開催におけるSDGsロゴパネルの掲示等、啓発活動に努めてきたところであり、今後も、各種イベント等、様々な機会を捉えて効果的な啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。

ホームページでは、今作成されているものであれば、これは「組織から探す」に入って政策推進課の中にありますので、トップページにぜひ出していただきたいと思います。

また、介護の日のイベントとしてSDG sと関連づけた動画の配信を高く評価したいと思います。

しかし、まだまだ課によって意識の強弱 があるように感じます。幹部を含めたさら なる職員啓発をお願いします。

また、取り組みをさらに大きく広げていくために、オール摂津での体制づくりを提案しますが、市としての認識についてご答弁をお願いします。

- ○南野直司議長 市長公室長。
- ○大橋市長公室長 行政経営戦略策定時におきまして、有識者から、SDGsの取り組みにおいては、必ずしも新たな取り組みを求めるものではなく、これまでの取り組みにどれだけ多くの人々を巻き込むことができるかが重要であるとのご意見をいただいております。このことは、議員がご指摘のとおり、オール摂津の取り組みにつなげて

いくことが重要であることを示すものと認識しております。引き続き、市民等への啓発や公民連携の推進等を通じて、SDGsの達成に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 森山市長を本部長にSDG s推進本部を設置いただき、オール摂津で ワンチームで取り組むための目に見える取 り組みの展開を要望しておきます。

また、摂津市行政経営戦略はSDGs推 進計画でもあるために、毎年の検証結果を 見やすいパネルにして市役所のロビーやコ ミプラのロビーで展示することで摂津市の イメージアップにもつながるため、提案し ておきたいと思います。

次に、子ども食堂についてですが、昨年 第4回定例会において同趣旨の質問をさせ ていただき、国の財源についても提案をし てまいりましたが、今後、具体的にどのよ うに取り組まれていかれるのか、ご答弁を お願いします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 市内におきまして子 ども食堂を運営していただいている運営者 の方と、子ども食堂を運営していく上での 課題や、行政が子ども食堂に担っていただ きたい役割などについて意見交換を行いな がら、子ども食堂を運営していく上で行政 としてどのような支援ができるのか、検討 してまいりたいと考えております。

また、他市における子ども食堂の支援状況やその内容について情報収集するとともに、子ども食堂を運営されている方にとって有益となる交付金などの情報提供や団体の活動状況などを引き続き広報してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 令和4年度予算に具体的な 形ができるようにお願いし、要望といたし ます。

次に、9番目、子どもの貧困対策についてですが、ひとり親世帯で進んでおり、様々な対策も取られてきたことについてご答弁いただきました。

本市では、子どもの貧困対策計画を子ども・子育て支援事業計画に盛り込み実施されていますが、1年目としての総括がどうであったのか、ご答弁をお願いします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 本市では、第2期子 ども・子育て支援事業計画において、貧困 対策として、子どもの将来がその生まれ育 った環境において左右されないよう、環境 整備や、教育機会が失われることのないよ う取り組むこととしております。そのため には、子どもが小さいときから予防的な支 援につなげることができ、また、貧困の連 鎖を予防するために、気になる子どもへの 早期対応を行うことのできる体制整備や仕 組みが必要となります。

本市の取り組みとして、令和2年度より 子育て世代包括支援センターを立ち上げて おり、今後も関係機関との連携に努め、そ こから見えてくる課題に取り組んでまいり たいと考えております。

また、課題を抱える児童・生徒やその家族の生活基盤の改善を支援するスクールソーシャルワーカーの充実や、地域や家庭の事情により学校以外で学ぶ機会が少ない児童・生徒の学習支援の充実を行うなど、教育の支援にも取り組んでまいりました。今後とも、子どもに関連する関係機関が連携し、支援の必要な世帯を把握し、対応に努めてまいります。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ご答弁ありがとうございます。

しかし、本市の計画は、子どもの貧困対策について非常に総括しにくい、言い換えれば問題意識が薄れやすい計画だとも言えると思います。せめて大阪府等のように、子どもの貧困対策を一つの章にまとめて記載するなど、意義づけが必要だと思いますが、認識についてご答弁をお願いします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 第2期摂津市子ど も・子育て支援事業計画は、子どもの貧困 対策の推進に関する法律に基づく子どもの 貧困対策のための計画を包含したものとし て策定しております。

また、本計画にある子どもの貧困対策は、本市における子ども・子育て支援に関する事業を総括するものであり、今回、計画の施策体系を整理し、新たに子どもの貧困対策の推進の項目を新設いたしたものでございます。子どもの貧困対策に関連する多くの事業は、貧困対策事業として行っているものではなく、結果としてその効果が貧困対策の趣旨につながるものでありますことから現行の形式となっており、進捗管理につきましては各施策体系の事業ごとに行っておるところでございます。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 子どもの貧困対策の推進の 項目が新設されたと言われましたが、ほん の数行です。国では、わざわざ子どもの貧 困対策基本法として法律化をされていま す。本来ならそのための計画をつくること が必要ですけれども、意識が薄れることの ないように、毎年検証が分かりやすくでき るような計画を補足する実施要領などの策 定をお願いし、要望といたします。

以前にも申し上げましたが、この摂津市

にフードバンクを設立することが貧困対策 にとって対症療法の大きな可能性につなが ると訴えてきました。改めて市の見解につ いてご答弁をお願いいたします。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 フードバンクは、まだ食べられるのに様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける活動でございます。フードバンク活動により、食費の節約、廃棄コスト、環境負荷の削減、商品ロスの削減、地域活性化など、それぞれの立場でメリットがあることは認識しております。

また、フードバンクを行っている団体では、受け入れた食品を児童養護施設、母子生活支援施設、生活困窮者支援団体、個人支援、災害支援団体、子ども食堂等に提供していることが多いことから、貧困対策の役割を担っていると考えられるものでございます。また、これまで見えてこなかった貧困がコロナ禍によって顕在化してきたことで、企業や市民からの食品の寄贈の問い合わせもふえてきております。

しかし、フードバンクを運営するには、 設置場所の確保をはじめ、提供食品の受け 取り基準や食品受け取り先とのルールづく り、提供された食品の配分調整、品質・衛 生管理方法、食品取り扱い情報の管理方法 など、事業の継続性、安定性の確保には多 くの課題が考えられることから、慎重に取 り組まなければならないと考えておりま す。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 ご答弁ありがとうございま す。

しかし、フードバンク立ち上げの機運が だんだんだんだん高くなってきていると私 も感じています。フードバンクは、食品ロ スの改善とかごみ減量、それから貧困対策、それから、先ほど議論にありましたけども、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の対策でも役立っているところもあります。それから、SDGsの多くのターゲットを向上させるためにも画期的な取り組みであると思いますけれども、最後に森山市長に、フードバンクについての見解、どのようにお考えなのか、ご答弁をいただきたいと思います。

- ○南野直司議長 市長。
- ○森山市長 フードバンクについてのお尋ね でございますけれども、その前に、この議 会を通じてでも、各議員からも子どもの貧 困対策の話が出ていたと思いますが、この 子どもの貧困対策は、口で言うのは簡単で ございますが、なかなか複雑といいます か、要因が絡まった大変難しくも大切なテ ーマと言ってもいいと思います。これさえ 実行すればいいんだという特効薬があるよ うでなかなか見つからないというのも事実 でございます。教育の支援、生活の支援、 就労の支援等々、総合的、横断的な施策の 推進が必要でございます。生活困窮者や子 ども食堂への食品の提供を行っている団体 というのはたくさんあるわけでございま す。その中で、このフードバンクもその一 つでございますけれども、貧困対策として の役割が非常に大きいことは認識をいたし ております。

先ほど担当からも話がありましたように、限られた財源、限られたマンパワーの中ではありますけれども、みんなが安心して子どもを産み育てることができるとともに、子どもの最善の利益を確保しながら子どもが育つことができる環境づくりを行ってまいりたいと思います。

以上です。

- ○南野直司議長 藤浦議員。
- ○藤浦雅彦議員 ありがとうございました。 本市もふーどばんくOSAKAと連携協定 を既に結んでおられると思いますが、今 後、その中で、摂津市でもフードバンクが しっかり立ち上げられるように私も努力し てまいりたいと思います。

以上で質問を終わります。

○南野直司議長 藤浦議員の質問が終わりま した。

以上で一般質問が終わりました。 暫時休憩します。

(午後3時17分 休憩)

(午後3時50分 再開)

○南野直司議長 再開します。

生活環境部長より、先ほどの増永議員の質問、有機フッ素化合物(PFOA)汚染についての補足答弁の申し出がございましたので、許可します。生活環境部長。

○松方生活環境部長 先ほどの大阪市会における質問に関しまして、確認できました内容をご答弁させていただきます。

今年7月28日の大阪市会の特別委員会におけるご質問に対しまして、大阪市の担当課長の答弁におきまして、「摂津市内の事業所における放流水の管理についてございますが、PFOAにつきましては、水質汚濁防止法及び下水道法において排出基準は定められておりませんが、水環境への負荷を軽減する観点から、一般的な有害物質も排出基準が環境基準の10倍とされていることに準じ、暫定的な目標値の10倍となる500ナノグラム毎リットルを管理値目安として設定し、放流水中の濃度を定期的に測定していると聞いております」とのご答弁でございます。大阪市に確認しましたところ、摂津市内の事業所からの確認

ではなく、大阪府からの確認事項であるということでございます。

以上です。

○南野直司議長 それでは、進めさせていた だきます。

日程2、議案第64号など12件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任 委員長

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

○三好義治総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第70号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第77号、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分、以上2件について、12月2日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

- ○南野直司議長 文教上下水道常任委員長。 (弘豊文教上下水道常任委員長 登壇)
- ○弘豊文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を 行います。

11月30日の本会議において、本委員会に付託されました議案第64号、令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)、議案第65号、令和3年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)、議案第73号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件、議案第74号、財産の無償譲渡の件及び議案第77号、令和3年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分、以上5件について、12月1日に委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しま

した結果、全員賛成をもって可決すべきも のと決定しましたので報告します。

○南野直司議長 民生常任委員長。

(香川良平民生常任委員長 登壇)

○香川良平民生常任委員長 ただいまから、 民生常任委員会の審査報告を行います。

11月30日の本会議において、本委員 会に付託されました議案第66号、令和3 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)、議案第67号、令和3年度摂 津市介護保険特別会計補正予算(第2 号)、議案第68号、令和3年度摂津市後 期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)、議案第71号、摂津市立体育館条例 の一部を改正する条例制定の件、議案第7 2号、摂津市国民健康保険条例の一部を改 正する条例制定の件、議案第75号、指定 管理者指定の件(摂津市立味舌体育館)及 び議案第77号、令和3年度摂津市一般会 計補正予算(第10号)所管分、以上7件 について、12月1日、委員全員出席の下 に委員会を開催し、審査しました結果、い ずれも全員賛成をもって可決すべきものと 決定しましたので報告します。

○南野直司議長 委員長の報告が終わり、質 疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、 議案第73号、議案第74号、議案第75号及び議案第77号を一括採決します。 本12件について、可決することに異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本12件 は可決されました。

日程3、議案第80号を議題とします。 提案理由の説明を求めます。総務部長。 (山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 それでは、議案第80号、 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第1 1号)につきまして、提案内容をご説明いたします。

本件につきましては、政府が令和3年1 1月19日に閣議決定した経済対策のうち、子育て世帯に対する子ども一人当たり 10万円相当の給付を全額現金で給付するために必要となる事業の予算を計上するものでございます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,907万円を追加し、その総額を435億2,912万6,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款 15国庫支出金、項2国庫補助金6億6, 907万円の増額は、子育て世帯臨時特別 給付金事業費補助金及び事務費補助金でご ざいます。

次に、歳出についてでございますが、款 3民生費、項2児童福祉費6億6,907 万円の増額は、子育て世帯臨時特別給付金 の給付に要する費用でございます。

以上、議案第80号、令和3年度摂津市 一般会計補正予算(第11号)の内容説明 とさせていただきます。

- ○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。弘議員。
- ○弘豊議員 それでは、確認の意味も込めて 質疑をさせていただきたいと思います。

今回の議案については、子育て世帯臨時特別給付金ですね。11月30日の本会議で補正予算第9号で説明された分、そのときの説明ではとりあえず5万円の給付ということでありましたけれども、今回は10万円全部の給付ということになるわけです。11月30日の本会議でご説明いただいて、それ以降の変化といいますか、変更点、その点についてまずお聞きしておきたいと思います。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 今回の補正につきま して、まず、前回の補正のほうから説明さ せていただきますと、当初、10万円相当 の支給が閣議決定されておりまして、その うち5万円を年内に先行給付するという取 り扱いがされておりました。これは、児童 手当を受給されています15歳までの方 で、公務員の方につきましては、従来、勤 務先からの支給となっておりますので、補 正予算可決後、公務員の方を除いた対象の 方へ5万円を給付する手続に入っておりま した。まず、対象者のほうへ案内を送付 し、摂津市といたしましては、12月23 日に振り込みますという通知とともに、拒 否される場合については連絡を下さいとい う対応でございました。対象人数といたし ましては9,953人、対象世帯としまし ては6,113世帯でございます。

今回、政府関係で審議されております中から、この残っている5万円相当のクーポンの取り扱いが当初議論されておりましたけれども、年内に一括して現金給付も可能

とする対応が確認される状況になりました ので、それに基づきまして、摂津市といた しましても、この12月23日にまた改め て10万円を給付させていただく案内をま ず発送させていただき、その確認の上で、 12月23日に一括で10万円を給付する 手続に入りたいという対応をいたしており ます。

- ○南野直司議長 弘議員。
- ○弘豊議員 前回の質疑の際にも、私のほうからも、やっぱりクーポンということになったら二度手間だし、事務の煩雑化ということもあって、できるなら現金給付ということも当時も言わせてもらったかと思います。実際、国会の議論等々をする中で、そのほうがということで今回決まったんだということからしてみれば、うれしく思っているところであります。

この間、12月23日の支給予定でということで動いてこられていたわけですけれども、その辺の事務上の問題については、今回、もう問題なくやれるのか、また、その後の児童手当給付以外の方への手続なんかについてもこの間説明いただいたとおりなのか、その2点をお聞きしておきたいと思います。

- ○南野直司議長 次世代育成部長。
- ○橋本次世代育成部長 改めまして10万円 の給付をさせていただく案内を大至急発送 させていただくことになります。それの取り扱いでまた時間を要さないよう、市民の皆さんのところへお届けでき、またその受給確認をさせていただくと。12月23日までの短期間でございますので、しっかり確認して対応したいというのが現状の対応です。

あと残り、高校生世代等につきまして は、まだ国からの必要な通達等は確認でき ておりませんけど、今後、10万円を一括 して取り扱いできるかどうか、しっかり確 認して案内をしてまいりたいと考えており ます。

- ○南野直司議長 ほかにありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○南野直司議長 以上で質疑を終わります。 お諮りします。

本件については、委員会付託を省略する ことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。福住 議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 それでは、公明党議員団を 代表しまして、市長が提案をされました議 案第80号につきまして、賛成の立場から 討論させていただきます。

コロナ禍のために、今年度は、不登校の 児童・生徒は19万人を超え、自らの命を 絶った子どもは400人を超えると言われ ています。

子育て世帯への臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症が長期化して、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、児童を扶養している者の年収が960万円以上の世帯を除いて、ゼロ歳から高校3年生までの子ども一人当たり10万円相当の給付を行うこととなりました。

まずは、中学生以下の子ども一人当たり 5万円の現金を、児童手当の仕組みを活用 して年内に給付できるよう進めていただい ています。そして、来年春の卒業、入学、 進級に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる5万円相当のクーポン券給付を行うという方向性に落ち着きました。

しかし、地方自治体の意見や、報道でも 頻繁に取り上げられるほか、臨時国会での 代表質問でも議論をされ、数多くの意見が 飛び交い、国民の関心事となっていきまし た。また、対象の子育て世帯にあっては一 日も早い給付を望んでいるところでもあり ます。

そうした状況にあって、私たち公明党議員団は、12月9日、森山市長に子育て世帯への臨時特別給付金における緊急要望書を提出させていただき、子育て世帯臨時特別給付金のクーポン5万円分を現金で対象世帯に給付することと、現金給付が可能となった場合は、10万円一括給付を含め、できる限り迅速に給付すること、この2点を要望させていただきました。

12月13日の衆議院予算委員会において、岸田文雄総理は、地方自治体が一括での現金給付を希望した場合に容認するというお考えを示されたことから、森山市長には速やかなご判断をいただきました。そして、担当の部長はじめ職員の皆様には、万全な体制を構築して実務に当たっていただいておりますことに心より感謝申し上げます。

どうか、令和3年度の締めくくりに、対象となる子育て世帯への大切な支援として、最後まで間違いのないよう、そして無事故で取り組んでいただきますことをお願い申し上げて賛成理由といたします。

- ○南野直司議長 ほかにありませんか。
 - (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○南野直司議長 以上で討論を終わります。議案第80号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方

の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議会議案第10号及び議会議案 第11号を議題とします。

お諮りします。

本2件については、提案理由の説明を省 略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終 わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略す ることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう に決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。野口 議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 日本共産党議員団を代表し、 議会議案第10号に対する反対討論を行い ます。

国際的犯罪行為である拉致問題は、一刻 も早い解決が求められる重大問題です。我 が党は、その解決のために一貫して力を尽 くしてきました。

ただ、本決議は、中高生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールへの参加推進など、学校教育への内容の介入、教育の自主性の侵害に道を開きかねないものです。拉致問題については、解決を

目指すための宣伝啓発はもとより、学校教 育の場で取り上げることも十分あり得ま す。しかし、その際に用いる教材や手法は ○南野直司議長 再開します。 学校現場が自主的に決めるべきものです。 拉致問題の解決は国民の強い願いであり、 我が党もその解決に全力を尽くすものです が、理解を深めることを口実に、教育への 介入と自主性への侵害はあってはならない ものです。

以上、討論といたします。

○南野直司議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 以上で討論を終わります。 議会議案第10号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方 の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議会議案第11号を採決します。

本件について、可決することに異議あり ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本件は可 決されました。

ここで、議事の都合上、暫時休憩しま

(午後4時11分 休憩)

(午後4時13分 再開)

○南野直司議長 再開します。

ただいま、香川議員ほか2名から児童虐 待における調査特別委員会設置に関する動 議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますの で、成立いたしました。

暫時休憩します。

(午後4時14分 休憩)

(午後4時58分 再開)

本日の会議時間は、議事の都合により、 あらかじめこれを延長します。

暫時休憩します。

(午後4時59分 休憩)

(午後5時38分 再開)

○南野直司議長 再開します。

先ほど提出されました児童虐待における 調査特別委員会設置に関する動議につきま しては、議会運営委員会での協議を下に、 議長として、今定例会での議題として取り 扱うことを見送ることと判断しました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで令和3年第4回摂津市議会定例会 を閉会します。

(午後5時39分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署 名する。

摂津市議会議長 南野直司

摂津市議会議員 香 川 良 平

摂津市議会議員 松本暁彦

☆ 添 付 資 料

令和3年第4回定例会審議日程

月日	曜	会	議	名	内容	開議時刻
11 / 30	火	本会議	(第 1	日)	委員長報告(継続分) 提案理由説明・質疑・委員会付託・即決	10:00
					(議会議案届出締切 17:15)	
12 / 1	水				文教上下水道常任委員会 (第二委員会室)	10:00
					民生常任委員会(301会議室)	10:00
2	木 総務建設常任委員会(301会議室)				10:00	
					委員会予備日	
					(一般質問届出締切 12:00)	
3	金				委員会予備日	
4	\oplus					
5						
6	月					
7	火					
8	水					
9	木					
10	金			_	議会運営委員会(第一委員会室)	10:00
11	(±)			_		
12	\blacksquare					
13	月			_		
14	火	本会議	(第2	2日)	一般質問	10:00
15	水	本会議	(第3	日)	一般質問・委員長報告(休会分)・議会議案	10:00
					議会運営委員会(第一委員会室)	本会議終了後

議案付託表

令和3年第4回定例会

〈総務建設常任委員会〉

- 議案 第 70 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 77 号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分

〈文教上下水道常任委員会〉

- 議案 第 64 号 令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案 第 65 号 令和3年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案 第 73 号 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 74 号 財産の無償譲渡の件
- 議案 第 77 号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分

〈民生常任委員会〉

- 議案 第 66 号 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案 第 67 号 令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案 第 68 号 令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案 第 71 号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 72 号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案 第 75 号 指定管理者指定の件(摂津市立味舌体育館)
- 議案 第 77 号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第10号)所管分

令和3年 第4回定例会 一般質問要旨

質問順位

1番	出口こうじ議員	2番	村上英明議員	3番	香川良平議員
+ #		<i>2</i> ш		ОШ	

4番 水谷毅議員 5番 光好博幸議員 6番 塚本崇議員

7番 福住礼子議員 8番 三好義治議員 9番 西谷知美議員

10番 嶋野浩一朗議員 11番 弘豊議員 12番 松本暁彦議員

13番 森西正議員 14番 増永和起議員 15番 藤浦雅彦議員

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

1番 出口こうじ議員

- 1 保育環境の整備について
- 2 淀川沿川のまちづくりとBID制度について
- 3 新聞を活用した学校教育について
- 4 遊休農地の処理や鳥飼なすのブランディング化について

2番 村上英明議員

- 1 健康診査の受診率向上について
- 2 鳥飼地域での通学区域ごとの将来的な学校のあり方について
- 3 鳥飼まちづくりグランドデザインについて
- 4 気象予報士による防災力向上について

3番 香川良平議員

- 1 市民税1,500万円誤還付事件について
- 2 喫煙所設置について
- 3 JR千里丘駅連絡通路の雨漏りについて

4番 水谷毅議員

- 1 公共施設のWi-Fi環境の整備について
- 2 アフターコロナの健康施策について
- 3 市民課窓口のコロナ対策について
- 4 市内道路の渋滞対策について
- 5 学校現場でのコロナ対策について
- 6 電子図書と郵便貸し出しについて

5番 光好博幸議員

- 1 地域コミュニティの活性化について
- 2 災害に強いまちづくりについて
- 3 鳥飼地域のまちづくりについて

6番 塚本崇議員

- 1 困窮家庭への支援について
- 2 本市教育レベルの向上について
- 3 テレワーク推進について
- 4 PFOAについて

7番 福住礼子議員

- 1 市立体育館のエアコン設置について
- 2 乳がん検診無料クーポンの対象年齢について
- 3 子育て世代包括支援センターの制度の拡充について
 - (1) 産前産後サポート事業について
 - (2) 産後ケア事業について
 - (3) 多胎児家庭の支援について
- 4 子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨再開について

8番 三好義治議員

- 1 人材育成基本方針及び人材育成実施計画について
- 2 鳥飼和道交差点安全対策について

9番 西谷知美議員

- 1 おむつの持ち帰り問題について
- 2 千里丘新町における保育園需要の対応について
- 3 中学校給食の計画について
- 4 北摂近隣市と比較した摂津市の市民活動について
- 5 移動サービスについて

10番 嶋野浩一朗議員

- 1 大規模開発に伴う周辺の道路環境整備について
- 2 特殊詐欺等の対策について
- 3 淀川の舟運を活用した鳥飼地区の活性化について

11番 弘豊議員

- 1 新型コロナ対策の現状と課題について
 - (1) 感染拡大の第6波に備えた対策と求められる支援策について
 - (2) ワクチン接種のこれまでの取り組みと3回目接種について
 - (3) 原則自宅療養の見直しと、それでも想定される自宅療養者・自宅待機者に対する 支援策について
 - (4) 保健所の体制強化を大阪府に働きかけることについて
- 2 学童保育事業の民間委託の検証と今後の見通しについて
- 3 旧味舌小学校跡地の有効活用について
- 4 バス停に屋根やベンチを設置することについて

12番 松本暁彦議員

- 1 児童・生徒の生きる力を養う読書習慣の定着化に向けて
- 2 文化活動や地域コミュニティ活動の促進について
- 3 河川防災ステーション上部施設の構想について
- 4 健都発展の取り組みについて
 - (1) エリアマネジメント等について
 - (2) イノベーションパークについて

13番 森西正議員

- 1 茨木市とのごみ処理広域化について
- 2 道路対策について

14番 增永和起議員

- 1 有機フッ素化合物 (PFOA) 汚染について
- 2 自衛隊に若者の名簿を本人にも知らせず提供していることについて
- 3 国民健康保険料を値下げすることについて
- 4 こどもの貧困について
- 5 摂津市の学校トイレに生理用品を常備することについて

15番 藤浦雅彦議員

- 1 マイタイムラインの取り組みと個別避難計画の策定及び自主防災組織の支援について
- 2 府道大阪高槻京都線の千里丘交差点大阪側京都行歩道を吹田市都市計画道路「千里丘 朝日が丘線」の完成に合わせてバリアフリー改修することについて
- 3 府道沢良宜東千里丘停車場線の事業決定と廃止された部分の復活の必要性について
- 4 山田川沿いの管理用通路を遊歩道に整備し、安全な通学路及び明和池公園に通じる散 策路にすることについて
- 5 摂津市消防第四分団の屯所建て替え問題について
- 6 コミュニティスクールの導入と地域学校協働本部について
- 7 誰一人取り残さない持続可能な開発目標SDGsの達成に向けた取り組みについて
- 8 子ども食堂の支援について
- 9 子どもの貧困対策について

議決結果一覧

議決結果一覧 議案番号				件名	議決月日	結果
認定	第	1	号	令和2年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定	第	2	号	令和2年度摂津市水道事業会計決算認定の件	11月30日	認定
認定	第	3	号	令和2年度摂津市下水道事業会計決算認定の件	11月30日	認定
認定	第	4	号	令和2年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定	第	5	号	令和2年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定	第	6	号	令和2年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳 出決算認定の件	11月30日	認定
認定	第	7		令和2年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	11月30日	認定
認定	第	8	号	令和2年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の 件	11月30日	認定
議案	第	64	号	令和3年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)	12月15日	可決
議案	第	65	号	令和3年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)	12月15日	可決
議案	第	66	号	令和3年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	12月15日	可決
議案	第	67	号	令和3年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)	12月15日	可決
議案	第	68	号	令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	12月15日	可決
議案	第	69	号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	11月30日	同意
議案	第	70	号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	12月15日	可決
議案	第	71	号	摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件	12月15日	可決
議案	第	72	号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	12月15日	可決
議案	第	73	号	摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件	12月15日	可決
議案	第	74	号	財産の無償譲渡の件	12月15日	可決
議案	第	75	号	指定管理者指定の件(摂津市立味舌体育館)	12月15日	可決
議案	第	76	号	令和3年度摂津市一般会計補正予算(第9号)	11月30日	可決
議案	第	77	号	令和3年度摂津市一般会計補正予算(第10号)	12月15日	可決
議案	第	78	号		11月30日	可決
議案	第	79	号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報 酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	11月30日	可決
議案	第	80	号	令和3年度摂津市一般会計補正予算(第11号)	12月15日	可決
議会議案	第	10	号	北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための取組 を推進する決議の件	12月15日	可決
議会議案	第	11		文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書の件	12月15日	可決